

平成28年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月9日(水)	
○町長挨拶	6
○管理職の紹介	8
○臨時議長の紹介	9
○臨時議長の挨拶	9
○開会及び開議	9
○議事日程の報告	9
○仮議席の指定	9
○議長の選挙	10
○議長就任の挨拶	11
○議事日程の追加	11
○議案等の説明のため出席した者の紹介	11
○議席の指定	12
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	12
○副議長の選挙	12
○副議長就任の挨拶	13
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任	13
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選	15
○広報常任委員会委員の指名	16
○広報常任委員会正副委員長の互選	16
○議会運営委員会委員の選任	16
○議会運営委員会正副委員長の互選	17
○皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙	17
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	18
○皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	18
○諸般の報告	19
○町政に対する一般質問	21
3番 小杉修一 議員	21
12番 宮原睦夫 議員	27
8番 新井達男 議員	35
5番 常山知子 議員	38
4番 宮前司 議員	47

2番 林 太 平 議員	5 1
11番 内 海 勝 男 議員	5 4
○日程の追加	6 2
○町長提出議案の報告及び一括上程	6 3
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第1号 皆野町行政不服審査会条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	6 4
・議案第2号 皆野町行政不服審査法関係手数料条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	6 8
・議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について	
○散会について	7 3
○次会日程の報告	7 3
○散 会	7 3



3月10日（木）

○開 議	7 7
○議事日程の報告	7 7
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第7号 皆野町水と緑のふれあい館における指定管理者の指定について	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	8 2
・議案第9号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	8 7
・議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を	

改正する条例の制定について

○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	89
・議案第12号 皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	90
・議案第13号 皆野町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第14号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	96
・議案第15号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	100
・議案第16号 皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	101
・議案第17号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	
○日程の追加	102
○議案第18号の説明	103
・議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算	
○議案第19号の説明	109
・議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第20号の説明	112
・議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第21号の説明	116
・議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について	117
○次会日程の報告	118
○延 会	118



○開 議	1 2 1
○議事日程の報告	1 2 1
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 2 1
・議案第 1 8 号 平成 2 8 年度皆野町一般会計予算	
○会議時間の延長	1 5 5
○延会について	1 6 0
○次会日程の報告	1 6 1
○延 会	1 6 1



3月14日（月）

○開 議	1 6 6
○議事日程の報告	1 6 6
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 6 6
・議案第 1 9 号 平成 2 8 年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 7 4
・議案第 2 0 号 平成 2 8 年度皆野町介護保険特別会計予算	
○発言の訂正	1 7 8
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 7 8
・議案第 2 1 号 平成 2 8 年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第 2 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 8
・議案第 2 2 号 平成 2 7 年度皆野町一般会計補正予算（第 4 号）	
○発言の訂正	1 9 4
○議案第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 9 5
・議案第 2 3 号 平成 2 7 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 2 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 9 7
・議案第 2 4 号 平成 2 7 年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 2 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 9 8
・議案第 2 5 号 平成 2 7 年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 2 6 号の説明、質疑、討論、採決	2 0 0
・議案第 2 6 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について	
○日程の追加	2 0 1
○承認第 1 号の説明、質疑、討論、採決	2 0 1
・承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	
○同意第 1 号の説明、質疑、討論、採決	2 0 2

・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	203
・同意第2号 監査委員の選任について	
○同意第3号、同意第4号の説明、同意第3号の質疑、討論、採決	204
・同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○同意第4号の質疑、討論、採決	205
・同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○同意第5号の説明、質疑、討論、採決	205
・同意第5号 公平委員会委員の選任について	
○同意第6号の説明、質疑、採決	206
・同意第6号 教育委員会委員の任命について	
○同意第7号から同意第20号の説明、同意第7号の質疑、討論、採決	208
・同意第7号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第8号の質疑、討論、採決	208
・同意第8号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第9号の質疑、討論、採決	209
・同意第9号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第10号の質疑、討論、採決	209
・同意第10号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第11号の質疑、討論、採決	210
・同意第11号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第12号の質疑、討論、採決	210
・同意第12号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第13号の質疑、討論、採決	210
・同意第13号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第14号の質疑、討論、採決	211
・同意第14号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第15号の質疑、討論、採決	211
・同意第15号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第16号の質疑、討論、採決	212
・同意第16号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第17号の質疑、討論、採決	212
・同意第17号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第18号の質疑、討論、採決	213
・同意第18号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第19号の質疑、討論、採決	213
・同意第19号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第20号の質疑、討論、採決	214

・ 同意第 20 号 農業委員会の委員の任命について	
○ 請願の審査報告	2 1 4
○ 平成 27 年請願第 2 号の報告、質疑、討論、採決	2 1 4
・ 平成 27 年請願第 2 号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願	
○ 陳情の審査	2 1 7
○ 陳情第 1 号の上程、報告	2 1 7
・ 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の できる窓口などの設置を求める陳情	
○ 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	2 1 8
○ 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	2 1 8
○ 広報常任委員会の閉会中の継続調査について	2 1 8
○ 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	2 1 9
○ 議決事件の字句及び数字等の整理	2 1 9
○ 閉会について	2 1 9
○ 閉 会	2 1 9

○ 招 集 告 示

皆野町告示第5号

平成28年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月1日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成28年3月9日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

平成28年第1回皆野町議会定例会 第1日

平成28年3月9日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、町長挨拶
- 1、管理職の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長の挨拶
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、議事日程の追加
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任
- 1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選
- 1、広報常任委員会委員の指名
- 1、広報常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 1、諸般の報告
- 1、町政に対する一般質問
 - 3番 小 杉 修 一 議員
 - 12番 宮 原 睦 夫 議員
 - 8番 新 井 達 男 議員
 - 5番 常 山 知 子 議員
 - 4番 宮 前 司 議員

2番 林 太 平 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第1号 皆野町行政不服審査会条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号 皆野町行政不服審査法関係手数料条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決

1、散会について

1、次会日程の報告

1、散 会

午前9時02分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
管 理 兼 計 画 課 長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活課長	浅見幸弘
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産 業 観 光 課 長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田 巖
------	------	----	------

○事務局長（米沢満夫） おはようございます。事務局長の米沢です。並びに書記の山田です。

議員各位におかれましては、早朝より本定例会にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

先般行われました皆野町議会議員一般選挙におきましてご当選されました議員の皆様方に改めてお祝いを申し上げます。今後とも、よろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



◎町長挨拶

○事務局長（米沢満夫） ここで、本定例会の開会に当たりまして、町長から議会招集のご挨拶をいただきます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第1回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

2月14日執行の皆野町議会議員一般選挙におきましては、多くの有権者の信任を得まして、見事当選の榮に浴されました12名の議員の皆様にご挨拶を申し上げます。町勢進展のため、今後におきましてもご指導をお願いし、ますますのご活躍をご期待申し上げます。これからも町執行部と皆野町議会とは、車の両輪のごとく適度な緊張と厚い信頼関係のもとに夢を育める安全で安心な快適なまちをめざして、日本一住みよいまちづくりを進めていきたいと思っております。

来る11日は、東日本大震災発生から5年を迎えることになりました。犠牲になりました多くのお亡くなりになった方々に改めて哀悼の誠をささげます。ご家族やご親族を亡くしました皆様のご心痛は、いまだ癒えることはありません。国では、復興事業、復旧工事や原発事故処理や除染対策など、懸命に取り組んでいますが、避難生活を余儀なくされている多数の方々のご一日も早いふるさとへの生活復帰ができることを願ってやみません。

それでは、平成28年度の主要施策について申し上げます。1つ、楽しく子育てで元気で長生き対策、2つ、安全、快適なまちづくり、3つ、教育、文化、スポーツの推進、4つ、豊かな自然と産業が息づくまちづくり、5つ、地域コミュニティの推進と財政の健全化の5項目を重点施策として取り組んでまいります。

まず、高レベルにあると自負している子育て支援について、新たに学童保育所負担金を無料として、働く保護者の支援を強化します。新たに糖尿病早期発見重症化予防事業に取り組み、合併症の予防と健全な日常生活の確保につなげます。ことしはリオオリンピック開催年、また4年後の東京オリンピック開催にちなみ、ワンワン運動として子供から大人まで1人1日1回運動の推奨により、心身の健康はみずからづくり、みずから守ることを奨励します。

2つ目、安全、快適なまちづくりとして、緊急車両の通行不能区間の解消に向けて、生活道路の整備を図ります。継続して進めています消防団の再編強化につきましては、今年度は第2分団詰所建設と車両の更新をいたします。あわせて昨年度に続き、団員報酬の増額を図ります。

3つ目、教育、文化、スポーツの推進ですが、学力の向上と英語を中心にしたグローバル教育に取り組

みます。引き続き国際交流と文化、芸術体験事業を進めます。

4つ、豊かな自然と産業が活きづくまちづくりとして、道の駅みなもの、農産物直売所を中心とした農作物や加工品の研究開発支援やことしにぎわい創出事業として皆野見本市を開催します。猟友会における有害鳥獣駆除対策の支援強化を図ります。

5つ、地域コミュニティの推進と財政の健全化については、引き続き笑顔と挨拶が行き交うまちづくり運動と、新たに声かけ回覧を推奨します。これは、区長会、民生委員協議会、コミュニティ協議会において連携し、月に数回ある回覧を声かけ手渡し回覧として互いの安否の確認、防犯、きずなの醸成を図り、日々顔が見え、幸せを感じる日本一住みよいまちにつなげていきます。全ての町の事務事業を進めるには、健全な財政の裏打ちがあってからこそであります。入りをはかりて出るを制すを念頭にした行財政運営により、健全財政を堅持してまいります。

このような施策に対する予算は、一般会計においては39億6,000万円であります。国保など3特別会計予算は25億8,404万円であり、合わせた予算総額は65億4,404万円であります。予算執行においてはスピード感を持って、最少の経費で最大を効果を上げるべく取り組んでまいります。

ここで、明るい話題を申し上げます。まず、1点目ですが、金沢小学校が開校して3年となります。この校舎等の有効活用については、幾多の経緯を経て町内の清水病院において介護予防施設として活用するため諸準備を進めてきました。校舎、教室、校庭という学校の特性を生かした国語、算数、体育などから成るももとせ学校、百歳学校として、4月1日に開校、オープンします。地域雇用も期待でき、進む高齢社会に適合する施設として活用ができることになりました。全国的にも小中学校の閉校が進んでいますが、この有効活用の模範的な事例であると言えます。

次に、皆野町大淵の前原の不整合を含む6露頭と9件の化石標本が、この3月1日に古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群として国の天然記念物に指定されました。これは、埼玉県内では48年ぶりの指定という快挙であります。このようなすばらしい出来事を記念して、町では古秩父湾と幻の生物たちと題して、国指定天然記念物特別講演会を開催いたします。3月16日午後6時半から文化会館3階におきまして、町文化財審議員でありパレオパラドキシアの発見者でもある大淵在住の坂本治氏と県自然の博物館学芸員の北川博道氏による講演をいたします。秩父地域にまつわる興味津々の講演が期待できますので、議員の皆様のご聴講をいただきたいと思います。

次に、皆野町からJリーガー誕生です。役場庁舎ベランダにも掲げてありますが、福田友也くん23歳は、皆野町大淵出身で、皆野サッカースポーツ少年団を経て、正智深谷高校から国士舘大学の副キャプテン、そして現在はFC町田ゼルビアのJリーガーとして活躍しています。皆野町出身を誇りに大いに活躍することを期待します。

最後に、皆野町腰区内に企業が進出していただくことになりました。ここ数年、企業、事業所、商店などの町外移転や廃業、閉店などが見られましたが、久々の朗報であります。秩父市黒谷に所在の大曽根商事株式会社においては、業務拡張等により工場が手狭になり、移転先を検討されておりました。このようなことから、ぜひ皆野町への進出をと懇願いたしましたところ、企業立地要件等も整いまして、当町への進出が成立いたしました。まことにありがたいことであり、もろ手を挙げて大歓迎であります。大曽根商事は、食品製造業で、主に乳酸菌の培養及び真空凍結乾燥によるサプリメントの製造を行っている会社です。皆野工場の概要は、工場敷地は2,000平方メートル余り、鉄骨3階建て、延べ床面積は2,200平方メートルで、この夏から秋に着工し、来春に操業を開始する予定であります。雇用機会の増加、税収増、商店、

食堂等の消費拡大など幅広い分野において進出効果が見込まれるなど、町の活性化が期待できるものであります。

本定例会におきましてご審議賜る町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、47議案であります。よろしくご審議を賜り、可決いただけますようお願い申し上げます。初議会開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

○事務局長（米沢満夫） ありがとうございます。



◎管理職の紹介

○事務局長（米沢満夫） 次に、執行部出席者について、土屋副町長より職員の紹介をお願いいたします。

○副町長（土屋良彦） おはようございます。副町長の土屋良彦でございます。

本日は、改選後初議会でありますので、私から説明のために参与席におります教育長以下幹部職員の紹介をいたします。

教育長の豊田尚正でございます。

○教育長（豊田尚正） おはようございます。教育長の豊田尚正です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦） 総務課長の川田稔久でございます。

○総務課長（川田稔久） おはようございます。総務課長の川田稔久です。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 町民生活課長の浅見幸弘でございます。

○町民生活課長（浅見幸弘） おはようございます。町民生活課長の浅見幸弘です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦） 健康福祉課長の浅見広行でございます。

○健康福祉課長（浅見広行） 浅見広行です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 税務課長の豊田昭夫でございます。

○税務課長（豊田昭夫） おはようございます。税務課長の豊田昭夫でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 産業観光課長の村田晴保でございます。

○産業観光課長（村田晴保） おはようございます。産業観光課長の村田晴保です。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 建設課長の長島弘でございます。

○建設課長（長島 弘） 建設課長、長島弘です。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 会計管理者兼ねて会計課長の玉谷泰典でございます。

○会計管理者兼会計課長（玉谷泰典） おはようございます。会計管理者兼会計課長の玉谷泰典です。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 教育次長の高橋修でございます。

○教育次長（高橋 修） おはようございます。教育次長の高橋修でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副町長（土屋良彦） 以上が幹部職員でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わります。

◇

◎臨時議長の紹介

○事務局長（米沢満夫） それでは、これより平成28年第1回皆野町議会定例会が開かれるわけでございますが、ここで臨時議長をご紹介させていただきます。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、年長の宮原睦夫議員をご紹介申し上げます。

宮原睦夫議員、直ちに議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 宮原睦夫議員議長席に着く〕

◇

◎臨時議長の挨拶

○臨時議長（宮原睦夫議員） おはようございます。ただいまご紹介いただきました宮原睦夫でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

◇

◎開会及び開議の宣告

（午前9時17分）

○臨時議長（宮原睦夫議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより平成28年第1回皆野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（宮原睦夫議員） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（宮原睦夫議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長の選挙

○臨時議長（宮原睦夫議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に大塚鉄也議員、林太平議員、小杉修一議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に大塚鉄也議員、林太平議員、小杉修一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（宮原睦夫議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

大 澤 径 子 議員 8票

内 海 勝 男 議員 2票

新井達男議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、大澤径子議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 臨時議長（宮原睦夫議員） ただいま議長に当選されました大澤径子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議長就任の挨拶

- 臨時議長（宮原睦夫議員） ただいま議長に当選されました大澤径子議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔議長 大澤径子議員登壇〕

- 議長（大澤径子議員） 大澤径子でございます。ただいまは多くの議員の皆様のご支持をいただき、大変ありがとうございました。

町民の負託に応えるよう、公平公正な議会運営を目指し、皆野町議会の代表として真摯に取り組んでまいり所存でございます。どうぞ議員の皆様のご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げまして、議長就任の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

- 臨時議長（宮原睦夫議員） これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力大変ありがとうございました。

大澤径子議長、議長席にお着き願いたいと思います。

〔議長 大澤径子議員議長席に着く〕



◎議事日程の追加

- 議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

ここで、お手元に配付の平成28年第1回皆野町議会定例会追加議事日程のとおり日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定しました。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため出席を求め、またはその委任を受けて出席された関係者は、参与席の諸君でございます。

◇

◎議席の指定

○議長（大澤径子議員） 日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

本議席は、お手元に配付した議席表により、ただいまご着席のとおり指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において

1番 大塚鉄也 議員

2番 林 太平 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期案のとおり、本日から3月16日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの8日間と決定いたします。

◇

◎副議長の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたします。

副議長に大澤金作議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大澤金作議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大澤金作議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました大澤金作議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。



◎副議長就任の挨拶

○議長（大澤径子議員） ただいま副議長に当選されました大澤金作議員に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

大澤金作議員。

〔副議長 大澤金作議員登壇〕

○副議長（大澤金作議員） 大澤金作でございます。ただいま議長のほうより副議長の指名を受けました。

何かと私も初めてのことでございます。恐れながら一生懸命議長を補佐いたしまして、そして健全なる議会の運営に努めたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。



◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任

○議長（大澤径子議員） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の定数は、皆野町議会委員会条例第2条により、総務教育厚生常任委員会6人、産業建設常任委員会6人、広報常任委員会6人と定められております。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することに定められております。

お諮りいたします。この件につきましては、最初に総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の2委員会について所属委員会の希望をお聞きして、慎重に選考し、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

それでは、用紙を配付いたします。

配付されました用紙に、所属を希望する委員会の番号に丸をつけて議員氏名を記入願います。

〔用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

用紙を取りまとめます。

1 番議員より順次提出願います。

〔用紙提出〕

○議長（大澤径子議員） 提出漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 全員提出と認めます。

選考のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時46分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員の指名をいたします。

努めて希望に沿うように選考いたしました。が、全て希望どおりにはまいりませんので、その点ご了承願います。

それでは、総務教育厚生常任委員会の委員から指名いたします。

林 太平 議員 常山 知子 議員 新井 達男 議員

大澤 径子 議員 四方田 実 議員 宮原 睦夫 議員

以上、6人を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

大塚 鉄也 議員 小杉 修一 議員 宮前 司 議員

若林 光雄 議員 大澤 金作 議員 内海 勝男 議員

以上、6人を指名いたします。

総務教育厚生常任委員会委員、産業建設常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、広報常任委員会委員の指名を行います。

お諮りいたします。この件につきましては、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前10時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤径子議員） ただいま広報常任委員会委員の指名ということをお話しいたしましたが、その議案については次に回し、先に日程第6、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の諸君は、委員会条例第9条第1項並びに第2項の規定に基づき、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時13分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長 新井達男 議員

総務教育厚生常任委員会副委員長 林 太平 議員

産業建設常任委員会委員長 宮前 司 議員

産業建設常任委員会副委員長 小杉修一 議員

以上の方々が委員長、副委員長に互選されましたので、ご報告申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時27分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎広報常任委員会委員の指名

○議長（大澤径子議員） これより広報常任委員会委員の指名をいたします。

大塚鉄也議員 林 太平議員 小杉修一議員
常山知子議員 大澤金作議員 新井達男議員
以上6人を指名いたします。

広報常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ広報常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。



◎広報常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤径子議員） 次に、広報常任委員会委員長並びに副委員長の指名をいたします。

広報常任委員会委員長に小杉修一議員、広報常任委員会副委員長に常山知子議員が互選されましたので、これをご報告申し上げます。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員、5番、常山知子議員、7番、大澤金作議員、8番、新井達男議員……

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任について、3番、小杉修一議員、4番、宮前司議員、5番、常山知子議員、7番、大澤金作議員、8番、新井達男議員、10番、四方田実議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時47分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議会運営委員会正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

委員長、四方田実議員、副委員長、常山知子議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

————— ◇ —————

◎皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第9、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を行います。

皆野・長瀬上下水道組合同約第5条第2項の規定により、本議会から4人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

皆野・長瀬上下水道組合議会議員に林太平議員、大塚鉄也議員、小杉修一議員、常山知子議員を指名い

たします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した林太平議員、大塚鉄也議員、小杉修一議員、常山知子議員を皆野・長瀬上下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した林太平議員、大塚鉄也議員、小杉修一議員、常山知子議員が皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第10、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

秩父広域市町村圏組合同規約第6条第2項の規定により、本議会から2人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に四方田実議員、若林光雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した四方田実議員、若林光雄議員を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した四方田実議員、若林光雄議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第11、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が来る4月7日に満了となります。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することに定められております。

選挙すべき人数は、委員4名、同補充員4名です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被指名人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

皆野町選挙管理委員会委員に、皆野町大字皆野2316番地4、中英二さん、皆野町大字皆野2173番地、金子利子さん、皆野町大字国神348番地、鈴木正文さん、皆野町大字金崎175番地、村田武保さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中英二さん、金子利子さん、鈴木正文さん、村田武保さんを皆野町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、中英二さん、金子利子さん、鈴木正文さん、村田武保さんが皆野町選挙管理委員会委員に当選されました。

皆野町選挙管理委員会委員の補充員は、補充員の順序を定めて指名することになっております。

補充員に、1番、皆野町大字皆野1972番地5、小林勝さん、2番、皆野町大字金沢148番地、四方田宣行さん、3番、皆野町大字皆野1918番地5、野口政則さん、4番、皆野町大字三沢1049番地、宮下照之さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小林勝さん、四方田宣行さん、野口政則さん、宮下照之さんを補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、小林勝さん、四方田宣行さん、野口政則さん、宮下照之さんが補充員に当選されました。



◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第12、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月18日、ちちぶ定住自立圏推進委員会が小鹿野町役場会議室で開催され、前議長が総務課長と出席いたしました。

25日には、秩父地域議長会第3回定例会が横瀬町で開催され、前正副議長が出席いたしました。

月がかわりまして1月6日、大宮で開催された豊かな埼玉をつくる県民の集いに、9日、秩父消防本部で開催された出初め式に、13日、埼玉県知事公館で開催された県と市議会議長会、町村議会議長会との新年懇談会に、22日、農園ホテルで開催されたちちぶ農業協同組合の新年祝賀会に前議長が出席いたしました。

28日には、秩父地域議長会主催の合同研修会で危機管理防災センターと陸上自衛隊広報センターの視察研修会に前正副議長と事務局長が出席いたしました。

月がかわりまして、2月23日にFIND Chichibuの中間報告会に、26日、埼玉県町村議町会主催の平成27年度定期総会及び自治功労表彰式において町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった者により、林豊前議員が全国町村議会議長会自治功労表彰を受賞されましたので、報告するとともに、お祝い申し上げます。

監査委員会から、例月出納検査並びに定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

皆野町人口ビジョン並びに皆野町まち・ひと・しごと総合戦略をご配付いたしました。ごらんいただきますようお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 皆野・長瀬上下水道組合議会からご報告をいたします。

ご承知のように、いよいよ来月1日より水道事業が秩父広域市町村圏組合のほうに移管になりますが、準備は万全に進行されているとお聞きしております。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 秩父広域市町村圏組合議会報告を前任の議員から申し送りをいただきましたので、報告を申し上げます。

平成28年2月24日、第1回定例会の開会をいたしました。会議の冒頭、管理者から議案第7号 秩父広域市町村圏組合水道事業の設置に関する条例について、厚生労働省への創設認可申請に議決証明が必要な

ため、開会日に即決をお願いしたいとの旨の挨拶がありました。そのため会期を2月24日から3月23日までとし、第7号以外の水道関係議案は委員会に付託とし、十分な審査の後、3月23日に審議されることになりました。

提出議案は、一般会計予算を初め水道関係議案8件を含む17件で、議員提出議案は1件です。当日は、一般会計予算、補正予算、水道関係の第7号議案を含む9議案は全て可決をされました。

以上、報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第13、町政に対する一般質問を行います。

通告順序に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。新しい議会が始まりましたが、引き続きよろしく願います。

前回議会において三沢小、皆野小の統合問題が白紙撤回されましたが、それは今後小規模校をいかに維持し、盛り上げていくかという課題に突き進んでいくこととなりますので、お互いに頑張らなければと考えるところであります。今回も質問いたしますが、いつもどおり明快なご返答を期待しております。

まずは、質問の1項目ですが、そのあたりにも関連しての質問で、それは少子化対策についてであります。先月発表された2015年人口増減の国勢調査速報値で、皆野町は県内市町村でワースト5位になっていました。数字が示すとおり、少子化が急激に進んでいます。基本的な対策をどう考え、具体的にやっていかれますか。

次に、質問の2項目ですが、空き家対策についてお伺いいたします。町内各所で空き家が大変ふえております。①、空き家バンクに登録をし、貸し家として有効活用を強力に進めるべきと考えますが、どのように考えられますか。

②、しっかりと調査ができないでしょうか。また、他の対策はありますか。

③、空き家を貸したり借りたりするのに当然手直しが必要になりますが、その辺の効果的な補助金を考えられないでしょうか。

質問の3項目は、秩父音頭の展望についてであります。先般1月に金子千侍先生が永眠されました。改めて哀悼の意とともに、多大なるご功績に感謝申し上げます。そして、今町民がとても心配しております。それは、秩父音頭家元がご逝去され、①、皆野町としては今後その発展をどのように考えておられますか。

次に、これは難しい問題なのかもしれませんが、②、家元をどのように守られますか。

そして、③、秩父音頭まつりはどのようにやっていかれますか。

以上、3項目、7点ほどよろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、少子化対策についてお答えします。当町の少子化対策、人口減少対策については、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において6回の委員会を経て、2月25日に皆野町人口ビジョン、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を決定しました。町の将来の方向と人口の展望を示す人口ビジョンにおいては、2060年の国立社会保障・人口問題研究所の予測人口は4,622人ですが、就労、結婚、子育て支援をさらに進め、8,000人程度と設定をしました。今後5年間に集中して取り組む施策の方向性を示した総合戦略においては、目標1、皆野町暮らしを実現できるまち、目標2、出会いを応援するまち、目標3、理想の子供数をかなえるまち、目標4、みんなが活躍するまちを基本目標として、集中して取り組んでいくこととなります。町の人口ビジョン、総合戦略を踏まえて、定住、移住が期待できる若者をターゲットに、情報発信サイト構築を図り、情報発信から出会い体験、結婚、出産、移住、定住につながる皆野ハートイベント事業とシルバー人材センターや農家を中心とした切り干しいも特産プロジェクト事業を地方創生加速化交付金対象事業として申請したところであります。大変採択基準が厳しいため、現在のところ採択は未定であります。

今後の総合戦略の推進ですが、町総合戦略推進委員会、町地方創生推進庁内会議に加えて、皆野魅力発掘創造会議なるものを設置して、各分野からの若い世代を中心に町の魅力の発見、創造、再認識等の検討や少子化対策を含めた総合戦略に盛り込まれた施策を実現していくための具体的な施策等を検討していただき、事業に反映する中で、基本4目標の実現を図りたいと思います。

2番、空き家対策についてお答えします。まず、空き家に対する基本的な考え方について申し上げます。さまざまな理由により空き家となった建物は、個人または法人の所有する財産であります。したがって、その空き家の適正管理は所有者の責務であると考えます。その空き家の有効活用の一つでもあります売買、賃借などについては、ちちぶ定住自立圏を形成する1市4町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部、FIND Chichibuちかいなか分科会が協力して、空き家バンクに登録の物件について、空き家所有者と空き家利用希望者との仲介、契約の連絡調整を行っております。当町においては、空き家の活用希望者においては土地建物の取引という専門分野でありますので、ちちぶ空き家バンクに登録していただく形で対応していく考えであります。単なる空き家の改修、リフォームの経費は、所有者や利用者において対応していただくこととなります。

3番の秩父音頭の展望についてお答えします。去る1月28日、金子医院長、秩父音頭家元の金子千侍様がお逝去されました。改めて謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

お尋ねの家元について申し上げます。秩父音頭家元については、金子家において金子伊昔紅、金子千侍と続いてきました。私のところにも数名から、家元はどうするのかという問い合わせもありましたので、金子家の継承者である長男に今後の家元に対する考え方をお聞きしました。その内容は、家元について数名から問い合わせがあった。家元の継承については決めかねている。しばらくは慎重に考えていくことにしたいとのことでありました。金子家の継承者である長男のこのような意向を尊重していくことが適正であり、多くの方が理解できる良策であろうと考えています。

今後の秩父音頭まつりにつきましては、ことしは48回を迎えますが、従来どおり、春に秩父音頭まつり実行委員会特別委員会を開催し、祭りの骨格を検討、決定し、夏に実行委員会全体会議を開催し、具体的な祭りの取り組みを決定、合意し、各部会において具体的に準備を進めていく従来の方式といたします。

継続は力なりと申しますが、多くの祭りイベントは毎年元気に楽しくにぎやかに続けていくことが価値あるものと言えます。また、正調秩父音頭の伝承については、秩父音頭保存会において普及、伝承していく考えであります。金子千侍家元のご逝去は、秩父音頭におきましても大きな痛手ではありますが、町民の皆様の秩父音頭を愛する心、秩父音頭まつりを盛り上げる多くの皆様の心意気を土台に、秩父音頭発祥のまちづくりを進めてまいります。

その他、必要に応じて担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんから通告のありましたご質問にお答えをいたします。

初めに、1の質問事項、少子化対策についてお答えをいたします。皆野町人口ビジョン、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり実施した町民意識調査では、人口減少について若い世代の多くの方が危機感を有しておりました。このことから、人口減少の問題に関する認識を住民が共有し、子供たちの皆野町への愛着心を育み、若い世代が皆野町で就労、結婚、子育てが行えるまちを目指し、2060年の将来人口8,000人程度を実現するために、就労、結婚、子育てを支援するため、3つの基本方向を定めました。

1つは、本町の近年の合計特殊出生率が平成17年から平成25年の平均で1.34となっております。町民意識調査の結果では、女性の希望出生率は2.15でありましたので、理想の子供数の実現に向けた取り組みを進め、合計特殊出生率を高めてまいります。2つ目は、若い世代の転出が多い状況にあります。しかし、町民意識調査の結果によりますと、本町への定住の意向は高く、このことから就労、結婚、子育てなど若い世代の希望を実現する取り組みを進め、転出する方を減少させ、本町からの移動率の縮小を図ってまいります。3つ目は、合計特殊出生率の上昇、移動率の縮小だけでは、2060年の将来人口8,000人程度とすることは困難でありますので、本町が子育てをする世代に移住の地として選ばれる取り組みを進め、本町に転入される方をふやしてまいります。

この3つの基本方向による平成27年度から平成31年度までの5年間に集中して取り組む各基本目標ごとの主なものを申し上げますと、目標1の皆野暮らしを実現できるまちの実現に向け、住まいの支援への取り組みを初め、交通の利便性の向上、愛着意識の醸成、暮らしやすさの向上、皆野まるごと情報発信への取り組みを進めてまいります。目標2の出会いを応援するまちの実現に向け、出会いのきっかけづくり、結婚機運の高揚への取り組みを進めてまいります。目標3の理想を子供数をかなえるまちの実現に向け、経済的な支援への取り組みを初め、保育環境の充実、医療体制の充実、多彩な働き方の普及を進めてまいります。目標4のみんなが活躍するまちの実現に向け、就労の場の確保への取り組みを初め就業しやすい環境づくり、買い物等の利便性の向上、観光の振興を進めてまいります。

次に、2の質問事項、空き家対策についてのうちしっかりと調査はできませんかとのご質問にお答えをいたします。空き家の調査につきましては、平成27年9月定例会における内海議員さんからの一般質問に対しまして、行政区を通じて空き家の状況について調査をしてまいりたいとお答えをしております。その後、開催されました区長会研修会において、空き家の問題にも触れさせていただき、県の空き家対策に関する調査の方法がまとまった際に、空き家の調査についてお願いをしたいということをお願い申し上げました。そうしましたところ、今月に入り2日の水曜日に県から空き家対策マニュアルが送られてきました。このマニュアルに実態調査の方法について示されておりますので、これを参考に空き家の調査を進めてま

います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 3番、小杉議員さんからの通告のありました質問事項の2、空き家対策についてのうち空き家バンクの現状についてお答えをいたします。

平成22年8月から現在まで、全体で登録物件数は203件で、成約件数は売買と賃貸を合わせ97物件となっております。皆野町においては、登録物件数8件のうち3物件が成約済みとなっております。これは、空き家の活用として有効な手段であると認識しておりますので、引き続き空き家バンクへの登録を働きかけてまいります。

次に、空き家手直しの効果的な補助金の考えとのことですが、現状では既存の住宅リフォーム資金助成事業をご利用いただく形となります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 少子化対策と空き家対策というのは一緒にやっていく部分がかなりあるのかなと思いますけれども、そんな中で少子化に関しては2060年で、試算をそのまま受け入れると4,000人台にまでなってしまうなんていう数字が出されているようですけれども、本当にそんなことではどんな町になっていくのだろうか。町でいられるのだろうかというところで、8,000人台の想定だということによっていかれるようですけれども、8,000人台になるのも大分寂しくなるわけですので、とにかく早急に手を打ってやっていってもらわなければならないわけですが、いろいろこれから具体策をお聞きしたかったわけですが、なかなかまた具体策がこれからの話に、総合戦略とかやってもらって、これから出てくるころなのでしょうけれども、ハートイベントとかという1つのことをお聞きしましたけれども、具体的にその辺は何か見通しがあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

ハートイベント事業の内容ですが、定住、移住が期待される若者をターゲットにいたしまして、情報発信サイトの整備、これは現在のホームページとはまた別なホームページを構築することを予定しております。それで、情報発信をいたしまして、出会いと体験、結婚と出産、移住と定住といった一連のライフイベント等を開催し、皆野町に移住する方をふやすという取り組みを行うもので、事業の概要でございますが、先ほど申し上げました情報発信サイトの構築、これは定住移住情報の提供、観光イベント情報の提供を行う予定でございます。それから、皆野ハートポイント基盤整備といたしまして、皆野ハート住民データベースの構築、出会いイベントの開催をし、結婚、婚活のイベント、それから同窓会の支援、農業森林体験の開催などを予定しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 定住、移住、それを推進するということでもありますけれども、その情報としては空き家バンクとは別に定住、移住のための情報となると、具体的に町はどういう情報を提供できる可能性がありますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

どういう情報の提供かといいますと、先ほど申し上げましたように、子育て支援等の補助金等のPRですとか、それらを積極的に、今ある制度を積極的にアピールしていきたいというふうに考えます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、少し違うほうと絡めていきます。

そうしますと、定住、移住のための補助金としては新築で移ってくれる方にはいろいろな条件を加味していきますと、130万円ぐらいまで新築するための補助金が用意されていると承知しています。それは、皆野町にある程度縁がある人が、近隣にアパートを借りていた人が、町内に戻ってくれるような人が割かし利用できる制度かと思うのですけれども、空き家も結構あって、あの空き家はだからそのまま空き家として使うもよし、もしよろしければ取り壊して、その敷地を提供して、新しい家を建ててもらうのもよし、そこに補助金が考えられないかと。新築の補助金、取り壊していいとなれば、新築の補助金もあるのかなと思いますけれども、リフォームの補助金だけだと、住んでいる人がちょっとここを手直ししたいなというのでリフォームの補助金が用意されているわけで、そうではなくて、皆野に呼び込むという補助金であれば、もっと新築に匹敵するぐらいの補助金をこの際用意いたしまして、きっと新築もそんなにあるわけではないから、予算はとってあるような気がするので、その辺もこの際空き家をびしっと直して、住んでもらえるような人に提供するような、そんな感じで空き家を有効活用する補助金、それをぜひ検討してもらいたい。こうに思うわけなので、その辺いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 若者定住促進住宅取得事業というので、今議員が言われるような制度がありますけれども、それにあわせて空き家を取得すると、こういう中古住宅を取得するという場合については、2分の1の補助をするというのは、今でもそういう補助制度がございます。ですから、空き家を取得していただいた方には、その2分の1の、新築の2分の1の、今のある制度の2分の1の補助金が出せる制度は現状でもありますので、それを活用していただければと思いますけれども。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いろいろその辺、とにかくいろんなものをくっつけて、ふえていいのですから、その辺ふえ過ぎるぐらいに積極的にやってもらって、なおかつうんとアピールしてもらってやってもらうしかないかなと思いますけれども、とにかくその前提のある調査があります。いよいよ調査に着手されるような感じでお聞きしましたけれども、実際今後どのように、県の指針が3月2日に届いたとかとお聞きしましたけれども、その辺にのっとして、今後どのように具体的に展開されますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

県のマニュアルですと、第1次調査、第2次調査のこの2つに分けて調査をすることになっております。第1次調査につきましては、町全域あるいは一部を対象に行政区、それから町内会等で行う調査とし、その第1調査にて把握した空き家等の候補物件や町民の皆様から寄せられた物件等と照らし合わせまして、空き家対策課、これは今総務課、建設課、税務課、町民生活課で担当しておりますが、この担当課で行う調査を第2次調査と位置づけております。この第1次調査では、空き家等と認められる可能性がある物件を把握し、その物件を第2次調査に向けて改めて調査を行うものでございます。その結果を踏まえて、空

き家対策と認められるかどうかの判断を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、積極的にそれをやらせよう中において、結局はその持ち主の方と折衝して、これは有効的にぜひ次の人に賃貸していただけないかとか、そういう活動もしてもらえというふうに期待いたしますけれども、その点のところと、その中においてその空き家はどれもこれはこのまま放っておくと危ないなという空き家が結構町には見受けられているわけで、これがまた一つ大きな問題になっているわけでありまして、自分のいる親鼻地区においてもそのような古い家があって、これはどうにかならないかなんて区の役員会みたいのところへ出させてもらおうと、かなり話題になっておるのですけれども、そのような調査の過程において、そのような方向、2方向併用して、積極的にやっていってもらわないとなのかなという気がいたしますけれども、その辺のところをいかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

県のマニュアルですと、1次調査が終え、2次調査をし、その2次調査の結果、空き家と認められた場合、特に特定空き家等と認められる場合については、その持ち主に対する指導等も含めて行うこととされておりますので、このマニュアルに従いまして進めてまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 質問の3項目に移ります。

秩父音頭の関係ですけれども、難しい質問をしてしまったのかなと思いましたが、町長が家元のご息とお会いになって、意向を聞いてきていただきまして、それによると今は考え中だというご回答ですけれども、そんなことを言わないで家元を継いでもらわないとという感じもあったのでしょうか、考えられる人は直系の人でなってしまうので、結果はお聞きいたしました。また、いい方向のご判断がなされるのをここでは期待しておきます。

秩父音頭まつりに関しては、例年どおり盛大に催されるという形で、そうすると秩父音頭の実行委員会でまた内容は検討されてやっていくことになるのでしょうかけれども、その辺のところでもまたいろんな意見が出るのかもしれないですけれども、見通しはもうあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） その家元につきましては、継承者である金子桃刀氏の意向もお聞きしまして、今考えているところだということと、気持ちの整理もまだ十分できておらないようにも受けとめましたので、静観をしていきたいと思っておりますが、秩父音頭まつりににつきましてはこれは観光資源の少ない町でもありますし、多くの方においでいただいておりますし、また皆野町は秩父音頭、秩父音頭は皆野町と言われるぐらい認識を深めていただいておりますので、ことしも実行委員会を立ち上げまして取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのような方向で、ぜひ今後とも盛大に続くように願います。

それで、町長はそういう立場上、またご息子に会う機会がまたあるのかと思いますけれども、ぜひ前向きに検討いただくのと同時に、また町民が先代の先生が経営していた医院がなくなってしまったことも非常に不便だったり、がっかりしているところもあるみたいで、町長がお会いするご息子の桃刀さんは、そ

の辺もまた継ぐことができる立場の人にお聞きしているので、お会いする機会があったらその辺も意向もぜひ、町のために伝えていただければいいのではないかなと思います。よろしく願います。では、そのような町長、大きくなずいていただいたので、そのような方向で。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、宮原睦夫議員の質問を許します。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 通告に基づきまして、2点についてご質問申し上げます。

まず、1点目として、町職員の給与について、2点目として町の行財政改革の取り組みについて、この2点について一般質問を申し上げます。

まず、最初の職員の給与についてお尋ねしたいと思いますが、先日の読売新聞でも発表になりましたが、当町の町職員の給与については約三十数年前からラスパイレス指数が埼玉県下でも一番下だというふうな発表がなされました。これについては、私も三十数年前から議員をお世話になってまいりましたが、その時点から非常に各議員からも指摘されてきたわけでございます。その後、山田町政から設楽町政、現在の石木戸町政と、こういった三十数年間の中でこのラスパイレス指数の改善について、また職員の改善についてどのように取り組んできたか、まずご質問したいと思います。

ご承知の町の職員は、町の顔でもあると思います。そういった面から、やはり与えるべきものは与えて、それと新しい職員を、優秀な人材を確保するについては、埼玉県下で一番下だというようなことでは優秀な人材も集まらないと思いますので、まず最初にこのラスパイレス指数の埼玉県下一番下であるということについて、石木戸町長の取り組みについて、まずご質問したいと思います。

それと、関連質問になりますけれども、やはり町の職員が責任を持って仕事をするということについて、やはり給料の面、待遇の面、しっかりした形で進めていかないと、町の職員としても何かひとつ責任感が欠けるところも出てくるのではないかと思うわけでございます。そこで、先日行われた町議会議員の選挙、この選挙の中間報告の発表について、まずご質問いたしますが、これは9時半に第1回をやる。次には10時にやる。次には10時半だという電話のお答えがあったわけでございますが、一回もやらなかったということに対して、まずこれは選挙管理委員会の責任か、選管が間違ったのか、また事務局が間違っ報告がなされなかったのか。これについては、やはり全町民がほとんど注目をして待っている情報でございます。せっかく防災システムを完備したので、それについての、これは総務課長かな、ひとつ答弁を願いたいと思います。

次に、町の行財政改革の取り組みについてご質問申し上げます。私は、行財政改革はだめなものはやめる、または抜本的に改革する。これが行財政改革の取り組みだと思います。それに伴いまして、きょうは何点かご質問申し上げます。まず、温水プールについてご質問申し上げます。まず、この温水プールについてでございますが、約三十数年、つくってたつわけでございますが、このときに私もたまたま予算計上、温水プールをつくるときの予算計上のときに議員をしておりまして、反対をしまして、議会でも一度時期尚早ということで流れた経過もあるわけでございます。その後、何年かして、また温水プールが計上され、

可決されて、建設されて、現在に来ている状況でございますが、三十数年前から、始めた当初から、この温水プールについては非常に問題があると。また、町の持ち出しも相当な金額になっているということについて、現在の昨年度の状況等についてどうなっているのか、まずその報告をお聞きしたいと思います。恐らく私の試算では、年間約2,500万円相当の持ち出しがあるのではないかと考えております。それに修理費等を入れると、約3,000万円近くの持ち出しになるのではないかと考えております。

次に、日野沢に満願の湯周辺としましたリゾート開発がなされておりますが、これについて何点かご質問申し上げます。まず、水と緑のふれあい館についてご質問いたします。この施設は、森林組合を中心とした森林関係の療養保養施設ということで補助事業でつくった施設であります。つくったにはいいのですが、使い道がなくて、何年か放置して、その後温泉事業をやろうということで温泉事業を進めてきたわけでございます。今このふれあい館についても、私の試算では町から約1,000万円相当の持ち出しがあるのではないかとされるわけでございます。それで、この水と緑のふれあい館についても、設楽町長の3期目のときは、当時は町の振興開発が運営してきまして、振興開発を解散しまして、それで時期を見て閉鎖するというような考えでいたわけですが、その後石木戸町政になりまして、そのまま現在の状況で温泉をやっている状況でございます。このふれあい館の利用者についても、町の町民がほとんど利用はしていない。恐らく私の見たところでは、よそからの町村外のお客さんがほとんどだと思われるわけでございます。それについて、よその町民がほとんど利用しているのに、町が持ち出しまでしていつまでもやる必要があるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それと、その前のわく・ワケセンターですか、これの体育館、これもつくるときに非常に問題がありまして、議会等でもいろんな議論があって、当初はあれ2階の体育館にエレベーターまでついていた経過もあって、それは議会も認めないということでエレベーターは外して、現在の体育館があるわけでございますけれども、つくってからもう十七、八年になりますか。ほとんど利用していない。なぜこんな体育館をいつまでも残しておくのか。非常にもったいないというような気持ちになるわけでございます。

そこで、水と緑のふれあい館、この体育館等についても、また周辺の施設、公園等もつくってあるわけでございます。こういったものについては民間に委託するなり、あるいはまた大手企業、あるいは大学等に働きかけて、この温泉を兼ねた体育館つきであれば、興味を引く企業、大学等が必ずあると思いますので、そういった方向に向けるべきだと思っておりますが、その辺のお考えについてお尋ねをいたします。

それと、満願の入り口に温泉橋があると思います。ご承知のように、あれは町が道路をつくって、あの橋については企業がつくって、町へ寄附するという形になっておると思いますが、先日私が調べた段階では、これはまだそのままになっているというような状況でございます。それについて、何で十何年もそのまま放置してきたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、この一連の日野沢のリゾート開発につきましては、用地に地上権の設定がなされており、町が借地の土地に恐らく1億円相当の金額を払った経過があると思います。これは、再度また確認したいのですが、何坪を地上権の買収に1億円相当の金を民間会社に払ったのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

次に、長生荘について、本年度の予算にも長生荘の修理、屋根補修等で3,400万円の予算計上がなされておりますけれども、この長生荘についてもご承知のように、現在利用者は非常に町民は少なく、ほとんどのお客はよそから来て、カラオケに利用しているという状況がほとんどだと思われまます。それについて、この長生荘についても年間約1,000万円からの町の持ち出しをしていると。また、シルバーに対しても相当の補助金も出しているというふうな受け取れますが、これについてのご説明を願いたいと思っております。

次に、総合センターの前の大背戸遺跡についてご質問申し上げますが、この遺跡についても国レベルの非常に貴重な遺跡だということで、あの遺跡が発見されて、非常に価値があるのだということで、その土地について町が約3,000万円相当からの金額で買収をしてあると思います。買収したにもかかわらず、そのままで二十数年、現在に至っている状況でございます。まして問題なのは、この土地は建設会社からの買収であったということでございます。これらについて詳しくご説明を願いたいと思います。

とりあえず1、2点についてご質問申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、宮原睦夫議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、町職員の給与についてお答えします。町職員の給与のラスパイレース指数は、昨年は86.4で、ことは87.4で、1%の上昇でしたが、県下最下位であります。ちなみに、秩父地域においては、横瀬町93.6、長瀬町90.9、小鹿野町が91.5で、県下でも低い指数となっています。今後は100に、せめて90%台に乗せたいと思います。

2番、町の行財政改革の取り組みについてお答えします。温水プールについては、青少年を初めとする町内外の方が水泳等による体力の向上や礼節教育、健康増進やリハビリ、介護予防など、青少年から高齢者に至る多くの方が多様な形で活用しています。このようなことから、数字にはなかなかあわせませんが、医療費の抑制や介護予防にも役立っている施設でもあります。

日野沢満願の湯周辺のリゾートについてお答えします。23年くらい前に、当時町が進めた水と緑のふれあい館は、今後ますます高齢化が進む中、200名を超えるシルバー人材センター会員の働く場の確保などを図るため、今議会において議決後、シルバー人材センターに指定管理者として運営を代行してもらう予定です。わく・ワクセンターの体育館は、当時の日野沢小学校の体育館としての利用も兼ねて建設したものであります。また、地元の農家による農産物直売所として現在は各種会合、総会、選挙投票所として日野沢地域唯一の町の公共施設、コミュニティー施設として利用しています。

地上権買い取り等については、当時進めていた農業構造改善事業わく・ワクセンターや水と緑のふれあい館建設用地に絡むものであります。必要な措置であったと考えています。秩父温泉株式会社所有の温泉橋については、宮原議員さんのお話を参考にして、改めましてよく精査、検討してまいりたいと思います。

なお、データ等その他必要に応じまして、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、宮原議員さんから通告のありましたご質問にお答えをいたします。

1の質問事項の30年間、埼玉県内でラスパイレス指数が最下位であったことについてお答えをいたします。12番、宮原議員さんご指摘のとおり、本町のラスパイレス指数は県下において最下位が続いております。本町のラスパイレス指数を県内の町村平均と比べてみますと、平成27年度9.1低い87.4となっております。最下位が続いておりますが、新規採用職員につきましては改善が図られてきており、学歴別に経験年数10年未満のラスパイレス指数を見ますと、大卒の職員では87.9から94.1、短大卒の職員では101.1から109.1、高卒の職員では98.2から100.8となっております、県内町村の平均値9.1を上回っておるものもおります。しかし、職員全体では県内町村平均の値と比べ格差が大きく、ラスパイレス指数が低い原因として、昇格、昇級時の格付のあり方や昇格期間等から来ているものと考えられます。ラスパイレス指数が低い、経験年数の高い職員の給料のあり方について考慮するとともに、ラスパイレス指数の底上げをするため、給料の是正について検討をしております。

次に、関連質問として、先日の町議会議員選挙の開票速報についてお答えをいたします。開票の速報は、防災行政無線を使って、まず10時に速報を流し、その後状況に応じて行うこととしておりました。開票が進み、選挙立会人の10人の皆様に疑問票について有効票とするか、無効票とするかの意見を聞く作業と速報の時刻が重なり、私が速報の指示を出さなかったことが原因であり、この責任は全て私にございます。開票状況を待っておりました有権者の皆様、支持者の皆様、そして議員の皆様に多大なご心配をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 12番、宮原睦夫議員さんの一般質問通告書2項目めの①、温水プールについてと④、駒形遺跡についてお答え申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 大背戸遺跡。

○教育長（豊田尚正） 多分総合センターのはす向かいは駒形遺跡だと思います。

○議長（大澤径子議員） そっちが間違えている。了解です。済みません。

○教育長（豊田尚正） 初めに、温水プールについてお答え申し上げます。

皆野町勤労者福祉センター、愛称ふれあいプールホットは、平成4年6月20日、皆様の健康保持増進、コミュニケーションの場としてつくられました。一般用プール、子供用プールのほか、会議室を備えており、中学生の体育の授業での活用、年齢や技能の発達段階に応じた水泳教室を開催し、年間を通じて多くの皆様に親しまれています。このような中、素晴らしい成果が上がっております。子供の水泳泳力調査によりますと、25メートル以上泳げる町内小学生は男子92%、これは県の平均が80%です。女子85%、県の平均が77%と、県平均を大幅に上回る結果が出ています。これも体育の授業を初めとして、年齢や技能の発達段階に応じた水泳教室などの効果のあらわれだと思われまます。

一方、温水プールの維持管理については、施設設備に老朽化が進んできており、修繕費もかさみ、光熱水費等経費も大変かかっております。昨年度の歳出決算が3,185万7,741円、約3,000万円、収入が474万4,581円、約470万円、これを引いてみますと2,711万3,160円が持ち出しとなっております。しかし、町民の体力向上、健康保持増進、最近では介護予防、コミュニケーションの場として多くの方々にご活用いただいておりますので、開催事業を工夫しながら経費をなるべくかけないよう、節電、節水などを一層心がけていきます。

続きまして、駒形遺跡についてお答え申し上げます。駒形遺跡は、土地造成工事に先立つ記録保存処置

として、平成9年から平成10年にかけて発掘調査が行われました。調査の結果、縄文時代中期から後期、約4,500年くらいから3,500年前の敷石住居跡、竪穴住居跡、立石遺構など重要な遺跡が検出されました。このことから、平成10年皆野町文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づき現状保存をすることといたしました。そのため、地権者の同意をいただき、平成11年11月に町指定文化財に指定の上、町有地として購入をいたしました。土地の売買につきましては、不動産鑑定を行い、購入価格の参考としており、適正なものであったと考えております。また、当時交渉に当たった職員にも確認をしており、購入に関しては問題はなかったと認識しております。約4,500万円に上っております。平成12年3月に駒形遺跡整備計画策定委員会を組織し、整備計画について検討しましたが、その後学芸員の不在、財政上の問題等により中断した状況となっており、現在のところは現状のまま保存してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 宮原議員さんの行財政改革に関するご質問のうち水と緑のふれあい館等の町の持ち出し額と利用状況についてお答えをいたします。

初めに、水と緑のふれあい館でございますが、過去3年平均ベースで申し上げます。収入額は1,510万円でありまして、これに対し支出額は2,670万円で、差し引き1,160万円の持ち出しでございます。入館者は、年間平均2万5,500人でございます。なお、入館者について、町内の方、町外の方であるかの調査は従来しておりませんでした。去る3月2日から7日までの6日間の状況をもって回答とさせていただきます。入館者数488人のうち町内の方が113人、町外の方が375人でありました。割合としては、町外の方が利用する割合は77%でありました。

次に、わく・ワクセンターの3年平均でございます。収入額は21万5,000円であり、これに対し支出額は155万円で、差し引き133万5,000円の持ち出しでございます。利用者は171件で、2,788人でありました。

続きまして、平成5年から平成8年にかけて一体整備をいたしました水と緑のふれあい館、わく・ワクセンター施設間連絡道路及びふれあい広場の整備に要した事業費でございますが、総額7億9,260万円でございます。

次に、地上権の買収についてお答えをいたします。現在の水と緑のふれあい館、わく・ワクセンター、ふれあい広場の建設事業土地の地上権の取得といたしまして、平成5年10月7日に合計9筆、総面積6,480平米、1,960坪の地上権を3,917万1,900円で買収しております。また、同日施設間連絡道路整備のための土地、合計14筆、総面積1,941.19平米、587坪の土地について、1,281万1,854円で地上権消滅補償をしております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 12番、宮原議員のご質問のうち長生荘についてのご質問にお答えいたします。

まず、町の持ち出し額と利用状況でございますが、26年度の決算数値から老人福祉センター長生荘の維持管理に要した経費額を申し上げます。この年度の特別な経費を差し引いた通常年度の分として約1,270万円の支出でございます。なお、特別な経費といたしましては、消防防災設備として排煙窓の設置工事を行っております。利用状況でございますが、障害者以外を有料とした改正以降、平成19年度からの利用状況はほぼ各年度年間2万人程度、入館料は同じく年間150万円前後でございます。利用者の町内、町外の集

計はとっておりませんので、正確な数字はございませんが、日中は半々程度、夕方からは町内の方がやや多いという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時59分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） もう答弁は終わったのかな。

○議長（大澤径子議員） 答弁は終わっています。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、再質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 起立してお願いします。

○12番（宮原睦夫議員） 久しぶりに出てきたので、形が変わっているの、わからないので。再質問は立つのか。

○議長（大澤径子議員） 質問は立つのです。

○12番（宮原睦夫議員） そうなの。

それでは、再質問いたします。ラスパイレス指数の改善については優秀な答弁がありましたけれども、それでは納得できないので、職員の給与体系あるいは待遇改善について、ぜひひとつ積極的に取り組んでいただくように、もう一度答弁を願いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 12番、宮原議員さんの再質問にお答えします。

ラスパイレス指数でございますが、先ほど町長、また総務課長が申したとおりでございます。その改善についてでございますが、極力改善すべく努力しております。具体的には、係長試験という昇格試験がございます。そういう制度をなかなか受験しない、あるいはその意欲が少ないとか、そういうことで受験しない職員もおります。そういう方について主席主任という役職と申しますか、をつくりまして、ある程度勤務良好で、また勤務成績が良好な職員につきましても、そのような形で係長級の等級に昇格させるというような措置もっております。そういうことで、執行側としては改善に取り組んでおりますが、いずれにいたしましても昇格試験という制度がありますので、奮って職員も挑戦するように、これからも叱咤督励をしたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 次に、温水プールについて再質問申し上げます。

先ほど教育長のほうからは、大変優秀な真っすぐな答弁をしていただきましたが、私は年間約2,500万円の持ち出しと申しましたが、教育長の答弁だと2,700万円からだという答弁でございました。それについて、これだけの持ち出しがあるについて、先ほどの教育長の答弁ですと、まだそのまま続けていくのだという答弁でした。そんなことでは、これからの時代、大変非常に問題だと思います。持ち出しが2,700万

円、1つの事業であって、プラスこれに今度は故障でもできたら、恐らく修理費等、今までのケースからいくと約五、六百万は出ていくと思います。再度この問題について、改善するなり、よさなければもうだめな時代なのだから、それについてご質問をいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 再質問にお答えいたします。

宮原睦夫議員様から今多額の持ち出しがあるということについてどう考えているかということでご指摘がございましたが、確かに2,700万円という数字は莫大な数字だと考えておりますが、現在約3万人の方々にご利用いただいている、延べ人数ですけれども、ということがありまして、平成27年度につきましては今のところ2万9,625人の方が利用しております。大変多くの皆様に親しまれておりますので、引き続き多くの町民の方にご利用いただけるよう、施設設備の維持管理を適正に行ってまいりますとともに、節電、節水に心がけてまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 次に、満願の湯周辺のリゾート開発について、水と緑のふれあい館とわく・ワクセンターについては、最初の質問で申しあげましたように、やはりこれも今後民間に委託なり、あるいは一流企業等、あるいは大学等に対して働きをして、そういった方向に町もぜひ方向を変えて進めていただきたい。今の段階のまま、いいや、いいやでやっているのではなく、ぜひいろんな角度から検討していただきたいと思いますが、それについて答弁を願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 経費の節減等につきましては、質問者の仰せのとおりでございますが、この後議案としてご審議を願うことになっておりますが、ふれあい館につきましてはそのような観点からシルバー人材センターに管理をお願いしようと、こんな議案も今議会で提出する予定をしております。いずれにいたしましても、最少の経費でこの施設も今後も継続して活用していただくようにと、そんな考えでおるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） シルバー人材センターに委託するという今町長のほうから答弁がございましたけれども、では何か問題があったらシルバー人材センターが責任とれるのですか。シルバー人材センターに責任とれないでしょう。もう一回答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） シルバーには、いわゆる維持管理をしてもらうということでありまして、何かそうした大きな事故等が起きたときには、これは当然町もその責任は負わなければと、こんなふうには思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 次に、温泉橋の所有権について、これは恐らく所有権は町のものになっていないと思いますけれども、それについて。この橋については、つくるときには秩父温泉満願の湯がつくって、町へ寄附するという約束があったわけです。それを履行しないで今まで来てしまったと思っております。これは町としても、管理の運営上からいっても、町道が一部民間の施設であるということはまずいと思います。これについてはもっと真剣に考えていただいて、ちゃんとしておいたほうがいいと思います、今後のためにも。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） あそこを開発するときに私もたしか議長だったと、こんなふうに記憶しておりますけれども、かなり真剣な議論がありました。

そんな関係で、議論はありましたけれども、最終的には議会で議決をされて、あそこが開発できたわけですけれども、連絡道路につきましては町が工事をすると。ただし、あそこに温泉クアももろもろの保守施設をつくるというようなこともありましたので、橋については温泉クアがかけると、こういうことでありました。これは、宮原議員さんが承知のとおりでございます、でき上がった橋については町に寄附したいと、このことは私も承知をしておりましたが、その後温泉クアと当時の町とで少し摩擦というのでしょうか、そういうことがあって、クアのほうが寄附は見送ると、こういうことにたしかになったような記憶をしております。その後については、そのまま今に至っておるということでございまして、議員さんから言われるように、あの町道と橋についても町に寄附をしていただいて、町が維持管理をしていくと、こういうことを検討していきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 次に、長生荘についてです。

私の考えでは、長生荘もあれはバブル時期にできた施設でございまして、もう相当年限もたっておりまして、あそこで風呂、カラオケ、これを今どきやっているようでは、ちょっともう時代おくれだと思えます。もっとほかの方法に利用するなり、はっきり言えば、私の考えではやめてしまったほうが良いという考えでいます。今のシルバーがあそこを利用していますけれども、あれは例えばシルバーの作業所にしてしまうとか、そういった方向に持っていったほうが、町としても持ち出しが恐らく1,500万円から、それだけで浮くと思えます。そういうことをもっと積極的に執行部も考えていただきたいと思えますので、ぜひいいご答弁を願いたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 再質問にお答えいたしますが、今現在長生荘の利用は、シルバーの事務所、それと社会福祉協議会の事務所としても利用しております。それから、この4月から皆野町地域包括支援センターの事務所もあの中に入れて、いわゆる総合的に高齢者の福祉の第一の窓口といえますか、そういった対応をとっていきたいと思っております。なお申し上げます、今までも高齢者の介護予防事業としてのふれあい広場であるとか、そういったことも開催をしております、総体的に高齢者の第一の窓口として憩いの施設としてなお活用してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 次に、駒形遺跡について、この土地の取得については設楽町長の時代に多分この買収はなされたわけですが、非常に問題があった。これの買収については、議会は通りましたけれども、非常に当時金額的には相当高い値段で買収している。これを鑑定士を入れて鑑定したという教育長の答弁がありましたけれども、その鑑定書はありますか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 再質問にお答えいたします。

鑑定書はございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、それは土地が何坪で、坪幾らになっていますか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

これは、購入価格のほうの坪単価でよろしいですか。2筆ありまして、1つが皆野の2227番地の1、2,147平米、もう一つが2227番地の10で44平米、2筆で2,191平米になります。これを町有地として4,500万円で買いましたので、1平米当たり2万538円ですか。ですから、これの坪になると約6万7,700円ぐらいですか、そのくらいになります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 宮原議員、再々質問まで済んでおりますので、閉じてください。

○12番（宮原睦夫議員） では、それはこの辺でとどめます。

では、最後に、職員の給与の改善については、副町長のほうからも積極的に考えるという答弁はいただきました。ぜひそのように進めていただきたいと思います。行財政改革につきましては、私も行革の基本理論は、やっぱりだめなものは早くやめる、または抜本的に改革する。これが行財政改革の基本だと思います。あえて私が本日何点かご指摘を申し上げましたが、この事業について、1番は温水プールもそうですけれども、相当昔のあれです。このときはバブルの時期で、非常にどこの市町村でも箱物行政とよく言われましたけれども、非常にそういう施設が多かった。それが現在も残っているわけです。これを何でやめるなり改革できないのか。もっとこれから積極的に執行部も取り組んでいただきたいと思います。

終わりに、町長も日本一のまちづくりを目指すということでございます。これにはやはり行財政改革、やるべきものはやる。そうすれば、先ほどの職員のベースアップだって幾らも原資は掘り出せるのです。そういったことを頭に絶えず入れて、山田町政の箱物行政の失敗、あるいは設楽町政の不要な土地の取得、こういうものも非常に今までの反省として、これから石木戸町政がますます発展するように、ひとつ日本一の町を目指すということでございますので、取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、8番、新井達男議員の質問を許します。

8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 8番、新井達男です。通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

ポピーまつりは、平成18年より始まり、ことしで10年になりますが、昨年も多くの見学者がにぎわっております。最近では、県道82号線、天空のポピーに向かう途中ですが、下三沢地区からみずほ区にかけ、遊休農地を利用し、有志の方々によりポピー街道が実現し、この街道も路肩に車をとめて散策する方が毎年多くなっています。天空のポピーの駐車場まで東秩父から訪れる車が多く、県道から駐車場まで渋滞し、かなりの時間を要し、途中で諦めて帰宅する方もおられるようです。ことしのポピーまつりは、テレビの実況放送を予定しているようですので、昨年よりさらに多くの見学者が予想されます。そこで、①、東秩父から天空のポピーまで毎年車の渋滞が続いているようですが、今後皆野方面からも渋滞が考えられますが、どのように考えていますか。

②、三沢ポピー街道を通り、ポピーを見学に来た方々が、きれいだねと言って通過するのではなく、立

ち寄り場所を設け、地元の活性化につながることは考えていますか。

③、天空のポピー駐車場から帰路につく車が7割程度は東秩父方面に向かいます。皆野方面に向かうような施策は考えていますか。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 8番、新井達男議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えをいたします。

県道82号線、三沢ポピー街道の活性化策についてお答えします。ポピーまつりを中心とした開花期の皆野側の交通渋滞ですが、現在は高府地地区に入ってから牧道において、休日、晴天などにより一部渋滞が生じるやに聞いていますが、激しい渋滞ではないようであります。現在三沢地内の県道の交通渋滞は発生していません。渋滞の程度にもよりますが、苦にならない軽い渋滞が生じるくらいの多くの観覧者が来るようなイベントにすることもいいことではないかと思えます。ポピー開花中も含めた三沢地内の地元活性化策については、新井議員さんにおきましては、従来から観光土産品等の販売店を営業していますので、そのノウハウを生かして、意欲ある地域の方とスクラムを組んで、三沢地域の活性化策に汗と知恵を絞り、取り組んでいただきたいと思います。その事業立ち上げについては、秩父農林振興センターの指導や町においても積極的に支援をしております。また、皆野側への誘導策については、案内パンフレットの内容を再検討し、例えば道の駅みなもの、農産物直売所、レストハウス、温泉施設、温水プール、前原の不整合、ウナギのうまい店、そば、かつ、みそポテトのうまい店、三十四番水潜寺、滝等々、寄ってみたいくなるピピットな案内パンフレットなどを手渡すなどして、皆野側への強固な誘導策をさらに図ってまいります。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 8番、新井議員さんのご質問のうち、渋滞解消対策についてお答えをいたします。

皆野側の渋滞解消対策としては、27年度は特に渋滞となるポピーまつりの土曜、日曜の6日間、9時から17時台にバス3台とシャトルジャンボタクシー2台によるピストン運行を行いました。11時から15時台のバスの利用が多い状況でございました。シャトルバスの運行は、鉄道利用を促進する渋滞解消の有効な手段であると考えておりますので、引き続き実施をしております。また、さらなる渋滞を解消する対策については、地理的条件のもと、渋滞改善策をポピーまつり実行委員会で検討しておりますが、大変苦慮しているところでございます。渋滞の原因の一つといたしまして、ポピー会場への入場の際に駐車場手前で観光協力金をいただいております。その際に混雑が目立ちますので、観光協力金の徴収方法を改善いたしまして、駐車場への入場をよりスムーズに行うなど、渋滞解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 再質問させていただきます。

私も三沢にポピー街道のところにいるわけですが、住んでいるところなのですから、毎年ポピーまつりには参加しております。ただ、東秩父側から駐車場まで時間を要するのが約1時間ぐらい、長くて1時間ぐらいたたないと到着しないというような話も聞いております。余りにも渋滞時間が長いので、それでまた整理券、入場券を出すのかという見学者もおられるようですけれども、私が思うには、車が入

るところが1カ所、出るところが1カ所。これを車が入るところを1カ所にして、出るところを東秩父側、皆野地区側と分けたらどうかというふうには私は思っているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） ご質問にお答えいたします。

現在上側から入場していただいている箇所が1カ所のみでございます。出口側ということで、園内を下っていきまして、牧道に出るところが1カ所ということで、現実には入り口、出口も1カ所しかないのです。それで、先ほど議員さんのほうからもございましたけれども、前回入り口調査と出口調査をいたしまして、結果的には入るところと出るところが1カ所ということで、調査もできたわけなのでございますが、東秩父側から進入していただいたお客様の車の台数でございますが、1万1,275台ということで、皆野町側から進入してきたというのは下から来て、皆野側から来て、入り口、そのところでカウントしますが、7,320台ということで、おいでいただいたときの進入の状況については、東秩父村方向からは約60%、皆野側からお入りいただいたお客様の台数が約40%、今度お帰りになるときに出口の下側で調査をいたしましたら、退出の割合が東秩父側のほうに向かう車が51.1%、皆野側に退出される方が48.9%ということで、ほぼ皆野側のほうに下っていただく方も多く、改善されてきたというような状況でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 私は7割ぐらいと言いましたけれども、そうになると最近では皆野のほうも大分おりてきているようなというふうに感じられます。先ほど町長の答弁でありましたけれども、いろいろと皆野も見るところというのはいっぱいあります。それをうまく皆野側へ下るような、そんな施策をとっていただければ、もっと皆野町も活性化につながるのではないかなというふうには思っております。

それでは、②の2項目めですけれども、この件に関しましてですけれども、今ポピー街道のみずほ区と、あと下三沢区ですか、これ面積、遊休地利用をしたポピーの圃場の面積というのはどのくらいですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） ちょっと今手元にその資料がないので、後日というか、後ほど。済みません。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 今現在牧場ですか、高原牧場のほう、ポピー会場につきましてはいろいろ調べてみました。そうしたら、牧場でのポピー栽培開始が平成18年、それでポピーまつりの開催が平成19年から面積が3ヘクタール、平成26年度から5ヘクタールというふうに今認識しております。今下三沢区ですか、担当責任者に聞いたならば、何だか高原牧場のポピーと、それからポピー街道のポピーの面積がほぼ同じくらいになっているという話を聞いているのですけれども、それは別に今この場で先ほど聞いたので、後でまた文書のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あともう一点ですけれども、地元の方々が一生懸命ボランティアみたいな形でポピーを種をまいて、皆さんに、多くの人に見てもらおうということをやっているわけですが、ただこれ通過するだけでは何もならないので、できたら先ほど言った交通の渋滞に関連するかもしれませんけれども、シャトルバスを運行するわけですが、ポピー街道を見に通過する人が、きれいだからということで路肩にとめて大分最近が多いようです。そこで、まだ遊休農地であいている農地があるので、その土地を地権者と相談して駐車場がわりにして、そこから路肩にとめないで見てもらえれば、そこでまた何か地元の特産品、野菜なんか売れるのではないかと私は今考えているところなのですけれども、それから、あ

とポピー街道で駐車場、遊休農地のあいているところ、駐車場にしたところをまたシャトルバスで乗車できるような、そんなシステムはどうでしょうか、考えていますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 新井議員さん、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、観光土産品等も販売をしておる実績もありますし、当然ノウハウもあろうかと思えます。そんな関係もありますので、地元の遊休農地の所有者等と一番身近にある新井議員さんでありますので、そういう方と連携をとって、それを借り上げて、それで地域活性化につなげていただけるような、そんな方策をとっていただくと。そういうことについては、町のほうも支援ができるかと思えますので、その所有者と新井議員さんとの折衝等、私どもは期待をしていきたいと思えますので、よろしく願いができればと思えます。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） それでは、これで最後になりますけれども、今町長のほうから大分力強い答弁をいただきましたので、私一生懸命頑張らせていただきます。町の活性化のために一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、はかり知れない被害をもたらした東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から5年を迎えます。いまだに多くの方が生活再建の見通しも立たない現実があります。昨年9月19日に強行採決された平和安全保障関連法がこの3月末に施行を迎えます。審議されている国家予算の中には、自衛隊の増強を進めるために地上最高額となる5兆541億円の軍事費が盛り込まれています。安法制でアメリカの戦争にいつでもどこでも日本が参戦できる体制づくりに財政面から支えるものです。F35戦闘機、オスプレイ、イージス艦などを買うお金があるのなら、そのお金を東北の被災地復興のために使うのが国民のための政治ではないでしょうか。

また、消費税率が来年4月から10%に引き上げられようとしています。平成26年、消費税が5%から8%になり、家計の消費は大きく落ち込みました。さらに10%に引き上げることは、国民の暮らしも経済も大変なことになることは目に見えています。消費税10%増税はやめるべきです。政府は、繰り返し消費税増税分は全額社会保障の充実に充てると答弁していますが……

〔議長、議事運営について〕という人あり

○議長（大澤径子議員） 今やっていますので。

〔だから、議事運営について〕という人あり

○議長（大澤径子議員） 今は続けます。そのままです。

○5番（常山知子議員） 続けさせてください。

政府は、繰り返し消費税増税分は全額社会保障の充実に充てると答弁していますが、平成28年度予算案

で社会保障の充実に充てられるのは増税分8.2兆円のうち16%の1.35兆円だけです。この間社会保障は改悪の連続です。特に介護保険については、既に要支援の訪問介護、デイサービスが介護保険から外され、市町村事業に移行しつつあります。そして、さらに次の介護保険の改定へ向けた議論が始まり、打ち出された一つに、今度は要介護1、2の生活援助サービスの保険外しがあります。高い介護保険料を払い続けたのに、介護認定されても、それに見合ったサービスが受けられない。これは、保険の根幹にかかわる大問題です。どうかさまざまな国の福祉切り捨て政策からどう町民の暮らし、福祉を守るのか。町民に寄り添い、町政運営を行っていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。1つは、町道の除雪についてです。ことしの1月17日から18日にかけての積雪で町道の除雪について、同じ町道であり、生活道なのに、除雪をしてもらえない。今回は、住民が協力して除雪したが、これから地域の高齢化でいつまでできるとは限らないなど不安の声を聞いています。1つは、町道除雪マップを作成し、どの路線が対象なのか、町民に知らせ、それ以外の路線についてどう町民の要望に応えるのか、その考えをお聞きます。

2つ目は、除雪委託業者12社、協力者2社以外に地域で除雪機を所有している会社、個人を把握し、町に登録してもらい、町民の除雪要望に応じていただきたい。

3番目は、雪の捨て場について、60センチ以下の積雪について町はどのように考えていますか。

大きな2つ目として、こども医療費の高校卒業までの無料化について質問します。子供の貧困が大きな社会問題となっています。日本の子供は、6人に1人が貧困状態に置かれていると言われていています。経済的な理由で必要な治療が受けられず、健康をむしばまれている子供の深刻な実態が各地で生まれています。子供が病気やけがをしたとき、お金を気にしなければならないほど家族にとってつらいことはありません。こども医療費の無料化は、国民の世論と運動によって全国全ての自治体が独自の努力で無料化や軽減策を行ってきています。しかし、今国の見直しが検討されているようですが、国の制度としては実現していません。皆野町は、中学卒業までのこども医療費の無料化、また窓口払いもなくなり、急な病気などで病院にお金の心配がなくかかれるようになり、大変喜ばれています。子育て支援の町として、それをさらに拡大して、高校卒業までのこども医療費の無料化を進めていただきたい。町の考えをお聞きます。

3つ目は、国保税の負担軽減についてです。昨年日本共産党皆野町委員会が行ったアンケートの中で、町に望むことへの質問で一番多かった回答は、国保税、介護保険料の軽減でした。当町において、国保税の滞納者がふえています。滞納者をつくらないさまざまな手だてをとり、町民に寄り添った対応が求められます。

1つ、病気になった、失業したなどで収入が減ったとき、減免制度があるということを町民に知らせていくことが必要です。その考えは。

2つ目は、国からの低所得者数に応じた保険者数への財政支援金を使い、国保税の引き下げを行う考えはありますか。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 5番、常山議員さんの町政に対する一般質問通告書に基づきお答えします。

町道の除雪についてお答えします。まず、除雪の基本方針と目的を申し上げます。積雪により生じた通行不能や通行困難な状態をいかに早く解消し、命にかかわる救急車、消防車などの緊急車両の正常な通行

を確保することです。正常な通行が確保できれば、町民の日常的な生活の回復も大方図れることとなります。このような目的を達成すべく、限られた業者、限られた除雪重機を優先的に国道、県道、幹線町道の順に導入し、除雪を進めています。より多くの住民が生活し、通行している路線を優先して、順次除雪を進めています。

このようなことから、国道、県道、幹線町道を優先していますので、支線的な道路についてはどうしても地域の皆様の除雪が必要になります。除雪から2日後、3日後に除雪ということにはいきませんので、行政区長さんを中心とした地域による除雪を引き続きお願いいたしたいと思っております。

雪捨て場については、あいている町有地は各地域の山林、小河川、沢、集会所の庭等の利用を図っていただくようお願いいたします。なお、除雪方針や雪捨て場の困窮度などについては、区長会ともよく協議、調整を図ってまいります。

なお、ここで紹介をいたします。1月の大雪におきまして、国神区においては県道の歩道の雪掃きを区民約100人により行いました。学校も2日間休校になり、子供も交えて地域総出の雪掃きでありました。根古屋橋から栗谷瀬橋を経て、皆中への通学路となっている県道の歩道の雪掃きを一昨年大雪から行っております。まことにありがたいことであり、感謝いたしております。雪は、迷惑なものというイメージがありますが、雪降って地域固まるというところでもあります。雪に対する捉え方や見方で、このような地域のきずなが見える取り組みができるものであります。地域とした子供たちを交えた区民による除雪作業から温かい地域力が見えてきましたので、皆さんに紹介をいたします。

2番目のこども医療費の高校までの無料化についてお答えします。当町においては、中学生までの医療費無料化は、他市町村に先駆けて実施いたしました。子育て支援は重要施策の一つでありますので、18歳までの無料化を進めたいと考えます。実施に当たりましては、秩父地域1市4町と歩調を合わせることが理想であります。また、医師会、歯科医師会や薬剤師会との協議、調整が大切であると考えます。このような方針のもと、協議、調整を進めていきたいと考えています。

3番、国保税の負担軽減、その他必要に応じまして、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 5番、常山議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、1項目めの町道の除雪についてお答えいたします。

冒頭に1月の大雪では、議会議員の皆様におかれましても地域の住民の一人として、町道などの除雪にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、まず1点目の町道除雪マップを作成し、どの路線が対象なのか町民に知らせ、それ以外の路線についてどう要望に応えるかでございますが、町が指定した19路線につきまして、積雪10センチ以上のときに除雪を実施しております。これを地図上に示しますと、町域が広いことから全体を明確に表記し、1枚にしますと、かなりの大きさになります。このため縮尺を工夫する、大字単位にする、あるいは行政区単位にするなど必要があると考えられます。周知方法についても、行政区長への配布、回覧などが考えられますので、除雪マップの作成、周知についてはこれから研究してまいります。また、それ以外の路線につきましては、行政区長等からの要望、聞き取り、職員による現地確認などをもとに、高齢者だけの集落で除雪が進まない、あるいは集落までの途中に倒木があり、除雪ができないなど、それぞれ地域の状況を把握しまして、路線を指定していない業者に除雪を依頼しております。限られた事業者と重機により、幹線である国道から救命医療施設周辺等の道

路、生活道路という順に除雪を行っています。県道の除雪ができないと、集落へと続く町道等の除雪ができない箇所も多い現状です。このために引き続き状況に応じて判断し、対応してまいります。生活道路の除雪にあつては、ぜひ地域の皆様のご協力もお願いいたします。地域力を生かす。このことにご理解をいただきたいと思います。

2点目の除雪委託業者12社、協力者2社以外に地域で除雪機を所有している会社、個人を把握し、町に登録してもらい、町民の除雪要望に応じてほしいということですが、本年度新たに町内の事業者と追加契約しまして、路線指定しない業者が5社から6社になりました。来年度以降も情報を収集しまして、登録者を確保してまいりたいと存じます。

続いて、3点目の雪の捨て場について、60センチ以下の積雪について、町はどのように考えていますかということですが、親鼻の母子センター跡地ほかの町有地を候補としております。また、埼玉県秩父県土整備事務所管内除雪連絡協議会では、大雪による雪捨て場の確保は60センチ以上の取り決めがありますが、60センチ以下であっても大雪警報が発令したときなど、その必要があるときは秩父県土整備事務所に協議してくださいというお話もいただいておりますので、親鼻橋下の河川敷、栗谷瀬橋下の河川敷、またあわせて大淵の屋敷前農園先の河川敷も利用するように交渉してまいりたいと考えています。なお、問い合わせがあったとき、現場確認でその必要があると判断されたときは、その箇所の地元区長と協議の上、近接の雪捨て場の確保について協議、調整してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 5番、常山議員さんからの通告をいただきましたご質問のうち、3項目めの国保税の負担軽減、減免制度があることを町民に知らせていくことが必要です。そのお考えはにつきましてお答え申し上げます。

常山議員さんのおっしゃるとおり、所得100万円未満の滞納世帯が増加傾向にございます。4月1日現在で捉えた滞納世帯は、平成27年では未申告世帯を含むものですが、205世帯、平成26年では166世帯となっております。また、出納閉鎖となります5月末で捉えますと、平成27年では112世帯、平成26年度では130世帯となっております。平成26年度から新たな滞納者をつくらないため、早い段階から文書による一斉催告を行い、年2回から4回とし、早期完納に努めているところでございます。

それでは、①の減免制度の周知についてでございます。申請による減額、減免制度につきましては、倒産、解雇などの離職理由により失業された方の国保税が軽減される制度につきましては、制度開始となりました平成22年から広報紙に掲載し、お知らせしております。また、災害等による生活が著しく困難となった場合の減免制度につきましては、納税通知書の同封リーフレットにより周知を行っております。また、申請を要しない低所得者に対する6割、4割軽減につきましては、納税通知書課税明細書にその軽減額を記載しております。この軽減を受けるためには、国保税の算定のため、所得の申告が必要となります。未申告で申告をすることにより、軽減の対象となる場合も多々ありますことから、文書により一斉勧奨を年3回ほど実施しております。また、平成27年度税制改正におきまして見直しのありました徴収猶予制度につきましては、本年4月1日から施行されることから、この制度の周知につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項3の国保税の負担軽減についてのうち、国からの低所得者数に応じた保険者への財政支援金を使い、国保税の引き下げを行う考えはありますかについてお答えいたします。

昨年5月27日に成立いたしました改正国保法では、公費拡充による財政基盤の強化と都道府県が国保運営について中心的な役割を担うことが改正の柱となっております。ご質問の中の財政支援金についてですが、この公費拡充による財政基盤の強化に係る低所得者支援対策として、保険者支援制度が拡充されたことによるものでございます。この保険者支援制度は、市町村国保における低所得者に対する保険税軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費で支援する制度で、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村の一般会計から4分の1を負担するものでございます。皆野町では、所得に応じて6割と4割の軽減措置を行っておりますので、対象となる方の国保税はそれぞれ減額されております。

国保財政は、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化などによる医療費の増加に対して、加入者は低所得者層の占める割合が高いという構造的な問題を抱えており、厳しい財政状況が続いております。公費拡充は、国保財政の基盤強化を目的としており、これにより国保税を引き下げることが困難であります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 答弁をいただきましたので、それぞれに対する再質問を行っていきます。

まず最初の除雪マップについてなのですが、建設課長のほうからつくっていくと、どういうふうなものになるかわからないけれども、作成をして、これから作成する研究をしていくと、そういう答弁がありました。実は、先ほども答弁の中にもありましたけれども、町が指定した19路線、積雪10センチ以上の場合に除雪を開始する体制をつくると、そういうことが26年の12月議会でも町の除雪体制について答弁をいただきました。そして、委託業者12社、協力者2社の14社と委託契約をしていると。その除雪延長の総計は14.42キロメートルだとお聞きしました。そして、先ほど町長からも紹介されました国神地区とかそれぞれの地区で自主的に除雪を実施した場合は、補助金が1万8,000円を交付するというのもこの前の答弁でありました。ですけれども、除雪マップというのはやっぱり町が指定した19路線というふうな言葉で言っても、そこがどこの町道なのか、優先度があると思いますが、どこが対象なのかというのは、町民にとってただ口で19路線と言ってもわかりません。ですから、地図を作成していただいて、その地図を見れば国道、県道、次はこの町道が除雪になるのだなということが町民の方にもわかるし、これから出かける人、急いでいる方なんかにも出かける判断になって、ここの町道は除雪されているから、こっちを回ればいいのだとか、そういうことがわかると判断にもなりますので、どういう形にしろ、どこの町道が除雪されるのかということをごまかすマップで示していただきたいと思っております。

それから、その次の委託業者については、やはりそういう町民の要望に応えるには、この除雪委託業者12社と協力者2社だけでは本当に少ないと思っております。そして、それだけではなくて、今答弁にありましたように、5社から6社、登録が新たにされているということをお聞きしましたので、それであると町民の方も結構持っている方もいらっしゃるのです。そういう方にも働きかけていただいて、路線をふやしていただきたい。指定路線をふやしていただきたいようお願いしたいのですが、その辺はどうですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 常山議員さんからの再質問にお答えいたします。

現在も路線を指定しない業者さんということで、業者さんに除雪をしていただいているところですが、今回1月の降雪時におきましても路線を指定した箇所よりも、路線を指定していない業者さんに除雪をした箇所のほうが時間的には多い時間をされており。今後も地元の行政区長さん等と協議、調整してまいりながら、そういう業者さんに極力早くふだんの生活ができるよう、町道等の除雪を対処してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

本当に地域で所有している個人の方だとか、会社なんかでも、本当にその地域で除雪作業をご苦労されています。やっぱり地域とも相談して、町に登録していただいて、緊急時には対応してもらえる人、これから協力者を確保していくということは、やはり町民の方がどうしてこの場所は除雪されないのだろう、国神地域みたいに、まだまだ元気な方がいて、そしてみんなで出れば、100人ぐらいの方が出て一生懸命除雪できるような、そういうところとまた高齢者が多いところとありますので、やはりそういうところはよく地域、地域の状況に合わせて除雪体制をとっていただきたいと思います。ぜひお願いします。

それから、次の雪の捨て場なのですけれども、平成26年3月議会、実は大雪があった後の3月議会で、雪の捨て場についてはほかの議員からも質問が出ていました。その答弁は、これから検討していくということだったのですけれども、今回町の中の様子などを見ると、特に商店街などでは除雪された雪が山のようになり積み上げられて、それが何カ所もあって、何日も何日も解けない状態でありました。そのために車がすれ違えないようなところもあったわけです。そういうのは、町のほうにも苦情が出ているのではないかと私は思います。本当に狭い道が多い中ですから、やっぱり除雪と同時にその雪を片づける必要があると思います。先ほど60センチ以下でも河川敷にも捨てていいということと言われていましたけれども、この前の答弁では大雪の定義というのは60センチ以上の積雪だそうですが、60センチ以上降らないと荒川の河川敷に捨てられないのではなくて、やはり町民が河川敷にまで持っていくのは大変だという方もいます。幾つかの空き地を雪の捨て場として、今先ほど言われたのは、母子センターの跡だとか、そういうところがありましたけれども、それだけではなくて、やはり地権者と交渉してお願いして、たくさん雪が降ったときには、ここは雪の捨て場としてお願いをしておく、協力をしてもらうようにしていくことが大切だと思うのですが、次の冬までに候補地を見つけていただきたいと思いますと思いますが、どうですか、それは。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問にお答えする前に、先ほど答弁で大変失礼いたしました。大淵の屋敷前という表現をいたしましたが、たしか小字の農園は合ノ道という小字でございまして、溪流園の上流側の箇所の勘違いでございました。間違いでございました。失礼しました。

雪の捨て場につきましては、今後雪の除雪も含めまして、区長会等の場所で地元の区長さんと協議、調整をさらに図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、ぜひ区長会とも相談をして、やはり本当に除雪したらそれが捨てられるよ

うなところを確保していただきたいと思います。本当に異常気象が続く中で、2年前の大雪の教訓を生かして、大雪に対する備え、また対策をとっていくことも必要だと思えます。大変でしょうが、ぜひよろしく願ひいたします。

次に、子供の医療費の高校卒業までの無料化で、町長の答弁では進めていきたいと、そういう前向きな答弁をいただきました。しかし、ほかの市町村と協議を重ねていくということも言われておりましたけれども、私ちょっと調べてみたのですが、現在皆野町の高校生年齢、約200人と見えています。もう少し少ないかもしれませんが。そして、国保に加入している高校生は皆野町では44の方がいます。1年間の医療費は199万3,320円、約200万円がかかっています。その3割負担ですから、60万円がそれぞれの個人負担になっているのですけれども、そのように計算していきますと、皆野町の高校生までの医療費の無料化を実現するためには、町の負担は約140万円です。もちろんその年によって、インフルエンザが流行したとか、そういうところで医療費がふえるときもあるかもしれませんが、一番元気な年代だと思えます。この年代で多いのが歯科受診だそうです。あと1回か2回で受診を終わるのに受診をやめてしまう。痛みがなくなるとお金もかかるし、治療をやめてしまう。そんな実態を聞きました。そして、これは全国保険医団体連合会、略して保団連というところが実施した患者受診実態調査というのがあるのですけれども、この経済的理由による受診の中断があったかという質問に、64%の方があったと回答しているのです。きちんと治療をしないと、後になってまた痛み出したり、医療費もかかってしまいます。これは、歯科だけの問題ではありません。病気全てに共通するものです。そんな悪循環が起らないように、安心して子供が医者にかかれるよう、町として高校までの医療費の無料化を進めるべきだと思うのですが、町長、もう一度はっきりと言っただけいただけますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど答弁したとおりでございまして、進めたいと、進めますと、こういうことでありますけれども、1市4町で秩父郡市医師会というお医者さんのほうはそういう制度です。あるいは、歯科医師会も薬剤師会もそういう制度になっておりますので、そういうところと協議をして、でき得るならば1市4町が足並みをそろえてお世話になればと、こんな思いでいるところでありますので、町村会等の会議の折にこの問題は提案してみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほどの町長の答弁で、中学までの医療費の無料化を進めるのも皆野町は率先して行ったと。ですから、今度の高校卒業までの医療費の無料化も率先して皆野町が進めて、もちろん医師会とかいろんな関係があって、いろいろ手続上大変かもしれませんが、中学までの医療費の無料が実現しているのですから、あと高校までといたら手続もそんなに難しいことではないし、私は町長の答弁の中に1市4町足並みをそろえてということをよくお聞きするのですけれども、先に実施をしてはいけないという決まりでもあるのかどうなのか。いいことは一番先にやってよいのではないのでしょうかということで、町長が今進めていきたいということが答弁にありましたので、ぜひ期待をしますし、今度の先ほど言われました皆野町まち・ひと・しごと総合戦略の中にも平成31年目標値として、医療費の無料化の拡大を高校生までとしています。ぜひその目標が絵に描いた餅にならないように今から準備をして、子育て支援のまち、皆野町をアピールしていただきたいと思えます。よろしく願ひします。

次の3番目の国保税の問題について質問します。先ほど税務課長のほうから答弁がありましたように、皆野町の国保税の滞納が本当にふえています。平成26年は166世帯、そのうち年間の所得の100万円未満の

家庭が108世帯、平成27年は205世帯と報告されました。そのうち年間所得100万円未満は145世帯です。国保税の納付が滞ると、ご存じだと思いますが、通常の保険証にかわり、有効期間が3カ月の、皆野町では3カ月ですね、短期被保険者証が交付されます。その平成26年には68世帯、平成27年は少し減りましたけれども、47世帯が短期被保険者証が交付されています。そして、まだ納付ができない、1年が過ぎると、さらに資格証明書となります。平成26年には9世帯、平成27年は14世帯がその資格証明書が交付されます。資格証明書は、病院にかかると一旦医療費10割を全額払わなくてはならないのです。国保税を払えない所得の人が、窓口で10割を負担できるはずがありません。ぐあいが悪くても受診するのを我慢して、そういうことを続けていって、ようやく病院に運ばれたときには手おくれというケースも少なくないのです。

1番の問題なのですけれども、このように国保税が払い切れず、滞納世帯がこの町でもふえている。払い切れない理由というのはいろいろあると思いますけれども、今は本当に消費税も上がったり、働く人が非正規が進んだり、収入が少なくなっている。そういう町民の厳しい暮らしがあります。町は、国保税の納付回数については、平成25年度から納期が5期から8期になり、1期当たりの納付額が少なくなって、納付しやすくなりました。また、それから先ほども言われましたが、失業した、病気になって収入が減ったとき、減免制度があるというお知らせについて、平成22年からですか、町報に載せているということで、答弁のとおり私も平成23年からですが、町報を調べてみました。そして、毎年5月に国保税の請求が来るその時期に軽減についてお知らせが載っていました。しかし、減免を申請した世帯というのは平成26年は2件だけなのです。そして、平成27年は1件。どう見ても、お知らせが届いていないのではないかなと思うのですが、どうかこの軽減、減免申請ができるのだよということをさらに工夫して、知らせていただきたいと思いますが、税務課長、どうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 再質問にお答えをいたします。

国民健康保険は、保険税を納めていただく方によりまして支えられた社会保険でございます。加入者一人一人の実情に応じて保険税の減免、徴収猶予などを行うことで対応していかなければならないと考えております。真に生活に困窮されている方に対しては、納税相談を通じて生活の実態等把握に努め、適正な納税指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ町民に寄り添って、やはり払いたくても払えない方も多いのです。そういう方に寄り添って、親身になって相談をしていただいたり、減免制度があるのだよということをもう少し工夫していただいて、お知らせをしてください。よろしくお願いいたします。

そして、次の国保税の引き下げについてですが、そういうことはできないということであれなのですけれども、平成30年度から国保の都道府県化を進める法改正が今年の国会で可決されました。これには、さまざまな不安や矛盾が出ているようですが、政府はそうした事態への対応して、保険者、つまり市町村への財政支援として、平成27年度から低所得者対策として支援制度の拡充を行ったわけです。そして、この町の皆野町では、法定減額6割対象者、これが551人います。そして、4割対象者が464人います。その人数に応じて増額がされました。その増額分は、合計で383万2,289円です。調べていただきました。この増額分を使って、この低所得者対象に国保税の引き下げを行っていただきたいということを質問しているわけなのですが、どうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さん申されましたとおり、平成30年度から都道府県が国保運営にかかわり、都道府県は市町村に納付金を課すということになっております。市町村は、その納付金を賄うために国保税を賦課徴収するわけでございますけれども、国保税の平準化というところも念頭にあるようです。国保税が激変させないよう、時間をかけて平準化を進めるとされております。この折には、国保税の見直しということが必要になってくるかと思えます。そのときには、今回の公費拡充策、こちらが負担の軽減や伸びの抑制等に効果をあらわすということが期待できるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 何かよくわかったようなわからないようなのですが、厚生労働省がこの財政支援の目的ということで書いてある文書には、被保険者の保険税負担の軽減やその伸びの抑制が、この支援金で可能だと言っているのです。やはりそういう目的を、国の目的をよく理解していただいて、財政支援の増額分ですよ、それを一般会計に繰り入れるように使うのではなくて、国保税の引き下げに使って、先ほどからずっと言っていますように、滞納者がふえているわけです。払いたくても払えない厳しい状況の中で、少しでも払える国保税にしていくことが大事ですけれども、町長、どうですか。ぜひ答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどの税務課長の答弁だったですか、聞いておりましたのですが、未申告で、それで滞納していると、こういう町側から見ると悪質なと言っただけは言葉が適当でないかもしれませんが、そういう方もおるわけでございますし、この財政支援金を使って国保税を下げると、こういうことでございますけれども、この皆野町の国保税は他と比較しても決して私は高くない、むしろ郡市内でも安いほうだと、こんなふうに認識をしております。安いにこしたことは、納める側はこしたことはないのかもしれませんが、こうしたことも保険でありますので、もしものときにというようなことも考えていただいて、ご理解をいただいて、申告をしっかりといただいて、納税もしていただきたいと、私はこの場ではそう申し上げるしかありません。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほどから申しているように、町の人たちも滞納がふえている。滞納がふえるということは、町に来る国からの国保税に対する金額も少なくなる。そういうこともあります。やはり滞納者を出さない取り組みと同時に、幾ら郡市低いほうの保険税でも、もっと低くして、払える保険税にしてほしい。そして、それも別に余計な予算を出して引き下げるのではなくて、ここに国から来ている支援金を使って引き下げてくださいということを私は申しているわけで、そんなに無理な話ではないと思います。ぜひこれからも皆さんの要望を、私も町に届けていきますけれども、ぜひその辺再度検討していただいて、進めていただきたいのですけれども、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 質問者の要望というか、わからないわけではありません。研究をしてみたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、最後になります。

本当に先ほども言ったように、国保税を下げしてほしい、介護保険料を安くしてほしい、そういう声が町の中には多くあります。町に望む声が一番多いわけです。ぜひそういうところをしっかりと受けとめていただいて、これからも研究では遅いのです。検討してみなくてはいけない。ぜひよろしく願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔「議事運営について動議を出しているの、その辺についてどうに諮るんですか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 先ほどは一般質問の途中だったので、それを優先して進行させました。

ここで先ほどの宮原睦夫議員の発言について伺います。どうぞ。

○12番（宮原睦夫議員） 普通会議規則で、議事運営の動議が出た場合には、それを優先するのが議長の務めだと思いますが。議長の返事をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 議事運営の途中ということもありますけれども、一般質問の時間は、その質問者の立場を優先して進めてまいりました。この場で先ほどの発言をお聞きいたします。

宮原睦夫議員の発言をお願いいたします。

○12番（宮原睦夫議員） 発言をお願いしますでは、それでは答弁にならないのだよ。会議規則で決まっているのだよ。議事運営について発議が出た場合には、議長はそれを取り扱うかどうか、自分で判断しなければいけない。そのぐらい議長、わかっているのではない。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 議会運営委員長として申し上げたいと思いますが……

〔「ちょっと待って。俺は四方田議員に聞いているんじゃないねえ。議長の返事を」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 議事運営についてのことだったので、議会運営委員長で今やっております四方田実議員に発言を許しました。

〔「それだったら議会運営委員会を開いてもらって、相談してくださいよ。そうじゃなきゃおかしいでしょう。委員長が勝手にここで返事をするんじゃ、議会じゃおかしいよ」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時25分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、4番、宮前司議員の質問を許します。

4番、宮前司議員。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前司です。さきの皆野町町議会議員選挙では大変お騒がせをしたり、またお世話になったりと、大変ありがとうございました。2期目に向かい、心機一転頑張りますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。大雪対策についてなのですが、さきの常山議員と大分ダブる点があると思いますので、答弁がダブるようでしたらよろしく願います。平成26年2月の1メートルを越すような大雪と、ことし1月の30センチの大雪で、どちらでも自分で歩いてみまして、町民の意見が多かったのは、雪の捨て場を確保してほしい。②で、ちょっと言葉が足らなかったのですが、県道の雪掃きをしたときに町道の起終点、それと宅地等の出入り口等、雪を片づけてほしいという意見です。

それと、大きいほうの2番で、地籍調査ですが、平成26年の9月の定例会で質問をしていますけれども、初めて聞く人もいると思うのですが、地籍調査を簡単に説明しますと、皆野町全域を1筆ごとに立ち会いし、実測で公図をつくる作業です。それで、国土調査法の10条の2項が変更になり、立ち会いを含み、一括した委託ができるようになりました。

②で、今までの負担が国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1の負担でしたが、町には特別交付税として戻るため、総事業費の5%で済むそうです。このことについて、ことし1月29日に行われた地籍セミナーイン秩父というのに副町長が出席をしてもらいましたので、後で副町長の答弁を求めます。

とりあえず以上です。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 4番、宮前議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。地籍調査セミナーイン秩父に出席しましたので、私からお答えします。

まず最初に、1番、大雪対策についてお答えします。先ほどの常山議員さんの答弁と重なりますが、よろしく願います。雪捨て場の確保については、町有地、小河川、山林等が考えられます。それぞれの地域において雪捨て場の困窮度など、実情等、区長会ともよく協議してみたいと思います。また、家の出入り口、道路丁字路の交差点の残雪の片づけについてのお尋ねですが、できるだけ早く緊急自動車が通行できるような状態にすべく、懸命な除雪に取り組んでいますが、道路構造や住宅敷地は雪道仕様にできていませんので、重機での除雪による緊急車両等の通行可能区間をできるだけ早く、長く伸ばす必要があるために、隅々まで除雪できないのが実情でございます。残雪の片づけ等につきましては、秩父県土整備事務所管内の除雪連絡協議会において検討し、また町においても検討いたします。

2番の地籍調査についてお答えします。宮前議員さんからは、平成26年の9月議会において同様の質問を受けています。そのときの町長の答弁は、地籍調査の必要性は理解できるが、現在重要施策として取り組んでいる子育て支援、元気で長生き対策、安全で快適な生活環境の整備、学力向上と教育環境の整備等を最優先に取り組むために、地籍調査の具体的な着手は考えていないとの回答でございました。基本的には、この姿勢には変わりございません。

去る1月29日に一般社団法人秩父郡市地籍調査協会設立準備会主催の地籍調査セミナーイン秩父が開催されました。主催の地籍調査協会設立準備会は、秩父地域の測量会社20社、土地家屋調査士事務所8社、合わせて28社、148名の技術者で構成されています。このセミナーに私も出席し、説明を受けました。こ

の主な内容については、地籍調査の進め方、実施状況、包括委託についてなど、先進事例を含めた説明でございました。この中で特に平成22年に法改正された国土法第10条第2項の包括委託により、改正前から比べ職員負担が軽減されたことが強調されました。地籍調査の補助制度は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担で25%の負担ということで、この25%負担の約8割は交付税措置がされるということで、計算的には実質5%の負担という説明でございます。

この国土調査、地籍調査の進捗率でございますが、全国で51%、埼玉県で31%、秩父地域では秩父市で場所は旧大滝村でございますが、2%、小鹿野町が6.5%の進捗率であります。このようなことから、秩父郡市地籍調査協会設立準備会では、皆野、長瀬、横瀬は未着手であることから、地籍調査に着手されたいとの要望であります。秩父地域の4町で唯一実施している小鹿野町では、21年前から地籍調査を開始し、実施率は6.5%であると。21年で6.5%と。一調査区域が完成するには3年を要するというもので、成果品が完成するには3年を要するというものでございます。現在調査済み、調査認証済みは11平方キロと、小鹿野町では11平方キロメートルということでございます。この今のペースでいきますと、小鹿野町は総面積が170平方キロが完成するには約290年を要する計算になります。また、小鹿野町では、専従職員1名、兼務が1名、常時2名の職員によりこの調査の事業計画、補助申請事務、事業説明会、また相続人等の調査や境界立ち会いなどを担当しているとのことでございます。この中で特に土地の境界立ち会い、また土地の境界の確認、合意が大きな比重を占めています。また、負担でございますが、実質負担は5%となる仕組み、計算でございますが、補助対象外経費が相当あるというようなことで、実際は5%は大きく超えるということのようでございます。

以上のことから、地籍調査の意義等は理解できるところでございますが、現在町が進めている重要施策との位置づけや町民が最も希望する行政ニーズは何かなど、幅広く比較、検討し、また国土法第10条2項の包括委託の内容をよく精査し、地籍調査の対応について今後検討してまいりたいと思います。

大雪対策等についての具体的な部分については、建設課長から答弁いたさせます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 4番、宮前議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、1項目めの大雪対策についてお答えいたします。

まず、1点目の平成26年2月の1メートルを越すような大雪と、ことし1月の30センチの大雪、どちらも自分で歩いてみて、多い意見は、雪の捨て場を確保してほしいというご質問ですが、平成26年2月の大雪の検証のために昨年度設置された埼玉県秩父県土整備事務所管内除雪連絡協議会では、秩父市上町の気象観測所において積雪60センチを観測した場合、またはそのおそれがある場合の雪捨て場として、県土整備事務所管内で4カ所を予定しております。1カ所目が秩父市内、2カ所目が小鹿野町内、ほかの2カ所については、親鼻橋下の河川敷、栗谷瀬橋下の河川敷と、町内に2カ所の候補地がございます。荒川など1級河川の管理者である秩父県土整備事務所は、たとえ60センチ以下であっても雪捨て場の必要があるときは協議してください。前向きに対処しますということです。60センチ以上のときの候補地に加えて、大淵の合ノ道農園先の河川敷など、比較的河川敷にアプローチがよい箇所なども協議してまいりたいと考えております。荒川に限らず、滝の入沢川、赤平川、日野沢川、小山川、三沢川など適地を調査しまして、協議、調整してまいります。また、町有地のほかに除雪した方の近くに雪捨て場の確保が要望される場合

は、地元区長とよく協議、調整し、雪捨て場の確保ができるよう努めてまいります。

次に、町道の起終点と宅地の出入り口等、雪を片づけてほしいということでございますが、国道、県道は町内の11路線を4業者で長い区間を除雪、凍結防止剤の散布を行っております。車両の通行の確保を最優先で行っていることから、宮前議員さんのご指摘のとおり、残雪、圧雪の問題があることがあります。建設課職員による除雪状況の現場確認パトロールで発見したときは、その都度現場から連絡がありますので、建設課内の待機者が秩父県土整備事務所に早急に連絡し、残雪の除去を依頼しているところです。また、宅地の出入り口の利用者等から申し出があったときにつきましても同様に行っております。加えて町道の交差部において通行に支障がある場合は、町の除雪事業契約者に除去していただいている現状です。冒頭に申しあげました埼玉県秩父県土整備事務所管内除雪連絡協議会は、毎年降雪期前に開催されますので、そういった機会に提言してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 雪の捨て場ですけれども、先ほど合ノ道と言われていたのが、町道国神108号線の終点ではないかと思うのですけれども、一応河川区域なのですが、その先に民地が30メートルほどありますので、検討に加えてもらえればと思います。

それと、時期が合えば土捨て場なんかも雪の捨て場に考えてはどうかと思いますのと、荒れ地ですとか農地の耕作を放棄しているような土地も検討に加えてもらえればいいのではないかと思います。

②のほうでは、前回の大雪のときは県が雪を片づけるのに3日も4日もたってからやっと片づけ始めたのですけれども、今回の場合、2日目から雪を片づけ始めたので、町でもできるところがありましたら雪を片づけてもらいたいと思います。重要路線ですとか公共施設ですとか、あと皆野駅、親鼻駅ですとか、交通のアクセスの問題のところですか、あと皆野町役場の駐車場も考えてみてください。雪の捨て場の確保ができた場合は、そこに行くまでの道路の雪掃きを優先順位の先のほうに入れてもらいたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 雪捨て場の関係でございますが、先ほど建設課長の申したとおりでございますが、地域の雪捨て場の困窮度、どのくらい不足しているか、またどこにどういうところに雪捨て場の可能性があるかということも含めて、各地域の代表でございます区長さん等とも協議等進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） では、1項目めの大雪対策については検討していただくということで、よろしくお願いたします。

2の地籍調査なのですけれども、前回と答えは同じだというような副町長の意見ですが、今度はセミナーにいられていました石塚先生のほうにも相談できますし、埼玉県にも相談窓口が設置されました。町の活性化とか雇用にもつながりますので、ぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） よく検討してまいります。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） では、前向きに検討されることを期待して、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平。一般質問をさせていただきます。

雪の対策についてということで書いてありますが、先ほど来多数の議員の、先輩議員からも質問がありまして、私は先般の議会議員選挙で一生懸命をモットーにして、皆さんに任を与えていただきましたので、これからも一生懸命をモットーにいろんなことに当たりたいと思います。そして、雪の件につきましては、町の中については、先ほど来答弁がある中で大体認識しておりますので、私はサラリーマンの立場で、国道と県道の部分について質問させていただきます。それと、あと一点につきましては、2点目につきましては、さくらマラソン及び町内のイベントについて、2点だけを質問させていただきます。

まず、1点であります、国道140号線、さきの大雪のときに親鼻橋から三沢入り口のあの坂につきましては除雪作業が多分きれいにしてあったと思います。そして、一番問題なのは、あの山口ガソリンスタンドのところのカーブ、それと今回皆野町の簗山の入り口、役場付近の交差点付近、あの辺についてはアイスバーンというか、圧縮した雪が固まっていて、交通にえらい支障があり、そして朝サラリーマンの人はみんな、私もそうなのですが、いつも6時ちょっと過ぎに出る人は、雪が降っていると思うと、みんな1時間以上早く出て、6時ちょっとになるとバイパスがいつもいっぱいです。それで、動きがとれないわけなのです。もし皆野町と長瀬町で相談してもらって、樋口まで行けば雪がほとんどなくなる状態のときが多いのです。どうか皆野町のバイパス、そして長瀬町と相談して、何とか除雪作業がしてもらえれば、サラリーマンの人は、先ほど来税金のいろんな問題も上がっておりますが、一生懸命働こうと、朝早くからみんな若い人が1時間も2時間も早く出て会社へ行こうとする気持ちだけはぜひいろいろ酌んでやってもらわないと大変だと思います。

そして、上大浜区というか、県道の部分につきまして、メモリアルホールから木毛の信号機のところに行く道路については、今あの区間につきましては大手の運送会社さんが駐車場をいっぱいあそこに構えましたので、大型車両がみんな県道付近に入ってきて、元の大同コンクリートの跡地の駐車場へ入ったり、あの橋の下のところの駐車場へ行ったりということで、大型が全部あそこへ入ってきます。そのために、大型が1台通ると、もうどうにも動きがとれないと。その辺につきましては、先ほど来町の中の除雪についてはいい返答をいただいておりますので、何とかかなと思いますけれども、国道の雪掃きについてはせめて交差点付近と山口石油さんのカーブ、あのところはほかが解けても幾日も車が通るに危ない状態の部分があります。その辺のところをぜひ検討していただきまして、一生懸命働こうとする人、また車で半日以上あそこでとまってしまっている。

そして、今回皆野の有料道路につきましても雪掃きが早かったものですから、通ってみたら、こっちに出てくるとトンネルの中で交通どめになってしまうのは、国道140号がとまってしまっているの、うっかりトンネルへ入ってくると、トンネルの中で交通どめの状態がありまして、その辺についても国道の雪掃きだけは、これから町政としていろいろどこへ働きかけるということではなく、ぜひ全力を挙げてやって

いただければ、働く者にすれば、先ほど来町道から出てきて国道をどこか行けば、樋口まで行けば勤められるというような状態が多く出ると思いますので、ぜひその辺のところのご検討をよろしくお願いいたします。

あと一点、さくらマラソンについて質問いたします。昨年もさくらマラソンの役員として参加させていただきました。そして、いろんなことでありましたが、参加した中で一番感じたことがあります。それと、参加した選手の中にも言われました。出発、ゴール地点の横断幕がないのはどういうことかと。やっぱり選手にすると、町全体でやるのであれば、横断幕ぐらいは何とか準備して、あそこへ横断幕で、ここが出发点、ゴール地点だという意味表示をしてもらったほうが参加する人にもいいと、そう私は思います。それから、あと歓迎の旗でありますけれども、去年幾本か、スポンサーについていただきまして、つくりました。そうしたら、マラソンを終わった人が記念撮影ということでその旗を掲げて写真を撮っている風景が大分多くありましたので、その辺のところにつきましてもぜひご検討願いたいと思います。

そして、各イベント、町でやるイベントにつきまして、去年いろんなイベントが町の中で、七夕とかいろんな町の横丁とかといろいろありましたが、そういうときに元気づけるために花火ぐらいは上げてもらってもいいのではないかといつも思っております。この意見につきましては、相当な人が意見を出してもらっていますし、やっぱり今高齢者社会になりまして、家の中にいると、花火でも上げれば、きょうは何だいということが言えるという人が大分多いのです。それにつきましても、幼稚園の卒園式、また小学校、中学校の卒業式等にもやっぱり町全体で祝うというぐらいな気持ちになってもらって、花火ぐらいは上げてもらえれば、町が元気づき、また活気づくのではないかと。その第一歩で、ぜひそのぐらいのことをやってもらえればいつも思っております。町の中でやる文化会館の前でやるいろんなお祭り事でも花火を聞いたことがないので、ぜひ一生懸命やる、元気を出すというモットーで上がってきましたので、ぜひその辺のところをご検討願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 2番、林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番の雪害対策についてお答えします。県道、国道の除雪作業に対する質問ですが、同類の除雪関係の質問は、常山議員、宮前議員からもいただき、答弁を申し上げたとおりであります。ご承知のとおり、県道、国道の除雪は道路管理者である秩父県土整備事務所で所管をしています。町内には、140号線と県道10路線の合わせて11路線が県管理であります。積雪のたびに、国道、主要県道を優先的に町内業者を中心にした懸命な除雪作業を行っております。町においても、同様に住宅等の多く所在する主要幹線町道を優先に町内業者に委託するとともに、身近な生活道等は行政区長さんを中心にした地域の皆様をお願いしております。国、県道の除雪については、県、市町村、警察、建設業者による除雪連絡協議会を設置し、今後は通行どめをして迅速な除雪を行うこととしています。いずれにいたしましても、降雪時には県、町においても懸命な除雪対応を行っているところであります。

2番目のさくらマラソン及び町のイベントについてお答えをします。さくらマラソンにおいて、花火を上げてはどうか、その他のイベントについても花火などイベントを盛り上げる工夫をすべきとの提案ですが、各種イベントの多くは実行委員会において企画、準備、実施をしています。それぞれの実行委員会においてイベントの趣旨、内容、予算等よく検討され、そのイベントが盛り上がるように取り組んでいただきたいと思います。

その他、詳細については担当課長から答弁をいたさせますが、一生懸命というその姿勢に感銘を受けました。一生懸命これからもお互いに取り組みましょう。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 2番、林議員さんから通告をいただきましたご質問のうち1項目めの雪害についてをお答えいたします。

国道、県道の除雪がおくれ、上大浜区、中大浜区は運送事業者の駐車場が多数あり、大型車の通行が多く、一般車両が大変困っており、除雪作業を真剣に検討してもらいたいというご質問ですが、国道140号を初め町内には11路線の国道、県道があり、管理者である埼玉県秩父県土整備事務所と建設業者で道路除雪業務委託の契約により、町内3業者を含む4業者で町内の約43キロメートルの除雪、凍結防止剤の散布を行っております。なお、本年2月4日に1月17日、18日の降雪の際の対応の検証として、秩父地方庁舎において秩父地域の1市4町、警察、消防、県の防災担当で風水害・雪害対策秩父会議が行われました。この会議の中で秩父県土整備事務所から、交通量の多い幹線道路等では除雪が効率的に進まないため、状況によっては一時通行どめにして、重点的に除雪する。上り坂等での立ち往生が発生したため、滑りどめの砂を増設する。除雪、渋滞情報をきめ細かく発信する等の方針が示されました。今回のご質問は、大変貴重なご提言でもありますので、毎年度降雪の季節の前に行われる埼玉県秩父県土整備事務所管内除雪連絡協議会における意見として協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 2番、林議員さんの一般質問通告書、2、さくらマラソンについてお答え申し上げます。

みなの美の山さくらマラソンは、平成26年度第1回大会を開催しました。皆野町体育協会を中心に第1回みなの美の山さくらマラソン実行委員会を組織し、運営を行いました。参加者は364名を数え、遠くは山形県や福岡県からも参加されました。第2回みなの美の山さくらマラソンにつきましては、ことしの3月27日日曜日に開催をいたします。改善点といたしまして、第1回大会の走者からご意見が多かった、ゴール前が急カーブとなっており、危ないという点について見直しを行い、スタートとゴールを同一地点としました。これにより、前回大会より走者への負担が軽減され、参加しやすくなったものと思います。また、林議員からご提案いただきました大会を盛り上げるための花火の打ち上げにつきましては、みなの美の山さくらマラソン実行委員会におきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 1番の雪害、除雪についてなのですが、雪が降ったらせめて国道の交差点付近、また県道の交差点付近につきまして、それと先ほど来言っている親鼻橋から坂が掃けたということは、十分やる意思がどこかにあったのではないかとこの間は思いました。そのために、何であの山口石油さんのところのカーブのところの雪を掃かないのか。あの辺については、誰が考えてもおかしいと思うのです、あれは。あそこを先に寄せてというのならいいのですが、向こうの坂を掃いてもらったこと自体は、もう車で行くにもみんなゆっくり行けてよかったのです。だけれども、あのカーブが掃いていな

いためにみんなとまってしまって、あそこでとまって、今度は美の山の入り口の信号機、役場の職員さんであればみんな見て知っていると思うのですけれども、あの信号機、交差点が全然掃いていないために、全部車がとまってしまって、うまいぐあいにてこぼこのところへでもタイヤが入れば、押してやらなければ動かない状態がずっと続いていました。それで、1日たっても、2日たっても道路が雪の状態だめだと。これについては、運送屋さんに言わせると、ガソリン代もかかるし、えらい損失だと言っていますので、その辺のところは交差点だけとか、そのカーブのところ、重点地域だけでも早目に対策してもらって、あの坂が掃けたのであれば、どこもできるのではないかということが私には思えるのですけれども、その辺のところについては先ほど今度の検討委員会ではちゃんと提言するということでありますので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

それと、さくらマラソンについてですが、昨年の実行委員会で参加させていただいた中に、町の事業としてやるか、体育協会でやるのには、やはり金銭面において限度があると思います。それだったら、ある程度のいろんな役員さんを入れて、イベントにはスポンサーをつけるとか、盆踊りのお祭りにはスポンサーさんがついて、寄附を歩いてやるというような形をとっているようですが、このさくらマラソンについてもスポンサーさんに、冊子をつくのであれば、広告費をいただくとか何とか、そのような人選をして、いい人材を入れて、いろんなイベントをしないと、皆野町のイベントはだんだんまた尻すぼみになるのではないかと心配しております。このさくらマラソンについても、昨年同様ぐらいの人数でいけばいいなと思っていますが、少なくなったような気がしますので、ぜひイベントをやる以上は、幾らか通じていろんなことができるような人材も活用して、町にだっこにおんぶではなくて、いろんなことができるような状態を取り入れてやったほうが私はいいと思います。先ほど来言っているとおり、私もこれからはそういうことに参加させてもらって、意見を出していきたいと思っていますので、ぜひご協力をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時21分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、3月に入りましてウグイスの初鳴きを耳にしまして、また3月5日は二十四節気の啓蟄ということで、季節は確実に春に向かっております。しかし、政治経済は春を感じられる状況にはありません。昨年10月、第3次安倍改造内閣を組閣した安倍首相であります、1億

総活躍社会を掲げ、GDP 600兆円、出生率1.8、介護離職ゼロなどのアベノミクス新3本の矢を打ち上げました。しかし、憲法違反の安保関連法制への反対世論を押さえて、この夏の参議院選挙を有利に展開するための実現不可能な国民だましの経済政策と言われております。そのことは、年明け以降の円高、株安、原油安、そして日銀始まって以来のマイナス金利。デフレ脱却経済再生どころか、アベノミクスの破綻がより明らかになっています。实体经济は、GDPを5年間で100兆円ふやすどころか、昨年10月から12月期のGDPは2四半期ぶりにマイナスに転落しております。実質消費支出はマイナス8%と、2カ月連続で昨年同月を下回っております。加えて物価上昇2%以上という消費税増税の景気条項が、一昨年暮れの総選挙で取っ払われまして、来年4月から消費税10%が待ち構えています。

他方、安倍政権発足前に比べ法人税は約10%も引き下げられておまして、資本金10億円以上の大企業の内部留保は、第2次安倍政権発足後の3年間で約38兆円ふやして、内部留保の累積は300兆円を突破しております。そして、安倍首相は、雇用もふえた、賃金も上がった。アベノミクスこの道しかないと言っていますが、ふえたのは非正規労働者で、その数も雇用労働者の約40%、2,000万人を超えて、その平均年収は169万円、そして勤労者の実質賃金は4年連続して減少しています。安倍首相の金利の低下で、住宅ローンが借りやすくなって、デフレ脱却につながるどころか、国民年金の保険料の未納者は実質60%、このように言われております。まさに勤労国民の貧困と格差は拡大の一途にあります。2015年12月時点での生活保護世帯数は163万4,185世帯と、過去最多を更新しまして、その約50%が65歳以上の高齢者の世帯。年金だけでは生活できない高齢者の実態がより明らかになっています。

こうした中、今議会の議案第22号にも関係していますが、政府は低年金受給者1,250万人を対象に1回ぼっきりの臨時福祉給付金3万円のばらまきを参議院選挙前に行うことを決定しております。こうした国民だましの政策で、参議院においても3分の2以上の改憲議席を確保し、憲法第9条を改悪して、国防軍を明記した憲法に向けて暴走する安倍総理であります。経済と政治は、一人一人の国民や住民が平和で安全で幸せに暮らせる。そのためにあるのではないのでしょうか。豊かな経済力が貧困と格差を生み、過剰生産によるデフレ不況のはけ口を軍需生産に向け、兵器や軍事力を増強し、平和を破壊するという矛盾した社会、こうした社会を維持しようとする政治は変えていかねばなりません。少しでも夢や希望を持ち、明るさや幸せを感じられる行政、それが夢を育める安全で安心な快適なまち、皆野町づくりではないでしょうか。

こうした中、通告に基づきまして、2項目についてお聞きいたします。1項目の交通安全対策について、その1ですが、県道長玉線、三沢地内の改良計画についてであります。この長玉線の三沢地内未改良区間の交通安全対策について、交通安全対策を施した道路改良について、過去何回となくこの場でも取り上げさせていただいております。言うまでもなく、この長玉線は国道140号を補完する県道としても主要な地方道であります。その未改良部分のほとんどが、三沢地内の小学校付近から秩父方面への約2キロメートルの区間となっております。この区間は狭隘で、カーブもあり、通学路として利用している小中学生にとって非常に危険な状況にあります。平成16年には、三沢小学校PTA、後援会が中心となり、安全対策を施した道路整備の要望を地区住民約1,300名の署名も添付し、皆野町を経由して県に陳情している経過もあります。それから既に12年がたとうしております。昨年の3月定例会でも質問しておりますが、この中で未改良区間の改良ルートが決定していない。ルートについては、より詳細に詰めてから測量設計をしたい。今後については、早急な改良工事に向けて予算要求をしていきますとの秩父県土整備事務所の考え方が当時の建設課長から答弁されておりました。その後の町当局からの県秩父県土整備事務所への働きかけに

ついてどのように行っているのか。また、その後の秩父県土整備事務所としてのこの長玉線の道路改良についての考え方や、平成28年度予算に向けての動向についてお聞きしたいというふうに思います。

2点目の県道下戦場塩貝戸線の歩道及び歩道橋の設置についてであります。この路線上に鬼畜道橋という橋があります。この橋の語源どおり、けもの道の鬼畜道であったようですが、この鬼畜道橋につきましては、美の山の北東側に位置し、深沢が滝になっている地形で、皆野寄居バイパスができる以前は、この深沢の滝が氷結するなど、今なら氷柱の名所にもできるような場所でもありますが、そうした地形から降雪後の路面凍結など大変危険な箇所でもあります。こうした場所が、戦場地区や三沢地区の児童生徒の通学路となっており、保護者等から鬼畜道橋から道の駅みななの出入り口付近までの歩道や歩道橋の設置要望があります。また、三沢や戦場地区の中学生のほとんどが自転車通学であり、その通学コースとして三沢寄りの道の駅出入り口付近から町道皆野37号線、土京の諏訪神社のほうへ入っていく矢島宅裏の町道を經由して、国道140号のガード下を通過して、踏切手前の県道下戦場塩貝戸線に出るコースが通学路になっているようです。そうした現状を踏まえまして、三沢寄りの道の駅出入り口付近に横断歩道の設置が望まれます。あわせて今後土京溪谷への遊歩道整備とも関連しておりますので、この横断歩道の設置も含め、また鬼畜道から道の駅みななの出入り口までの歩道なり歩道橋の整備について、当局の考えをお聞きしたいというふうに思います。

3点目ですが、カーブミラーや停止線等の整備更新について。昨年3月定例議会で私のこれに関する質問で、区長会等を通じ、カーブミラー、停止線等の総点検を行い、取りまとめて交通安全対策が図れるよう検討してもらえないかの質問に対し、町長からそのようにしたいと思っておりますとの答弁がされております。その後、どのような安全対策が施されているのか、お聞きしたいと思います。

2項目めの除雪対策についてであります。この関係につきましては、さきに3人の議員の方からも質問がされて、重複する部分はあろうかと思いますが、よろしくお聞きしたいというふうに思います。2年前の2月8日から9日にかけて、秩父市では48センチの積雪、その後の2月14日から15日にかけては秩父市で観測史上最高の98センチの積雪という大雪で、秩父地方も甚大な雪害に見舞われました。そして、ことし1月18日の降雪は、秩父市で34センチ、私の自宅付近では約45センチもの積雪がありました。1年置きとはいえ、近年の積雪量は多く、また今回は寒中での降雪ということでもあり、寒中に降った雪は解けづらいの言葉どおり、約20日間近くも残雪として障害になっておりました。また、降雪時の除雪も大変な状況にありましたが、積雪量が多く、地域だけの除雪対応では困難であり、業者による除雪をお願いしたい。このような要望が当局に出されていたかと思っております。今回の降雪時、こうした要請は何件ぐらいあり、またその対応はどのようにされたのか。また、今後の対策として、委託契約による除雪路線をふやす考えがあるかどうか、お聞きいたします。

2点目ですが、現在の除雪対策費補助金の見直しについて。この除雪の件につきましては、私が議員になった24年前の3月議会から取り上げさせていただいた課題でもあります。こうした中、この除雪対策費補助金交付要綱ができたのが1993年、平成5年12月であり、当時除雪を行った行政区に対し年1回1万円の補助金でありました。その後、1998年、平成10年3月に交付要綱の見直しがされ、1降雪時に対し2万円の補助金交付に改正されました。しかし、その後リフレッシュプラン05での行財政改革で補助金一律10%のカットの中、現在に至るまで1降雪1万8,000円の補助金となっております。1月18日の降雪に際し、この除雪対策費補助金申請を行ったのが、この対象を旧の、行政区の再編の前の旧の行政区ごとにこれは申請できるということになっているかと思っておりますので、今回の降雪に際し、旧の47行政区から申請があつ

たようです。私、この問題を取り上げたときから、特に山間部のみからの申請が多かったかなというふうに記憶しているのですが、今回は旧町内、旧町内といいますが、皆野地区も含めて利用もふえているようです。そういったことも含めまして、除雪対策費補助金の増額についてどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

1番、交通安全対策についてお答えいたします。県道長玉線三沢地内の改良計画についてお答えします。この件については、秩父県土事務所に行きまして、その進捗状況と今後の見通しについて説明を受けました。結論的に申し上げますと、当路線は秩父市高篠地区において改良工事を進めている最中であるが、三沢地区の改良工事にかかわる調査設計等の予算を要求していくとのことでした。三沢地内の県道は未改良区間が多く、狭隘であり、大変危険な状態にある。特に通学路でもあるので、早期に改良工事に着手するよう強く要望してまいりました。いずれにしても、高篠地区の改良計画が済んでからという県の方針でもありました。

2番目の県道下戦場塩貝戸線の歩道及び歩道橋設置についてお答えします。鬼畜道橋から道の駅みなこの間の歩道整備につきましては、戦場インターからの車両や国道方面からの三沢方面への車両が多く、また戦場地区からの通学路でもありますので、橋を含む歩道の整備を進め、歩行者の安全の確保が望まれるところでありますので、秩父県土事務所へ要望をいたしてまいります。

2番目の除雪対策についてお答えします。緊急自動車の通行、町民の日常生活の回復を図る除雪対策を進めていますが、国道、県道、幹線町道を優先とした除雪対応を継続してまいります。また、町による除雪対応路線外の除雪は、区長さんと地域の皆様に除雪をお願いしております。引き続き現状の補助制度にてお願いをしていく考えであります。除雪に対する補助制度は、秩父地域4町では皆野町のみであり、その先駆的な制度の問い合わせがあるとのことでした。なお、事情によっては、除雪区間等は柔軟に対応してまいります。

3番目のカーブミラー等の整備につきましては総務課長から、除雪対策については建設課長から具体的な答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんから通告のありましたご質問にお答えをいたします。

1の質問事項、交通安全対策についてのうちカーブミラー、停止線等の整備、更新についてお答えをいたします。今年度、行政区長から要望がありました交通安全施設の整備等の要望箇所は、町道については上大浜区地内、町道皆野3号線が県道皆野停車場線に接続する手前の停止線の塗り直し、腰区地内、町道皆野12号線と町道皆野150号線が交差する十字路交差点の停止指導線の塗り直し、金崎区地内、町道国神1号線横断歩道の塗り直し、出牛区地内町道金沢50号線が主要地方道前橋長瀬線に接続する手前の停止線の塗り直しの要望がございました。このことから、停止指導線につきましては、今年度の改良工事で実施する区画線等との施工とあわせて一括して塗り直しを行ってまいります。

停止線、横断歩道につきましては、公安委員会が管理しておりますが、町道皆野3号線の停止線、町道

国神1号線の横断歩道の塗り直し、町道金沢50号線の停止線の塗り直しにつきましては、秩父警察署と調整ができ、町で塗り直しを行ってまいります。県道につきましては、出牛区地内主要地方道秩父児玉線の辻堂前交差点、出牛平橋交差点及び出牛交差点の横断歩道及び停止線の塗り直しの要望がございました。この県道に係るものにつきましては、秩父警察署に要望をいたしました。

次に、カーブミラーにつきましては、建設課の所管でございますが、あわせてお答えをさせていただきます。カーブミラーの設置要望は、親鼻区町道皆野62号線の出口、日野沢上区、町道日野沢60号線出口、下原区、町道皆野122号線沿い、下大浜区町道皆野2号線沿い計4カ所に要望がございました。下大浜区の町道皆野2号線につきましては、設置したカーブミラーにより車両の通行に支障が生ずるおそれがあることから、設置を見送らせていただき、他の3カ所につきましては設置を完了しております。

以上でございます。

○議長（大澤匡子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、2項目めの除雪対策についてお答え申し上げます。

まず、除雪基準の見直しを行い、業者指定による除雪の路線拡大についてでございますが、除雪事業委託者事業者7社、除雪事業協力者2社、計9社と委託契約を締結しており、町が指定した19路線14.42キロメートルにつきましては、積雪10センチ以上の降雪に除雪しております。また、積雪10センチ以上のときに路線を定めず、町の依頼した路線を除雪する事業者は、昨年度までは5社でしたが、平成27年度に1社追加しまして、6社と委託契約を締結しております。路線未指定の事業者は、行政区長等からの要望、聞き取り、職員による現地確認、電力会社からの要請などをもとにした地域の実情に応じて出動いただいております。また、路線を指定している事業者7社の方につきましても、必ずしも指定路線だけしか除雪しないということではなく、指定路線の除雪が完了次第、あるいは他の除雪用の重機が出動できる場合には指定路線以外の町道、林道を除雪していただいております。今後におきましても、積雪が10センチ以上のときは積雪量だけにとらわれず、柔軟な対応ができるよう、地域ごとに異なる情報を精査し、生命、身体の保護を第一に、そして少しでも早く町民の皆様の日常生活的な生活が可能になることを念頭に取り組んでまいります。

次に、除雪対策費補助金の見直しについてでございますが、この制度は平成5年に創設され、積雪10センチ以上のときに除雪を実施した行政区に対しまして1降雪につき1万8,000円の補助金を交付しているものでございます。なお、行政区にあっては、平成19年4月から再編された27行政区ではなく、それ以前の57行政区を単位としております。なお、秩父地域1市4町で行政区あるいは町会の実施除雪に補助金を交付しているのは、皆野町以外では秩父市だけでありまして、ほかの3町では制度はございません。秩父市においては、20センチ以上の積雪に町会に報償金の支給を行うものでございます。以上のことを踏まえますと、皆野町は秩父地域においては先駆的な取り組みを行っていると考えられます。現に本年度になっても、各町の担当から制度に係る問い合わせがありまして、皆野町の制度の趣旨、状況などを説明させていただいております。さきの業者指定による除雪路線の拡大に係るご質問の際にも答弁させていただきましたが、路線未指定の事業者の対応による除雪と、現行の除雪対策費補助金を利用した地域の皆様のご協力により、除雪事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 長玉線の関係なのですが、町長のほうから答弁いただいたのですが、県土整備事務所のほうの動きというのは、もう本当ここ二、三年、同じような状況で、一向に進んでいないというのが率直な意見なのですが、この間にも地元の保護者等から危険箇所だけでも優先して安全対策を施してもらえないか、こういった要望等が強く出されているわけなのですが、私も直接県土整備事務所のほうへお伺いして聞いたことがあるのですが、やはり改良ルートが決まっていないうちで、部分的な危険箇所を優先するというか、工事に着手することはできない。こういった理由から、先送りになってきているのが実態だろうというふうに思います。

平成25年の秋ごろだったと思うのですが、県土整備事務所のほうから町のほうにこの改良ルートの2案ですか、私もその路線のあれは見ていないのですが、いずれにしても小学校から上のほうに2キロぐらいの区間の現道を拡幅する案と、もう一つは、これは聞いた話ですからあれなのですけども、中三沢の集落センターのところから農協の裏の橋へかけて昔のマルホという機屋さんがありましたけれども、そのところを通過して、診療印刷さんの手前のところへ橋をかけて、今の県道に結びつける。この案が示されたということなのですが、まだルートが決定していないということでもあります。どういった理由で決定されていないのか、理由はわかりませんが、少なくとも診療印刷さんの手前のところで今の現道から上の部分は今の県道を拡幅していく。そういったルートになっているのではないかなというふうに臆測するわけなのですが、町長のほうに示されている案はこれで間違いないのかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今内海議員さんからお話があったような話については、私も聞いたことがありますけれども、具体的にこのルートだとかという話は聞いておりませんし、まだ決定がされていないようでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 町長のからもこの場所につきましては早期に着工するよう、県のほうへもこの間強く要望してきていただいているかと思うのですが、改良ルートで三沢川の右岸のコースにつきましては、最近太陽光発電の設置等も既に設置されました。先に行けば行くほどやっぱり後追いといたしますか、障害物といたしますか、工作物といたしますか、そういうのもできる可能性がありますので、早期に改良ルートを決めるように県土のほうに強く要請していただきたいと思っておりますし、また工区を短くして、例えば診療印刷の反対側の県道から上の部分、ここを一つの工区として早く決定して、改良するとか、そういった方法もぜひ町のほうからも提言をお願いしたいというふうに、これは要望させていただきたいというふうに思います。

それと、県道下戦場塩貝戸線の歩道と歩道橋の設置についてなのですが、これについては町長のほうから歩行者の安全を第一に優先して、県土のほうに要望していきたいというふうな前向きな答弁をいただきました。私が一般質問の通告の段階で道の駅の出入り口から土京のほうといたしますか、町道皆野37号線ですか、あそこに通じる横断歩道の関係は、一般質問の通告の段階で申し上げていませんでしたので、ぜひ県のほうに要望していただく段階で、これは公安委員会のほうになるのでしょうか、ぜひこの横断歩道についても要望していただけるかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） あわせて要望をしたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

3点目のカーブミラーなり、また停止線なり、停止誘導線の関係なのですが、事細かく総務課長のほうから答弁いただいたのですが、いずれにしても区長会等を通じて全体的に総合的に現状を調査するという形で要請した結果として、先ほど答弁いただいた内容が要望事項として上がっていると、このように認識してよろしいのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

10月に行われました区長会研修の際に、先ほど質問がありました空き家の調査、それにあわせてこの停止線、カーブミラー等の整備箇所の要望がありましたらということでお話をして出てきたものがこれでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 区長会を通じてというだけではなくて、町職員といいますか、建設課等を含めまして、町内を動く中で停止線等かなり消えて、見づらくなっているという箇所が随所に見受けられます。ぜひ区長さんから上がっている要望等も当然ですが、それ以外のところでも職員等が気づいたら、ぜひその辺もチェックする中で、総合的といいますか、一体的に工事というか、業務を委託する場合なんかについては合理的だと思いますので、その件につきまして区長会だけに頼るのではなくて、やっぱり職員なり、行政面からも調査するような形もぜひあわせてお願いしたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それと、除雪対策の関係なのですが、委託契約による除雪路線をふやすという考えはないということのようですが、また今回これとは別に、地域では手に負えないので、ぜひ業者によって除雪をお願いしますと、こういった要望等が何件ぐらいあって、その対応がどうだったかという質問に答弁いただけていないのですが、恐らくそういった地域からの要望に対して業者を指示して、除雪を行ってもらっているかと思っております。本来なら、町内全ての幹線町道なり林道を除雪業務委託路線に指定して、業者の自動出動による除雪体制がとればベターだと思うのですが、それが不可能ということであれば、地域からの要望に対しては業者を指定して指示をして、除雪をしていただくと。今回とったような形になるかと思っております。そういったことで、要望があった場合についてはそういった対応をしていくということではよろしいかどうか。

地域によっては、ホイールローダーというのですか、除雪機という形になるのでしょうか、本当に本格的な除雪の機能がついた車だと思うのですが、そういったのを備えている地域もありますので、地域の要望等実態調査する中で、ぜひ地域からも、地域での除雪では今までの例えば除雪器具等の対応ではできないと、そういったことで町のほうの業者指定による除雪をお願いしたいという要望については、そういった方向で対応していただけるかどうか、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いわゆるその地域の人口構成というのでしょうか、そういうこの地域はどうしても高齢者が極めて割合が高くて、あるいはその路線の延長もかなり長いという、そういう困難な状況を見きわめて、そういうところを優先して、重機等を回すようにできればと、またそのようにしてきたつもりですし、これからもそんな方向でいければと思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 先ほど常山議員の質問に対しまして町長のほうから国神の例を挙げまして、雪降って地域固まる、こういったことが言われたのですが、例えば私の住んでいる地区においても業者の委託によって除雪してもらっている路線もあります。今回の幹線町道の除雪もお願いしたのですが、結果的に後になって、ちょっとそれは対象にならないということであったわけなのですが、だからといって地域の助け合いなりきずなが、業者に委託することによって薄れるということではないのです。今回もそうだったのですが、幹線町道を業者に掃いていただきました。それ以外の幹線町道から、それこそ自宅までの角道、100メートルの150メートルなり、そういったところのひとり住まいの家庭だとか、病弱の方の家庭だとか、そういったところに町会長さんを中心として、そこに除雪に行っているのです。だから、幹線の林道なり町道は業者に除雪してもらっていますけれども、それ以外のところでやっぱり角道の除雪とか、そういったところでそれこそ手伝いといいますか、助け合いというか、そういったこともやっておりますので、そういったこともぜひ理解をしていただく中で、今回みたいな形で2年前にしても今回にしても、本当に30センチ以上の積雪があると、今までの地域の除雪器具等では対応できない。そういった中で、地域から何とか業者さんによる除雪をお願いしたいということで要望が出されて、それに対して今回できる限りの対応、例えば三沢で言えば、町道三沢1号線なり12号線なり、林道で言えば大霧山線なり、二本木線なり、また牧場へ上っていく農道三沢坂本線、国道については業者に除雪してもらっているわけですから、こういった対応を今後もやっていただけるのかどうか、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 再々質問にお答えいたします。

今後におきましても、大雪の際には危機管理意識を常に持って、町民の皆様の負託に応えるように善処してまいりたいと思います。先ほど数字を申し上げられなかったのですが、路線を指定していない路線で今回除雪を町から業者さんに依頼した路線は17路線でございます。時間的には、114時間50分で、自動出動が79時間でございますので、路線を指定しないで出動していただいた業者さんがおおむね6割の時間、総時間では占めております。指定のほうは4割ということで、結果的にはその時間を除雪していただいております。今後につきましても、情報を常に把握しまして、臨機応変に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 臨機応変ということなのですが、なかなか基準を設けるといっても大変だと思うのです。少なくとも業者に委託して除雪してもらっている路線については、積雪10センチ以上の場合については自動出動してもらって除雪してもらおうと、このような形になっているわけですから、それ以外の路線で例えば20センチ以上とか30センチ以上とか、そういった基準が設けられればいいのでしょうか、なかなかそのところについては難しさがあるかと思っておりますので、また地域によってはホイールローダー等の重機を持っている地域もございますので、ぜひ地域の実情等を加味する中で、地域からもとてもではないけれども、地域の対応での除雪はできないという形で町への要望があったときに、町として業者に除雪してもらおうと、こういった形で町長、どうでしょうか。要望があった場合については、できる限り対応したいと。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 例えば積雪量につきましても、私や内海議員が住んでいるところと、この元皆野地

域では積雪量がかなり違うわけです。そんな関係もありまして、適切に判断をしていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そのようにとらせていただきます。

それと、除雪対策費の補助申請の関係なのですが、旧の行政区で言うと57行政区ということで、今回の1月18日の降雪の申請を行った行政区が旧の47行政区であったようです。ちなみに、申請を行っていない10の行政区については、旧の皆野地区の6区、8区、10区、12区、13区、14区、15区、日野沢地区の1区、6区、7区、日野沢地区の1区、6区、7区から申請がなかったというのはどういう理由なのか、ちょっと私は理解できないのですが、旧の先ほど申し上げた旧の行政区ですか、これは本当に町なかが中心になるかと思うのですが、こういったところからもある面ではこれに該当する住民からも、近くの町道については除雪してもらいたいと、今回のかなり大雪だったわけですので、年寄りでは本当に除雪が大変だと。そういった中で、町等でやっていただけないかという要望もお聞きしました。こういったところについては、例えばこの除雪対策費の補助金等を使って、除雪を行っているのかどうか。例えば今の下大浜区等についてはどのような現状になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） ご答弁申し上げます。

下浜区につきましては、今回の補助金の要請はございませんでした。地元の重機を持っている方が除雪している現場を現場確認の際に確認したこともあります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） この除雪対策費の補助金の増額とあわせまして、最近では旧町内といいますか、町なかでも申請する行政区もふえてきているようですので、その辺区長さん等に徹底する中で、ぜひこの補助金の交付制度を利用していただくように町のほうからも働きかけをしていただきたいと思います、このような要望をしまして、私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、町長提出議案の報告及び一括上程以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、町長提出議案の報告及び一括上程以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第1号から議案第26号並びに承認第1号及び同意第1号から同意第20号の47件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第1号 皆野町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 皆野町行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、審査請求の決裁について、その判断の適否を審査する町の附属機関として行政不服審査会を設置する必要があるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第1号 皆野町行政不服審査会条例の制定について、説明をいたします。

現行の行政不服審査法を全部改正いたしました行政不服審査法、いわゆる改正法につきましては、本年4月1日から施行されます。この改正に伴い、審査庁が採決を行うに当たり、法律または行政に関して十分な識見を有する有識者で構成される行政不服審査会に対して諮問をすることを義務づけ、この行政不服審査会が審理員の行った審理手続の適正性や法令解釈を含む審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックすることとされました。行政不服審査会は、国においては総務省に置かれ、地方公共団体においては各地方公共団体の執行機関の附属機関として置くことになっております。このことから、町に行政不服審査会を置くための条例を制定するものでございます。

議案書を1枚おめくりをいただき、条例案の1ページをごらんください。第1条は、本条例の趣旨で、行政不服審査法の規定に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条で、審査会は委員5人以内をもって組織します。

第3条は委員についての規定で、第1項で委員は町長が委嘱するとし、第2項で委員の任期は2年とし、第3項で委員は再任されることができるとするものです。第4項は、委員の解職について、第5項は守秘

義務について規定するものでございます。

第4条は、審査会に会長を置くことと、会長の職務代理について規定するものです。

第5条は、第1項で審査会は委員3名による合議体で調査、審議するとし、2ページに移ります。2ページに移り、第2項で審査会が定める場合は、委員全体の合議体で調査、審議するとしております。

第6条は、この条例に定めるもののほか審査会に必要な事項は、規則に定めるとするものです。

附則で、この条例の施行期日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第2号 皆野町行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町行政不服審査法関係手数料条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、町の附属機関として設置する行政不服審査会へ提出された書面の写しの交付を受ける際に、納める手数料の額を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第2号 皆野町行政不服審査法関係手数料条例の制定について、ご説明をいたします。

この条例は、議案第1号で可決いただきました皆野町行政不服審査会へ提出された書面の写し等の交付

を受ける際の手数料の徴収について条例を制定するものでございます。

議案書 1 枚おめくりいただき、条例案の 1 ページをごらんください。第 1 条は、行政不服審査法に基づき、審査請求人が審理手続が終了するまでの間、審理員に対し関係書面等の写しなどの交付を受けた場合の手数料の納付について規定するものでございます。

2 ページ裏の別表をごらんください。交付の方法は、1 の書面等を用紙に複写したものの交付と、2 の電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付、この 2 通りがでございます。ともに白黒 1 枚 10 円、カラー 1 枚 20 円で、用紙の大きさは A 3 判と A 4 判とし、両面への複写または出力は片面を 1 枚として手数料の額を算定するものでございます。

前のページにお戻りください。第 2 条は、手数料の減額と免除について規定するものでございます。

第 3 条は、本条例の手数料の納付及び手数料の減免の規定は、審査請求について準用することと、関係条文の読みかえについて規定したものでございます。

第 4 条は、納めた手数料は原則として還付しないとするものでございます。

第 5 条は、不正に手数料の徴収を免れた者に対して、免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処するとするものでございます。

第 6 条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとし、附則でこの条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第 4、議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

行政不服審査法が全部改正されたため、いわゆる改正法の法律番号及び条文の変更に伴い、これらを引用しております町条例について所要の改正と、不服申し立てが審査請求に一元化されたことによる字句の改正を行うものでございます。

条例案の最後に添付をいたしました新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと存じます。議案書を4枚ほどおめくりをいただきますと、新旧対照表、横刷りのものがございます。この表で説明をさせていただきます。第1条、皆野町情報公開条例の改正について、改正された行政不服審査法第9条第1項ただし書きは、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、審理員の指名を不要とすると規定しております。審理員制度は、審理の公平性、透明性を高めることを目的として導入されたものでありますが、それと同様か、それ以上の政治的中立性や専門性等を有する合議体による審理手続が確保されるのであれば、あえて審理員を指名する必要はないとする趣旨に基づく規定であります。このことから、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定める第20条の2を新設するものでございます。

その下、第20条の改正は、上位法に倣って、開示決定等の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、不服申し立てが審査請求に一元化されたことに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に字句を改めるものでございます。

その下、1号についても「不服申立て」が「審査請求」に一元化されたことに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に字句を改めるものでございます。

なお、これから先の説明で不服申立てを審査請求に字句を改める箇所の説明については省略をさせていただくところもありますので、ご承知おきをいただきたいと存じます。

2ページに移ります。2ページ、2項は不服申し立てに対する決裁をした実施機関が、情報公開、個人情報保護審査会に諮問する場合は、弁明書を添えなければならないことを規定するものでございます。

次の第22条第1項は、参加人を定義する条文を加えるものでございます。

3ページに移ります。3ページ、第2条、皆野町個人情報保護条例の改正についてご説明いたします。行政不服審査法第9条第1項ただし書きを適用し、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めるため、第30条の2を新設するものでございます。

4ページに移ります。4ページ、31条の改正は、審査請求に一元化されたことに伴い、字句の改正が多岐にわたるため、条文の全部改正するものでございます。

5ページに移ります。5ページ、第32条第2項は字句の整理で、その下第3号は、現行の開示決定等を明確にするため、保有個人情報の開示に改めるものでございます。

6 ページに移ります。6 ページに移り、第 3 条、皆野町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正についてご説明申し上げます。7 ページの第 4 項は、審査請求人、参加人を定義する条文を加えるものでございます。

8 ページに移ります。8 ページに移り、現行の第 11 条第 1 項では、不服申立人は審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができるとし、第 2 項で閲覧の日時と場所の指定をすることができるとしていますが、これを改正後の第 11 条第 1 項で、審査会は意見書等の提出があったときは、その意見書等の写しを意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとし、第 2 項は現行の第 1 項と同様、審査請求人等は意見書の閲覧を求めることができるとし、第 3 項で意見書等の写しを送付した場合は、意見書等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならないとするものでございます。第 4 項で、現行第 2 項と同様、閲覧の日時と場所の指定をすることができるとするものでございます。

9 ページに移ります。9 ページ、第 4 条関係、皆野町行政手続条例の改正についてでございます。この改正は、上位法に倣って、第 19 条第 2 項第 4 号中の「ことのある」を削るものでございます。

1 枚おめくりをいただきまして、10 ページに移ります。10 ページ、第 5 条関係、皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正についてですが、第 5 条第 2 号中の改正は、「不服申立て」が「審査請求」に一元化されたことに伴い、字句を改めるものでございます。

次の第 6 条関係、町長等の給与等に関する条例の改正について、第 6 条の 3 第 2 項は、法律の改正に伴い、改正法の法律番号等に改めるものでございます。

11 ページに移ります。11 ページ、第 7 条関係の皆野町一般職員の給与に関する条例の改正についてですが、第 17 条の 6 第 2 項は、法律の改正に伴い、改正法の法律番号等に改めるものでございます。

最後のページ、12 ページに移ります。第 8 条関係、皆野町税条例の改正について、第 18 条の 2 の改正は、「不服申立て」が「審査請求」に一元化されたことに伴い、字句を改めるものでございます。

条例案の 5 ページにお戻りください。条例案 5 ページにございます附則について説明をいたします。附則第 1 項は、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

附則第 2 項及び第 3 項は、経過措置を定めたもので、この条例の施行前に係るものについてはなお従前の例によると規定するものでございます。

以上、議案第 3 号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法が施行されたため、関連する5つの条例について改正を行うものでございます。

議案書の最後に添付をいたしました新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条関係は、皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正するもので、地方公務員法の改正において同法第24条第1項の削除に伴い、第24条第6項が第24条第5項に繰り上がる項ずれが生じたことから、この条文を引用しております町条例の項ずれを改めるものでございます。

次のページ、2ページをごらんください。2ページ、第2条は、皆野町人事行政の運営の状況の公表に関する条例を改正するもので、報告事項を規定しております第3条に第2号として職員の人事評価の状況、第5号として職員の休業に関する状況、第8号として職員の退職管理の状況を新たに加え、第2号として職員の人事評価の状況が加えられたことから、現行第6号中の「及び勤務成績の評定」を削るものでございます。

次に、3ページに移ります。3ページ、第3条関係は、皆野町一般職員の給与に関する条例を改正するもので、第1条は、地方公務員法の項ずれに伴い、町条例も項ずれを改めるものでございます。

第3条第2項は、現行の別表を別表第1に改めるものでございます。地方公務員法の改正により、給料表に定められる職務の級、標準的な職務の内容は、条例で定めるとされたことから、給料表に定める職務の級、標準的な職務の内容は、町規則で定めるとしている現行第3条第4項を削り、改正後、第3条の2として、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによるものとする規定を加えるものでございます。

現行第3条第4項の削除に伴い、改正後、第3条第4項の字句を改めるものでございます。

次に、4ページに移ります。4ページをごらんください。現行の別表、行政職給料表の次に別表2として、先ほど説明をいたしました等級別基準職務表を加え、現行の別表を別表第1とするものでございます。

次に、5ページに移ります。第4条関係、町職員の特殊勤務手当に関する条例及びその下の第5条関係、町職員の旅費支給に関する条例の改正につきましては、地方公務員法の項ずれに伴い、町条例も項ずれを改めるものでございます。

条例案の2ページにお戻りください。条例案の2ページ、附則について説明を申し上げます。附則でこの条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町学童保育所の指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を行わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第5号 皆野町学童保育所における指定管理者の指定について、内容を

ご説明申し上げます。

皆野町学童保育所の指定管理者に、明星学童保育所を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

皆野町学童保育所の施設は、皆野学童保育所と国神学童保育所でございますが、今現在指定管理者の指定を行い実施しておりますが、期間が満了するため引き続き指定を行いたいものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。まず最初に、指定管理者の職務の内容はどういうものなのか。

それと、倉持やす子さんの今の年齢は何歳か、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、職務の内容でございますが、公の施設であります学童保育所の管理でございます。鍵閉まりあるいは通常の設備の維持管理に当たっていただく。学童保育所の趣旨からして、その中身の学童の保育に当たっていただくと、そういったことが指定管理者の職務の内容でございます。

代表の倉持やす子さんでございますが、明星保育園の園長さんも兼ねておりますけれども、年齢はちょっと定かではございませんが、80代半ばかと思われま。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今仕事の内容と、倉持さんの年齢を聞きましたところ、八十何歳だということでございます。私も明星保育園の後援会長を長年やったことがあるので、中身は大体ご存じなのですが、実際は倉持やす子さんのせがれさんがほとんどやっているのではないかと、現状はそんなふうに見えるのですが、その辺のところはいかがですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、年齢でございますが、87歳でございます。

常時は、明星保育園の園長として大方の時間を明星保育園にほうにおられます。学童保育所についてはそれぞれ施設が分かれておりますけれども、適任の方に責任者としてやっておるようでございますが、それぞれ複数名の指導員はつけて、支障なく業務を当たっていただいております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、何としても87歳で、恐らく職務の実際に携わるのはもう無理だと思いますよ。もうせがれさんなりにかわっていただいでやっていくのが一番理想なのではないかと思いますが、最後にその辺のところを。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今回は、明星保育所所長としての倉持やす子さんでございますが、元の母体といいますか、明星福祉会という社会福祉法人がござい。そちらの範疇にもかかわってまいりますので、その所長についてどうこうということは私のほうでは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ちょっと確認させてください。

この1番の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、皆野町学童保育所となっておりますが、これは今ある柔剣道場の中にある学童保育所、それから今度新しくできた学童保育所、両方ありますね。その両方を指して言っているのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今回のこの5年間の指定は、皆野学童保育所が2回目、10年間委託をしてまいりました。国神学童保育所が途中でできたものですから、昨年1年間だけの指定管理者の指定を行いまして、今回皆野町学童保育所として両方の、国神も皆野もあわせて指定管理者として指定をしたいということでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それから、今つくっているというか、今度開所しますね、新しいのが。それはどうということになるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは、この後ご審議いただく議案の中にも出てまいりますけれども、皆野学童保育所の増設という扱いになります。地理的には別棟になりますが、建築基準法等の関係から増設扱いとして建設をいたしました。一体のものでございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町老人福祉センターの指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を行わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第6号 皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町老人福祉センター長生荘の指定管理者に公益社団法人皆野町シルバー人材センターを平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

この施設も今まで指定管理者の指定を行い、実施してまいりましたが、期間が満了するため、引き続き指定を行いたいものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 議案第7号とも関係するのですが、現在のシルバー人材センターの最低賃金はお幾らでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） シルバー人材センターが最低賃金という言葉を使っているかどうかわかりませんが、1時間当たりたしか870円だったかと思います。

〔「いや、そんなにしねえよ」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。屋内作業820円でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 埼玉県の前賃が820円ということでありますので、最低の本当に最低の賃金だというふうに思うわけなのですが、いずれにしてもシルバー人材センターの場合は雇用関係が存在しないということで、この最低賃金が守られていないケースもあるのです。ある面では、本当に最低の派遣労働といえますか、内容的にはそういう形になるかと思っておりますので、常に前賃につきましてはその年の10月から改定されますので、その時点で少なくとも最低賃金をクリアするような、そういった指導も町のほうからしていただきたいと。できる限り最低賃金が保障されているからいいということではなくて、そうなりますと、本当に今問題になっています官製ワーキングプアと言われているのですが、委託なり、そういったところの事業所の賃金が最低賃金ということになりますと大きな問題になってきますので、できる限りそれを引き上げるような、そういった指導を町のほうからも添えていただきたいと、要望させていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて散会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 3月10日は議会運営委員会開催のため午前10時より本会議を開き、本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎散会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時49分

平成28年第1回皆野町議会定例会 第2日

平成28年3月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

- 1、議案第 7号 皆野町水と緑のふれあい館における指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 9号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号 皆野町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号 皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算の説明
- 1、議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明
- 1、議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算の説明
- 1、議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前10時45分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計課長 兼 管理 兼 計者	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉課長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産業観光課長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前10時45分)

- 議長(大澤径子議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長(大澤径子議員) 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

- 議長(大澤径子議員) 日程第1、議案第7号 皆野町水と緑のふれあい館における指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) 本日もよろしくお願ひいたします。

議案第7号 皆野町水と緑のふれあい館における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町水と緑のふれあい館における指定管理者として、公益社団法人皆野町シルバー人材センターを指定し、管理を行わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長(大澤径子議員) 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

[産業観光課長 村田晴保登壇]

- 産業観光課長(村田晴保) 議案第7号 皆野町水と緑のふれあい館における指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町水と緑のふれあい館の指定管理者に公益社団法人皆野町シルバー人材センターを平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。

- 議長(大澤径子議員) これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

- 12番(宮原睦夫議員) 12番、宮原です。

まず最初に、水と緑のふれあい館の管理者となるシルバー人材センター、ここが運営管理も一切やるということですか。まず最初にお尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

シルバー人材センターが行う業務でございますが、ふれあい館の管理運営のうち、設備の維持及び修繕に関するものを除いた部分の業務でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） そうすると、当然これを運営するに当たっては、収支の問題が出てくると思います。シルバー人材センターに任せて事業を進めていって、赤字が出た場合にはどうするのですか。町が幾らでも出すということですか。シルバー人材センターでは、例えば予算を立てても、決算等の収支決済はできないと思います。赤字になったら町が幾らでも出すということならシルバー人材センターでもできると思うけれども、そうでなかったら無理だと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

シルバー人材センターのほうから指定管理の申請ということで出てまいりました予算とあわせまして、またこれからご審議いただきます平成28年度の当初予算の中に債務負担行為ということで措置をしておりますけれども、最高限度額300万円といった、1年度300万円を限度とした指定管理者委託料ということで考えております。シルバー人材センターより指定申請に提出されました歳入関係でございますが、ただいま申し上げました指定管理委託料を含めた歳入予算といたしまして、2,173万円といった金額が上がっております。また、歳出におきましては、総額2,177万3,000円、差し引きましてマイナス4万3,000円といった部分がございますが、こういった内容で提出されております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今、課長の説明によると、年間2,100万円です。ふれあい館を運営管理していくと。

そのほかに300万円の管理料を町からもらうということだと思いますけれども、あのふれあい館を維持管理していくのに年間2,000万円ぐらいで維持管理ができるのですか。とてもできないと思います。どういう根拠でそういう数字を出すのか、ご説明を願います。

○議長（大澤径子議員） 宮原議員、3度目の質問になりますけれども、よろしいですか。今ので3回目の質問になりますけれども、承知して……

○12番（宮原睦夫議員） だから、答弁すれば。

○議長（大澤径子議員） それでよろしいですね。

○12番（宮原睦夫議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

ただいま申し上げましたシルバー人材センターから上がりました歳入総額2,173万円の中には、指定管理料としての300万円が含まれております。

なお、この水と緑のふれあい館の設置及び管理に関する条例の中で、設備の維持また修繕に関する部分を除く業務ということで規定しておりますので、設備の維持補修関係については、町予算で計上をいたしております。また、28年度の予算でご審議いただきますが、その額が28年度の予算、予算書にある金額と、

あとふれあい館部分の用地賃貸借料ですが、これは水と緑のふれあい館費目外のところで措置しております。その土地代が按分いたしますと36万円。これを含めると施設の維持、修繕に関する町持ちの金額総額が733万9,000円でございます。したがって、それ以外の費用ということで、シルバーが2,177万3,000円という形でございます。

以上です。

〔あとは予算でやります〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） シルバー人材センターが頑張っていて引き継いでやっていただくような形ですけども、あそこにおいしいそばが食べられる食堂がありまして、どうもあの食堂がとまるという話をちょっと耳にしているのですけれども、とまるかわりに持ち込みができるような形でやっていかれるというような感じでちょっと聞いておりますけれども、その辺のところはわかりますか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、町が日野沢観光組合のほうに委託をしております食堂業務、これは日野沢観光組合が、この3月末をもって組合解散ということで決定をしております。よって、食堂業務は、それに伴いまして終了となります。今後においては、議員さんのほうからのお話もございましたとおり、当面は持ち込み自由の形で、指定管理のほうが決まった際は、そういった方向で運営を当面の間していくということで考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） やはりそんな感じかなというのを聞いていて、それで心配しているわけなのですが、あのそばはなかなかうまいわけなので、何とかシルバー人材センターに、新しい方になってしまうのかもしれないのですけれども、ぜひ指導してもらって、あの味が何とか引き継げる方向もあったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺、やられる気はないでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

大変好評をいただいております日野沢観光組合さんの手打ちそば、またうどん、大変人気がございます。これについては、先ほど申し上げました形で終了となりますが、可決をいただいた際、シルバー人材センターのほうで売店のほうを活発的にやっていきたいというふうな考えを持っております。そんな中で、組合さんのほうでご協力いただける形となれば、その売店に販売品としてぜひ置けたらなというふうに、担当課長としても考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 意見として、結局あれだけの、割合安くておいしいそばができ上がっていたのですから、あれを何とか引き継ぐ。持ち込みというと全然感じが変わってしまうのではないかなという、そういう心配があるわけなので、ぜひその辺のところをちょっと検討して伝えていってもらえばいいかと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほど2,170万円という、その収支がシルバーから計算されたのが出されていますけれども、その中で、入場料というか、入湯料は幾らでシルバーは計算していますか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

入館利用料、現在は大人の方は500円、小学生、児童300円ということでございますが、開始となった際は、大人の方600円、小学生350円という形で予算が組まれております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 去年の12月議会でこのシルバーのほうに行くということになったときに、私はぜひ料金を、700円までの範囲で設定するように入っていましたけれども、これを500円を600円にするというのは非常にやっぱり人数が減ってしまうのではないかなということをごく懸念しますけれども、やはり料金は抑えてもらいたかったと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 指定の期間なのですが、議案第5号なり6号というのは5年間というふうになっているかと思うのですが、今回、議案第7号につきましては指定の期間3年間とした理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

期間を3年間と定めた理由でございますが、結論から申し上げますと、特別な意味はないのですが、シルバー人材センターのほうでその運営自体がどういうふうな状況で行われるか、その辺の見定めというか、確認というか、そういったことも必要だということから、5年とかというふうな、余り長期的なことではなく、3年間というふうなことで、その辺が妥当だなということで3年間ということでした。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成27年度人事院勧告に基づき、皆野町一般職員の給与改定を実施することに伴い、議会議員の期末手当の支給割合を同率に引き上げるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

昨年8月に出されました人事院勧告のポイントは、月例給及び特別給、いわゆるボーナスをともに引き上げております。これは民間給与との格差1,469円、率に直しますと0.36%を埋めるためのものでございます。

俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給については26年8月から27年7月までの直近1年の民間の支給月数4.21に対し、公務の支給月数4.10月であることから、民間の支給状況等を踏まえ、0.1月分引き上げるものでございます。このことから、一般職員の給与改定に合わせて議会の議員の期末手当の年間支給月数を改定するものでございます。

条例案の最後に添付をいたしました新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。第1条関係、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について説明をいたします。この第1条関係の改正は、平成27年4月1日に遡及して適用するもので、一般職員の給与改定に合わせて期末手当の年間支給月数を0.1月分、率にして100分の10の引き上げを行うものです。この引き上げを全て12月へ配分するため、第5条第2項中、現行の12月支給率100分の212.5を100分の222.5に改めるものでございます。

2ページに移ります。2ページの第2条関係の改正について、この第2条関係の改正は、平成28年4月以降に支給される期末手当については、支給率100分の10の引き上げを6月、12月に100分の5ずつ均等に配分するため、第5条第2項中、現行の6月支給率100分の197.5を100分の202.5に改め、同じく現行の12月支給率100分の222.5を100分の217.5に改めるものでございます。

条例案にお戻りください。条例案の附則について説明をいたします。附則第1項で、この条例は公布の

日から施行し、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。

第2項で、第1条の規定は平成27年4月1日から適用するとし、第3項で、本規定の改正前に支給されている給与は改正後に支給される給与の内払いとみなすとするものでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めてしまったので、大変申しわけございませんが、そのまま続けます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第9号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成27年度人事院勧告に基づき、皆野町一般職員の給与改定を実施することに伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を同率に引き上げるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 説明省略の声がありますが。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） それでは、説明は省略とさせていただきます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

人事院勧告に基づき、皆野町一般職員の給与について、勤勉手当を0.1カ月分引き上げるとともに、給料表の改正を行い、民間給与との格差の是正を図るため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

昨年8月に出されました人事院勧告に基づき、一般職員の給与改定を行うものでございます。

条例案6ページの後ろに添付いたしました新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

新旧対照表の1ページ、第1条関係、皆野町一般職員の給与に関する条例の改定について説明をいたします。なお、この第1条関係の改正は、平成27年4月1日に遡及して適用いたします。人事院勧告に基づき、職員の勤勉手当について年間支給月数を0.1月分、率にして100分の10支給率の引き上げを行うものでございます。この引き上げを全て12月へ配分するため、第17条の7第2項第1号中、現行の支給率100分の75を、6月に支給する場合においては100分の75に、12月に支給する場合においては100分の85に改めるものです。

その下に移ります。再任用職員に支給する勤勉手当については、年間支給月数を0.05月分、率にして100分の5支給率の引き上げを行うものでございます。この100分の5分の引き上げを全て12月へ配分するため、第17条の7第2項第2号中、現行の支給率100分の35を、6月に支給する場合には100分の35に、12月に支給する場合には100分の40に改めるものでございます。

2ページに移ります。第2条関係の改正について説明をいたします。この第2条関係の改正は、平成28年4月1日以降に支給される勤勉手当については、支給率100分の10の引き上げを6月、12月に100分の5ずつ均等に配分するため、第17条の7第2項第1号中、現行の支給率、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を100分の80に改めるものです。

その下に移ります。再任用職員に支給する勤勉手当については、支給率100分の5の引き上げ分を6月、12月に100分の2.5ずつ均等に分配するため、第17条の7第2項第2号中、現行の支給率、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合は100分の40を100分の37.5に改めるものでございます。

3ページに移ります。別表第3条関係、行政職給料表の改正は、若年層を中心に引き上げを行うもので、職務の級、1級は2,500円、2級から6級までは1,100円を基本に増額したもので、平均改定率は0.4%となっております。

条例案の6ページにお戻りをいただきたいと思えます。条例案の6ページ、附則について説明をいたします。附則第1項で、この条例は公布の日から施行するとし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。

第2項で、第1条の規定は平成27年4月1日から適用するとし、第3項で、本規定の改正前に支給されている給与は、改正後に支給される給与の内払いとみなすとするものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） きのうの一般質問で他の議員の方がラスパイレス指数に触れておりましたけれども、町職員のこの改定がなされた場合、皆野町は勧告に基づいて100分の10ほど勤勉手当が上がっていくことにより、結構、今、勧告を受けなくてもいい市町村も現実あるのかと思えますけれども、皆野町はこれを受け入れて上げると。そうすると、ラスパイレス指数の改善というのですか、アップにつながる、この分だけはアップにつながっていきますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

人事院勧告に基づいて上げる部分については、どこも同じに国公準拠で上げますので、現状維持につながるとは考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 皆野町は上がる。上げる方向に勧告を受けるのですから、上がるはずだと思えるのですけれども、だから、ある程度勧告を受けない水準にあるところは、そのまま維持されるのでしょから、皆野町はその意味において、ラスパイレス指数のそのあれが少しアップ、改善されるということがいいわけですね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） ラスパイレスがこの改定で上がるかどうかについては、微妙なところがあるかなと思います。

「いや、上がるはずだよ。ここより劣っているのをこっちに近づける勧告だから。目標は動いていないんだから」と言う人あり

○総務課長（川田稔久） 国に対して近づくわけですから、上がる……。小杉議員さんのお話からすると、人事院勧告を受けて改定しないところは据え置きになるかもしれませんが、この勤勉手当の率について一律に上げるわけですので、その部分についての改定はどれも同じかというふうに考えます。ただ、給料表については、これも同じに国公準拠でどの団体も上げていくとすると、その差はどこの団体も同じです。

「じゃ、まだ改善されない」と言う人あり

○総務課長（川田稔久） 現状維持かというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何となく理解いたしまして、後日また新たなそのような指数が出たとき、これじゃ足りないから、ラスパイレス指数を改善、目標を、町長も答弁で言っていましたので、再度また、その時点で検討されればと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 小杉議員の質問に関連するのですが、昨日町長のほうから、皆野の職員のラスパイレス指数について、昨年という表現なのですが、86.4、ことし87.4、こういった答弁がされているのですが、少なくともこの議案が可決された時点で、平成27年4月1日までさかのぼっての給料表になるかと思しますので、昨年の平成27年の4月1日時点でのラスパイレス指数は、すぐ出るかどうかわからないですけれども、幾つになるのか。町長の答弁であった、ことしという表現、これはいつの時点のラスパイレス指数なのかということをお伺いしたいと思います。

それと、平成27年4月1日時点での在籍の正規の職員数、何人か。

それと、同じく4月1日時点での再任用職員がいたのか、いなかったのか。現在、いるのか、いないのか。この3点についてお伺いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えいたします。

ラスパイレス指数につきましては、その年の4月1日現在で押さえた数字でございます。27年4月1日が87.4。

職員数ですが、再任用については1名、在籍の職員は、しばらくお待ちください。調べますので、時間をいただきたいと存じます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ラスパイレスの関係なのですが、その年の4月1日時点でのラスパイレス指数ということなのですが、昨日の、ことしということは、今年度だということだと思っておりますが、平成27年の4月1日時点で皆野町のラスパイレス指数は87.4ということで間違いはないか。本議案が可決されたとして

も、この指数については変更ないということで確認、よろしいのかどうか。

それと、再任用職員、昨年4月1日時点では1名ということなのですが、現在どうなっているのか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 再任用職員につきましては、現在でも1名でございます。

それと、今回の給与改定がされた場合に、27年のラスパイレスに移動はあるか、ないかというご質問でございますが、27年4月1日現在の職員数、職員の経験年数、在籍する職員の給与等を計算したものが、27年の11月以降でないといけないというふうにされておりますので、発表されるのは11月以降になりますが、4月1日現在で計算した数値でございます。ですので、今回給与改定がされた場合には、まだこの数値は、当然この27年4月1日現在の数値には反映はされていないということになります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○11番（内海勝男議員） 職員数。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えします。

86名でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） それで間違いないでしょうか。転籍ではなくて、派遣、そういうのも全て入れた人数で間違いはないですか。

あと、私、この関係で質問すると、育児休職とか、そういった形で給料を支払っていない職員については除いてあるとか、よくそういった答弁がされているわけなのですが、私が質問しているのは昨年4月1日時点での在籍ですから。給料払っている、払っていない関係なく、正規の職員数で何名いるかということで質問しているわけですから、それにきちんと答弁していただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

今申しあげました86名については、一般会計分、それから特会が4名、それから育児休業給の者が1名、合わせまして91人になります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整備が必要なため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整備を行うものでございます。

改正点は、共済組合の組合員であった者に対して行う年金補償及び休業補償に係る支給額の調整率を定める必要があるため、他の法令による給付との調整を規定した附則第5条第1項及び同条第2項の表を改めるものでございます。

改正条文の1ページをごらんください。第1条は、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴う改正です。傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金などの労災年金と、障害厚生年金、障害基礎年金などの厚生年金が併給される場合は、厚生年金は全額支給されることとなりますが、労災年金は調整され、全額は支給されません。これは、両制度からの年金が未調整のまま支給されますと、受け取る年金額の合計が被災前に支給されていた賃金よりも高額になってしまうことと、保険料の負担については厚生年金の保険料は被保険者と事業主とが折半で負担し、労災保険は事業主が全額負担していることから、事業主の二重負担の問題が生じるため、労災年金を調整して支給するものでございます。

附則第5条第1項の表の改定について説明いたします。表をごらんください。表の左側は傷病補償年金などの労災年金の種類を、表の中央は厚生年金に一元化された年金の種類を、表の右側は労災年金の調整率を規定しております。このことから、表中央の上段に掲げました厚生年金保険法による障害者年金が支給される場合は、この厚生年金保険法による障害年金は全額支給されますが、表左側に掲げた労災年金として支給される傷病補償年金は、表右側に掲げた0.73の調整率が掛けられた額を支給するものでございます。

2ページに移ります。傷病補償年金と同様に、障害補償年金、遺族補償年金の調整率を厚生年金の種類

ごとに規定したものでございます。

3 ページに移ります。附則第 5 条第 2 項の表の改正について説明をいたします。この表は、休業補償の額の調整を規定したもので、表左側に掲げた厚生年金が支給される場合は、条例に規定する休業補償の額に表右側に掲げた調整率が掛けられた額を支給するものです。

その下、第 2 条は地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う改正で、傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改正を行うもので、4 ページに移ります。4 ページの上段をごらんください。附則第 5 条第 1 項の表の障害補償年金の率 0.86 を 0.88 に改め、同条第 2 項の表も同様に改めるものです。

その下、附則について説明をいたします。附則第 1 項は、この条例は公布の日から施行し、第 2 条の規定の施行日を平成 28 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項は、第 1 条の規定による改正後の条例を平成 27 年 10 月 1 日から適用させるものです。

第 3 項から、5 ページ最下段の附則第 5 項までは、第 1 条の規定による改正に伴う経過措置を規定したものです。

6 ページに移ります。6 ページ、附則の第 6 項は、第 2 条の規定による改正後の経過措置を規定したものでございます。

以上、議案第 11 号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10 番、四方田実議員。

○10 番（四方田 実議員） この条例の冒頭の制定案なのですが、議員その他非常勤の職員、これに対してのことだと思うのですが、これは議員と他の非常勤職員のみを対象の議案ですよね。それでいいのか。

それで、その非常勤職員というのはどの職を指しているのか。ご案内をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10 番、四方田議員さんの質問にお答えいたします。

非常勤職員につきましては、町の補助機関等に位置づけられます選挙管理委員会、監査委員、その他の委員さん等がこの非常勤の中には含まれます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第12号 皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第12号 皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例の審査の申し出及びその決定の手続を準用する行政不服審査法等の改正す法律等の施行に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 議案第12号 皆野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

土地、家屋の固定資産税の特徴は、賦課課税方式となっております。納税者みずからが税額を計算して納税する申告納税方式と比較し、課税が一方的に行われることとなります。こうしたことから、固定資産税課税台帳に登録された価格について、納税者が納得できない場合には、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができる制度が設けられてございます。

今回の条例の一部改正は行政不服審査法等の改正に伴い、審査申し出及びその決定の手続において準用する改正された行政不服審査法等の規定を整理するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、後ろの新旧対照表をごらんいただきます。新旧対照表、1ページをごらんください。上段、第4条第2項は、審査申出書の記載事項を規定しております。第2号として、審査の申出に係る処分の内容の記載を追加し、整理するものでございます。

中段、第3項では、審査申出人が法人等または代理人によって審査申し出するときの記載事項、代表者等、または代理人の資格を証明する書面の添付を規定しております。行政不服審査法が全文改正されたことから、引用条項を改めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。第4条第6項として、代表者等または代理人がその資格を喪失した場合の届け出規定を追加するものでございます。

中ごろ、第6条は、審査の手続、書面審理について規定しております。第2項として、オンライン提出に係る規定を追加するものでございます。

続いて、第3項は弁明書の副本等送付の例外規定を削除するものでございます。

下段、第5項は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならないという規定の追加でございます。

3ページをごらんいただきます。第10条では、行政不服審査法の改正により、審査申出に際し提出した証拠書類及び弁明書に添付された書類等の写しの交付を求めることができるようになります。その写しの交付に際し、手数料を納めることとし、白黒複写等は1枚につき10円、カラー複写等につきましては20円とするものでございます。また、両面複写等になります用紙につきましては、片面1枚として算定するものでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。中ごろ、第11条は、手数料の免除規定を追加するものでございます。

5ページをごらんください。中ごろ、決定書の作成、先ほど第10条、11条が追加され、条がずれまして、第13条は行政不服審査法を準用し、決定書の記載事項等を整理するものでございます。

改正条例本文にお戻りをいただきます。3ページをごらんいただきます。中ごろ、附則、施行期日でございます。行政不服審査法等の施行となります平成28年4月1日となります。

続いて、附則適用区分では、平成27年度までの固定資産税課税台帳に登録された価格に係る審査申出については従前の例によるというものでございます。

以上で議案第12号につきまして説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第13号 皆野町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 皆野町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野学童保育所の増設により、皆野町柔剣道場との管理区分の規定を改めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第13号 皆野町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

皆野学童保育所につきましては、平成27年度において学童保育所の増築工事を実施したところでございます。この増築に係る部分以外の既存の学童保育所は、柔剣道場との複合施設になっておりますことから、管理区分を改正するものでございます。

改正内容でございますが、3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第1条の改正は、文言の整理でございます。

第4条の改正は、現行は学童保育所の管理区分は別表に定めておりますが、このたび増設した木造建築部分は別棟になっておりますので、この管理区分から除外をする規定を追加するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 関連質問になろうかと思うのですが、今年度、平成27年度、皆野学童保育所を増設したということなのですが、定員について、今までの皆野学童保育所は定員何名、今度は増設した部分、定員何名、国神学童保育所は定員何名、関連質問としてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 定員でございますが、今回の増設に伴って定員がふえるということではございません。と申しますのは、既に皆野学童保育所は35名程度の1クラスという規定がありまして、それに沿って105名の定員でございます。27年度は2階の柔道場を活用して、3クラス分、105名の定員を超えておりますけれども、学童保育を行ってまいりました。それが28年度は柔道場を使わなくて済むという扱いでございます。皆野学童保育所の定員が105名、国神学童保育所の定員が30名でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 新旧対照表でお尋ねします。第4条が、現行は皆野学童保育所は別表のとおりとする。区分で、今度改正後で木造建築部分を省くという形で書かれていますけれども、この別表自体は変わらないわけですか。新旧が変わらないわけですか。

それと、わざわざ今度木造建築部分を省くと入れてきた、その木造建築部分というのがどんな感じのものなのか、お尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 皆野学童保育所は、2階を柔道場、剣道場、1階部分を学童保育所として活用している関係から、共用する部分、あるいは学童保育所の部分を別表で定めております。今度新しく木造部分というのは、皆野小学校のプールの裏側といいますか、今ある柔剣道場の前庭の前に畑だった部分を買収いたしまして、木造建築で別棟を建てました。きのうも若干触れましたが、建築基準法との関係があって、既存の部分の増築扱いということになっておりますので、一体としてみなしますと、その共用

部分が柔剣道場との区分けがする必要がありますから、除くという表現で取り扱いをさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） その新しい木造建築部分は学童保育所ですよね。それはどこにうたわれてくるのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ここでは省略してありますが、第2条だったかと思えます。皆野学童保育所は大字何番地に設置をするということが規定されております。その中に木造部分は含まれております。柔剣道場との共用する、あるいはそういった部分の中には含めないという規定でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 柔剣道場の昨年度の利用状況はどんな状況になっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 済みません。今ここでデータ持ち合わせませんので、またそろい次第お話しさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○12番（宮原睦夫議員） 結構です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時59分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（高橋 修） 午前中は大変失礼しました。

12番、宮原議員さんからご質問のありました柔剣道場の利用人数の関係ですが、平成26年度1年間の延

べ人数になりますが、柔道場が、柔道スポーツ少年団、あとフラダンス、Cーダンス、ダンスの愛好家ですが、こちらで3,876人です。剣道場のほうが、剣友会、フィットネス、極真会館、吹き矢、太極拳等で4,535人でございます。

以上でございます。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第14号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の改正により本条例の所要の改正が必要なため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第14号の内容をご説明申し上げます。

本文の36ページの後に改正条文の新旧対照表を添付してありますので、ごらん願います。この新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、1ページの目次の部分でございます。内容につきましては、本文の説明の折に細かく説明をさせていただきます。

第3章の次に第3章の2、地域密着型通所介護を追加するものでございまして、第1節から第5節まで、次のページになりますが、第5節に付随して、第1款から第4款までを追加するものでございます。

次に、下のページ、3ページ、第9章の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるものでございます。

さらに、1枚おめくりをいただきまして、4ページの上から2行目、附則までが見出しの部分でございます。

次の第6条の改正からが本文の改正でございます。本文の改正内容は、介護保険法の条文及び本条例中の条文、またこの後ご審議いただく介護保険関係の2つの条例改正との文言の整理等が大変多岐にわたっておりますが、文言の整理の部分につきましては細かい説明を省略させていただきます。

それ以外の追加される部分、9ページをお開き願います。第3章の2、地域密着型通所介護の追加でございます。今まで県が指定をしておりました通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、介護保険法の改正によりまして、この通所介護の定員が18名以下のデイサービス事業所は、平成28年4月から地域密着型通所介護という名前になりまして、町が指定を行うことになりました。そのために第1節、基本方

針から順次、第2節、人員に関する基準、2枚おめくりをいただきまして、12ページ中段、第3節、設備に関する基準、さらに1枚おめくりをいただきまして、14ページ、第4節、運営に関する基準、これらをそれぞれ定めるものでございます。今回の条例改正に当たっては、現行の国の示す標準の基準、厚生労働省令でございますが、現行の基準どおりとし、町独自の基準を加えないで追加改正をするものでございます。

少し飛びますが、次に22ページをお願いいたします。22ページ、第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございます。

第1款、この節の趣旨及び基本方針のこの節の趣旨、第59条の21をごらん願います。指定療養通所介護の定義にかかわる部分でございますが、「前4節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる」というものでございまして、通常のデイサービスとは別建てでこの事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。これにつきましても、示されております標準的な基準どおりとし、町独自の基準を加えないで追加改正をするものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。33ページの第60条からが認知症対応型通所介護、いわゆるグループホームでのデイサービスでございますが、第63条で、いわゆる夜間サービスを行う場合の規定を追加するものでございます。

次に、35ページからの削除する条文につきましては、先ほどの第3章の2、地域密着型通所介護の規定を追加したことから、重複する部分の文言の整理を行うものでございます。

以下、それぞれの地域密着型サービスについて、条文の整理を行うものでございます。

少し飛びますが、63ページをお願いいたします。63ページ、第9章の改正でございますが、幾つかのサービスを組み合わせた複合型サービスは、指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護に題名を改めるものでございます。内容には現行と差異はございませんが、複合型サービスの文言が随所にありますので、これを看護小規模多機能型居宅介護に改めるため、第9章全文の改正をするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 議案第14号、15号、16号、関連しているかと思っておりますので、全て提案理由が介護保険法の改正という理由なのですが、具体的に保険者である皆野町、そして被保険者であります利用者にとって、この介護保険法の改正によってどういったメリットがあるのか。端的にご説明いただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 基本的には、今ある施設もまた今後これに基づいて指定をする施設についても、内容には変更はございません。指定の権限が県から、小規模なものについては町へ移るといいますか、その改正が主なものでございます。その背景といたしましては、いわゆる大規模な施設のみでなく、小さ

い規模のものを各市町につくりまして対応していくということであろうと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 介護保険法の具体的にどういったところが改正されたのか。要支援1、2、これを介護保険から外すと。これに関連した地域密着型とか、いろいろ出てきていますが、そういった理解でよろしいのか。一般的には、この要支援1、2を介護保険から外して、今後については全て自治体の一般行政に委ねると、そういったことが言われているのですが、そういった理解でよろしいのか。

また、そうしたことをやろうとしたら抵抗が強かったのも、とりあえずその財源については介護保険の適用にすると。ただ、これからの保険者である各自治体がこれを運営していくのに大変な状況が予想されるということで、例えばボランティアによる介護の支援とか、NPOによる支援、そういったことも既に検討されているようですので、それらも含めて、本当に介護保険法の改正なのかどうか。自治体にとってマイナスなのか。被保険者にとってマイナスなのか。その辺、はっきりさせていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） なるべくはっきり申し上げたいところですが、なかなか言いづらい部分もございますが、いずれにしてもメリットはあるというふうに申し上げさせていただきます。

それと、一つ認識の問題でございますけれども、介護保険から外すということを内海議員からおっしゃられたと思いますが、外すというふうには思っておりません。介護保険の中の、後ほど介護保険の予算でご審議をいただきますけれども、介護保険の予算の中に地域支援事業のほうへ移る部分があるということでございます。介護給付の保険給付の呼び名からは外れますけれども、地域支援事業の中でやりくりをします。この地域支援事業についても、国、県等の補助金もついておりますし、全く町の一般単独事業ということではございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） だから、私も抵抗があったので、とりあえず介護保険から財源については出すというふうに言いましたよね。だから、今後において、それがずっと継続されるのか。また、今回、とりあえずは財源は介護保険のほうから出すにしても、要支援の1、2、これの自治体としての対応ですね。そういったところで、できる限りそれにかかわる経費等が削減するというか、とりあえずは介護保険のほうからサービスの給付はされるにしても、運営自体をやはり各自治体で行わざるを得ないと思いますので、そういったときに、できる限り経費を安くするというので、ボランティアの方に頼るとか、そういったことも検討されているのかどうか。もう既にその辺の動きがあるように聞いていますけれども、どうなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） おっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げましたが、この後の介護保険特別会計において地域支援事業の充実分、いわゆる新しい介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、それに29年度から取り組む予定であります。中身については、またそのときに詳しくご説明申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今の説明の中で、県が指定していたが、18名以下は今度4月から町が指定することになるということですが、その町が指定する業者というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、指定の考え方ですけれども、介護保険関連の事業を行う場合には、指定申請をして指定を受ける、そのことによって介護保険からの請求ができるといいましょうか、そういう施設になります。したがって、介護保険事業のデイサービスであるとか、あるいはホームヘルプ事業所だとか、そういったものを行う場合に、ほとんどが県の指定を受けて事業を開始しておいたものが、いわゆる地域密着型、その土地のその市町村に住む方に限定をしたサービスについては、市町村のほうへ指定の権限が与えられるということで、今現在、指定が変わるということはありません。どの事業所ということでもありませんし、例えばデイサービスで30人規模の事業所を行う場合には、今までどおり県の指定、小さいデイサービスを地域密着型として行う場合には町の指定ということになるわけでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ということは、今そういうデイサービスとかやっている事業所は、そのまま県の指定で行っていくということよろしいのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そのとおりでございますが、4月1日、3月末をもって県から町に引き継ぎを受ける事業所は1カ所でございます。規模の小さいデイサービス事業所、それが1カ所でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第15号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号と同様に、介護予防法の改正により本条例の所要の改正が必要なため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第15号の内容をご説明申し上げます。

まず、この条例でございますが、介護予防とありますように、主に介護認定区分上の要支援の方を対象とするサービスの事業に対するものでございます。

先ほどの議案第14号が要介護の方を中心とするサービスでございます。この改正内容でございますが、本文の5ページから、さらに1枚おめくりをいただきまして、改正条文の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の1ページ、第7条第4項からの追加は、先ほどの条例改正と同様に、次のページにわたって、夜間サービスに対する届け出の規定を追加するものでございます。

次に、5ページ、第39条でございますが、地域との連携等の規定でございます。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターなどによります協議会を設置し、評価を受けなければならないとするものでございますが、これにつきましては、12ページの第62条に同様の規定があるため、これを前の条文に移動して追加削除するものでございます。

その他文言の整理を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 現行と改正後という1ページの一番下のほうですけども、設備以外の設備を利用しというんですけども、設備以外の設備というのは例えば何があるのか、教えてください。

○議長（大澤径子議員） ページ数をもう一度確認しますけれども。

○4番（宮前 司議員） 新旧対照表の1ページ。

○議長（大澤径子議員） 新旧対照表の1ページですね。

〔「第7条の1項が略になっているから、これが出てくると見えてくる部分があるのではないですか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問にお答えいたします。

第7条の第1項を申し上げます。「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない」、これが第7条の第1項でございます。

次に、第7条の2項で、ただいま申し上げました前項に掲げる設備の基準は次のとおりとするというこ

とで、食堂は何平米以上、相談室は秘密が漏れないような配慮がしてあることとか、そういったことがあります。

第3項でございますが、「第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない」というものでございます。

そこで、第4項の「前項ただし書の場合」、今申し上げました「ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない」というこのただし書きの場合は、掲げる設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。には、当該サービスの内容を開始前に町長に届け出るものとするということでございます。夜間サービスを行う場合に、基準が緩和できるということでございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 夜間サービスというのを、私もちょっと勉強不足で申しわけないのですが、夜間サービスというのは時間帯としたら何時から何時までがサービスになるのか。そして、この皆野町では、夜間の訪問介護だとか、そういうのを利用している人はいらっしゃると思うのですが、どのぐらいの利用者と、それから何力所ぐらいの介護施設をやっているのか、わかったら教えてください。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、認知症対応型の通所介護サービス事業所でございますけれども、具体的な名前を申し上げますと、国神にあります梅こよみさん、それから大浜にあります大浜ケアセンターの2つになりますが、これに、入所は別として、通所でデイサービスで行くというのは通常は日中がほとんどでございますが、それも夜間対応で通所として、入所ではなくて通所としてサービスの提供ができるという規定を設けなさいと。今現在、そういった夜間に通所でデイサービスと申しますか、そういうことを始める事業所はございません。ただ、介護保険法の規定により、そういった規定を定める必要がある、ということでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 通所はわかりましたけれども、訪問介護として普通の家に行って面倒を見るというか、そういうところはやっていますよね。ところはありますよね。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今おっしゃられているのは、今度は訪問型でご自宅へ24時間訪問型サービス、いわゆるヘルパーでございますけれども、そういった事業所は現在ございません。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。

5ページの対照表の中で、地域との連携等という箇所がありますけれども、現行は何も書いてなくて、地域との連携ということで、第39条、これは指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対してのことなのでしょうけれども、この指定介護予防認知症対応型通所介護事業者というのは、今現在、何力所ぐらいあるのかと、それと同時に、これの利用者や認知症利用者の家族とか、地域住民の代表者、町の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が運営推進会議というのを設けるように書いてあるので

すけれども、これは今まであったことか、なかったことなのか。既に運営推進協議会というものが活動しているのかどうかということで、それとまた関連するのですけれども、先ほど介護保険法の改正によって、要介護1とか2の認定を受けた人になるだけ通所ではなくて自宅で介護をして、ボランティアでその介護を受けるようなシステムが進んでいるように聞いておりますけれども、それについての関連もあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、5ページの地域との連携等ということでございますが、これは全く同様の規定が12ページの現行にございます、地域との連携。したがって、前の条文のほうに移す関係から、同じものを前のほうに持ってきたということでございますが、この指定介護予防認知症対応型通所介護事業者、これは皆野町では、現行、先ほど申し上げた2カ所でございます。その2つとも、こういった地域との連携で、利用者あるいは利用者の家族、地域の住民の代表、具体的には区長さんであるとか、民生委員さんであるとか、そういった方と協議体を設けて定例的にやっております。

それから、新しい総合事業との関係でございますが、直接的には関係はございません。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 協議会というものが既に運営されているということでしょうけれども、それで、その協議会が何を定める。入所するか、しないかとか、介護度とか、そういうもの、何を協議して対応しているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは入所にかかわることについては協議対象ではございません。例えば地域との連携をどうするか。災害あるいは火災時にどうするかとか、そういったことも話し合いますし、それぞれの状況、現在どんな状況であるとか、どんな事故が起きたとか、そんな、いわゆる地域との連携を重視した話し合い内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ということは、入所にかかわるとかという、具体的なことを言うと、徘徊したとか、これはちょっと言いにくい、事故が起きたときの対応とか、そういうものを協議しているということなのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 例えば今お話にありましたように徘徊の問題、そういったものも地域で発見して助けたとか、そういったことも報告事項としてはありますけれども、その対応をどうするかという細かい詰めをするというよりも、その施設のある地域の連携を密にするということに主眼を置いている内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第16号 皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

同様に介護保険法の一部改正により本条例の所要の改正が必要なため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第16号の内容をご説明申し上げます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、題名の改正でございますが、現行題名の冒頭の部分、「皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに」までを削除しまして、「皆野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」とするものでございます。

この削除する「指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項」の部分がこの改正条例の主なものでございます。ここで言う指定介護予防支援事業者は、いわゆる地域包括支援センターを指しますが、この地域包括支援センターの指定に関し必要な事項、皆野町では現状、町直営による地域包括支援センターがあるのみでございますが、事業所を委託する場合に、介護保険法の規定によりまして指定基準を定める必要がございます。本条例においてこの規定を削除しますのは、既に皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例が別に制定されておりまして、この指定基準が重複するため、削除するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第11、議案第17号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第17号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

消防団員の確保と処遇の改善を図るため、団員の資格要件の拡大と団員手当を引き上げたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第17号 皆野町消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

条例案の最後に添付いたしました新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表、1ページをごらんください。今回の改正は、高齢化が進展している中、社会情勢等に鑑み、居住要件、年齢要件を改正し、消防団員の資格要件を拡大するとともに、団員手当を改定し、団員の確保を図るものでございます。

改正する箇所は、第2条第1号で、現行の「本町に居住する年齢満18年以上45年未満」を「本町に居住、又は勤務する年齢満18年以上」に改めるものでございます。

その下、別表第2の改正でございます。消防団員の報酬につきましては、平成26年4月1日に団員の年額報酬を2万7,000円から3万5,000円に改定したところですが、昨年12月、県から、消防団員の年額報酬を地方交付税の算定単価では3万6,500円としていることから、この算定単価より低い市町村においては、地方交付税の算定単価を踏まえ、年額報酬を3万6,500円以上に引き上げるようにとの助言がありました。このことから、表の最下段、現行の団員、年額3万5,000円を4万円に引き上げ、あわせて表の左側、「団

員手当」とあるのを「団員報酬」に訂正するものでございます。

条例案に戻ります。附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第18号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 休憩。流れとして……。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時01分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第18号から議案第21号までは説明にとどめたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、追加日程に従って議事を進めます。



◎議案第18号の説明

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算を議題といたします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,000万円とし、前年度当初予算と比べ200万円減の予算を編成いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算でございますが、平成28年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,000万円とするもので、前年度当初予算と比べ200万円の減となっております。

第2条から第5条は、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

7ページをお開きください。7ページ、第2表、債務負担行為は、老人福祉センター長生荘、皆野町学童保育所及び水と緑のふれあい館の指定管理費について、期間及び限度額を定めるものでございます。

第3表、地方債は、消防団施設整備事業費ほか2つの起債について、起債の限度額、方法等を定め、限度額の合計を1億9,420万円とするものでございます。

緑色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明を申し上げます。款1町税、項1町民税、目1個人は1,076万7,000円減の3億8,226万3,000円を計上いたしました。所得の低迷による所得割の減を見込んでおります。

中段に移ります。項2固定資産税、目1固定資産税は、1,114万6,000円増の4億9,706万1,000円を計上いたしました。償却資産及び家屋の増を見込んでおります。

最下段、項3軽自動車税、目1軽自動車税は、税制改正に伴う増を見込み、513万4,000円増の3,377万5,000円を計上いたしました。

5ページをお開きください。5ページ上段から2段目、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金は、280万減の1億5,960万円を計上いたしました。一般分として9,595万円、消費税率引き上げ分として6,365万円を見込んでおります。消費税率引き上げ分、いわゆる社会保障財源分の

充当内容については、けさほどお配りをいたしました「市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費」をごらんいただきたいと存じます。

最下段、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、6,330万円減の13億8,970万円を計上いたしました。減額の主な要因は普通交付税5,600万円の減で、算定基礎である国勢調査人口の減を踏まえて見込んだものでございます。

7ページをお開きください。7ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3農林水産業使用料は1,182万3,000円減の16万4,000円を計上いたしました。減額の要因は、水と緑のふれあい館使用料の皆減でございます。水と緑のふれあい館の指定管理委託に伴い、その収入を指定管理者である皆野町シルバー人材センターの収入とすることによるものでございます。

9ページをお開きください。9ページ最上段、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金は、862万5,000円増の1,204万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節2児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援国庫交付金862万4,000円の皆増でございます。本交付金は、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、平成27年度補正予算（第1号）にて新規計上したことから、当初予算比較では皆増となっております。

3つ下になります。目4土木費国庫補助金は2,456万9,000円増の5,190万円を計上いたしました。道路改良や橋りょう補修工事等に係る社会資本整備総合交付金の増を見込んでおります。

その下、目5教育費国庫補助金は251万2,000円増の274万6,000円を計上いたしました。増額の要因は、皆野町有形民俗文化財収蔵庫改修事業に係る重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助金248万8,000円の計上でございます。

10ページをお開きください。10ページの下段、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金は、3,001万4,000円減の4,633万8,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、皆野学童保育所建設事業に係る放課後児童クラブ整備費補助金の皆減でございます。

11ページをごらんください。下から2つ目、款4農林水産業費県補助金は、134万1,000円増の851万7,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節3林業振興費県補助金、森林管理道整備事業県補助金150万円の増でございます。その下、里山・平地林再生事業県補助金216万円は、美の山の竹林等の伐採事業に係るものでございます。

最下段、労働費県補助金は、林業従事者育成事業に係る緊急雇用創出基金県補助金の皆減に伴い、廃目整理としております。

13ページをお開きください。13ページ、下から2つ目の款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税は、新たな目を起こし、目標額として200万円を計上いたしました。ホームページのリニューアル、納税方法の多様化、返礼品の充実により納税額の増を図ります。

最下段、款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金は、町道等改良事業費、消防団詰所建設事業費等に、目2地域福祉基金繰入金は老人福祉センター長生荘改修事業費に充実いたします。

14ページに移ります。14ページ最上段、目3図書購入基金繰入金、その下、目4財政調整基金繰入金を合わせて総額で2億5,810万円の繰り入れでございます。

15ページをごらんください。上から2段目、款20諸収入、項5雑入、目1雑入は312万2,000円増の3,874万円を計上いたしました。主なものは、節5雑入、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金500万円、16ページに移りまして、県道下日野沢東門平吉田線道路改良に伴う補償金193万4,000円でございます。

最下段、款21町債は、第3表地方債でご説明したとおり1億9,420万円を計上しております。

黄色の仕切りから次が歳出となります。17ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、213万5,000円増の7,175万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、職員人件費の増でございます。

18ページをお開きください。中ほど、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、1,552万5,000円減の1億5,791万円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に国勢調査を実施したことに伴う統計調査員の減でございます。

22ページをお開きください。22ページ、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費は、780万円増の4,209万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節13委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料717万7,000円の増でございます。

24ページをお開きください。24ページ、目7企画費は1,412万2,000円増の8,167万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節19負担金、補助及び交付金、子育て世帯定住促進奨励補助金1,000万円の増、25ページに移りまして、自治総合センターコミュニティ助成金250万円の増でございます。子育て世帯定住促進奨励補助金は、これまでの実績を踏まえ、増額計上といたしました。

25ページ、目8電子計算費は286万8,000円増の2,937万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節13委託料、電算システム改修委託料355万4,000円の増で、マイナンバー制度に係るシステム改修の実施に伴うものでございます。

27ページをお開きください。27ページ、項2徴税費、目2賦課徴収費は、1,190万3,000円増の5,250万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節13委託料、不動産鑑定委託料822万3,000円の増で、3年ごとに実施しております土地の評価がえに伴うものでございます。

29ページをお開きください。29ページ、項4選挙費、目2参議院議員選挙費1,204万8,000円は、参議院議員通常選挙執行経費の計上でございます。

中段、項5統計調査費、目1統計調査費は、465万4,000円減の71万6,000円を計上いたしました。平成27年度に国勢調査を実施したことから大幅な減となっております。

31ページ中段、項7運行管理費、目1町営バス運行費は、119万9,000円減の3,169万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、節13委託料、運行業務費委託料の減額でございます。

32ページをお開きください。32ページ中段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、前年度とほぼ同額の3億2,373万4,000円を計上いたしました。

34ページをお開きください。34ページ、最下段、目3老人福祉費は392万2,000円減の1億8,431万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、35ページ、節28繰出金、介護保険特別会計繰出金792万6,000円の減でございます。

次の目4国保年金事務費は2,002万7,000円減の2億1,653万7,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、36ページ、国民健康保険特別会計への繰出金2,967万7,000円の減でございます。保険基盤安定繰出金を除き減となっております。

次の目5老人福祉センター費は3,574万円増の4,887万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節15工事請負費、老人福祉センター整備工事費3,434万4,000円の計上でございます。

最下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、5,438万7,000円減の3億832万円を計上いたしました。減額の主な要因は、皆野学童保育所建設事業費5,080万円の皆減でございます。なお、新規事業とし

て、38ページ、節13委託料、学童保育所サポート事業委託料1,087万2,000円を計上しております。子育て家庭、働く女性への支援として、学童保育所保護者負担金6,000円を無料化するものでございます。

40ページをお開きください。40ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、144万2,000円減の5,022万円を計上いたしました。減額の主な要因は、41ページ、節13委託料、予防接種委託料105万円の減でございます。また、新規事業として糖尿病早期発見及び重症化予防事業費を計上しております。主なものとして、節19負担金、補助及び交付金、健康情報拠点整備事業補助金80万円及び糖尿病性腎症重症化予防治療費助成金60万円を計上いたしました。

次の目3環境衛生費は839万6,000円減の4,355万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、水道広域化準備室設置負担金936万9,000円の皆減及び生活排水処理基本計画策定委託料454万7,000円の皆減でございます。

なお、次の42ページ、節19負担金、補助及び交付金、広域市町村圏組合斎場費負担金は748万6,000円の増となっております。

44ページをお開きください。項2清掃費、目1清掃総務費は325万1,000円増の1,056万3,000円を計上いたしました。増額の要因は、皆野・長瀬下水道組合浄化槽整備事業負担金の増でございます。

次の項3上水道費、目1上水道費は、2,875万3,000円増の3,887万円を計上いたしました。水道広域化に伴い、従来の皆野・長瀬上下水道組合負担金及び補助金を広域市町村圏組合に組み替え計上しております。

最下段、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費は981万3,000円減の132万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、林業従事者育成事業に係る緊急雇用創出基金事業委託料989万3,000円の皆減でございます。

46ページをお開きください。46ページの中段、目3農業振興費は482万3,000円減の1,875万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員人件費の減でございます。

48ページをお開きください。48ページ、項2林業費、目1林業振興費は、51万4,000円減の281万9,000円を計上いたしました。節13委託料、里山・平地林再生事業委託料216万円は、県の補助を受け、美の山の竹林等の伐採を行うものでございます。

最下段、目2林道整備費は2,296万6,000円減の2,630万9,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、林道浦山線開設事業費1,204万円の皆減でございます。平成28年度は、林道奈良尾線ほか3路線を予定しております。

49ページに移ります。49ページ、目3水と緑のふれあい館管理費は1,397万6,000円減の697万9,000円を計上いたしました。指定管理者である皆野町シルバー人材センターへの委託料として、50ページに移りますが、50ページ、節13委託料、水と緑のふれあい館管理費委託料300万円を新たに計上しております。臨時職員賃金、光熱水費等の皆減により大幅な減額となっております。

その下、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費は、370万円減の1,437万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、人件費の減でございます。

51ページ中段、目2商工振興費は174万2,000円増の1,306万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節19負担金、補助及び交付金、にぎわい創出事業補助金170万円の増でございます。廃止される七夕まつりから、みなの見本市への補助金として増額計上しております。

最下段、目3観光費は743万円減の1,797万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、道の駅み

なの整備費補助金624万2,000円の皆減でございます。なお、52ページに移りまして、節19負担金、補助及び交付金、観光協会補助金は俳句を活用した観光プロモーション事業への助成分を加え、60万円増の180万円を計上しております。

53ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、1,395万8,000円増の3,675万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、職員人件費の増でございます。

54ページをお開きください。54ページ下段、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費は979万1,000円減の1,832万円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員人件費の減でございます。

55ページに移ります。55ページ、目2道路維持費は1,994万4,000円増の6,409万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節15工事請負費1,610万円の増でございます。町道国神1号線ほか2路線を予定しております。

最下段、目3道路新設改良費は891万円減の1億6,606万9,000円を計上いたしました。増額の主な内容は、56ページに移ります。56ページの節17公有財産購入費が5,151万円の減、節19負担金、補助及び交付金が町道皆野94号線に係る秩父鉄道踏切道改良負担金6,500万円の計上により皆増でございます。町道皆野49号線ほか9路線を予定しております。

最下段、目4橋りょう維持費は371万7,000円減の2,406万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、節13委託料441万7,000円の減でございます。

57ページに移ります。57ページ下段、項4都市計画費、目1都市計画総務費は、279万8,000円増の453万1,000円を計上いたしました。増額の要因は、節13委託料、都市計画基礎調査委託料281万円の計上でございます。県からの委託により、おおむね5年ごとに実施するもので、都市計画区域内の人口規模、土地利用の現況等について調査を行います。

58ページをお開きください。58ページ、目2公共下水道費、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金は502万2,000円減の2億1,485万7,000円を計上いたしました。

中段、項5住宅費、目1住宅管理費は1,029万円増の2,638万9,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節15工事請負費、町営住宅親鼻団地屋根防水工事費1,410万円の計上でございます。

59ページ、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、広域市町村圏組合消防費負担金は、算定方法の変更に伴い、2,537万9,000円増となっております。

次の目2非常備消防費は525万9,000円減の3,322万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、携帯型デジタル簡易無線機購入費544万2,000円の皆減でございます。

60ページをお開きください。60ページ中段、目3消防施設費は1,397万1,000円減の8,162万3,000円を計上いたしました。事業費の主なものは、節15工事請負費、消防団詰所工事費4,293万4,000円、節18備品購入費、消防車両購入費3,136万円でございます。

61ページ、目4災害対策費は247万7,000円増の2,345万3,000円を計上いたしました。増額の主な内容は、皆野町地域防災計画改定事業委託料972万円の皆減、節19負担金、補助及び交付金、埼玉県防災情報システム負担金1,130万8,000円の増でございます。

62ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、792万8,000円増の9,211万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、皆野っ子学力向上推進事業費446万円の計上でございます。先進事例の研究、人的環境の充実、教育に関する情報発信など、各費目にその経費を計上しております。

また、節13委託料、国神小学校施設調査業務委託料72万円は、校舎及び附帯設備の安全性確保のため打診検査等を実施するものでございます。1年度1カ所の予定で、幼稚園を含め順次実施してまいります。

64ページをお開きください。64ページ下段、項2小学校費、目1学校管理費は、151万1,000円減の6,094万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、小学校教師用指導書購入費164万2,000円の皆減でございます。また、主な事業として、66ページ、節15工事請負費、皆野小学校特別教室扇風機設置工事費及び便座改修工事費140万円を計上しております。

67ページに移ります。67ページ、項3中学校費、目1学校管理費は、395万6,000円増の3,542万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、69ページ、節15工事請負費、皆野中学校物理室空調設備設置工事費300万円の計上でございます。

最下段、項4幼稚園費、目1幼稚園費は、2,753万円増の8,243万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、幼稚園進入路土地購入費事業費2,536万7,000円の計上でございます。事業費は71ページの節13委託料、節17公有財産購入費に計上しております。

72ページをお開きください。72ページ中段、項5社会教育費、目1社会教育総務費は、395万円減の1,263万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、人件費の減でございます。

74ページに移ります。74ページ下段、目3文化財保護費は、323万4,000円減の948万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、吉丸遺跡発掘調査報告書作成業務委託料250万円の皆減及び埋蔵文化財発掘調査負担金500万円の皆減でございます。なお、主な事業として、節15工事請負費、文化財収蔵庫改修工事費496万8,000円を計上しております。国庫補助を受け、皆野町有形民俗文化財収蔵庫の天井の改修、除湿器の設置等を行います。

76ページ、最下段、目5文化会館費は938万5,000円増の2,099万9,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、77ページ、節13委託料の文化会館空調設備更新工事設計業務委託料570万円、節15工事請負費、文化会館北側屋根防水改修工事費350万円の計上でございます。

78ページをお開きください。78ページ、項6保健体育費、目1保健体育総務費は、348万4,000円減の2,283万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、日野沢運動場改修工事費640万円の皆減でございます。また、主な事業として、節19負担金、補助及び交付金、ピュアシュタット市交流事業補助金242万円を計上しております。

79ページ下段、目2学校給食費は、1,092万3,000円減の7,795万円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員人件費の減、学校給食センター調理室等修繕工事費270万円の皆減でございます。また、主な事業として、81ページ、節18備品購入費、連続揚げ物機、スポットクーラー等購入費256万2,000円を計上しております。

目3温水プール費は30万8,000円減の3,083万2,000円を計上いたしました。主な事業費として、外国人指導者による英語水泳教室を予定しています。事業費として、節8報償費、講師謝金113万2,000円のうち、48万円を計上しております。

84ページをお開きください。84ページ、上から2段目、款12公債費、項1公債費、目1元金は、1,512万7,000円増の3億65万円を計上いたしました。増額の主な要因は、平成25年度臨時財政対策債及び平成27年度消防団施設整備事業に係る元金の償還開始でございます。

また、目2利子は470万9,000円減の3,497万5,000円を計上いたしました。

最下段、款13諸支出金、項2基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積み立てを計上いたしました。

85ページ、最下段、款14予備費、項1予備費、目1予備費は、これまでの実績を踏まえ、500万円減の1,000万円を計上いたしました。

次の86ページから給与費明細書、94ページが継続費に係る調書、95ページが債務負担行為に関する調書、最後の96ページが地方債に関する調書で、平成28年度現在見込み額は34億101万4,000円を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、平成28年度一般会計予算の説明とさせていただきます。



◎議案第19号の説明

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等によります保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などの計上と保健事業を推進するための予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,780万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,780万円で、前年度当初予算に比べ164万円減額の予算でございます。

予算書、水色の仕切りから後ろが予算の説明の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億8,442万3,000円の計上で、前年度に比べ414万円、2.3%の増でございます。内訳といたしまして、節1現年課税分1億7,852万2,000円、節2滞納繰越分590万1,000円を計上いたしました。

次の目2退職被保険者等国民健康保険税1,125万1,000円の計上で、前年に比べ733万5,000円、39.5%の減でございます。内訳といたしまして、節1現年課税分1,095万4,000円、節2滞納繰越分29万7,000円を計上いたしました。大幅な減額でございますが、平成27年度から新規の退職被保険者加入制度が廃止されたためでございます。

4 ページをお開きください。款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金2 億1,605万7,000円の計上でございます。節1 現年度分1 億6,693万4,000円の内訳は、療養給付費負担金分の1 億4,450万3,000円と、介護納付金負担金の2,243万1,000円でございます。療養給付費負担金分は一般被保険者に係ります療養給付費等から基盤安定繰入金の2分の1と前期高齢者支援金の収入を差し引いた後の32%でございます。また、介護納付金負担金は、介護納付金の32%相当額でございます。節3 後期高齢者支援金4,912万3,000円は、一般被保険者分に係ります後期高齢者支援金の32%相当額でございます。

その下になります目2 高額医療費共同事業負担金821万7,000円でございます。高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

目3 特定健康診査等負担金120万7,000円の計上でございます。これは特定健康診査等の補助基準額の3分の1を国が負担するもので、平成26年度の実績により見込みました。

その下、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金6,956万1,000円のうち、節1 財政調整交付金5,147万4,000円、節2 後期高齢者支援金財政調整交付金1,808万7,000円は、過去2年間の状況により見込みました。

最下段になります。款5 療養給付費等交付金、項1 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金、節1 現年度分3,426万4,000円の計上でございます。4,103万7,000円の減額ですが、平成27年度から新規の退職被保険者加入制度が開始され、被保険者数が減少したことによるものでございます。

5 ページをごらんください。款6 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金、節1 前期高齢者交付金、現年度分3 億8,385万円の計上でございます。これは65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費について、保険者間で不均衡が生じていることから、各保険者間の財政調整を図るために創設され、社会保険診療報酬支払基金が業務を行っており、同基金から示された見積額によるものでございます。

次の款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するもので、821万7,000円の計上でございます。

その下の目2 特定健康診査等負担金、節1 現年度分120万7,000円は、特定健康診査等の補助基準額の3分の1の交付で、平成26年度の実績により見込みました。

その下の項2 県補助金、目2 県財政調整交付金7,421万9,000円は、平成27年度の交付見込み額をもとに計上いたしました。

款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金2,400万3,000円は、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、1件当たり80万円を超える高額な医療費を対象として交付される共同事業からの交付金でございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金2 億9,161万4,000円でございますが、この事業は県内の市町村間の保険税の平準化と財政の安定化を図るため、多額の医療費を支払う市町村に対し、各市町村国保からの拠出金を財源として交付されます。なお、共同事業拠出金及び交付金は、国が定めた算出式により国保連合会が算定いたします。

6 ページをお開きください。款10 繰入金、目1 一般会計繰入金5,560万1,000円の内訳でございますが、説明欄の保険基盤安定繰入金2,004万5,000円、これは低所得者に対しまして保険税の軽減を行っておりますこの軽減分に対します繰入金でございます。次の出産育児一時金繰入金280万円は、出産育児一時金10件分に対し算出した額でございます。事務費繰入金1,471万7,000円は、職員給与、事務手数料、機器使用料

等に対する繰り入れでございます。財政安定化支援繰入金403万9,000円は、財政安定化のために一部交付税措置されているものを繰り入れるものでございます。その他繰入金1,500万円と、次の段の支払基金繰入金4,200万円は、医療費等の増加に伴い繰り入れるものでございます。

款11繰越金、目1繰越金3,991万円の計上は、今年度の繰越額を見込みました。

8ページをお開きください。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,377万5,000円は、職員給与等の人件費や事務費の計上でございます。節13委託料312万5,000円は、国保資格、国税システム等の電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

9ページをごらんください。中段の項2徴税費、目1賦課徴収費182万3,000円は、国税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

最下段、項3運営協議会費、目1運営協議会費23万円は、国保運営協議会に关します委員報酬等の計上でございます。

10ページをお開きください。中段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億2,167万8,000円は、一般被保険者の療養給付費で、前年度に比べ2,946万6,000円の増額を見込みました。

目2退職被保険者等療養給付費3,396万9,000円は、退職被保険者に対します療養給付費で、前年に比べ3,335万1,000円の減額でございます。それぞれ前年までの動向により見込んだ計上でございます。

目3一般被保険者療養費758万4,000円、目4退職被保険者等療養費15万6,000円は、補装具や医師が認めたり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたときに要する費用でございまして、いずれも前年の実績をもとに見込んだものでございます。

最下段、目5審査支払手数料181万5,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料で、1カ月平均4,000件を見込みました。1件、37.8円の計上でございます。

11ページ上段、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億246万8,000円、目2退職被保険者等高額療養費505万5,000円は、前年までの動向などにより見込んだ計上でございます。

最下段の項4出産育児諸費、目1出産育児一時金420万円は、出産前後の諸費用の42万円を基準としまして、10人分の計上でございます。

12ページをお開きください。上から2段目の項5葬祭諸費、目1葬祭費150万円は、被保険者の方が亡くなられた場合5万円を給付しておりまして、30人分の計上でございます。

その下の款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金1億7,719万4,000円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上各保険者が負担することとされておりまして、社会保険診療報酬支払基金から示された数値により算出したものでございます。

13ページをごらんください。中段の款6介護納付金、目1介護納付金7,368万8,000円は、介護保険制度への納付金で、国から示された数値により算出したものでございます。

その下、款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金3,207万2,000円、目2保険財政共同安定化事業拠出金2億4,991万4,000円は、歳入の共同事業交付金で説明申し上げました財政の安定化を図るため共同事業への拠出金でございます。

最下段、款8保健事業費、項1特定健診事業費、目1特定健診事業費910万円は、特定健診に要する費用の計上でございます。

次のページ、14ページの上段、節13委託料の特定健診委託料732万5,000円は、750人分を見込んだものでございます。

項2保健事業費、目1疾病予防費589万5,000円のうち、節12役務費44万5,000円は、医療費通知等の郵送料、節13委託料480万円は生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料、1人3万円で160人分でございます。

15ページをごらんください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金171万1,000円、目2退職被保険者等保険税還付金10万円は、前年の実績をもとに見込んだものでございます。

目3償還金100万円は、国、県などに療養費などの返還が生じた場合を見込んでの計上でございます。

16ページをお開きください。款12予備費でございますが、155万8,000円を計上いたしました。

17ページ以降からは給与費明細書となっております。

簡単でございますが、以上で議案第19号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議案第20号の説明

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ10億1,400万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,400万円とするものでございまして、前年度当初予算に比べまして1,100万円、1.1%減でございます。この減額の主なものは、介護保険事業の大半を占めます保険給付費の対前年度比減、また今年度から新たに取り組みます地域支援事業の増加を調整したものでございます。なお、この後ご審議いただきます平成27年度の介護保険特別会計補正予算（第3号）と比較いたしますと3,061万5,000円、2.9%減の予算でございます。本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が89.7%、地域支援事業費が7%の合わせて96.7%を占める予算でございます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1

第1号被保険者保険料2億880万7,000円は、前年度比92万9,000円増、ほぼ前年同額の計上でございます。

その下、1つ飛びまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億6,522万6,000円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他の分の20%、国の負担区分による計上でございます。

その下、同じく款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金5,655万9,000円は、保険給付費の6.22%を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）1,209万7,000円、これは後ほど歳出でご説明いたしますが、28年度から新たに、いわゆる新総合事業に取り組みますが、それに対する国庫補助の計上でございます、新総合事業合計4,839万1,000円の25%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）872万9,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用2,209万9,000円の39.5%の計上でございます。これも後ほど歳出でご説明いたしますが、前年度比大幅な増額計上しております。

次の介護保険事業費補助金は、27年度介護保険制度改正のシステム改修が終了いたしましたので、廃目整理をいたします。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億5,461万円は、保険給付費の28%の計上でございます。

目2地域支援事業支援交付金1,354万9,000円は、新総合事業に係る地域支援事業の28%の計上でございます。

その下、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億3,030万3,000円は、保険給付費介護施設分の17.5%、その他の分の12.5%、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次の項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）604万8,000円は、新総合事業4,839万1,000円の12.5%の計上でございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）436万4,000円の計上は、地域包括支援センター等における相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.75%の計上でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1億1,366万5,000円は、前年度に比較しますと574万8,000円の減額計上でございます。保険給付費の12.5%の負担区分により一般会計から繰り入れを行うものでございます。

目2地域支援事業繰入金（介護予防事業）604万8,000円は、新総合事業に係る負担区分12.5%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）436万4,000円の計上は、地域包括支援センターにおける各事業に係ります費用の19.75%の計上でございます。

目4その他一般会計繰入金2,681万5,000円は、節1職員給与費等繰入金1,627万3,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。節2事務費繰入金1,054万2,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

次に、目5低所得者保険料軽減繰入金147万4,000円の計上でございますが、これは第6期介護保険計画中の保険料第1段階の特例として、基準額に対する割合0.5を引き下げ0.45とする特例を設けましたが、その分の国庫及び県費が一般会計に歳入されるため、町の負担分も含めまして一般会計から繰り入れをするものでございます。これは前年当初予算には計上はございませんが、平成27年度補正予算第1号におい

て27年度予算にも計上いたしました。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金は、介護保険の保険給付に要する経費の財源に充てるために積み立てております給付費準備基金でございますが、28年度は基金繰り入れを計上しておりません。なお、27年度末の準備基金残高は約2,400万円の見込みでございます。

一番下の欄、款10繰越金は133万6,000円の計上でございます。

1枚おめくりをいただきまして、6ページからが歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,599万7,000円の計上は、節2給料から節4共済費まで職員2人に対する人件費でございます。前年度と比較しますと1,634万8,000円の減額計上でございますが、これは地域包括支援センター職員の人件費を款3地域支援事業費へ移動したものと、及び前年度において計上した介護保険電算システム改修が終了したことによるものでございます。

中ほどの節7賃金257万4,000円は、介護認定訪問調査員に対する賃金でありまして、約470件を予定しております。

下のページ中段の款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等442万8,000円の計上でございます。節12役務費、主治医意見書作成手数料324万円は約740件分、節13委託料、訪問調査業務委託料118万8,000円、これは介護支援事業所、介護福祉施設、病院等への調査委託料約265件分を計上したものでございます。

目2認定審査会共同設置負担金611万4,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

次に、款2保険給付費でございます。項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1居宅介護サービス給付費3億5,760万円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費でございます。ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等のサービスに対する費用で、前年度比3,680万3,000円の減額計上でございますが、実績等を勘案し計上したものでございます。

次に、目2特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで、通常ですと1カ月前後かかりますので、急を要する場合等、申請をすることにより、認定以前に申請日からサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、1段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

目3地域密着型介護サービス給付費1億1,940万円は、前年度比1,302万円の増額計上でございます。これは高齢者の方が住みなれた地域で生活を可能な限り継続できるよう、市町村の区域内等の小規模施設を市町村が指定しまして、原則はその市町村の住民のみが利用できる施設でのサービスであり、いわゆるグループホームなどがこれに該当する地域密着型施設であります。現在入所されている方等の見込みによりまして計上したものでございます。

8ページをお願いいたします。8ページ、目4特例地域密着型サービス給付費20万円の計上でございます。

その下、目5施設介護サービス費2億7,600万円は、介護福祉施設入所に対する施設サービスの給付費で、実績を勘案いたしまして計上したものでございます。

目6特例施設介護サービス費20万円の計上でございます。

その下、目7居宅介護福祉用具購入費144万円は、ポータブルトイレ、浴槽台等の福祉用具購入に対す

る給付でございます。

目8 居宅介護住宅改修費210万円は、住宅の段差解消、手すり取り付け、トイレの改修等に対する給付でございます。

その下、目9 居宅介護サービス計画給付費4,272万円、目10 特例居宅介護サービス計画給付費8万5,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます。介護支援専門員に対するものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は介護度の軽い要支援1、要支援2の方に対する給付費でございます。サービス内容はほぼ同様でございます。全てにわたって予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目1 介護予防サービス給付費5,520万円の計上で、今年度から新総合事業に移行する分もございまして、実績を勘案し見込みました計上でございます。

次のページ、目8 特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます。ほぼ前年と同額の計上でございます。

10ページをお願いいたします。10ページ中段の項3 高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございまして、目1 高額介護サービス費は要介護1から5の方に対するもので、1,584万円の計上でございます。

目2 高額介護予防サービス費は、要支援1、2の方に対するもので、2万円の計上でございます。

その下、項4 高額医療合算介護サービス等費は、目1 高額医療合算介護サービス費175万2,000円の計上でございますが、同一世帯内の介護保険の受給者が負担限度額を超えた場合に、医療保険と介護保険から按分により給付されるものでございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設入所の場合、またはショートステイ等を利用したときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を減額し、町が負担するもので、目1 特定入所者介護サービス費2,940万円の計上でございます。

下の欄、項6 その他諸費、目1 審査支払手数料97万2,000円の計上は、介護給付費の審査支払いに対する国保連合会の手数料でございます。

次に、款3 地域支援事業費でございます。ここから前年度の欄に計上のないものが、いわゆる新総合事業に関係するものでございます。この事業の対象となる方は、従来の要支援者及び新たな基本チェックリスト該当者でございますが、要支援者の方の現行の予防給付サービスは、4月1日から全て切りかわるというのではなく、28年度は同時進行で進んでいくこととなります。

項目の名称も変わりました。項1 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活支援サービス事業費第1号訪問事業1,215万6,000円の計上でございます。節13 委託料、訪問型サービスB型委託料230万4,000円の計上でございます。その下、節19 負担金、補助及び交付金985万2,000円の計上は、新総合事業のうち現行の訪問介護相当のサービスと緩和した基準によるサービス、訪問型サービスAを計上したものでございます。

次のページ、12ページでございますが、目2 介護予防生活支援サービス事業費第1号通所事業1,466万2,000円の計上でございます。これも同様に、現行の予防給付サービスと同時進行で進んでいきますが、新総合事業のうち現行の通所介護相当のサービスと緩和した基準によるサービス、通所型サービスAを計

上したものでございます。

目3 介護予防ケアマネジメント事業費507万6,000円の計上でございます。これは電算システム使用料と介護予防ケアマネジメント事業負担金を計上したものでございます。

次に、その下の欄でございますが、項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費1,634万8,000円の計上でございます。これは、従来二次予防事業、一次予防事業として実施をしておりましたものが、新総合事業では一般介護予防事業として、対象者を1号被保険者全てと支援活動にかかわる者を対象に実施するものでございます。主なものは、節13委託料、内訳といたしまして、通所型介護予防事業、らくらく健康塾、水中運動教室、ふれあい広場などの介護予防事業の委託料でございます。これにより、下の欄、二次予防事業費、一次予防事業費は廃目整理をするものでございます。

次に、項3 包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、包括支援センターだよりの発行、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,875万3,000円の計上は、前年度と比較しますと大幅な増額計上でございますが、新総合事業の中核を担う地域包括支援センターを充実強化いたしますことから、この項目へ人件費の振りかえ計上を行ったものでございます。なお、この地域包括支援センターは4月から老人福祉センター長生荘の1室に事務所を移転し、より気軽に相談に応じられるよう努めてまいります。

14ページをお願いいたします。14ページの下段、目5 認知症総合支援事業費55万6,000円の計上でございますが、今までも取り組んでまいりましたが、認知症対策の充実を図ってまいるのでございます。

次の目6 在宅医療・介護連携推進事業費98万9,000円の計上でございますが、医療と介護の連携を進めるための事業経費を計上したものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、16ページ、款7 予備費でございますが、699万6,000円の計上でございます。

17ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第20号の説明とさせていただきます。



◎議案第21号の説明

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険の昨年の状況等を踏まえまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,224万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,224万円で、前年度当初予算に比べ46万円減額の予算でございます。

予算書、水色の仕切りから後ろが予算説明の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料7,273万7,000円、目2普通徴収保険料1,809万円の計上でございます。これは埼玉県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料を見込んだものでございまして、前年度当初予算と比較しまして67万円の減額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金135万2,000円は、町の事務費に対します繰入金でございます。

目2保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料は所得に応じて7割、5割、2割で軽減されております。軽減額は2,964万9,000円を見込んでおり、これを一般会計から繰り入れるものでございます。なお、この負担区分は一般会計で措置されており、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

5ページをお開きください。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費72万円は、主に一斉更新や新規加入者の保険証を送付する郵便料でございます。

中段の項2徴収費、目1徴収費63万2,000円の計上でございます。保険料の徴収に要する費用でございます。主なものは節13委託料の保険料賦課などの電算処理委託料37万2,000円でございます。

その下の款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億2,047万8,000円は、先ほど歳入でご説明申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせまして埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次の款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金10万円は、過年度の資格喪失や所得変更に伴う償還金の見込み額でございます。

以上、簡単でございますが、議案第21号の説明とさせていただきます。



◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。

3月11日は、議案調査のため午前中休会とし、午後1時開会といたしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、3月11日は午後1時開会といたします。

◇

◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

散会 午後 3時30分

平成28年第1回皆野町議会定例会 第3日

平成28年3月11日（金曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延会の宣告

午後1時00分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産業観光 課長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午後1時00分)

○議長(大澤径子議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

会議の前に一言申し上げます。今日は、東日本大震災から5年をたった日となっております。会議の途中ではありますが、2時46分を目途に黙祷をささげたいと思っております。議場の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大澤径子議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(大澤径子議員) 日程第1、議案第18号 平成28年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

なお、質問に当たっては、ページ数等丁寧に申し添えてから質問をお願いいたします。

これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番(小杉修一議員) まず、41ページ、節19負担金、補助及び交付金の健康情報拠点整備事業補助金80万円、この内容をよろしくお願いいたします。

続きまして、52ページ、節18備品購入費、登山用GPS装置購入費、よろしくお願いいたします。

55ページになります。道路維持費の中で、まず委託料の96万円、それから同じくその2つ下の測量設計調査委託料390万円、少し下に行きまして、節15工事請負費の5,360万円、この内訳よろしくお願いいたします。

56ページ、ここに駒形区の秩父鉄道踏切改良負担金が計上されておりますが、これは昨日聞きました。結構です。いい金額ですけれども、ぜひよろしくお願いいたします。これは結構です。

57ページ、節15工事請負費、橋りょう補修工事費1,120万円、内訳をよろしくお願いいたします。

1ページ行きまして、58ページ、土木費の中の町営親鼻住宅団地の防水工事1,410万円、どの程度なのがされるのか、よろしくお願いいたします。

大分飛びまして、80ページになります。給食センターの上段、節7賃金、8の報償費とも絡めて、臨時職員の賃金と報償金が入っていますが、何人分でしょうか。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長(大澤径子議員) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見広行) 3番、小杉議員のご質問にありました41ページ、衛生費の節19負担金補助及び交付金の中の健康情報拠点整備事業補助金の内容についてご説明申し上げます。

これは、町内に薬局が4カ所ございますけれども、希望する薬局に糖尿病対策としてヘモグロビンA1c測定検査機器の購入費補助を行いたいものでございます。1カ所当たり20万円を上限として4カ所分計上させていただきました。これについては医療機関、医師会等の調整が済んだ後に、補助を希望するところに機器の購入を図ってまいりたいと思います。

なお、申し上げますが、その上の節13委託料の一番下のヘモグロビンA1c測定検査委託料2万5,000円ほど計上してございますが、1回当たり500円、町民を対象として行った場合に、なお保健師等の指導等を約束をされた場合に補助してもらいたいと、一対のものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

ページが歳出の52ページごらんください。中ほどやや下の節18備品購入費10万7,000円でございます。内容は、登山用GPS装置購入費ということで、台数は1台でございます。この内容でございますけれども、衛星電波を受信いたしまして、所持した自分の位置が特定されるということで、使用については、ハイキングコースのほうを管理する上で、例えば倒木があったり、あるいはがけ崩れがあったりといったような事故が発生したときに、その機器を持ちまして現地に向かうと、その機器については現在地を特定するほか、距離とか時間とかというものを表示できる機械でございます。

よって、軽微な障害の除去については、その場で現場対応ができるのですが、大きな災害等については、また戻って事業委託なりする場合に、出向いてもらう方にそのGPSを持参してもらって行くと、コース、自分の位置がわかって、どこの現場というのが表示できますので、そこに時間をかけずに到達できるというものでございます。

なお、これについては県の環境管理事務所とかそういった関係機関との連絡調整に役立てたり、将来的にはそういった歩いた道筋、時間、距離等が出ますので、将来的にはお客様にご利用いただく登山用マップのこういったコースのトレースをすとかというようなことで、正確な登山マップの作成に結びつけていきたいというふうな考えで要求させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんのご質問に答弁申し上げます。

まず、55ページ、節13委託料96万円の内訳ということでございますが、こちらについては除雪事業委託料ということでございまして、10センチ以上の降雪があった場合に、委託業者のほうに除雪してもらう時間を48時間という計算で96万円の計上でございます。

その下、1段飛ばしまして、測量設計調査委託料390万円の内訳でございますが、国神1号線（国神区）とございますのは、下の節15でございます国神1号線（国神区）という工事と関連するものでございますが、国神郵便局側の上側につきまして、官地に、道路上で車両のすれ違いができないということで待避所を設けることを主として測量設計の委託をするものを300万円計上してございます。

下の金沢1号線（金沢谷津区）につきましては、町道金沢1号線、下のこちらも節15の1号線と関連するのでございますけれども、舗装の傷みが著しいということで、平成26年に道路ストックの調査を行いまして、それに基づきまして計画的に舗装の打ちかえをするために調査費ということで設計の委託料の90万円の計上でございます。

また、節15工事請負費の内訳でございますが、まず最初に、国神1号線（国神区）、場所につきましては先ほど申し上げました国神1号線、国神から金崎に抜ける町道の国神郵便局の上側あたりの官地を使いまして、待避所の設置を計画しております。こちらの見積もりが850万円でございます。

続きまして、金沢1号線（金沢谷津区）、こちらにつきましては県道秩父児玉線から辻堂の箇所から採石場のほうに向かいますが、そこからおおむね570メートル程度の舗装の打ちかえを計画しておりまして、その事業費が3,640万円の見積もりでございます。こちらにつきましては、特財といたしまして社会資本整備総合交付金、防災安全交付金ということで2,184万円を見込んでございます。

次の三沢11号線（中三沢区内）につきましては、吉野平集落地内で拡幅整備を進めている道路の継続でございます。こちらの見積もりが450万円でございます。

続きまして、全路線対象の補修工事につきましては、地域の住民の方から要望のありました小規模な工事や緊急な工事、それらに充当するというので300万円を見積もらせていただきました。

さらに、その下の交通安全施設整備工事、こちらにつきましても行政区からの要望のガードレールやカーブミラーなど、道路施設として交通安全に寄与するものにつきまして120万円の見積もりをさせていただきました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして57ページ、目4橋りょう維持費の工事請負費の内訳でございますが、下田野13号線「龍ヶ谷橋」「新能林橋」（下田野区）、こちらにつきましては、平成10年に架設された橋りょうでございますが、以前140号バイパスを建設するときにつくりました工食用道路として利用された道路が町道の下田野13号線と現在となっております。その町道の橋につきまして、平成23年に橋りょうの長寿命化計画を立てまして、それに基づく予防型の補修工事でございます。それぞれ310万円の見積もりでございます。合わせて620万円。

その下の全橋りょう対象補修工事につきましては500万円の見積もりでございます。こちらにつきましては、昨年からはじめました皆野国神地区43橋を対象としました橋りょう点検を行いました。それに基づきまして、既に補修工事を実施しなければならないというところがありますので、そちらに充当したいということで500万円の計上でございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、項住宅費、目住宅管理費、節15工事請負費、町営住宅親鼻団地屋根防水工事1,410万円の内訳でございますが、親鼻団地につきましては、1、2号棟が昭和47年に建設されまして、平成22年に屋根の防水工事を行っております。今回、対象の棟数でございますが、3、5、6号棟が対象でございます。こちらにつきましては昭和52年の建設でございます。経年によります雨漏りが著しいということで、そちらをいわゆる防水工事、トップコートを中心とした防水工事でございますが、そちらを施しまして、住宅としての長寿命化を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

ページでいきますと80ページ、学校給食費の7賃金、8報償費の臨時職員の賃金や報償金の関係ですが、人数でございますが、10人を予定しております。7が臨時職員の賃金、うち3人ほど通勤手当、2キロ以上の方がおりますので、この方が3名おります。それから、8の報償金については、6月と12月の期末手当の関係、こちらについても10人で102万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） お聞きいたしまして、なかなかいいものを買われたりするなという感想を持っております。特に、まず前議会でも話題になりました糖尿病を事前に予防するための簡易検査器の購入資金80万円をお聞きいたしました。これが20万円ずつ、町内にある4事業者を検討しているということで、あれが大体1台四十数万円ということで、前ちょっと聞いたわけだったですけども、早速実現していただきまして、医師会との調整ということもあってのこの後の実行ということになるそうですけれども、なるべく早期に医師会と調整していただきまして、医師会は、「いいんじゃない」と言ってくれば済むだけの話ですから、そんな難しくないような気もいたしますけれども、ぜひその辺うまく調整していただきまして、薬局側のほうはどうぞ私が聞く限り、大歓迎しているようなので、よろしく願いいたします。

それで、3月9日の埼玉新聞などには、また皆野町健康福祉課が大々的に取り上げられておりまして、また浅見課長のところの梅津さんが大活躍されて載っておられましたけれども、前回、NHKで放映されたという時点で、皆野町は、その辺でもう全国区的なものになりつつあるわけですので、こういう機器もどんどん積極的に導入して、多分いろんなまたああいう形であると、視察というか問い合わせが来るのだろうけれども、うちはこのものもちゃんとやっているのだよと、どんどん引け目なく言えるように頑張っていっていただきたいと思います。

続きまして、GPS装置購入というのを聞きいたしました。確かに山登りが結構頻繁に行われるわけでありまして、その登山者にこのGPSを貸し出すためのものなのかなと思ってちょっとお伺いしたら、そうではなくていろいろその山を調査するために購入しておいて、シルバーさんなり現地に向かうところに行って、確かにでかい石が転がってみたい、木が倒れてみたい、山の中だとあの辺なのだよなというぐらいしかなかなか説明しにくいところが確かにGPSだと、もう1点であらわして行けるわけなので、これはまた便利なもので、なかなかいいものになるかと思うので、ぜひ要求どおりそろえていただきまして、活用していただけたらという感想を持ちます。わかりました。

次、55ページのほうに移らせてもらいます。ことしも雪が降りましたが、96万円の除雪事業委託料、これが1時間だあっと、各委託業者が持っている重機を使って契約しているところをだあっと除雪作業をする。時間当たり2万円で48時間分と今お聞きいたしましたけれども、ことしぐらいの雪はいつも降るのかなと、あれがまだ今のところことしは1回ですけども、今度見ている予算で、来年あたりは、ことしはそんなに降らなかったとすると、来年は逆にもうちょっと降るのかなと思ったときに、ことしあたりの雪でこの96万円が大体どのぐらい使われているものなのですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんの再質問にお答えします。

今年度に当たりましては、おおむね194時間でございまして、388万円、この後の補正のほうでお世話になりますが、そちらのほうそれだけ経費がかかっております。

ただし、昨年度につきましては6時間で12万円というデータでございまして、平成26年は12万円の支出でございまして。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、当初予算で96万円であっても、雪はもう自然災害ですから、それに応じてやると、また相当な補正が、また今年度においてもこの計上にあつて、雪のぐあいによりましてけれども、

それはやむを得ないということで、これが少ないから除雪作業に支障を来したということだと、非常に当初予算が甘かったということになりかねないわけなので、その辺はここで確認しておきまして、万が一ことしの冬、また雪が降ったら遅滞なくどンドンやってもらおうと、それは補正で対応してもらおうということによろしいですね。うなずいてもらっておりますので、その方向でよろしく願いいたします。

それで、そのすぐ下のほうに出てきた測量設計調査業務、国神1号線、金沢1号線とも入っていますけれども、そのうちの国神1号線は、3度ほど前の一般質問で、下田野1号線を見事に橋を含めて開通させていただいたので、今度は主要道路であるはずの国神1号線、あと一緒にそのとき私は、町道皆野4号線を下田野1号線と同じように、中期的にあそこを拡幅を進めていってもらいたいという一般質問をさせていただきました。早速国神1号線のあの栗谷瀬橋を渡って郵便局の前を右に曲がるすぐの狭いところのカーブ、あのあたりをご理解いただきまして、今回の計上になったと理解いたしておりますが、大変あの辺は、実際、そのときにも言いましたけれども、今でも曲がってすぐは非常に狭く、カーブで、そのようにだんだん、だんだんこうやっていけば、多分これも仕上がっていくと思います。今年度、早速その辺に手をつけていただけるようで、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、57ページ、工事請負費の橋りょう補修工事費の内訳をお聞きしまして、下田野13号線、あの有料道路に行くための工事の道が確かに昔より広くなっておりますけれども、それが下田野13号線で、そこにかかる龍ヶ谷橋というのを補修工事されるという、310万円という金額を今お聞きしましたけれども、傷んでいるのであれば補修する方向でしようがないのでしょうか、あそこの位置をお聞きしますと、まさに蛍のところですので、その辺とのやっぱり打ち合わせを十分にさせていただかないとかなという感想を持ちましたので、その辺大丈夫でしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

13節委託料ということで橋りょうの長寿命化の設計をしていただくわけですが、そのときに、その蛍の趣旨も伝えまして、長寿命化に係る設計、補修ができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。

続きまして、58ページ、町営親鼻団地の屋根防水工事、3、5、6号棟をやると、あそこは4号棟がないので、3棟をやると、大変雨漏りがひどいのがどうも事実のようです。あわせて申し上げさせていただきますと、私の確認している3号棟なんかは、床が抜け落ちておりまして、そこに住まわれている方がその床の上に板を敷いて住んでいるという現状があります。ちょっと隣に行くと、もう留守になって改修された家があるわけです。それを確認していただければ、前も言いましたけれども、そっちに移ってもらって、引っ越しは割とできやすいわけなので、ぜひ移ってもらって、それで床とかもちょっとついでに全面リフォームでいいのですけれども、考えてあげられないかなという気持ちを持っているところなのですけれども、本当はかなり古いわけで、古いというのはずっとそこに住まわれているわけです。そうすると、そういう家は、なかなか補修の対象にならないと、どこか引っ越した家は補修の対象になると、こういう形ですから、住み続けている人の家はなかなか改修されない場面があるわけですが、その辺の見通しいかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 町営住宅の修繕につきまして、再質問にお答えいたします。

一般的に、退去時に行う修繕、退去時リフォームといひまして、こちらについてはリフォームという言葉のとおり、まさしく一体的に修繕をいたします。ただし、床が抜けそうだとか、そういう場合は一般修繕と言ひまして、生活に支障がある場合は、居住していただきながらそういうところを部分的な修繕をしている現状でございます。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。では、この件に関しては、再度また現状もあるものですから、ちょっとそういう修繕もあるよということを含めてちょっとまたよろしくお願ひいたします。

最後になります。給食センターの臨時職員給与10人分で計上されていますけれども、今回、またこのところで何名か募集がかかっているようですけれども、その辺のところはどんな募集でしょうか。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 募集については1名の募集を出しました。最終的には、途中で現況の方がやめる方も見えましたので、その方も含めまして一応3人の方をとる形で今進めています。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、今は8人でやられている、10人に対して2名だけれども、一応予備的に3人募集する形ですか。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 今現在は9人です。10人いたのですけれども、1名減という形になっていますので、今現在は9名です。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。そうすると、そういう方がやっただいて、給食をつくったり配達する、そういう業務の方を募集するというところでよろしいわけですね。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） そのとおりでございます。

○議長（大澤徑子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。では、そのようにうまく募集していただき、給食に支障がないようにやってください。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） まず最初は、平成28年度皆野町一般会計予算大綱のほうについて質問します。

1枚めぐりまして、最初の楽しく子育て元気で長生き対策の2番目の介護予防の充実、健康向上、生きがい対策にありますインセンティブヘルスケアポイント事業、新しい事業で30万円ということで計上されていますが、ポイントを集めたら何をあげるのかということをお問ひします。そして、この健康体操や健診に参加してポイントを付与するということですが、こうした取り組みで参加者がふえる見通しというのは

どう考えていますか。

次のその下の糖尿病早期発見事業ですが、先ほど小杉議員のほうからも出ました。本当に皆野町の保健師の取り組みというのは、テレビや新聞にも取り上げられて大変注目が集まっています。糖尿病の重症化を予防することは大変重要なことであることをまた私議員も保健師から学んだところですが、やはりそれは医療費を抑えることにもつながりますし、町はこれからもこうした予防にさらに進めていってほしいと感じました。それは、答弁はいいです。

それから、3番の教育・文化・スポーツの推進、一番下に伝統文化の継承と地区民スポーツの推進とあるのですが、その内容についてお聞きします。

大綱のほうはそれで、あと予算のほうに行きます。36ページから37ページにかけて、款民生費で項社会福祉費、目5老人福祉センター費、節15の工事請負費3,434万4,000円、つまり長生荘の改修工事ですが、屋根の改修、ろ過装置更新工事とありますが、ほかに考えているところがありますか。

それから、あと46ページの農林水産業費、項1農業費、目農業振興費、節2給料、一般職給料で、職員減という説明でありましたけれども、その内容をもう少し詳しく教えてください。

それから、69ページから70ページにあります幼稚園費なのですが、これに関連する要望で、幼稚園にもう少し長く預けられないか、そうすれば短時間でも働くことができる、そういうお母さんの声を聞いています。それなら保育園に預ければと言う方もいると思いますが、幼稚園には幼稚園のよさがあり、幼稚園に預けたいという方もいます。それを実現するには、先生方の労働条件にもかかわってきますし、送り迎えはどうするのかとか、いろいろと難しいことがあります。少しでも働きたいというお母さんの声もあります。今度のまち・ひと・しごとの中にも働くお母さんを応援する、そして今度の予算にも学童保育所利用料の無料化も提案されているわけですから、検討していただきたいと思いますが、ぜひよろしくをお願いします。

最後になります。ページ76から77の款10教育費、項社会教育費、目5文化会館費なのですが、この利用の件について、皆野町には昔から伝えられてきた神楽や屋台ばやしなどの伝統文化を次の世代の若い人や子供たちに伝えていく、本当に大事な仕事だと思えます。そうした活動を一生懸命取り組んでいる町の団体幾つかありますが、しかし話を聞くとところによりますと、練習場所が確保できなくて困っている。文化会館を練習場所として使わせてほしい。そうでないと若い人たちに継承していけないという切実な声を聞きました。以前、私は、一般質問の中で、もっと文化会館を町民のそうした練習場所に使えるよう質問した経過もあります。前向きに検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 5番、常山議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、予算大綱の2ページ、重点施策の中の介護予防の充実、健康向上、生きがい対策のうち、インセンティブヘルスケアポイント事業についてご説明申し上げます。目的といたしましては、特定健診やがん検診の受診率の向上を一つの目標としております。健康に留意している町民、あるいは健康教室参加者にポイントを付与し、特典を設けて、町民の健康に対する意欲を向上していただき、もって健康寿命の延伸を図るという目的でございます。

具体的には、ポイントカードを受け取っていただきまして、例えば特定健診を受けた場合に5ポイントとか、がん検診を受けたら何ポイント、それから介護予防事業等に参加した場合何ポイント、そういった

ふうなもの、あるいはこの重点施策の中にありますけれども、1人1日1運動、ワンワン運動と名づけておりますが、これらに参加した場合に何ポイントというような仕組みを考えております。たまったポイントによって、これは例えば1,000円分のクオカードを特典として付与するとか、そういった仕組みを考えております。

次に、36ページの長生荘の工事請負費のご質問でございますが、老人福祉センター整備工事費、ここにありますように、屋根の改修工事、それからお風呂のろ過装置更新工事、この2つのみでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 5番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。46ページ、農林水産業費、3農業振興費の給料費、職員給料、一般職員の給料の減でございますが、再任用の職員が1名ございます。その再任用期間が満了したことによります1名減、前年度に比べまして、おおむね245万9,000円の減となっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 5番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

まず大綱の3ページ、伝統文化の継承と地区民のスポーツの推進でございますが、まず文化芸術体験事業については、以前、今年で3回行いましたが、新垣勉さんのをやりましたが、その関係の今年度の事業を予定しております。今年度についてはまだ内容等は決まっておりますが、3年ほど音楽関係続きましたので、また違ったものを予定をしたいなと思っております。

それから、ドイツビュアッシュタットの市の交流事業については、これは今回、体操祭の参加の要請が来ておりますので、三沢剣友会の方を予定しております。これが7月25日から8月2日、7泊9日で予定しております。

それから、有形文化財の収蔵庫については、現在、収蔵庫の雨漏り等、また内部のカビ等がひどいので、これを2年間にわたり補修するものでございます。今年度については、応急処理という形で、内部の天井の改修、床、それから壁改修、電気工事、除湿機械の設置工事を予定しております。金額についてはその金額でございます。

それから、予算書の69ページから70ページ、幼稚園費の関係ですが、長時間保育というのですか、長く勤められないかということでございますが、幼稚園の場合は保育園と違いまして、やはり制度的にですとか、お母さんがお仕事を持っていない方、教育となっております。なお、預かり保育と、そういう形で、お兄ちゃんもお姉ちゃんの参観日とか、あとお母さんの病気等の場合には預かり保育という形で職員が対応させていただいています。

それから、76ページから77ページの文化会館費の関係でございますが、以前からも常山議員さんのほうからその伝統文化の継承の関係で文化会館を無料で貸せないかというお話がありましたが、現在、無料の貸し出しについては行っておりません。通常の貸し出しで練習室Aとか、そういうところを借りているところもありますので、そのような方向で実施していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） まず、最初に答えていただいた介護予防の充実について、ポイントを与えて健診

や健康体操に参加してもらおうということなのですからけれども、私、前から申し上げていると思うのですが、今町でやっている介護予防で、らくらく健康塾ありまして、今回募集したら、もう定員がいっぱいになったと今朝聞いてきました。車での送り迎えもあって、本当に人気があると思うのですが、その参加者が大体決まってきたというのではないのですけれども、かなり同じような方が参加しているということも聞いています。やっぱりそういう方たちを、今度は地域で、みんなが歩いて参加できるような、公会堂だとかそういうところにそういう人たちが自主的に、リーダーとは言いませんけれども、みんなで集まって健康体操やろうよということで、そういう健康体操の輪を広げていくということが本当に大事だと思うのです。そうすると、参加できる人も参加するけれども、参加できない人、限られてしまうような気がするのです、やはりそういうところにも目を向けて取り組んでいてもらいたいと思います。

それでは、去年の1月でしたか、健康寿命日本一の静岡県吉田町を視察しましたけれども、財政豊かなところでしたので、ちょっとこの町とは比べものにならないかもしれないのですけれども、やはり健康体操を修了した人たちが中心になって自主的に続けている。それには町の職員がやっぱりそういうことがしっかりと続けられるようにフォローしている。そんなことを私も学んできたつもりなのですが、この町は少ない職員で、あれもこれもやってほしいということは本当に大変だと思いますけれども、吉田町は町長の姿勢でそういうふう健康づくりがやられているということをおっしゃったので、ぜひもうちょっとそういうところにも職員を配置するというか、ふやして健康づくりをやってほしいなと思います。それは要望です。

それからあと、教育・文化・スポーツの推進ということで、地区民スポーツの推進ということはどういう意味なのか、ドイツへの派遣ということなのでしょうか。その辺をもうちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 済みません。こちらについては、スポーツ推進員等が行う、例えばペタンクだとか年代層に合わせた、あと今回はタグラグビー、そういうものも入っております。済みません。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私は、このタイトルを読んで、伝統文化の継承と地区民スポーツの推進ということで、伝統文化だったらやっぱり神楽や屋台ばやしとかそういうものではないのかなというふうな受け取って、その下に書いてある文化芸術、ドイツのピュアッシュタットの市の交流とか、有形民俗文化、有形民俗文化というのはそれに入るかもしれませんが、ちょっとタイトルが違うのではないのかなと、地区民スポーツの推進というのもやはり中身がないので、申しわけなかったのですけれども、よく理解できなかったので質問してみました。わかりました。

それから、老人福祉センター長生荘の改修工事ですが、屋根の改修とろ過装置更新工事のみ、それだけという答弁なのですけれども、私、長生荘を拝見しました。そうしましたら、もちろん屋根も改修しなくてはいけないというふうなことはわかるのですけれども、舞台の壁にすごいひび割れがあります。それから、舞台の控え室は、狭いところなのですけれども、横殴りの雨のときは雨が落ちてくる。それから、お風呂の脱衣所にも行って見ました。脱衣所のロッカーが周りの板がみんな剥がれていて、家庭では使わないなというようなロッカーでした。それから、脱衣所のトイレもやっぱり老人福祉センターというぐらいですからお年寄りが多く使います。やはり和式でなく洋式にしてほしい、そういうことを伺ってまいりました。ぜひこの2つだけというふうにするのではなくて、その職員とか利用者、そういう方にも

話を聞いて、せっかくやる更新事業なので、予算これだけで目いっぱいなのかもしれませんけれども、もうちょっととってもらって、ほかのところも一緒にやっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今回予算化させていただいたのは、ここにありますように2つでございます。今、常山議員から具体的な改修が必要と思われるところをご質問いただきましたけれども、これについては今回の分には含まれておりません。今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ職員の方も一緒に歩いて中を見せてもらって、もしこれが実現したらもうわくわくしてしまうと言うのです。やっぱりきれいになったところで働きたいし、来てくれる利用者がやっぱり安心して利用できる、そういう面ではぜひ課長のほうもしっかり前向きに検討していただいて、補正予算をとるなりして、やっぱり進めていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。よろしくお願いします。

それから、教育の幼稚園の関係なのですけれども、長時間保育というふうでもないのですけれども、もう少し1時間でも2時間でも預かってもらえたら、自分も何時間かの仕事に出られるのだということを何人かのお母さんから聞いているのです。やはりもちろん幼稚園と保育園の違いも私もよくわかっているつもりですけれども、その辺で幼稚園の入園者をふやすというか、利用勝手がいいようにする。お母さんたちの要望を聞いてやるのも必要なことではないのかなと思っております。これは、大変先ほども言いましたように、先生方の、それでは居残りの人たちをどうするのだとか、いろいろ大変な問題があると思うのですけれども、一度検討してみる必要はあるのではないのかなと思っておりますが、再度どうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまのご提言、非常に意味があることと感じておりますので、検討してみたいと思います。その際、職員の勤務体制の問題等、非常に難しい点もございますので、その辺も勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） よろしく願いいたします。

それから、文化会館の利用の件なのですけれども、やはり今、無料の貸し出しということはできないということの答弁でしたけれども、ぜひやっぱり町挙げてそういう後継者を育てていく、伝統文化を守っていく、そういう姿勢に立っていただいて、やはりどんどん、どんどん文化会館を使ってもらって、練習を、本当に聞くところによると、前、うるさくて住民が怒鳴り込んできて警察沙汰になったなんていう話も聞いています。ぜひ伝統文化を守っていくという立場から、そういう登録団体には無料で貸し出しても私はいいのではないかなと思ってます。そして、皆野町が町を挙げてそういう文化を守っていく、ぜひもう一度よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

伝統文化の継承、確かに大変大事なことです。文化会館の利用の関係もわかるのですが、実際に実費を払って借りているところもあります。また、利用については今後また考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 提案とかいろいろ要望しましたけれども、ぜひ前向きに検討していただいて、次のときにはいい答弁が聞けるようによろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。5点ほど聞きたいのですけれども、歳入のほうで1点、ページが13ページの下段のほうの寄附金のところで、ふるさと納税200万円というのがあるのですけれども、それを納税者にどのようなものをお返ししているのか教えてください。

歳出のほうの29ページ下段、節12の役務費、投票用紙計数機等の点検手数料15万円ですが、さきの選挙で使ったような、読み取って数える機械なんでしょうか。リースなのか、買い取りなのか、補助金があるのか教えてください。

63ページ下段の節13委託料、国神小学校施設調査業務委託なのですけれども、72万円でしたけれども、総務課長の説明が少し早くてわからなかったので、教えてください。

あと最後に、65ページ下段、節12役務費、ピアノの調律の手数料なのですが、細かい話で申しわけありません。ちょっといつも気になっていたので、1万円ぐらいから十数万円ぐらいあるのですが、設置場所の幼稚園から中学校、あるいは文化会館というのがあるのでしょうか、その金額というのは調律にかかった時間なんでしょうか。あとは鍵盤全て見るのでしょうか、違っている音を調整した数で算出されるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 4番、宮前議員さんの質問にお答えをいたします。

歳入の13ページ、17寄附金のふるさと納税についてですが、この200万円につきましては、ふるさと納税をリニューアルを考えております。クレジット納付ができるようにすること、コンビニ納付ができるようにすること、それから新規ホームページに作成をして、効果的にPRをしていきたいというふうに考えております。

あと、返礼品の充実を図る考えでおります。現在ですと、5万円以上の納付をいただきます。と、地元の特産物5,000円相当を返礼品としてお返しをしておりますが、新年度につきましては、返礼品の内容を寄附の金額によりまして、寄附金額の3割から6割程度お返しをするものと、8割から9割程度お返しをするもの等の幾つかに分けてお返しを考えております。内容につきましては、まず特産品としてみそのセットですとか秩父鉄道のSLの乗車券ですとか、あとは町内の民宿の宿泊券ですとか、秩父音頭まつりのメッセージ花火を上げるですとか、皆野町に合った内容のものをお返しすることを今検討しておるところでございます。

以上です。

歳出の29ページですが、参議院議員選挙の12役務費、投票用紙計数機の点検手数料、これは枚数計算機と呼んでおまして、ただ単に枚数を数える機械であります。これについては買い取りでございまして、選挙開始前に点検をしております。その手数料でございまして、

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 4番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、63ページ、国小の調査業務委託ですが、本年度、皆野小学校の軒天というのですか、あれが落ちました。学校については特に法的に構造物の調査等はしていないのですが、今度学校のほうについても、何年かに1回、学校の調査をしたいということで、ことしは国神小学校が昭和54年の建築で一番古いものですから、とりあえず国神小学校をことしし、その後、皆野幼稚園、三沢小学校等順次していきたいということで、今回72万円の調査委託料を計上させていただきました。

それから、ピアノの調律ですが、まずこちらについては、ここの65ページについては、皆野小学校の関係がピアノが2台、それから国神が2台、それから三沢小学校が1台という形でピアノ調律をしております。これは、年の初めに音程の調整というのですか、を1度しておくので、これ台数の手数料という形になると思います。

○議長（大澤径子議員） 宮前議員、それでよろしいですか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 最初の歳入のほうでいきますと、返礼品ですか、3割から4割返されるというようなことで200万円というのはPRだというようなことなのでしょうけれども、町報に、昨年でしたか、200万円ぐらい寄附をされたのが載っていましたが、その点で返したということはあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

確かに200万円、貴重なご寄附をいただきました。この200万円については、まだこの28年度で考えております返礼品以前の話になりますので、今説明した内容については該当はしておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 今のは理解いたしました。

では、その次の投票用紙を枚数だけ数えるというようなことだったのですけれども、町議会議員選挙で使われたその機械というのは、ではリースだったのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

町議会議員一般選挙の開票で使用したものについては、リースといいましょうか、お試しということで借りて使用いたしました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 理解いたしました。

あと国神小学校の件も了解しました。

最後のピアノですけれども、台数で幾らというようなことですので、時間とかなんとか関係なく1台幾らというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） ピアノにもグランドピアノとかいろいろあると思うのですが、皆野小学校と国神小学校については、2台分という形で契約をしております。それで、三沢小学校についてはグランドピアノ1台という形で金額を出していただいています。

以上でございます。

〔「はい、理解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 6番、若林です。何点かお聞きしたいと思います。

1つとして、28年度の一般会計予算の大綱の中で、3ページ、教育・文化・スポーツの推進の中で、グローバル教育への取り組みということで、多様な英語教育ということで、夏休みを利用した英語学習、また英語水泳教室というのが新しく組まれているようですが、内容的に、これ具体的にちょっと教えていただけたらと思いますが、よろしくをお願いします。

それと、予算書のほうに入りまして、44ページ下の労働費、項労働諸費の住宅リフォームの資金助成金でございます。これことし120万円ばかり予算措置していただいております。昨年が112万円だったと思います。昨年の場合、状況を見ますと、10月の時点で助成金が打ち切りとなったと思います。住宅のリフォームというものは、各家庭ともに、これは計画的に実施するものであって、また町内の事業者等に頼りながら、打ち合わせをしながら計画をしていくものだと思います。そして、また話ができて、まとまったから役場のほうに申請出すかなということで申請出そうとしたら、もう町のほうでは打ち切りましたということでは、これはちょっと町民としても大変な問題が残ってしまうということだと思います。

ことし、この120万円ということで、昨年から比較して8万円の増という形でございます。昨年の場合、上期の段階で終わってしまったこの助成ですけれども、本年の場合、近年のうちに消費税のアップもでございます。そんな関係で、リフォーム関係も各家庭でも検討される機会が多くなってくるのではないかと思います。その辺について、このままでいいのかどうか、またどのように今後の場合を考えるか、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、ページで60ページ、消防施設費の関係でございます。消防の再編という形の中で毎年行っていたきまして、大変充実した設備、また施設が整っております。ことしの場合、2分団詰所の新設工事という形が予定されています。場所はどの辺に設置されるのか、お伺いしたいと思います。

そしてまた、車両についてでございますが、車両についてはことしの場合、1分団1部、また2分団という形で予定されているようですが、どのような車両が計画されているかお聞きしたいと思います。

また、あわせてせんだって近隣の消防団員の手当の見直しをいただきました。私も大変結構なことだと思います。ただ、この団員が4万円になったということに対しまして、近隣の秩父市、また長瀨、横瀬、小鹿野等、他の町はどのような金額であるか、その比較等がわかれば教えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 6番、若林議員さんのEnglish world in Minanoと英語水泳教室についてお答えします。

English world in Minanoは、グローバル人材の育成を目指す事業でございます。希望する町内小学生を対象とする事業で、夏休みを利用します。平成32年の小学校英語教育導入を見据えて、体験を通して英語になれ親しむことを目標とします。総合センターや温水プール等を使って、英語でクッキングをしたり、英語でスイミングをしたり、英語で秩父音頭まつりを説明するなどの活動を計画しております。県内では初めて深谷市が取り組んだ事業ですが、今、東京や岐阜県でもこういうものを

開催していると聞いております。

なお、その流れの中で英語水泳教室も開設いたしまして、希望する小学生を対象に水泳を通して英語になれ親しむ活動をレギュラー事業として位置づけたいと考えております。1教室8回を2教室を設置したいと考えておりますが、ご協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 6番、若林議員さんのご質問にお答えいたします。

歳出の44ページ、労働諸費の節19負補交の住宅リフォーム資金助成金120万円ということで、昨年度は112万円、予算執行が終了した時点で、この住宅リフォームの目的ということが町民への暮らしの改善とか、あとは町内の小規模登録をされています事業者さんの育成ということで目的を立てておりますけれども、27年度についてはいただいた予算執行が済んだ時点で目的達成ということで、早くに終了したわけなのですが、その後、ほとんどの方が町内事業者さんのほうに話をかけて、業者さんのほうから町のほうに申請というふうな形が多いわけでございます。何件かそういう話が業者さんを通さずに、3件ほどですか、窓口に見えた方もいたのですけれども、事業補助終了については、業者さんのほうに連絡をしまして、27年度は終了させていただいたということで、それは事実でございます。

それで、補正対応もしなかったということで、28年度については、27年度で実施いたしました件数、9月以降に、過去2年間調べますと、13件ほどあったということで、28年度については昨年度より件数を伸ばしまして30件分の当初で予算措置をしたと、これがまた早目に消化するようであれば、また補正対応というふうなことを検討させていただきたいと思っております。

なお、平成29年4月より消費税のほうアップする関係もありますので、現在、住宅リフォーム資金の助成事業が20万円以上の施工事業費があった場合に、限度が1件4万円ということでございますので、この辺を今後見直しをしまして、件数は伸ばせないかもしれませんが、1件当たりの上限助成額を増額するかなどといったようなことを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 若林議員さんからの質問にお答えします。

今年度予定しております2分団1部の詰所の位置でございます。国神学童保育所と国神小学校のプール、その間の町有地でございます。旧国神中学校跡地でございます。この位置につきましては、皆さん、議員もご承知のとおり、国神地域の中心部、また小学校、高校、また老人福祉施設等公共施設の集中しているところ、また現在の2分団1部の消防詰所がございまして、それも何らかの方法で活用できること等々検討しまして、ここに、今申し上げたところに設定しました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 6番、若林議員さんの質問にお答えをいたします。

60ページ、消防費の18備品購入費、消防車両購入費ですが、予算書では1分団第1部、それから第2分団となっております。去年の当初予算の審議のときでしょうか、消防の再編計画ですと、2分団につきましてはポンプ付水槽車についても予定をしているというふうにお答えをいたしました。その後、1分団1部の車両のぐあいが悪くなりました。1分団1部の車両につきましては、平成2年に登録をいたしまして、既に26年たっておりますので、こちらを先に入れかえをさせていただき計画に変更させていただきま

した。1分団1部の車両でございますが、ダブルキャブシャーシ5人乗り、ディーゼルエンジン4WDを予定しております。2分団に入れます車は、平成27年度導入いたしました4分団と同様に、ダブルキャブ6人乗りのディーゼルエンジン4WDオートマチック小型動力ポンプ付普通積載車を予定しております。

団員の手当のご質問でございますが、近隣の状況を見ますと、これ団員だけの金額で答えさせていただきます。秩父市が4万2,000円、横瀬町が3万6,500円、長瀨町が4万円、小鹿野町が3万6,000円、このような状況になっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） ありがとうございます。再質問させていただきます。

先ほどのグローバル教育の取り組みということにつきましては、大変よくわかりました。また、子供たちも32年の実施に向けてということもございます。機会あるごとにこういう形で英語教育をしてもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、リフォームの関係でございます。これは、先ほど課長からもありましたように、住宅の改善の促進を通じて町民の住環境の向上、また小規模事業者の振興を図るという一つの目的がございます。この形の中でリフォームを計画する家庭も大変多いし、また施工する業者としてもそれを楽しみに、また生活の糧として計画をされていることでございます。昨年の場合、目的が達成されたからいいのだということで補正を組まなかったということでございますが、基本的にはそういうことではなくて、やっぱり住環境の向上ということがあれば、やはり補正でもしてもやらなくてはならないことだと思います。ことしの場合、今答弁聞きますと、補正を考えながら進めていくということのようでございますが、その辺について昨年の実績お聞きしましたが、下期においてはどのくらい要望等があったか、産業課のほうへ届いていますか。補助をもらいたいという要請があったのは何件か下期にはあったのですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

業者のほうからの問い合わせというか、何件はうちのほうにお客様のほうから補助の利用について考えているといったふうな件数的なことは伝わってまいりませんでした。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 一応、各家庭においても、またこの小規模事業者においてもその辺を糧として仕事としてやることでございます。町のこのリフォーム助成ということは、大変いいことだと思いますし、また必要なことだと思っています。話のように、ことしは補正を組んでもその辺を満たしてもらえということであれば、それでいいと思いますので、そのように進めてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、消防団の設備の関係でございますが、設備の関係につきましては、前回の一般質問等でもちょっとさせてもらったように、2分団の場合は、水槽車が設置されています。その辺の交換もあるのかと思っ てちょっとお聞きしたのですが、その辺ではなくて1分団1部の車両が傷んだということもあってのちょっと組みかえということがあったようでございます。それも必要かと思ひます。ただ、今後、水槽車につきましては、後々計画されると思ひますけれども、今の場合は積載車が1台、水槽車が1台という形で残

されるということによろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 当初、皆野町でも水槽車が必要ということで考えたのは、もう20年も前かと思うのですが、東秩父村が2台の水槽車を持っていて、それが町には1台もなかったというときに、大変あの車は便利だという形で、必要として国神2分団に初めて設置したものです。今現在は、三沢5分団に設置されています。この2台というものは町には必要だと思いますので、継続して、また車両等不備が生じる場合には、同じような体制をつくっていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

あと、詰所の関係につきましてはわかりました。町有地の有効活用ということが必要だと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。お寺さんのほうにひっかかったのではまずいかなと思っていたのですが、その辺は町有地ということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、団員の手当の近隣の各町との比較いただきました。これで近隣の町村と比較しても問題なく進められると思いますので、また今後ともよろしくお願いいたしますと思います。大変ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤金作議員。

○7番（大澤金作議員） 7番、大澤金作です。いろいろと聞きたいことがあったのですが、もう先の方がほとんどお聞きした件でダブっておりますので、これは納得いたしました。

ただ、1点だけ、60ページ、消防費、ただいま若林議員さんのほうからもお話があったのですが、私はその下の節15、2分団の詰所建設工事のことでなく、旧3分団1部詰所の解体撤去工事ですか、このことに対してお聞きしたいのですが、これは県道拡幅の関係もあるでしょうけれども、おかげさまをもちまして3分団の詰所も新しくして、立派なものを建てていただきまして、本当にありがとうございました。

これを撤去するに当たって、この隣に火の見やぐらも一緒にあるのですが、その火の見やぐらも一緒に撤去していただけるのかどうか。それと、この解体の期日はいつごろまでに解体するかどうか、予定があれば教えていただきたい。ただ、その1点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、大澤金作議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、県道改良の拡幅に基づきまして、県からの要望があり、拡幅にかかります関係で旧3分団の第1部の詰所を撤去するものでございます。あわせて火の見やぐらも撤去する予定でございます。いつするかは時期につきましては、まだ明確にはお答えできませんが、今年度中ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、大澤金作議員。

○7番（大澤金作議員） わかりました。これは、その隣に日野沢下区の旧公会堂も隣接しておりまして、その解体工事がダブってしまうと、その解体に支障があるのではなからうかと思ひまして、その解体工事

の予定が決まりましたらお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。1点だけ、先ほど大澤議員と同じでいろいろ質問されましたので、1点だけ、海の家開設ということがありますけれども、1年間の利用数あたりはどのくらい今利用されているか。

○議長（大澤径子議員） 該当するページを1回言ってからしていただきたいのですけれども。

○2番（林 太平議員） では、今の質問でよろしくをお願いします。

〔「ページは何ページだ」と言う人あり〕

○2番（林 太平議員） 41ページです。41ページの13番委託料のところですよ。済みません。

○議長（大澤径子議員） はい、わかりました。41ページ、委託料、海の家開設委託料に関してですね。

○2番（林 太平議員） それの今の利用状況等お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） これは、今すぐわかりますか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ちょっとお待ちください。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 林議員の海の家開設委託料についてお答えを申し上げます。

これは、町がどこかの海をということではなくて、新潟県の海岸沿いの海の家を委託契約をしております。大人1泊3,000円の補助、子供2,000円の補助を利用券を出しておりますが、実績を申し上げます。

平成27年度、大人176回、子供87回の利用でございます。人によっては2泊するということがありますので、回数で申し上げました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 私の子供が育つところからずっとやっているようですけれども、結構行っているというのがわかりましたので、理解しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 私も1点ですけれども、もう前の方がいろいろ質問したのでダブりますので、もう理解はいたしました。

23ページ、項1 総務管理費、目6 交通安全費、節15 工事請負費、これ防犯灯新規設置工事費となっておりますけれども、今これ新規設置工事費でポールを何か立てると思うのですけれども、これ耐用年数というのはどのくらいでしょうか。それで、今、町の防犯灯は今どのくらい立っているのか、ちょっとわかればお伺いしたいのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 8番、新井達男議員さんの質問にお答えをいたします。

23ページ、6 交通安全対策費の防犯灯新規設置工事費64万8,000円でございますが、これにつきましては15基を予定しております。行政区からの要望があったものに対して10基、通学路からの要望に対して

5基を予定をしております。現在の防犯灯の総数につきましては、1,007基ついております。

ただ、この防犯灯設置する場合にポールを立てる場合、もしくは東電柱、NTT柱をお借りして立てる場合がございます。独自のポールを立てる場合に、耐用年数が何年あるかまでは承知をしております。申しわけございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） これは、今ちょっとこれ聞くと、ポールの関係、耐用年数何年ということをやちょっと聞いたかったのは、実は先々週ですか、県道に立っている街灯、水銀灯の街灯が倒れて、小学生4年生の女の子でしたけれども、ポールが倒れて指を2本切断した事故がありました。それで、これではということで、その行政区の建設関係の人がその町内にある、いわゆる自治体の中にあるその街灯を全部調査した結果、3分の1ぐらい腐食していたそうです。耐用年数が約30年ということなのですけれども、これ実際、私も2月10日前後だったかな、県道をちょっと歩いていて気がついたのですけれども、三沢の長玉線、こちらから、皆野方面から、親鼻の方面から行くと、竜谷閣の手前右側の街灯がやっぱり半分程度腐食して、これは大変だということで土木事務所のほうへすぐ電話を入れて確認してくれということで話をしました。そうしたらすぐ対応してもらいまして、今現在、その街灯は撤去して、今ポールが立っています。向こうへ出かけた際には、実際にこれ見てもらうとわかるのですけれども、恐らく町内にある街灯、県道になると管轄が違いますけれども、これ1回、工事して新規に立てるのもいいですけれども、何年も前から立っている街灯は、一度点検することも必要ではないかなということをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。まず最初に、28年度の皆野町一般会計予算大綱について感想と質問をさせていただきます。

大変この重点施策については、この5項目にわたってバランスよくうまい予算だなと思っておりますが、その中で新規事業について、前任の方々が質問したので、大体理解をしたので、そこは割愛をいたしまして、大綱の7ページ、一番最後の、私、ちょっと聞き漏らしたのかどうかかわからないのですけれども、基金残高の中で5行目の公共施設整備基金というのがありますが、この27年度の残高が6億3,573万9,000円、積み立てが20万2,000円、それで繰り入れが1億6,000万円、残高が4億7,594万1,000円ということで、前に聞き漏らしたのかどうか、重複になったら失礼なのですけれども、この1億6,000万円という繰入金は、箇所づけは何に充当して新しい予算に反映をいただいているのか、わかりましたらお尋ねをいたしたいと思います。

それから、一般会計の予算の中で3点ほどお伺いいたします。先ほど13ページの寄附金の中でふるさと納税について宮前議員のほうからお尋ねがあって、大体内容は理解したのですが、この200万円の歳入を予定しているようなのですけれども、さっき返礼品というものが予定されていると、その中で2割とか3割とかという金額だと思うのですけれども、そうするとふるさと納税が200万円いただいたとすると、100万円ぐらいは返すのですか。その支出はどこから出すのかをお尋ねしたいと思います。

それから、24ページから25ページにかけての目企画費の中で、節19負補交、その中の地域乗り合いバス路線確保対策費補助金700万円、これの内訳というか、どういう形でどういうところにこの700万円が配分

されているかをお尋ねいたします。

それから、もう一つ、27ページの目賦課徴収費、節13委託料、その中の不動産鑑定委託料、これが1,002万5,000円、かなりの大きな金額だと思うのですが、これについてはきのうちょっと聞いたような気がしたのですが、もうちょっと詳しくお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、四方田実議員さんの質問にお答えをいたします。

大綱7ページ、公共施設整備基金、繰入額1億6,000万円の充当先でございますが、予定をしておりますのは、町道雨乞曾根坂線改良工事、これに800万円、町道国神1号線待避所建設工事に900万円、町道金沢1号線道路改良工事に1,200万円、町道皆野94号線道路改良工事費に6,500万円、町道皆野113号、114号線の道路改良に700万円、町道国神1号線道路改良工事に1,700万円、町道三沢66号線道路改良工事に400万円、第2分団詰所の建設並びに車両の更新で2,400万円、1分団1部の車両の更新に1,400万円、合わせて1億6,000万円の充当を計画をしております。

次に、歳出の24ページから25ページにかけての地域乗合バス路線の内容でございますが、西武観光バスが運営をしております秩父と三沢を結びます路線バス、この路線確保に対する補助金でございます。

以上です。

あと27ページ、失礼いたしました。

〔「休憩しますか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 不動産鑑定のと、あとふるさと納税の。

〔「これは税務課かい」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 済みません。調べさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 10番、四方田議員さんからのご質問の不動産鑑定料の関係でございます。こちらの内容につきましては、昨年と比較しまして180万2,000円ほど増額となっております。内容としますと、3年に1度の固定資産の土地の評価がえがございます。その関係で本鑑定という形で業務委託をするわけでございますけれども、こちらにつきましては町内の133地点の標準宅地の評価を鑑定士によりまして委託をさせていただき関係でございます。

それとはまた別に、時点修正のための標準宅地鑑定評価もございます。さらには、公売等が発生した場合には、その不動産の鑑定をするような形になろうかと思っておりますので、今回の内容につきましては、その3年に1度の評価がえの関係がございまして、28年度において本鑑定をするというものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

ふるさと納税の返礼品の関係でございますが、支出科目につきましては19ページ、総務費、項1総務管理費、11需用費、消耗品237万4,000円の計上がございますが、このうちから返礼品として84万円ほどを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） それでは、質問の前に大変申しわけございませんが、もう少しでちょっと黙祷の

時間になりますので、それを終わってから質問のほう続けていただきたいと思います。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） それでは、本当もうあと1分もない状態でございますので、時間は多少ずれるかもしれませんがけれども、ここで皆さんにご起立をいただき、黙祷をささげたいと思います。

ご起立ください。

それでは、黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（大澤径子議員） お直りください。ありがとうございます。

それでは、引き続き会議を進めます。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） さっきの基金の使い道については、よくわかりましたが、ほとんどこの公共施設というのは特別なものをつくるわけではなくて、消防団の詰所を除いて、ほとんど道路改良あるいは新設に使われるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それで、先ほどの一般会計のほうの質問に移りますが、ふるさと納税の200万円予定をして、お返しを5割返すのだから何割かということになると、200万円を5割返すには100万円使わなければならないのかなと、それと同時に、19ページの先ほど言った一般管理費の中の節12役務費の中に下のほうに、ふるさと納税決済手数料10万8,000円というのがあるのですけれども、先ほど一緒に言わなくて申しわけないのですが、これについてもどんなことでやって、その関連して、そのふるさと納税の関係で、これもわかればお尋ねをいたしたいと思います。いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

ふるさと納税決済手数料10万8,000円の計上でございますが、これはコンビニで納付ができること、それからクレジット決済ができるようにするというので10万8,000円の計上をさせていただきました。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） お返しのほうは足りるのだね。半分返すのではなくて、さっきの金額だと半分は返せないということだよ。80万円だからね。それはそれでいいです。そういうことでお願いします。

それから、地域乗合バス路線の確保対策費の内訳で、私は秩父鉄道も入っているのかと思ったら、多分西武鉄道だけの話ですね。西武鉄道に700万円を対策費として納付しているのでしょうかけれども、西武鉄道もこれららったってやめたくてしょうがないという感じもしないでもないのです。路線があるから走っているようなもので、お金出さなければ走らないというのが現状だと思うのですけれども、ただ700万円を西武鉄道に払うのなら、この700万円をうまく……

〔「西武バス」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） 西武バスね。700万円を払うのなら、この700万円を使って、うまい公共交通あるいは町バスでもいいのですけれども、何らかの方法で使えることもないのかなと、いつも私も思っているのですけれども、そういった考えについては、いろいろ今までも公共交通について、お出かけタクシーとかそういうものもやっていた中で、700万円予算というと結構なことができるのではないかなと思ってるところでもありますし、そんな考えがありますので、そういった方向というものはいかがなものでしょうか。副町長なりにお伺いしたいと思いますけれども、すぐすぐとかそういうことではないですけど

も、そういうのはお考えはありますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

今の西武バスの路線バスの関係ですが、これ県からも地域乗合バス路線確保対策事業費ということで110万円ほど来ております。そして、またこのバスについては、皆野町だけの問題ではありませんで、秩父市内も走っておりますので、皆野町が必要ないからということ、すぐすぐやめるわけにはいかないのが公共交通かというふうにも考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） いろいろ事情はありますでしょうけれども、将来に向かって、小学校の問題とかスクールバスとか、そのことなんかも考えていくことが必要になってくる時期もあるのではないかなと思うところありますので、将来に向かってのことも考えながら、私も提案していきたいと思っております。

次に移ります。不動産鑑定委託料というのは、3年に1回とかで見直すというようなことですがけれども、1,002万5,000円、鑑定でも結構な費用だなというようなものを感じているのですけれども、これが毎年やるのではなくて、毎年やってもことしは180万円増額というようなことになっているようなのですけれども、これは法的にやっていかなければならないことなのでしょうから、なかなか大きな金額なので、ちょっとお尋ねしたところであります。

以上、終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時15分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 現在、政府主導による地方創生の名のもとに、今月末までに地方版の総合戦略策定が各自治体に求められております。皆野町におきましても、人口減少と地域経済の衰退を克服して、地域の創生に向けた今後5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

なお、本日は、先ほど黙祷をしましたように、東日本大震災、そして福島第一原発事故から丸5年が経過しました。安倍首相は、本日、東北を地方創生のモデルにしたい、このようなことを言ったようです。

しかし、福島第一原発周辺の自治体にとって、地方創生どころか原発避難者は現在でも10万人を超しており、帰還困難区域を初め居住制限区域等では除染が進むどころか廃墟にならざるを得ない、こうした実態にあります。こうした中であっても、安倍首相は、原発再稼働や原発輸出に奔走している状況にあります。

いずれにしましても、全国津々浦々の地方にとって、ここ30年来からの過疎化や少子化、人口減少、地

域の衰退、今日に至った背景や要因について、きちんとメスを入れない限り、真の地方再生にはつながらないし、そのことを抜きにした地方創生は今日までの国の責任を全て地方に転嫁し、地方の中核都市以外は、さらに地方の崩壊に追い込む何物でもない、このように私は思っております。

地方創生を各自治体に任せるのではなく、基本的な部分は国の総合戦略として取り組むべき課題であります。低水準に合わせる同一労働、同一賃金ではなく、派遣労働を初め非正規の不安定雇用を解消し、安定した職場や雇用の確保、また女性が安心して働き、出産、育児に専念できるための母性保護規定を復活した労基法の改正、子育て支援として子ども手当の増額、今は児童手当ですが、子ども手当の増額や支給型奨学金の新設、そして大学授業料の無料化等々、一地方の自治体では実現することのできない不可能な課題について、ぜひ全国町村会やあらゆる機会を通じ、国への要望として取り上げていただくよう町長にお願いしたいというふうに思っております。

この件を含めて、地方創生に対する町長のコメントがありましたら、後ほどお伺いしたいというふうに思います。

そして、皆野町においては、農林業を初め地場産業、福祉や医療、観光など内需型の産業の振興、また道路や上下水道、ハード面での防災対策など、地域に密着した公共事業の積極的推進によって、地域雇用の創出や安定を図り、賃金を初め労働条件の向上、積極的な生活基盤整備の促進が真の地方再生につながる、このように私は思っております。このような視点から何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、歳入関係からなのですが、ページを追いながら順次行います。

3ページです。款1町税の項1町民税、目1の個人の町民税ですが、前年に比べて約1,000万円の減額予算であります。所得の低迷が理由のようですが、主な理由として、納税者の減少や平均納税額の減少等、そういったことが考えられるかと思うのですが、主にどちらの影響が強いのか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、地方におけるアベノミクス効果と申しますか、につきまして、どのような考えか、これはできたら町長でも結構ですが、お聞きしたいというふうに思います。

3ページの項2固定資産税、目1固定資産税の約1,115万円の増額ですが、主には家屋なり償却資産の増額を予定しているということなのですが、家屋の増額を見込んだ理由についてお聞きしたいというふうに思います。

16ページになります。項1の町債の目2の消防債、説明欄の県防災行政無線施設再整備事業負担金1,130万円ということなのですが、関連しまして7ページの第3表の地方債の県防災行政無線施設再整備事業1,130万円の同額の起債があります。どういう事業の負担金なのか、なぜ皆野町として起債をせざるを得ないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

歳出に入ります。17ページの目1議会費、節19負補交、この中で常任委員会活動交付金40万円についてありますが、これは質問ではありません。この3月より広報常任委員会が正式に発足したことによる10万円の増額予算になっております。執行部に対して感謝を申し上げたいというふうに思います。

19ページになります。項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料のホームページ作成業務委託料76万円ということなのですが、この業務の内容について。関連しまして、25ページの目8電子計算費、節13委託料のホームページ管理委託料79万円との違いについてお聞きしたいというふうに思います。

22ページになります。目4財産管理費、節13委託料の公共施設等総合管理計画策定業務委託料、約1,212万

円についてであります。この公共施設等総合管理計画策定業務委託料につきましては、前年の当初予算で平成28年度にかけての継続事業として、総額約912万円の予算でありました。しかし、昨年12月の定例議会におきまして、一般会計補正予算（第3号）において継続費の補正を行っております。そこで、固定資産台帳整備事業費300万円を追加しまして、補正後の金額を約1,212万円にしてきた経過があります。そして、全てを平成28年度に繰り越す内容で本予算書に計上されているわけなのですが、この補正を組んだ時点で事業名も公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備事業に変更しております。細かいことになりましたが、平成28年度の予算書について、正式な事業名に訂正すべきだというふうに考えますが、そのようなお考えがあるかどうか。

23ページ、これは新井達男議員のほうからの質問で理解できました。防犯灯の新規設置工事費については15基分ということで、総務課長のほうから答弁をいただいておりますので、これはよろしいです。

25ページになります。項1 総務管理費、目7 企画費、節19 補交のコミュニティ助成金500万円の助成先についてお聞きしたいと思います。

35ページになります。項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節13 委託料、介護予防ケアマネジメント事業委託料ということで、約206万円ということなのですが、新たな委託料のようです。どのような事業で、またこういった事業が必要になった理由についてお聞きしたいと思います。

同じく35ページの節19 補交の高齢者介護サービス自己負担金補助金420万円ということで、前年度より約180万円の増額というふうになっています。この増額理由についてお伺いしたいというふうに思います。

37ページになります。項1 社会福祉費、目5 老人福祉センター、節15 工事請負費、老人福祉センターの改修費約3,434万円ということですが、一昨日の宮原議員の一般質問にも関係するのですが、長生荘がオープンしてから約35年ぐらい経過しているかというふうに思いますが、この大改修を決定する前に改築等の検討がされたのか、またしなかった場合について、どういった理由でしなかったのか、お伺いしたいというふうに思います。

38ページになります。項2 の児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13 委託料の学童保育所サポート事業委託料、約1,087万円ということで、具体的には先ほど常山議員からもお話がございましたように、学童保育所の保護者負担金、月6,000円を無料化にするという画期的な施策で、私も評価したいというふうに思います。そこで、新年度の入所希望の状況について、皆野、国神学童保育所別に何人ぐらいか教えていただきたいというふうに思います。

44ページになります。項3 上水道費、目1 上水道、節19 補交なのですが、ここの広域市町村圏組合簡易水道元利償還負担金、約619万円についてであります。この負担金の理由についてお伺いしたいというふうに思います。

また、同じく広域市町村圏組合簡易水道不採算経費補助金、約403万円の理由についてあわせてお伺いしたいというふうに思います。

44ページ、先ほど若林議員からも質問されているのですが、項1 労働諸費、目1 労働諸費、節19 補交の関係で住宅リフォーム資金助成金、新年度120万円の予算ということなのですが、若林議員からも言われておりましたように、昨年秋口以降からの経過もありました。担当課長のほうから補正を含めたように答弁がされたかと思いますが、できましたら新年度予算、今年度平成27年度も結果としては打ち切っているかと思いますが、そうであっても2件分の増額では大変少ないというふうに思いますし、恐らくもう

120万円でも、約30件分ということになるかと思いますが、これでも足りないことが予想されますので、ぜひ副町長か町長のほうから補正を含めて検討の答弁をいただけたらというふうに思います。

47ページになります。項1 農業費、目3 農業振興費、節13委託料ということで、有害鳥獣の駆除委託料60万円ということで、前年当初より20万円の増額ということになっているかと思いますが、近年の駆除頭数はどのような傾向になっているのか、あわせて、委託料としても大変少ない金額だというふうに私も思うのですが、自治体によっては駆除頭数の成果報酬的な補助制度になっているところもあるようです。そういった補助制度も検討する必要があるのではないかなというふうに思います。これらについてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

同じく13委託料の中で、わく・ワクセンター利用受付業務委託料18万円ということなのですが、今まではどこで受付業務を行っていたのかということと、今後はどこに委託する予定なのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

49ページになります。項2 林業費、目2 林道整備費、節15工事請負費、この中で大きくは林道の4路線が箇所づけになっているのですが、先ほど小杉議員からも質問がございましたように、内訳についてわかりましたら教えていただきたいということをお知らせして、この中に林道浦山線も予定されているようですが、予算大綱の6ページの中で、6の農林水産業費の中で、林道浦山線開設事業費の皆減などによりということが明記されているのですが、皆減ということになりますと、もう開設が全て終わっているというふうに理解できるのですが、林道浦山線の工事請負費が新年度も計上されていることの理由と、また林道は開設されたのか、そして供用開始になっているのかどうか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

51ページになります。項1 商工費、目2 商工振興費、節19負補交ですが、この中でにぎわい創出事業補助金200万円ということで、前年当初は30万円ということでありましたので、大幅な増額予算になっております。どこに補助をしてどのような事業を予定されているのか。

52ページになります。項1 商工費、目3 観光費、節19負補交の観光協会補助金ということで180万円ということで、前年当初より60万円の増額です。俳句を活用した観光プロモーション事業への助成分という説明がされておりますが、具体的な内容、もう少し細かく説明できるようにしたらお願いしたいというふうに思います。

それと、71ページになります。項4 幼稚園費、節17公有財産購入費、幼稚園進入路土地購入費、約2,096万円ということなのですが、幼稚園の進入路、どの辺の場所で購入面積はどのくらいなのか、お聞きしたいと思います。

それで、最後になります。これは、それこそ先ほど若林議員の質問とダブってしまうのですが、申しわけありません。予算大綱の3ページの教育関係の中で、グローバル教育への取り組みとして、「皆野っ子学力向上推進事業、教育日本一、みなびる町」ということで446万円の新規事業ということになります。具体的にこの中身についてお聞きしたいというふうに思います。

また、若林議員からもありましたように、夏休みを利用した英語学習ということで46万円、また英語水泳教室に48万円ということなのですが、何を目的にした教室なのか、先ほど教育長から答弁いただいたようなのですが、いずれにしてもこういった事業を推進するに当たりまして、こういった方が、例えば夏休みの英語学習についてもこういった方が指導するのか、また英語の水泳教室、この場での指導者が誰なのか、それらも含めてもう少し細かく説明をしていただきたい。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 地域創生のことについてお尋ねがございました。確かに東京一極集中を政府主導でさせてきたという時代もあったかと思えますけれども、ここに来まして、消滅自治体が発生するような事態になってきているというようなことで、国も大きな反省もしているのかと思えますけれども、国全体が少子化によって人口がしぼんでいくと、こういう状況であるわけがございまして、少し残念ながら手おくれの部分もあったかなというのが私の率直な感想なのですけれども、日本は、貿易立国で、いわゆる利便性の多いところにどうしても企業が集中していくと、そこに働く人たちを呼び込むというようなことから、地方が少し寂れてきたと、こういうことかと思えます。

それで、今、いろいろ交通の便をよくするために高速道路等も整備をされましたけれども、そうしたところのインターに近いところにはやはり企業等も進出してきておるわけですが、残念ながらこの関東地方とか埼玉県等を見た場合に、圏央道の外側についてはどこも似たような状況にあるわけがございまして。今、それぞれの自治体で知恵を絞って人口をふやせと、こういうことがございまして、私は常々思っているのですけれども、例えばこの秩父地域の中で、うちの町に他の自治体から呼び込んだとしても、その町が今度は人口が減るだけのことで、秩父地域全体では少しもふえないということであるわけがございまして。でありますから、今までのような子育てだとか、あるいは手厚い福祉というようなことをやっていくことによって、そうした町に魅力を感じていただけるような、あるいはまた先ほど質問がありましたけれども、教育委員会で取り組もうとしておるグローバル教育、こうしたことも私も教育委員会にも申し上げておるのですけれども、やはり子供を育てる親とすれば、魅力ある教育の一つかなと、こんな思いを持っておりまして、もろもろのことを総体的に考えていかないと、これなら絶対だというのは残念ながら見出せないのが現状であろうかと思えます。

また、アベノミクスの質問もありましたけれども、総体的に見れば、見方もいろいろあろうかと思うのですけれども、私は、一時期から見れば、かなりいい方向に経済も向ってきているかなと、こんな思いをしておるところがございまして。

それから、住宅リフォームのことについて、若林議員からも質問がありましたが、やはり議員が質問の中でも消費税が導入されるというようなことで、駆け込み需要というか、そういうことも考えられるだろうという、まさに私もそういうことになるだろうなと思っております。とりあえずは、この予算を通していただきまして、そして皆さんの利用状況を見まして、多くの方がより利用していただけるということになれば、当然のこと補正を組んで対応をしていきたいと、このように思っております。

有害鳥獣駆除のことにつきまして、私も幾分かかわりを持っておるので申し上げますけれども、かなりの、ここでイノシシが何頭、鹿が何頭ということはデータが持ち合わせておりませんが、かなりの成果を上げていただいておりますのでございまして、今、県でも管理捕獲とかなんとかと言って、毎週日曜日に登録をしてある猟友会員が有害鳥獣の駆除を実施をいただいております。これからけものがそうした出産を迎える時期でございますので、こういうときに駆除をしていくことが私は頭数を減らせる、害が少なくなることかなと思っておりますので、そういう猟友会の方々、あるいはわな猟の免許を取得しようとする人たち、そういう人たちに補助等もいたしまして、多くの方に駆除に参加していただければありがたいなと、こんな思いを持っているところであります。

私からは以上です。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

3ページをごらんいただきたいと思います。項1町民税、目1個人、節1現年度課税分でございます。こちらにつきましては、均等割と所得割という形でございます。均等割につきましては、3,500円という単価の金額をいただいております。内容としますと、納税義務者数の減少が一番に考えられます。

続きまして、所得割でございます。約4,300人の納税義務者を見込みまして、所得並びに納税義務者の減が要因になろうかと思っております。

続きまして、目1固定資産税でございます。固定資産税現年度分につきましては、土地、家屋、償却資産とございますが、土地につきましては、依然として地価の下落傾向が続いておりまして、昨年に比べまして155万3,000円の減を見込んでございます。家屋につきましては、平成27年中の新築住宅、さらには三沢の別荘地内の家屋が課税漏れがございまして、その件数が若干ふえてございます。

さらには、埼玉信用組合さんが店舗を新設いただきましたので、その関係で大体440万円程度の増を見込んでございます。

続きまして、償却資産でございます。償却資産につきましても、申告漏れ等の内容を随時チェックしていく中でございますが、現在際立って増額の要因としますと、太陽光発電設備の設置が金崎地区、野巻地区に多く見られます。そんな関係から約700万円ぐらいの昨年と比較しまして増を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、歳入の16ページ、款21町債の2消防費、県防災行政無線施設再整備事業費負担金1,130万円の内容でございますが、役場庁舎東側の2階に大きなパラボラアンテナが設置してございます。これが工事の対象となるものですが、これは県の衛星系防災行政無線として整備をされているものでございまして、平成26年度から3カ年のうちにこの整備を更新をするということで、県内全市町村で行われます。整備費に係る総額が2,270万円、その2分の1に当たる額を町が負担をするわけでございますが、その負担をする分の財源として、町債を見込んでおります。これにつきましては、交付税の充当率が100%、交付税の措置率が70ということで、この起債を充てるものでございます。

次に、歳出の19ページ、13委託料のホームページ作成業務委託料76万円ですが、これにつきましてはふるさと納税の新規サイトのホームページを構築するための委託料76万円でございます。

それに、25ページ、同じく委託料のホームページ管理委託料79万4,000円、これにつきましては今現在、町のホームページを立ち上げておりますが、その管理委託料79万4,000円でございます。

次に、22ページに戻りまして、22ページの13公共施設等総合管理計画策定業務委託料、内海議員ご指摘のとおり、この後に「及び固定資産台帳整備事業」というのがつくわけでございますが、これが脱落しておりました。94ページの繰り越し調書においては、正式名称で記載されておりますが、この説明欄では「及び固定資産台帳整備事業」が落ちております。これは、訂正をさせていただきます。

この事業につきましては、27年の当初の際に、公共施設のデータベースの作成、それから施設の評価を行いますということでご説明を申し上げましたが、今現在、仕様書等の準備を進めているところでございます。

次に、25ページ、19コミュニティ助成金500万円、これにつきましては交付先が大浜区、組み立て舞台の整備事業、駒形区、組み立てテント等の整備事業、これに交付を予定をしてございます。

次に、44ページの19負担金、補助及び交付金の広域市町村圏組合簡易水道元利償還負担金618万9,000円、それから広域市町村圏組合簡易水道不採算経費負担金403万1,000円の内訳でございます。一番上の618万9,000円、これは2つから成っております、旧簡易水道の利息2分の1、1つは簡易水道統合前起債利息償還の2分の1、これに係る分64万6,000円、もう一つが同じく簡易水道、こちら元金2分の1、簡易水道統合前起債元金償還の2分の1補助金554万3,000円、合わせて618万9,000円を負担するものでございます。

一番下の403万1,000円でございますが、これは旧簡水の赤字分、簡易水道に係る不採算経費補助金として403万1,000円を負担するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 内海議員のご質問のうち健康福祉課で所管している分につきましてお答えを申し上げます。

まず最初に、35ページ、民生費の項1社会福祉費、節13委託料、介護予防ケアマネジメント事業委託料206万4,000円の内容でございますが、これは28年度から始まります新総合事業に係る分でございます。理由といたしますと、通常は国保連を通じてケアマネジメント料が請求をされるわけですけれども、新総合事業の分が国保連においてまだシステム上ケアマネ事業所から直接請求ができないという状況でございます。今開発中であるということで、28年度はこういった形で介護保険特別会計とは別枠でケアマネジメント事業の支出を行います。

それから次に、同じく35ページの下、負補交、高齢者介護サービス自己負担金補助金420万円、この増額の要因でございますが、この高齢者介護サービス自己負担金補助金は、低所得の方の介護サービスを受けた場合の利用料等の負担をするものでございます。各それぞれの段階の1段下のものを負担するというので、一般会計で見込んでおりますが、平成27年度の12月までの実績を勘案いたしまして、こういった増額をさせていただきました。

それから、37ページ、老人福祉センター長生荘の工事請負費の関連でございますけれども、全体的な改築の検討はいたしませんでした。比較的躯体の本体はしっかりしておるという判断のもとに、屋根がえを行うという内容でございます。

それから、38ページ、節13委託料、学童保育所サポート事業委託料1,087万2,000円に関連してでございますけれども、皆野学童保育所、国神学童保育所それぞれの最新の希望状況、人数を申し上げます。皆野学童保育所が120人、国神学童保育所が36人でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、歳出の47ページでございます。項農業費、節13委託料、一番上の段で有害鳥獣駆除委託料でございます。この60万円でございますが、皆野町有害鳥獣駆除実施班に委託するもので、昨年度は40万円ということで20万円の増額を見直しまして増額いたしました。将来的には、駆除に従事されております方も減少傾向にございますので、今後、駆除のやり方を猟友会さんのほうと協議をしながら、仮称ではござい

ますが、皆野町駆除実施隊というふうな組織をつくって、駆除に努めてまいりたいというふうに考えております。

駆除の実際の実績でございますけれども、まず平成26年度においては、猟友会さんのほうに委託していただきます有害駆除といたしまして、イノシシ、鹿、合わせて92頭、あと県から委託をされていまして、そのイノシシとか鹿とか個体分析をされるということで委託されている分で捕獲したのがイノシシ、鹿、合わせて57頭、合計26年度においては149頭の駆除をいたしました。また、27年度においては、本日までの分でございますが、有害鳥獣駆除分ということでイノシシからハクビシン、鹿、アライグマというふうな形で委託している分が63頭、県の委託でございます個体分析調査による捕獲が鹿、イノシシ合わせて15頭、現在まで、27年度においては78頭という状況でございます。

次に、同じページの節13委託料、一番下段ですが、わく・ワクセンター利用受付業務等委託料18万円の内容でございますが、委託先は、指定管理者といたしますシルバー人材センターのほうに委託をしたいと考えております。現在までふれあい館業務の中でわく・ワクセンターをご利用されるお客様は、ほとんどが現在の水と緑のふれあい館の窓口で申し込みをされる方が多いでございます。そういった関係で指定管理の開始の4月1日以降からは、シルバー人材センターに委託をいたしまして、施設利用の受け付け、また料金収受、そして館内の清掃も含めて年額18万円で委託を考えております。

続きまして、歳出の51ページ、真ん中ほどですが、節19負補交の3行目、にぎわい創出事業補助金200万円の内容でございます。27年度までは七夕まつりを開催するというので、商工会に30万円補助をしてまいりましたが、28年度からは、七夕まつりを廃止いたしまして、皆野見本市に変わっての補助という内容でございます。この皆野見本市については、平成27年度においては11月1日に、日曜日に実施をいたしました。28年度は、これから計画を立てるわけでございますけれども、ほぼ同様な内容で実施をしてまいりたいということで200万円、商工会への補助金でございます。

続きまして、52ページ、項1商工費、下段のほうですが、節19負補交の中の一番上の観光協会補助金180万円でございます。この180万円の内訳でございますが、100万円については観光協会への運営費一般分ということで100万円、残りの80万円については観光プロモーション事業に充てる補助分ということで、内容については27年度2回実施いたしました。金子兜太先生にお願いいたしまして、俳句を活用した観光プロモーション事業ということで実施をしてまいりました。28年度以降は、金子兜太先生の誕生日に合わせて、9月23日ですが、誕生会また句碑めぐり、郷土芸能の発表、あとは当日おいでいただく方の投句、入選発表等、また特産品の物販も実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

49ページ、項2林業費、目2林道整備費、節15工事請負費、4路線の箇所づけと内訳についてご説明申し上げます。まず、奈良尾線、日野沢中区地内でございますが、こちらにつきましては、場所は基幹林道から400メートル奈良尾集落に下ったところでございます。平成19年から実施しております舗装新設工事の継続工事でございます。延長200メートル程度を予定しておりまして、歩道新設とL型側溝を予定しております。

続いて、2カ所目の能林線、下三沢区地内でございますが、こちらにつきましては能林集落と平草集落の間の碎石場の跡地付近を予定しております。舗装の打ちかえでございます。延長およそ220メートル

を予定しております。その奈良尾線と能林線につきましては、林業振興費県補助金、森林管理道整備事業県補助金を見込んでおります。

続きまして、雨乞曾根坂線、上三沢区地内でございますが、こちらにつきましては旧3区の集落の三沢小学校寄りの箇所、平成27年度から施工している箇所の山側の部分の工事を予定しております。工事としますと、ブロック積み、側溝などということで考えております。

続いて、4本目の浦山線でございますが、この林道浦山線の状況ですが、浦山集落から広域基幹林道までの間、平成27年度開設工事を実施しております。現場での施工は完了しているところですが、いまだ完了検査が終了していないものですから、供用開始に至っておりません。完了検査が終了いたしまして、施工業者から引き渡し後、供用開始となります。このため現在急勾配で四輪の通行が難儀の箇所があるということで、その箇所100メートルの間について、今回新たに舗装整備工事として実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 11番、内海議員さんの質問にお答えいたします。

私のほうは、ページですと71ページ、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節17公有財産購入費、幼稚園進入路土地購入費の2,096万3,000円の面積でございますが、現在の幼稚園の進入道路は、幼稚園の園舎の工事道路、そして園の進入路として利用目的のため賃貸借契約をしておりましたが、その契約がここへ来て満期になっております。現在の状況を道路として、生活道として利用されておりますので、また幼稚園も恒久的に使用することから、公共性が高いことから今回用地を購入することで計画させていただきました。面積については、賃貸借面積でございますが、1,310.18平米でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 内海議員さんの重点施策の3番、教育・文化・スポーツの推進の中の「皆野っ子学力向上推進事業、教育日本一、みなものびる町」についてご説明申し上げます。

この事業の目的は、学力向上とグローバル人材の育成でございます。町内の児童生徒等が対象となります。この背景といたしまして、皆野町の子供たちは学力が芳しくないという結果があります。これは、全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査の結果を見ても明らかとおおり、下位に位置しております。11月にアンケートをとってみました。学力に不安がある子供が小学校で7%、22人、中学校9%、45人、このような状況で、授業がわからない、少しわからないと答えている子供はかなりおります。

そこで、授業を改善するというと同時に、町全体の学力向上策が必要であると判断いたしました。それで、皆野っ子学力向上推進事業を立ち上げたいと考えております。内容につきましては、まず学力向上先進校を視察、これは秋田県、福井県、学力日本一の県を訪問して勉強してきたいと考えております。

次に、教育に関する人的環境の充実を図るということで、学校教育指導員を配置し、各学校を回って指導できる体制をつくりたい。英語指導補助員、これは外国人指導者、そして外部指導者等人的環境を充実させていきます。また、学生ボランティアを募り、今、国神小で取り組んでいるわくわく土曜勉強会のような事業を補佐する人たちを招聘していきたいと考えております。

さらに、指導に関する資料、例えば教育委員会だより、それから指導資料などを作成して、情報を発信してまいりたいと考えております。

さらには、幼稚園から英語になれ親しむ活動を実施する。さらに、中学3年生には、英語検定の受検料を1回に限り補助する。英語検定3級を基本としますが、準2級でも4級でもよいといたします。実は、国の指標は、平成32年度までに国民の50%が英語検定3級程度を取得、その能力をつけるという指標がございまして、これよりは超えていきたいと考えているところでございます。このような事業を通して魅力ある教育タウンを発信していきたいと考えております。

さらに、English world in Minano、英語水泳教室ですが、先ほども申し上げましたが、平成32年の小学校英語教育導入を見据え、体験活動を通して楽しく英語になれ親しむことを目標としております。指導者につきましては、English world in Minanoは、今、各学校に派遣されている外国人講師を中心としながらも、教育委員会の職員等で指導していきたいと考えております。英語水泳教室におきましては、水泳連盟とプールの職員、この方々でご相談しまして、さらには外国人講師を招聘いたしまして、チームティーチングの形で英語水泳教室を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最初に、地方創生に対する町長の考え方、答弁をいただいたのですが、いずれにしましても町としましても、総合戦略を策定しているわけなのですが、私がこんなことを言っては申しわけないと思うのですが、よろしゅう、これは、まずいですからね。なかなか地方の各自治体における総合戦略、それなりに少しでも人口減少なり少子化なり歯どめをかけて、地域を活性化していこうということで、それなりの施策が出されているかと思うのですが、やはり根本的なところを、これは本当に国の施策として進めない限り、少子化に歯どめもかけたり、女性が安心して出産なり育児、そういった本当に女性の活躍推進法に見られるように、大企業なり国なり各地方の自治体の組織の中で、女性の管理者を例えば何人にするとかそんなことより、本当に女性が安心して働いて、結婚して出産して育児ができる、そういった労働環境をきちんと整備することのほうが一番の少子化に歯どめがかけられる、そういったことにつながるというふうに私は思っています。

少なくとも以前ありました女性の深夜労働の禁止なり、そういった問題というのが母性保護が取っ払われてきてしまっているわけです。だから、女性でももう深夜労働はもう野放しな状況ですし、私の娘なんかも長女が結婚しないのでありますけれども、本当に外食産業の中で、もう深夜も働いているような状況で、もう本当に出会いの機会というのは当然ないですし、結婚しても子供をつくれるような状況ではない環境にありますので、そういったところからきちんと労基法の改正等を図らない限り、これは本当に国の施策だというふうに思っています。

そういったことや、やはり民主党の政権のときに、子ども手当月1万3,000円で、その後は1人月当たり2万6,000円にしようかというような動きもあったのですが、これはもう当時の自民党なりからばらまきだという批判で、それこそその後、名称も児童手当に変えられて、児童手当については1万円というような状況に変えられてきた経緯があります。ただ、当時の民主党の政権のときに、高校の授業料については無償化と、これについては曲がりなりにも引き続いています。やはりこういったところがきちんと保障されない限り、真の子育て支援にはならないというふうに思うのです。では、各自治体で子ども手当1万円ふやしましょうとか、そういったふうにはなかなかならないと思いますし、ましてや大学の授業料ですか、こういった秩父地域なんかにしてみれば、それこそ大学に入るとなれば、授業料だけではなくて、生

活費含めて寮なりマンションなり、生活費含めて大変親としての負担がかかるわけですから、そういったことを考えますと、なかなかやはり教育費に金がかかるということになりますと、安心して子供もふやせないと、やっぱり基本的なところは国の施策として整備を図る必要があるかと思えます。

そういったことで、私のほうで冒頭申し上げさせていただきました。ぜひ各自治体でできない部分について、全国の町村会なり、そういった場を通じて国のほうにぜひ機会あるごとに町長のほうからも要望を上げていただきたい、こういったことを要望させていただきたいというふうに思います。

何点か再質問したいと思うのですが、固定資産税の関係なのですが、税務課長のほうから答弁をいただきました。平成27年度の新築住宅なり、また三沢地内の別荘の、これは漏れていたというような関係もありますし、そうであってもこの間町として子育て世帯等の住宅取得定住促進事業ですか、26年度から実施してきております。そういったことで26年度については25件、今年度については恐らく同じぐらい、25件ぐらいいっているのでしょうか、二十数件になろうかと思えます。そういったことが恐らく新築住宅の増加といえますか、固定資産税の増加にも結びついているかと思えます。そういった傾向が出ているようでしたら、その辺を答弁いただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） ただいまちょっと新築件数がちょっと把握しておりません。評価をさせていただきますと、3年間の軽減を除いた部分でいきますと、320万円ほどの税額ということで、27年度新築住宅に対します税額となっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

続きまして、歳出の関係なのですが、35ページの関係で介護予防ケアマネジメント事業の委託料、これは国保連との関係どうのこうのということで、とりあえずは何か暫定的な措置のような答弁をいただいたのですが、ということは今後引き続いてこのような形で推移するというのではなくて、暫定的というふうな位置づけで、理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そのとおりでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 続きまして、学童保育所の関係です。そうなりますと、皆野の学童保育所については、定員が105名、国神の学童保育所が定員が30名ということでありますので、新年度もう申込者はそれを超えていると、この対応はどのようになさるのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは、皆野町の方針として待機児童を出さないということでお願いをいたしまして、全員受け入れをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういう形で対応していただけるということですので、ただこれ要望になろうかと思うのですが、学童保育所の関係におきましては、私はこの間、各小学校ごとに学童保育所という名称にするかどうかは別としまして、放課後児童施設を設置すべきだということで、この間要望をさせていただいております。

三沢小学校の児童については、皆野学童保育所に受け入れ態勢をとっているということで、希望される方はそちらのほうへという、そういった現在対応がされているのですが、少人数の学校であるからということで、そういった対応するのではなくて、ぜひ小学校に近いところで、親としても安心して預けられる。また、新年度からは、こういった保育料を無料化するということであります。それらの公平性もぜひ考えていただきまして、早い時期に小規模校を切り捨てるということではなくて、そういったところもよさを発揮する中で教育をしていきたいという、12月の町長からの答弁もございますので、この放課後児童の施設につきましても、公平性を重要視する中で、ぜひ何らかの形で施設整備を凶っていただきたいと強く要望させていただきたいと思います。何かコメントありましたらいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 三沢の児童が今学童に1人だそうでございまして、質問者の要望はよくわかりますけれども、いわゆる経費の問題、いろいろ現状は、シルバーの運転手を使いまして、迎えに行くと、皆野学童で保育をしていると、こういう状況でありますので、今のところ現状でお世話になっていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういうことだろうと思うのですが、いずれにしても私のところもそうなのですけれども、三沢小学校に学童の施設がないということで、三沢から旧町内のほうに移転された方もございます。三沢に住んでいるのですけれども、奥さんの実家が秩父市なので、そちらに寄留するような形で、実際は三沢に住んでいて、送り迎えも、例えば大野原なら大野原の小学校に出すとか、そういったケースも今までもありますし、ぜひ三沢小学校の児童の減少を待つということではなくて、逆に環境を整える中で児童をふやすようなそういったことも、放課後児童の施設を整備する、それも一つの大きな課題だというふうに思いますので、ぜひそれも含めて実現できるようにぜひ強く要請をさせていただきたいというふうに思います。

上水道の関係なのですが、少なくとも平成28年4月1日をもって皆野・長瀬上下水道組合の水道事業会計全て財産を秩父広域市町村圏組合に帰属させるということが12月議会の中でももう既に議決されているわけですので、あけてみたら、それまでの簡易水道の起債の元金分については、その自治体で負担しなさいということになっているということですよ、これは。そういうことですよ。そういう契約になっていたのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

今、手元にあります表を見ますと、今、皆野・長瀬上下水道組合の水道に係る部分ですが、これを負担することになっておりますので、そのように取り決めがなっております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 昨年の12月議会の中で私も負債部門の起債の残高等についても、全て広域のほうに帰属されるということで確認させていただきましたよね。私は、それらも含めて全て、負債ではなくて財産の部分もあるわけですから、全て広域のほうに帰属させるという意味で質問したつもりなのですが、そのとおりだということで答弁いただいたわけです。あけてみたら、例えばこれは恐らく三沢の簡水の昭和六十二、三年のころ、私の周辺のところの水道整備で何億円か起債をしたという経過があるみたいですが、その残債といいますか、が残っていたと、その部分については、皆野の簡易水道で整

備したことだから皆野町で負担しなさいよということなのですか。例えば長瀬のほうでも簡易水道で整備した起債等が皆野・長瀬上下水道組合の中にはあったのですか、なかったのですか。全て皆野の関係だけだったのですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 長瀬町は宮沢簡水というので長瀬町にも簡易水道はありましたし、この問題は、この自治体にも同じような状況でありまして、これはこの町が、今、議員言われるように負担をしなければという部分と、全体を一緒になったときのことを考えてみますと、私はむしろ今のままのほうが町の持ち出しは少ないのではないのかなというふうな感さえ持っているところであります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、次に移ります。商工費の関係で、皆野見本市、今年度は11月1日に実施したと、今年度当初予算30万円だったのを新年度には200万円にするという補助ですが、28年度も27年度と同様な内容というふうに答弁されているのですが、回数とかそういったことが、例えばふやすとかということも検討されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） お答えいたします。

昨年度30万円、七夕まつり用ということでその補助金、それから28年度は七夕まつりを廃止して皆野見本市、皆野横町に切りかえるという商工会のほうの考えであります。それへの補助金200万円ということで、その見本市の実施回数とか具体的な時期等については、商工会のほうでまた計画を立てていきますので、ちょっと私のほうからはこの場での答えはできません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最後になります。教育長にお聞きしたいのですが、大変すばらしいといいますが、スローガンも教育日本一、最近何かにつけて日本一という言葉がこの議会の場でも言われているのです。挨拶日本一だとかまちづくり日本一だとか教育日本一、日本一を目指すことは決して悪いことではないというふうに思いますが、それを具体化していくということについては、大変なことだというふうに私も理解はしております。

ただ、新年度の予算の中で教育行政について、このようなスローガンも含めて施策が出されてきたということについては、豊田教育長の意向が強く反映された施策内容かなというふうに私は思っています。教育長も今までの経歴といいますが、英語教育への積極的な取り組み等々鑑みたとき、そういったことが言えるかと思うのですが、ただ当面は、夏休みを利用した英語学習なり、またこれが本当にいいかどうかわかりませんが、英語水泳教室ですか、これはあくまで希望する方を対象にするということでもあります。いずれにしても、小学校における英語教育の今後の方向性としては、先ほど教育長のほうから言われていますように、2020年ですか、から義務化といいますが、週2時間ですか、そういったことが予定されているようですが、ここに最近の3月7日の毎日新聞の投書で、中学生の方が投書をしていました。ちょっと長くなりますが、引用させていただきたいと思うのですが、「小学校の英語授業に疑問。2020年度から小学5、6年生の英語が正式な教科となり、時間数も週2時間にふえると聞きました。しかし、これはどうなのでしょう。ただでさえ、詰め込み過ぎる感じを受ける現在の時間割です。さらに、英語をもう1時間追加することになると、さすがに負担が大きくなると思います。国は、休み時間や夏休みを使って

授業するとの案らしいです。休み時間や夏休みを減らして授業を行うようでは、はっきり言って小学生にストレスとなってしまいます。もっと自由な時間をふやしてくれるよう願っています」と、これは中学生、14歳の方が投書をしておりました。

これが本当かどうかは私も実態としてはまだ勉強はしていませんが、国はやはりこういう関係なのでしょうか。休み時間や夏休みを使って授業をすると、こういった考えなのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 国のことについて私が答弁できる立場にないと思うのですが、私の勉強した範囲では、現在、外国語活動として5年生、6年生、週1時間使っています。外国語活動、この外国語活動が3年、4年におりてきます。そして、5年生、6年生は、1時間ふえて2時間ずつ英語教育、教科としての英語を学習することになります。これが大もとなのですが、ではもう1時間はどこからとるかという問題で、今皆様、日本中の人々が苦慮していらっしゃるのです。そこで、このお子様にもうわさか話が伝わったのだと考えます。

私が知っている範囲では、朝自習の時間とか、例えば15分を3回行うと45分になりまして、1単位時間になりますので、そこで1単位時間ふやすとかというそのような考え方が主流になっていると思います。1時間は45分の授業、さらに15分を3回とかという、モジュールと呼んでいるのですけれども、そんなような考え方があって、この辺のところは上手に伝わっていないのかもしれませんが、また確かに少しふえるのは、自習の時間が外国語活動、英語に変わるわけです。というふうな理解でいるところです。ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。私も勉強になりました。いずれにしても、私も中学から英語を教わったつもりなのですが、ほとんど今、勉強したことは記憶にございませんし、またそれを余り理解しなくても社会の中で今まで生活できておりました。ただ、確かにこれからのグローバル社会への対応、そういったこと等考えた場合、必要だろうとは思いますが、かといって今でさえやっぱり英語授業を受ける前でさえ、かなりの詰め込みの状況にある環境の中で、さらにそういったことをふやしていくと、やはり小学生なりの負担というのがかなり強くなるかと思えます。そういった状況も十分加味していただく中で、学力向上、確かにこれはそれを求めることは大切だと思えますが、そのことによってかえって児童なり生徒にマイナスになるような結果にならないような教育をぜひ進めていただきたいと、そういうことを要望させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時41分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議時間の延長

○議長（大澤径子議員） 本日の会議は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 時間延長してもらったので、何時ごろまでならいいですか。

○議長（大澤径子議員） 質問時間は1時間と決められておりますから。

○12番（宮原睦夫議員） はい、わかりました。それでは、時間延長までしていただきましたので、前置きは抜きにして、予算だけについてご質問申し上げたいと思います。

まず、最初に、24ページ、西武バスの三沢の件でございますが、先ほど四方田議員からもご質問がありました。この西武バスの利用状況は執行部はつかんでおりますか。恐らく皆野の町営バスのロータリー、あそこが西武バスが終点だと思うのですけれども、あの周辺の方たちからのお話ですと、ほとんど乗降客はないと、あっても3日に1人か2人だという情報を聞いているのですが、どの程度つかんでいるのかお尋ねをしたいと思います。

次に、老人福祉センターについてまずお尋ねをいたします。老人福祉センターのですね……

○議長（大澤径子議員） ページ数を。

○12番（宮原睦夫議員） 37ページ、老人福祉センター管理運營業務委託料562万円、これも多分シルバーに委託するのだろうとは思っておりますけれども、その委託の内容について説明を願います。

それと、先ほどほかの方からもご質問がありましたが、15番工事請負費3,434万円について、屋根工事とろ過装置の工事ということですが、その内訳を、金額は幾らなのかお尋ねをしたいと思います。

次に、44ページ、労働諸費の中の19番労働関係団体負担金7万5,000円、これについてどういう団体に負担しているのか、ご説明を願いたいと思います。

次に、水と緑のふれあい館でご質問申し上げますが、今年度から……

○議長（大澤径子議員） ページ数をお願いします。水と緑のふれあい館のページ数を。

○12番（宮原睦夫議員） ページ数は49ページだ。

○議長（大澤径子議員） 49ページ、はい。

○12番（宮原睦夫議員） この事業については本年度からシルバーに委託してやるという私の一般質問の中の答弁でございました。それについて、まず最初に11番修繕費です。何を修繕するのかご質問いたします。

それと、清掃業務委託料、これについても内容の説明を求めます。50ページだ。

50ページの18備品購入費、エアコン購入費とありますが、ふれあい館のどの部屋をエアコンを入れかえるのか、まずお尋ねをします。

次に、最後になりますけれども、74ページ、総合センターのピアノの調律の手数料1万7,000円、それと77ページ、文化会館のピアノの調律料7万6,000円ですか、これについて何で同程度のグランドピアノでこれだけ金額が違うのかお尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問の順番がずれますけれども、まず長生荘の関連について申し上げます。

37ページ、節13老人福祉センター長生荘の管理運営業務委託料でございます。562万円の内訳を申し上げます。まず、受付業務、これは平日と土曜、日曜、祭日に分かれておりますが、5時間ずつ分かれて2人、2交代です。それが192万5,600円、日数で見積もっております。

それから次に、受付の平日分、これが5時間の1人、2交代、202万5,200円見積もっております。

それから、風呂の清掃、これは1週間に1回でございますけれども、7時間、2人で年間52日になりますが、60万4,240円見積もっております。風呂の給水、いわゆる風呂くみでございますが、1時間の1人、年間360日、29万8,800円見積もっております。

それから、雑費、温泉運搬でございますけれども、これは車両代という内容ですが、1往復で300円計上しております。年間で10万8,000円。

それから、同じく雑費でバスの運行経費、これが月額3万円で年間36万円見積もっております。

以上が合計いたしますと、485万3,840円でございますが、それに……失礼いたしました。今申し上げました雑費を除きたいいわゆる人件費といいますか、配分金の分で485万3,840円、それに事務費6%を計上いたしまして514万5,070円、それにさらに先ほど申し上げました雑費を足しまして、合計が561万3,070円、予算計上額は562万円を計上いたしました。

なお、これは例えばお風呂が故障したとか受付業務を休んだ場合には、これから差し引いて調整をしていく内容になっております。

それから、老人福祉センター長生荘の工事請負費、その下でございますけれども、まだ発注前でございますので、おおむねの額でお答えをさせていただきます。ろ過装置の更新が約600万円、残りが屋根の改修工事費でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、宮原議員さんの質問にお答えをいたします。

歳入の25ページになります。地域乗合バス路線確保対策事業費補助金に係ります西武バスの乗降者の数でございますが、全体で、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間で、秩父、皆野、合計で2万3,083人という数字になっております。この内訳として、皆野が何人という集計ができないためでしょうか、秩父市、皆野町2つに按分をされて、按分といたしましょうか、2分の1ずつで、皆野が1万1,541人の乗降者があったということが出てきております。これを1年365日で割りますと32人……

〔議長、ちょっと、全然数字が違うよ。1万人も三沢の路線、西武バスへ乗っているかい。だめだよ、そんないいかげんな答弁は。話になんねえよ〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 4時54分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） 今のデータは、秩父地区補助金対象路線経常経費用等の配分表に基づいてお答えをいたしました。先ほど申し上げましたように、皆野、秩父、路線を合わせての乗降者数でありまして、皆野が何人、秩父が何人というデータがとれないために2分の1にした数字になっております。

ですから、皆野からの正確なデータというのは持ち合わせがございません。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 12番、宮原議員さんからご質問いただきました3点についてお答えをいたします。

まず初めに、歳出の44ページ、款5労働費、目労働諸費の中の節19、2行目になります労働関係団体負担金7万5,000円の内容でございます。1つ目が秩父地区のメーデー助成金ということで4万円、続きまして、皆野、長瀬地区で合同で実施いたします新規学卒者激励会への助成金ということで3万5,000円、合わせて7万5,000円でございます。

続きまして、49ページ、目3水と緑のふれあい館管理費の中の節11需用費、修繕料80万円の内容でございます。修繕といたしまして、休憩室がAとBと2部屋大きい部屋がありますが、休憩室Aの畳の交換修繕料といたしまして30万円、次に水と緑のふれあい館に配置しております公用車の修繕料といたしまして、車検修繕でございますが、10万円、次にろ過器パッキン、バルブ交換等の修繕料といたしまして、20万1,000円、その他機械室の機械設備の発生します修繕料といたしまして25万円、あとは誘導灯用の蓄電器、これの交換ということで5,500円、合わせて80万円の修繕料でございます。

次に、50ページをお願いいたします。50ページの中ほどの18節の備品購入費、エアコン購入費80万円の内容でございます。エアコン交換といたしまして、5台分の80万円でございます。交換箇所については、カラオケ室の1台、あと男女の脱衣所2部屋分2台、あとは休憩される個室が2つありますが、2部屋分で2基、合わせて5台の備品購入費でございます。

失礼しました。あと1つ、その上の節13委託料の中の清掃業務委託料56万3,000円でございます。清掃内容については、水と緑のふれあい館の館内の床ワックス清掃業務、これが9万2,880円、館内の外の窓ガラスの清掃業務としまして年1回、4万4,928円、給湯用の貯湯槽清掃業務としまして年1回、9万6,600円、浴槽差し湯の管の内部清掃業務としまして27万円、最後に排水管高圧洗浄機の清掃業務としまして5万8,320円、これを合わせまして56万3,000円の計上でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

74ページ、こちらは公民館のグランドピアノでございますが、全てピアノの調律の関係は見積もりでやっております。1台1万6,200円で公民館のほうのピアノについては1回実施をしまして1万7,000円という計上でございます。

それから、77ページの文化会館のほうなのですが、済みません。グランドピアノ1台とアップライトピアノ1台、グランドピアノについては2回、それからアップライトピアノについては1回の調律をしております。それで、大変申しわけないのですが、見積もりのほうがちょっと間違っております、2台分で計上してしまいました。これについては1台ですので、半分になります。申しわけございません。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 西武バスの関係なのですけれども、これは前はたしか年間600万円だったと思うのです。それで、ことしの予算見ると700万円になっています。ほとんど利用者がいない路線にいつまでもいいやいいやで毎年予算計上してやっていくということについては、非常に問題があると思いますし、先ほど四方田議員からも話がございましたように、やはりほかの方法も考えるべきではないかと私も思います。どのように考えているかお尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） こういう公共性の高い乗り物については、これを廃止するというのもなかなか難しいわけですし、一つの路線が秩父駅から皆野へ行くまでと、こういう状況になっておりまして、皆野の分だけ廃止するというにはなかなかまいらないかと思えます。しかし、利用しやすいような方法というのは考えてみる必要はあるかと思っております。いずれにいたしましても、やはり他の乗り物ということになれば、これはかなりのまた町が投資をしなければ、あるいは人的にも確保しなければといういろいろ難しい問題もあろうかと思っておりますので、研究していきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 老人センターに入りますけれども、やっぱりこの老人センターにつきましては、一般質問でも申し上げましたように、バブル期の産物で、もう建物も非常に古いし、お客さんもほとんど町外の方が多いという話なのですけれども、先日の答弁ですと、大体ちょっと多いぐらいだというような答弁でしたけれども、実際に町民が現在1日約何人ぐらい使っているか、おおよその概算でいいですから答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 町内、町外を仕分けをしておりますけれども、入館者、直近の月を申し上げます。28年1月、1,187人でございます。合計数字でございます。この27年度で一番少ない月が10月に風呂がぐあいが悪かったときでございますけれども、最低で月に640人ございました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 44ページの労働関係団体への負担金についてです。メーデーの助成金が4万円という答弁ございましたが、実際に今現在、皆野町からメーデーに参加していると思われる方は何人ぐらいおりますか。

また、あと皆野町に対して労働組合とかそういった団体が今あるのかどうかお聞きしておきます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） ご質問にお答えいたします。

先ほどの内容については、申しわけありません。把握しておりません。

〔「把握してねえで予算出しているんかい。ちょっと議長、休憩にしてください」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 5時14分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（土屋良彦） 補助金の先でございます。相手でございますが、連合埼玉秩父地区協議会へ補助したものでございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、次に入ります。ふれあい館の件について、一般質問の答弁の中で、シルバ一の予算として二千数百万円だったのですか、答弁がありましたけれども、その明細について、後でいいですから提出していただけますか。議長、取り計らってください。

○議長（大澤径子議員） では、それについては産業観光課長のほうで資料をお願いいたします。

○12番（宮原睦夫議員） このふれあい館について、町は全体で本年度はどの程度の持ち出しになるのか、まだ計算していないかな。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） ご質問にお答えいたします。

歳出の49ページをごらんください。目3水と緑のふれあい館管理費ということで697万9,000円、これがこの費目で措置している額、それプラス土地の賃貸借料といたしまして、わく・ワクセンターと水と緑のふれあい館で同一地権者からお借りしている関係等もございまして、その施設のそれぞれの面積按分で、土地の賃貸借料としてプラス36万円、これを加算しまして総額733万9,000円、これが設置及び管理に関する条例の中の設備及び修繕に関するものということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ピアノの調律の件について、答弁をいただきましたが、その数字的な問題は別にどうこうないのです。実は、何でこれを取り上げたかという、文化会館に入っているピアノは、相当古い中古品が入っているわけなのです。この経過につきましては、実は葎田歯科の前院長先生が町に対して300万円相当のピアノを寄附するという、新しいピアノを文化会館に寄附していただいたわけです。その後、町出身のある音大の先生が入りまして、もっといいピアノがあるからということで交換をしてくれということが町に申し入れがあって、町もそれを受けて交換をしまして、その後、どうもちょっとおかしいということで、当時の議会でも問題になりまして、その後、その先生を通じて新しい……葎田先生から寄附していただいたピアノは200万円で、明星保育園に売買をして、実際に来たのは相当古いピアノをその方の仲介によって町と交換をしてしまったという非常に問題になったこれはピアノなのです。これは、皆さんは知らない人が多いかもしれませんが、実際はそういうことで、議会としても調査をいたしまして、当時非常に問題になりまして、その大学の幹部の方からも議会に対しても報告がございまして、ぜひ穏便に願いたいということもありまして、その後、寄附していただいた葎田先生にも確認もいろいろしたり、接触を持ちまして、できたらひとつ穏便に解決したいというお話をいただいたので、議会は、本当は告発する予定でいました。この当時、私もちょうど議長で、いろいろ亡くなった山崎議員が特にお骨折りいただいて、大学側との折衝、葎田先生との折衝もする中で、最後は、やはりできたら穏便な形でおさめたいということで、では議長として統一見解をつくれということでありまして、その件についてはこの程度に

とどめるということで決まりをつけた経過があるわけでございます。これは町長もご存じだと思います。

何でこんなものを今ごろ私が持ち出したかということ、今後やっぱり行政をやっている中で、こういった疑惑が持たれるようなことはやるべきではないし、今後のために思いましたので、私はあえて今ごろ、ちよんどう思いついたのできょう申し上げたところでございます。町長の見解をひとつ。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 当時のことを私も思い出しながら今聞いておりました。そうしたことが絶対にないように、これからも、今までもそういうつもりで努めてきたつもりですけれども、今後におきましてもそういうつもりで対応していきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 済みません。宮原議員。先ほど私のほうで単価の間違いと言ったのですが、今確認してもらいました。ピアノの調律については、秩父楽器にさせていただいて、見積もりをとってやっています。それで、公民館のほうについてはグランドピアノ1回1万6,200円ということで1万7,000円なのですが、文化会館のこのピアノについてもグランドピアノなのですが、こちらについては舞台用ということで1回が3万2,400円かかるそうです。それを前期、後期の2回やっていますので、金額的にはこの金額になります。それと、もう1台、練習室にアップライトピアノがありまして、こちらが1回1万800円かかりますので、合計でこの予算上の金額となりますので、先ほどの金額については訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 最後に、何点かご質問いたしましたが、ほぼ了解をいたしました。この予算を見たときに、やはり財政状況厳しい中で、久しぶりに私もこの予算書を眺めたときに、非常に立派な予算ができたというふうに見ております。私もできるものは積極的にこれからも協力を申し上げ、執行部とともに是々非々で私も取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご質問いたします。終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。3月14日は午前9時より本会議を開き、本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

散会 午後 5時25分

平成28年第1回皆野町議会定例会 第6日

平成28年3月14日（月曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第2号 監査委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第3号、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明

1、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑、討論、採決

1、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑、討論、採決

1、同意第5号 公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第6号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、採決

1、同意第7号から同意第20号 農業委員会の委員の任命についての説明

1、同意第7号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第8号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第9号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第10号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第11号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第12号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第13号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第14号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第15号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第16号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

- 1、同意第17号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決
- 1、同意第18号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決
- 1、同意第19号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決
- 1、同意第20号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決
- 1、請願の審査報告
- 1、平成27年請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願の報告、質疑、討論、採決
- 1、陳情の審査
- 1、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情の上程、報告
- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時03分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原	睦夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
計者 兼 管理 會計課長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	豊田昭夫
産業観光 課長	村田晴保	建設課長	長島弘
教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時03分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第1、議案第19号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

- 11番（内海勝男議員） 1点質問させていただきたいと思いますが、4ページの項1療養給付費等交付金の目1療養給付費等交付金、前年当初より約4,104万円ですか、今年度実績といたしますか、今回の補正の関係含めまして、今年度実績より約2,800万円の減額予算になっているかというふうに思います。その理由についてお聞きしたいというふうに思います。

- 議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

- 町民生活課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんからのご質問にご回答申し上げます。

こちらの療養給付費等交付金でございますが、これは退職被保険者に係る給付費でございます。平成27年の4月から法改正がございまして、新規の加入者が廃止をされました。したがって、毎年その数が減少しております。そういった関係で、この退職被保険者に係る給付費等が減少しているということでございます。

- 議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

- 10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。何点かお伺いをしたいと思っています。

まず最初に、この国保会計が県の会計のほうと一元化するというような方向があると聞いておりますが、今どんな方向に進んでいるのかお伺いしたいと思います。

それから、歳入の5ページの款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、これが3億8,385万円、収入なのでしょうけれども、この交付金は、この財源と、高齢者数何人を想定しているのでしょうか。これは65歳から75歳の間だと思っておりますが、それでよろしいかどうか。

それから、6ページの款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、これは前年よりも3,000万円ほど減額になっております。これは、繰越金が多かったのかどうかはわかりませんが、この理由

と、それから説明欄のところで、その他の繰入金というのが1,500万円、割とこの中の金額で多いのに、その他繰入金というので、いろんなところからこの繰り入れが入っているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、同じ6ページの中で、先ほども申しました款10繰入金、それから項2基金繰入金、目1支払基金繰入金というのがありますけれども、ちょっと不勉強で申しわけないのですけれども、支払基金というのはどこの基金なのですか。国のほうですか、町のほうですか、県のほうですか。この基金というものの出どころがわかりましたら。それで、その中で、これもやはり前年3,000万円だったのが4,200万円で、1,200万円ほど増額になっておりますが、その理由。続いて、その次の繰入金との関係を、どういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

それから、歳出のほうなのですから、8ページの款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中の節12役務費、その中にレセプト点検手数料というのが少額なのですから、6万9,000円。その次に、やはり節13委託料の中にレセプト点検委託料、これがまた170万2,000円、これとの関係。どこの点検なのかをお伺いします。

それから、10ページの款2保険給付費、項1療養諸費、目5審査支払手数料、その中の節12役務費、審査支払手数料、これはまたレセプトとは関係なく、また審査でして、どこの審査をするのかをお伺いいたします。

それから、11ページの保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、これ説明欄で出産育児一時金となっておりますけれども、これは420万円ですけれども、これは割り算すればわかるのでしょうかけれども、これ1人幾らで何人、人数がわかれば割り算していいのでしょうかけれども、その関係、人数とそれから金額、これをお伺いしたいと思います。

それから、12ページの款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、その中の目1後期高齢者支援金、これが1億7,719万4,000円、これの行き先がどちらのほうへ支援金として行っているのでしょうか。

それから、13ページの介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、これも7,368万8,000円、これはどこに支出をするのでしょうか。行き先を教えてくださいたいと思います。

それから、最後になりますけれども、14ページの款8保健事業費、項2保健事業費、目1疾病予防費、その疾病予防費の中で節19負補交、生活習慣病予防健診費補助金、これの内容をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、県の広域化に関する関係からでございますけれども、昨年5月27日に成立しました改正の国保法の関係で、平成30年度から都道府県が国保運営に加わるということになっております。そして、都道府県が納付金を定めまして、市町村が国保税で徴収したものを納付金として納めるという方向になるということは決まっているのですけれども、細かな内容につきましては来月、28年、ことしの4月から準備作業が始まるという状況でございます。現在のところではそういった状況です。

それから、予算のほうに入ります。歳入の5ページの款6前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金でございますけれども、こちらは65歳から74歳までの前期高齢者に係る交付金でございます。社会保険診療報酬基金が業務を行っておりまして、65歳から74歳までのそれぞれの保険者のほうに加入している割合に応じて、加入者が多ければ交付金が多く支払われるということで、歳出のほうで前期高齢者納付金という

ものが、歳出の13ページの款4で前期高齢者納付金というのがございますけれども、皆野町は加入者が多いので、納付する額はわずかですけれども、交付される額が多いという内容のものでございます。

続きまして、歳入の6ページ、款10繰入金、目1一般会計繰入金でございます。説明欄で、幾つか繰入金がございます。その中の増減によりまして、比較では2,967万7,000円減額になっておりますけれども、一番多く減額になっているのが、その他繰入金でございます。このその他繰入金でございますが、法定外繰り入れと言われているもので、国保の赤字分を補填するというふうな目的がございます。本来、国保の運営につきましては、国保税また法定財源をもとに維持、運営をしているわけですけれども、予算に不足が生じた場合に、やむを得ない場合に、このその他繰り入れを措置をするということになっております。昨年、今議員さんがおっしゃられたとおり、繰越金も多くありまして、基金の積み立てが1月末現在で9,350万4,393円と積み立てがございます。そういったことから、その下の支払基金繰入金も、逆に昨年度よりも多く繰り入れを、基金からの繰り入れをすることによりまして、一般会計からの繰り入れがなるべく少なくて済んだということでございます。

それから、支払基金でございますけれども、これは町の国保で持っている支払基金でございます。

それから、歳出8ページでございます。まず、節13レセプト点検委託料でございますけれども、こちらは町でレセプトの点検をしている業務でございます。専門の業者に委託をいたしまして、月に2日から3日程度、専門の方がパソコンの画面をもとにレセプト点検をしている業務でございます。

歳出のほうで、次の10ページの款2保険給付費、目5審査支払手数料、こちらの節12役務費の審査支払手数料ですけれども、こちらは同じレセプトの点検でも国保連が行っている業務でございます。医療機関から国保連にレセプトが上がりまして、そちらの審査をする手数料でございます。国保連でやるのが1次審査みたいな考えかなと思います。先ほどの8ページの委託料のレセプト点検委託料は、町が行っているレセプトの審査ということになります。

それから、12役務費のレセプト点検手数料でございますけれども、こちらはレセプトの電算処理に係る手数料でございます。4,000件の件数に対しまして、1件当たりが0.68円の12カ月分、それとレセプトのオンライン請求システムの手数料、こちらが4,000件の、1件当たり75円の12カ月分、それを合わせたものが、こちらの6万9,000円といった電算処理に係る手数料でございます。

続きまして、11ページの下段、款2保険給付費、出産育児一時金、こちらは10人で、1人当たり42万円で420万円でございます。

それから、12ページ、款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、こちらは社会保険診療報酬基金で行っている業務でございます。そちらの示された見積もりによって計上している額でございます。支払い先も、社会保険診療報酬基金でございます。

それから、13ページの款6介護納付金、こちらの納付先でございますけれども、こちらも社会保険診療報酬基金でございます。

それから、14ページ、款8保健事業費、目1疾病予防費の節19負補交の生活習慣病予防健診補助金でございますけれども、これは人間ドックの受診者に対しまして3万円の補助を行っております。その前の13節委託料ですけれども、こちらは同じ人間ドックの補助金でございます。委託料のほうは委託をしている医療機関で受診した場合には医療機関に支払っているということで、こちらの委託料。こちらの19節の場合には、委託以外の医療機関にかかって、本人に町に申請してもらって、本人に補助金を交付するといった償還払いのような形のものでございます。

以上でよろしいですか。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 国保会計のこれからの方向というのは、平成30年から県のほうに移行するとい
うか、本体が移行して、後期高齢者医療保険のように全部丸投げでやって、それで集金だけするような、
集金だけという変ですけども、徴収だけで、それを納めたら、また今度は県のほうから支給をする
というような大ざっぱな方向ですと、そんなような関係が予想されるのですか、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 県が加わっても、今までどおり資格管理と保険税の徴収、それと保険料の給
付が後期高齢者医療保険と違いまして、町で給付、支払いを行っています。それが、今のところだと残る
ということなので、現状とすると、余り事務の軽減はされないのではないかとというようなことが言われて
おります。財政的には、県が加わるということで、しっかりしてくるという予定でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 大方わかりましたけれども、ありがとうございました。

続いて、前期高齢者交付金の財源ということをお聞きしたのですけれども、これは65歳から74歳まで、
いわゆる前期高齢者が徴収されているものを集めておいて、集めておいてと言うと変ですけども、これ
に充てるという、単純な話をしますとそんなようなことなのですか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） もう一度説明しますと、65歳から74歳までの前期高齢者に係ります医療費が、
前期高齢者が多い保険者だと多くなるし、また少ない保険者だと低い。その不均衡があるので、それを是
正するために保険者間で財政調整するといった意味合いがあります。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかりました。

続いて、一般会計繰入金なののですけれども、単純な話をしますと、一般会計繰入金を十分に多くすれば
国保税も、国保税のほうは所得割とか均等割とかいろんな割合があるでしょうけれども、一般会計繰入金
を目いっぱい繰り入れれば、法定の繰入金を繰り入れれば国保税も安くできるのですか、できないのです
か。それは繰入金にもよるでしょうけれども、そういうことが可能なのかどうかをお伺いしたい。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） ご回答申し上げます。

金額だけのことを考えれば、その他繰入金を多く繰り入れればそういったことも考えられるかと思うの
ですが、先ほど申し上げましたとおり保険税と法定財源で賄うべき国保財政ですので、その他繰り入れに
ついてはやむを得ない場合に繰り入れるものというのが考え方でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかりました。赤字分を繰り入れるというような意味からすると、それでもい
いのでしょうか、国保税をある程度軽減するには繰入金も目いっぱい、法定繰入金でもいっぱい繰
り入れて、国保税の負担を軽減できればいいかなと私も思ったので、そんな質問をさせていただきました。

それから、歳出のほうの役務費、8ページの目1節12レセプトなののですけれども、レセプトの点検の手
数料は、何だか何回も払っているように思えるのですけれども、1つは町で点検をして、それでそのあげ
くに今度は国保連合会がまた点検して、そんなに医療機関からの申請が余り信用されていないのではない

かなというような感じを受けるのですけれども、これは法で決められているのでしようがないのですけれども、何かいつでもそういう感じがしますので、それに加えてまた電算機で点検をするという厳重な点検で、いいと言えればいいかもしれないのですけれども、何か余分な気がしたので質問させていただきました。

それから、出産一時金については10人で42万円ということですのでけれども、これは出生10人というのは国保加入者の中で10人で42万円ということ想定していることですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） それがわかればいいです。何か随分少ないなと思うのですけれども、了解いたしました。

それから、後期高齢者の支援金が1億7,700万円、大きな金額ですけれども、これは社会保険のほうに、社会保険にということは企業や何かのいろんな他の保険に給付するのでしょうかけれども、これは結局退職、要するに定年退職や何か、ほかの社会保険に入っていた人たち、定年退職なり退職によって国保に移ったのを、国保に入っているから社会保険のほうに回すということなのですか。その関係をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） お答え申し上げます。

この後期高齢者支援金につきましては、75歳以上の支援金でございますので、それぞれの保険者から支援金として支払うものになります。先ほどの社会保険に入っていた方がというのは、最初にご説明申し上げました退職被保険者の関係かと思うのですが、今まで65歳以下で被用者年金、厚生年金をもらっていた方は退職被保険者に入っていたわけなのですけれども、これが制度改正がございまして、去年の4月から新規の加入者がなくなっているものが退職被保険者でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） その退職被保険者が払ったものと言うけれども、これは社会保険の会計のほうへ支援するわけなのでしょう。このあれは、後期高齢者支援金というの、そうではない。行き先、さっき社会保険のほうへと行ってもらったけれども。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） この業務を行っていますのが社会保険診療報酬基金でございまして、そちらが業務を行っているということで、そこの業務の中で各保険者からの納付金をまとめて、それからまた高齢者医療のほうの保険のほうに支援していくという形のものでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 何かわかったような、わからないようなのですけれども、何となくわかったような、わからないような感じで、それはそれでいいと思います。

それから、14ページの疾病予防費、生活習慣病の予防というのはわかりました。人間ドックを受けるときに3万円の補助をもらえるということで、これは加えていわゆる住民健診を受けた人でも、二重にまた人間ドックというものを受けられるのですか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 人間ドックの中には住民健診と同じ項目もありますので、人間ドックを受けた方がまた住民健診のほうとダブっては受けられない。どちらかが優先になります。

〔「逆の場合、人間ドックを受けて」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） 俺が質問しているのだから。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 今、小杉議員からちょっと話が、逆の場合というのはどうですか。例えば人間ドックを受けている人が、またいわゆる住民健診、これを受けるときのこともオーケーかという意味だと思ふのですけれども、それからその逆もなのですけれども、いかがなのですか、それは。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 健診の関係を担当しておりますので、健康福祉課長からお答えをさせていただきます。

住民健診につきましては、該当する方に全て年度初めに送って、受けていただくように勧奨しております。これは秩父郡内の医療機関、今数多く受診できますけれども、そこで受けた場合は委託料として、先ほどの国保の説明と同じでございますが、受けていただきます。人間ドックにつきましても、国保の方、あるいは社会保険で人間ドックの制度のない方については補助をしておりますけれども、これも郡内の医療機関で受診する場合には、どちらか一方受ける方が多いと。たまたま、例えば春先に住民健診を受けてしまって、その後やはり人間ドックを受けたいという方で、ダブる方も中にはおられると思いますが、現実問題としてはそういったすみ分けができていっていると思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） よくわかりました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） まず、2点についてご質問いたします。

1番目に、当町の国保の税率は近隣の市町村と比べてどういう状況になっているのか、わかる範囲で結構ですから説明をお願いします。

次に、国保に関連して、関連質問をお許しをいただきまして、皆野病院と町の国保についてご質問いたしたいと思いますが、ご承知のように皆野病院は町を二分するような問題から町長選も行われた経過もあるわけでございます。その中で、地元の出身の代議士、県議初め、大方のそういう方たちが絶対反対を唱えて、皆野病院ができた場合には国保も分解してしまうと。とてもやっていける状況ではないというような中で、町を二分する中で皆野病院もできたわけでございますけれども、完成してから皆野病院が国保に対して税率が上がったとか、そういう動きがあったのかどうかお尋ねをして、最近の現況として皆野病院も順調に推移、発展していると思っておりますけれども、その中で最近では、この皆野病院が国保に関して、関連してどういう状況に置かれているか。皆野病院ができては高くはならないとか、安くなったとか、いろいろ答弁があらうかと思っておりますが、これは難しい問題なので副町長に、ひとつこれは答弁してください。

以上、2点だけ。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 皆野病院と町との関係というような、大まかにそのようなご質問かと思っております。大部分の方がご承知と思うのですが、皆野病院の設立につきましては大変いろいろな経過がございましたが、できまして、現在では秩父地域の中核あるいは中枢、また救急医療等につきましては、大変秩父市立病院に次ぐ件数というような内容等、なくてはならない医療機関になっているという認識がございます。秩父

地域を含めて、皆野町におきましても。また、救急につきましては、今申し上げたとおりの内容ですが、逆に下の大里のほうからも救急の患者が来ておるといふことで、来る者は拒まずという病院の方針といふことで、大変地域医療に貢献している医療機関といふことでございます。

また、皆野病院ができてから国保が上がった、下がったというふうなお尋ねでございますが、皆野病院があるから下がったと、あるいは税が上がったと、皆野病院を起因してといふことはないと思ひます。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 12番、宮原議員さんからのご質問にお答えいたします。

近隣の国民健康保険税の税率等についてでございます。保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援分、さらには介護納付金等ございますが、メインとなります医療給付費につきましての税率につきましてご説明をさせていただきます。

皆野町におきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用してございます。秩父谷全域におきまして、こちらの4方式を採用させてもらってございます。皆野町につきましては、所得割につきましては5.5%、資産割につきましては40.0%、均等割につきましてはお一人様1万円、平等割につきましては1世帯当たり1万4,000円でございます。横瀬町を申し上げます。所得割5.5%、資産割40.0%、均等割1万円、平等割1万3,000円でございます。長瀬町、所得割5.5%、資産割40.0%、均等割1万円、平等割1万4,000円。小鹿野町、所得割4.5%、資産割42%、均等割5,500円、平等割1万3,100円。秩父市、所得割5.6%、資産割40%、均等割8,500円、平等割1万7,500円でございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の税務課長の答弁だと、数字聞いても、どうも頭にぴんとこないの、当町の税率はよその市町村に比べて高いのか安いのか、単刀直入にひとつ答弁してみてください。

○議長（大澤徑子議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 宮原議員さんの再質問でございます。ほぼ秩父谷同じような税率を持っております。秩父市さんが若干高く、小鹿野町さんが低く、皆野、長瀬、横瀬につきまして、ほぼ同じ金額となっております。

○議長（大澤徑子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、皆野病院の2点目に移りますけれども、先ほど副町長のほうから答弁いただきましたが、今現在その隣にある勤労者雇用促進住宅ですか、正式の名前のあれは。その5階建ての住宅は、現在建っていますけれども、あれは国の方針で何か廃止するような動きもあるといふような話も聞いているのですが、その場合には、やはりすぐ隣の皆野病院とも関係してくると思ひますので、その辺、これから積極的にひとつ進めていただきたいと思ひます。

また、皆野病院とは別に、あれも大変町としては貴重な土地でございますので、町でも確保しておいたらどうかという考えもありますが、その点について考えがあればお答え願ひたいと思ひます。

○議長（大澤徑子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 宮原議員さんのご質問にお答えします。

皆野病院の隣の雇用促進住宅ですか、これにつきましては廃止の方向で進んでいるようでございます。今すぐすぐ廃止して、すぐ国のほうから無償譲渡といふわけにはいきません。通常の売買といふことになる

と思います。相当な用地確保と、また用途、使い方によってはその建物が使えない場合の、解体についても相当な費用がかかると思います。そういういろいろな観点から、今後検討しますが、今の宮原議員さんの隣の皆野病院との関係、また町の先々の土地利用の関係含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○12番（宮原睦夫議員） はい、結構です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。平成28年度国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

私は、9日の一般質問において、町の国保税の滞納世帯がふえる中、低所得者対策の財政支援として増額された分を使って国保税の引き下げを行うよう質問しました。国保税の引き下げは困難という答弁でした。この平成28年度の予算、低所得者充ての保険基盤安定繰入金だけを見ますと、昨年より300万円以上ふえています。この増額分を一般会計の繰り入れ分に使うのではなく、国保税の引き下げに使っていただきたい。確かに先ほども税務課長が答弁していましたように、皆野町の国保税はほかの自治体と比べても高いほうではないと言われますが、滞納者がふえているのは事実です。少しでも払える国保税にしていくことではないでしょうか。

質問のときにも発言しましたが、厚生労働省は保険者である市町村への財政支援の目的は、被保険者の保険税負担の軽減や、その伸びの抑制が可能と言っています。また、昨年12月に私は平成28年度予算要望書を町長に提出し、国保税の軽減を要望いたしましたが、残念ながら反映されていませんでした。町民が国保税の軽減を一番望んでいることを再度申し上げて、この予算に反対します。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

7番、大澤金作議員。

〔7番 大澤金作議員登壇〕

○7番（大澤金作議員） 7番、大澤でございます。健康保険特別会計予算の賛成討論を行います。

いろいろまだ私どもでもわからない点もいっぱいあるわけでございますけれども、やはり人それぞれに考え方も違うと思いますけれども、国保税におきましても近隣の市町村とほぼ同じということでございます。よって、これを全体を考えてみますと、よくできた特別会計予算ではなかろうかと、こんなふうに思いまして、この議案第19号、皆野町国民健康保険特別会計予算に賛成をいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第20号 平成28年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 歳出関係で6ページになりますが、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、前年当初に比べまして約1,635万円、今年度実績より約3,200万円ぐらいの減額予算になっているかと思いますが、この減額の主な理由についてお伺いしたいというふうに思います。

7ページになりますが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、前年当初に比べまして約3,680万円、今年度実績より約2,000万円の減額予算になっていますが、その理由について。

同じく7ページの目3地域密着型介護サービス給付費では、前年に比べまして1,302万円ですか、の増額予算になっています。そして、8ページになりますが、目5施設介護サービス費、前年当初に比べまして約2,035万円の減額予算になっています。これらの理由と背景についてお伺いしたいというふうに思います。

また、11ページから12ページにかけまして、款3地域支援事業費に、項1としまして介護予防生活支援サービス事業費の目1から目4まで新たに追加されています。また、項2一般介護予防事業費の目1一般介護予防事業費が新たに追加になっているわけなのですが、こういった項なり目を新たに追加した理由と、今年度まではこの項なり目に該当したサービス給付費、これはどこのところから賄っていたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 11番、内海議員のご質問にお答えをいたします。

まず、6ページの総務費、項1総務管理費の一般管理費、減額の理由でございしますが、大きく分けまして2つございします。1つは介護保険事業を担当する職員給与費を、今までは全てここに計上しておりましたが、ただいまの質問でありました、この後ご説明申し上げますけれども、新総合事業が28年度から始まることによりまして、そちらへ人件費を移したことが1つ。それから、介護保険法の改正によりシステム改修が、27年度において約400万円ほど電算システムの改修に要した費用が終了したという2点が大きな理由でございします。

それから、次に7ページの保険給付費の目1居宅介護サービス給付費、これの減額、それから1個飛びますけれども、その下の目3地域密着型介護サービス給付費の増額、それからその次の施設サービス給付

費の減額、これらの要因でございますけれども、まず基本的にはそれぞれのサービスの見込み、最新の数値によりまして、新年度の見込みを立てた結果でございます。特に何かが反映したということではございませんが、例えば考えられるのは、居宅介護サービスにつきましては、元気な高齢者がふえて居宅介護サービスの利用が少なくなったと言い切れればいいのですけれども、そういったことも徐々に反映してきているのかなという気がいたします。それから、地域密着型サービス、これはいわゆる認知症対応のグループホームでございますけれども、これのふえた、次のページの施設介護サービス費が減ったというのは、同じ入所者ではなくて、入れかわりというものがございます。たまたま皆野町の方が入っておられて、何らかの事情で退所なされた場合に、次の方が町外の方が入ったりすると、この辺のサービス費が大きく変更するものでございます。あくまでも直近の数値をもとに新年度の計算をした関係上、こういった見込みになっております。

それから、11ページからの一番最後の地域支援事業費、これの昨年度ゼロ計上されている部分につきましては、これから次のページに当たってもそうですけれども、いわゆる28年度から新総合事業として新たに始まる事業の見込みでございます。これは、いわゆる今までの款2保険給付費の中から地域支援事業のほうへ移る主なものが新総合事業になるわけでございますけれども、これらを見込んだものでございます。

それから、ご質問にありました、全く新たにできたという部分は非常に少ないわけで、今までの分を引き継いだ、新総合事業へ移行したという内容がございますが、例えば介護予防事業の中に含まれます、今度新たな訪問介護事業、そういったものも今までは介護予防給付で給付されていたものが、新総合事業の訪問介護事業に移ると。ただ、28年度につきましては同時進行で進んでいくという年になりますので、今までのとおり款2保険給付費で支払われていた分と、今度の款3地域支援事業で移行する分、両方計上しております。なかなかもう少したってみないと、多いのか少ないのかということとはわかりませんので、特に款2保険給付費については、ほぼ前年と余り変わらない数字を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 総務管理費の関係なのですが、介護といいますが、そこの担当者の人件費を、恐らくこれは地域包括支援センターとか、そういったところに分散したというか、そういったことかなという予測なのですが、そういった認識でよろしいのか。

地域包括支援センターについても、今は庁舎内にありますけれども、これを別の場所に職場を移すとか、そういったことも考えているのか。具体的にこの人数の割り振り、どういうふうに割り振るのか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答えいたします。

一般管理費のほうで計上しております職員数2人でございます。それから、13ページの地域支援事業、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費のほうに給料が、人件費手当をしておりますけれども、3名分計上しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、例えば地域包括支援センター、この職場は今までどおり庁舎内というふうに考えているのか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。この包括的・継続的ケアマネジメント事業に計上しております人件費が、いわゆる地域包括支援センターでございます。この地域包括支援センターは、老人福祉センター長生荘の1室に事務所を移しまして、高齢者の相談に当たっていききたいというふうな考えを持っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、4月からスタートするのかわかりませんが、いずれにしても地域包括支援センターについては3名の職員体制で長生荘のほうに職場を構えると、こういうことでよろしいということですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そういうふうにさせていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） わかりました。

それで、最後になります。11ページから12ページにかけての新たな介護予防生活支援サービス事業費とか、一般介護予防事業費等追加になっております項なり目の関係なのですが、こうせざるを得ないというのか、要因というのは介護保険の改正といいますか改悪といいますか、要支援1、2を介護保険制度から外してということなのですが、財源的にはとりあえずは介護保険のほうから歳出するというような形になるかと思うのですが、いずれにしても先ほど担当課長のほうからも言われましたように、新総合事業に移行するということになると、町なりこのサービスを受ける利用者にとって負担というかマイナスというのか、そういった部分がふえるのではないかなと、これはあくまで臆測なのですが、そういった危惧はないのか。

また、何でこういった形でとりあえず財源的には介護保険のほうから、今回の予算書に載っているような形で歳出では賄ってもらえるということですが、行く行くはどういうふうな形で移行していくという、その辺の国なりの考え、その辺がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、この新しい総合事業に移行して、住民の方、町民の方にご不便をおかけしないかという懸念に対しましてお答えをいたしますが、現行と大きく変わる部分は当面ないというふうに考えております。言われておりますような、窓口で要支援、要介護認定を受けさせないというようなことは全くございません。希望者については、要介護認定の申請を受け付けます。ただ、要介護認定の申請が欲しいということよりも、その先の介護サービスを利用したいのだからということが目的であろうと思います。その場合に、介護サービスの認定を受けなくても、基本チェックリストをもって受けられるサービスができるということでもありますので、基本チェックリストによって緩和された基準のサービスを受けられるというメリットもあるというふうに考えております。全てが要介護認定を受けなくてもいいのだと。例えば、ごみ出しが不便なのだという場合には、基本チェックリストに基づいて、ごみ出しのみのサービスを最初からいかがですかということはあると思います。しかしながら、冒頭申し上げましたように、介護認定を受けさせないという対応はとらないということでございます。

それから、この先々の見通しでございますけれども、内海議員おっしゃられたように、そういった地域支援事業、新しい総合事業も、今現在介護保険の枠内で行われていくわけでございますが、これは28年度から始めたという皆野町としての事情は、全国的に29年度までには実施をなささいという国の基準が示さ

れておりますが、今第6期計画の第2年度目に入ったところでございます。来年度が、次の第7期計画の策定の年でございますので、そこにある程度の実績といいますか、見通しを立てた上で第7期計画の策定に当たりたいということで、今年度から実施をする考えでおります。

いろいろ言われております、例えば施設サービス、介護施設に対して要介護3以上でなければだめだとか、そういったものが取り沙汰をされておりますけれども、ただ現実問題といたしますと、今現在でもほとんどの方が要介護3以上、そういったことも現実としてありますので、国の動向等も見ながら計画を定めていきたいと、こんなふうを考えております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

最後になりますが、地域包括支援センターを、長生荘のほうに職場を持っていくという大きな狙いは何なのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは、例えば介護に関連してもしなくても、高齢者の方が最初にどこにどう相談を持っていったらいいのかという声をお聞きします。ですから、介護に関してでも何でも、まず最初に気安く相談をしていただきたいという趣旨で、愛称も「高齢者よろず相談室」という看板を掲げたいと思っておりますけれども、まず高齢者の相談の第一歩、そこでつないで、この問題はあそこで相談に乗ります、この問題はこういった手続をしたらどうですかというために、高齢者が立ち寄りやすい環境をつくっていきこうという趣旨から、長生荘の1室を事務室としたいというものでございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時36分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長、住民健診の四方田実議員の質問の訂正をお願いいたします。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほどの四方田実議員の健診に関する件で間違いがございました。訂正をさせていただきますと思います。

住民健診と人間ドックが重複して検査ができると申し上げましたが、どちらか一方のみでございます。がん検診は、住民健診と両方できますが、人間ドックにつきましては、住民健診の中の特定健診とダブっての受診はできないということに訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔はい、わかりました〕という人あり〕



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第21号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億664万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,555万4,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、国の補正予算に係る地方創生加速化交付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の追加のほか、財政調整基金繰入金の皆減を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、ただいま申し上げました国庫交付金に係る事業費のほか、基金積立金の増、国民健康保険特別会計繰出金の皆減を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。1ページ、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億664万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,555万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。6ページ、第2表、繰越明許費は、みなハートイベント事業ほか4事業を定めております。

7ページに移ります。7ページ、第3表、地方債補正は、情報セキュリティ強化対策事業の追加で、限度額を580万円と定めるものでございます。

緑色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明でございます。予算に関する説明書の3ページをお開きください。3ページの歳入からご説明を申し上げます。上から2段目、款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税595万1,000円の増は、新たな課税客体の把握に伴う家屋及び償却の増によるものでございます。

下から2段目、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税289万7,000円の増は、普通交付税の追加交付によるものでございます。

4ページをお開きください。4ページ最下段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金642万3,000円の増は、5ページの節3子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,412万4,000円の増によるものでございます。また、節4児童手当国庫負担金879万4,000円の減は、主に支給児童数の減によるものでございます。

中段、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金4,006万1,000円の増は、節1社会福祉費国庫補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金国庫補助金4,026万2,000円の追加によるものでございます。国の補正予算に対応し、低所得の高齢者への支援を行うものでございます。

続いて、目4土木費国庫補助金888万7,000円の減は、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

最下段、目7総務費国庫補助金4,241万5,000円の増は、国の補正予算に係る地方創生加速化交付金2,920万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金580万円等の追加によるものでございます。

6ページをお開きください。6ページ上から2段目、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金815万5,000円の増は、主に節3子どものための教育・保育給付費県負担金704万円の増によるものでござ

ざいます。

7ページに移ります。7ページ中段、項3県委託金、目1総務費県委託金254万円の減は、主に無投票となりました県議会議員選挙執行委託費交付金247万6,000円の減によるものでございます。

最下段、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金14万9,000円の増及び目2教育費寄附金210万円の増は、いずれもふるさと納税によるものでございます。一般寄附金として3件、教育費給付金として3件のご寄附をいただきました。なお、頂戴いたしましたふるさと納税を活用して、皆野っ子学力推進事業を実施いたします。

8ページをお開きください。8ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金626万6,000円の減は、本補正の歳入歳出差引額の調整を行うものでございます。

中段、款20諸収入、項5雑入、目1雑入960万7,000円の増は、主に節3市町村振興協会交付金217万2,000円の増及び節5雑入、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金625万7,000円の追加によるものでございます。

最下段、款21町債は、情報セキュリティ強化対策事業580万円を追加いたしました。

次の9ページからが歳出でございます。歳出の主なものについてご説明を申し上げます。10ページをお開きください。10ページ、款2総務費、項1総務管理費、最下段、目7企画費3,125万5,000円の増は、次の11ページに移ります。11ページの節13委託料、みなのハートイベント事業委託料2,470万円の追加及び節19負担金、補助及び交付金、子育て世帯定住促進奨励補助金620万円の増によるものでございます。みなのハートイベント事業は、若者をターゲットに出会いの機会等を提供し、定住、移住の促進を図るものでございます。地方創生加速化交付金を充当し、平成28年度に繰り越しをし、実施をいたします。

次の目8電子計算費998万1,000円の増は、節13委託料、電算システム改修委託料881万4,000円の増、セキュリティ対策委託料587万1,000円の増によるものでございます。マイナンバーの利用に伴い、情報セキュリティの強化を図るものでございます。地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金及び地方債を充当し、平成28年度に繰り越して実施をするものでございます。

12ページをお開きください。12ページ、上から2段目、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費185万2,000円の増は、主に節13委託料、通知カード・個人番号カード関連事務委託料177万円の増によるものでございます。委託料と同額が、通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金により措置されております。

下段、款2総務費、項4選挙費、目4県知事選挙費、13ページに移りまして、目5県議会議員選挙費、目8町議会議員選挙費の減は、執行経費の確定によるものでございます。

14ページをお開きください。14ページ下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費5,537万1,000円の増は、主に15ページに移り、節19負担金、補助及び交付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金3,630万円の追加によるものでございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金国庫補助金を充当し、平成28年度に繰り越し実施をいたします。また、節23償還金、利子及び割引料1,725万1,000円の追加は、平成26年度障害者自立支援給付費国庫負担金の精算に伴う返還金の計上でございます。

最下段、目4国保年金事務費3,595万円の減は、16ページに移り、節28繰出金、国民健康保険特別会計その他繰出金4,500万円の皆減によるものでございます。

18ページをお開きください。18ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費837万円の減は、主に19ページの節19負担金、補助及び交付金、水道広域化準備室設置負担金587万2,000円の減によるものでございます。

20ページをお開きください。20ページ、款6農林水産業費、項1農業費、最下段、目3農業振興費394万3,000円の増は、主に21ページの節13委託料、切干し芋特産品プロジェクト事業委託料450万円の追加でございます。シルバー人材センターを中心に、切干し芋のブランド化と販路拡大を図り、高齢者の就労機会の確保と農業の6次産業化を図ります。地方創生加速化交付金を充当し、28年度に繰り越し実施をいたします。

23ページをお開きください。23ページ下段、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費357万2,000円の増は、主に平成28年1月の降雪に伴う除雪経費の追加でございます。節13委託料、除雪事業委託料291万6,000円の増及び24ページに移り、24ページの節19負担金、補助及び交付金、除雪対策費補助金32万4,000円の増としております。

25ページをごらんください。25ページ中段、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費776万円の減は、主に節11需用費、修繕料756万円の減によるものでございます。

次の款9消防費、項1消防費、目3消防施設費1,064万7,000円の減は、消防団詰所建設工事費等の確定に伴うものでございます。節15工事請負費334万9,000円の減、節18備品購入費644万7,000円の減としております。

最下段、目4災害対策費、皆野町地域防災計画改訂業務委託料292万3,000円の減は、委託料の確定に伴うものでございます。

31ページをお開きください。31ページ上から2段目、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費459万2,000円の減は、主に節15工事請負費、日野沢運動場改修工事費450万円の減によるものでございます。

最下段、目3温水プール費143万4,000円の減は、主に節11需用費、燃料費100万円の減によるものでございます。

32ページをお開きください。32ページ最下段、款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費、財政調整基金積立金5,991万円の増、目4公共施設整備基金費、公共施設整備基金積立金5,000万円の追加を計上いたしました。

33ページから37ページまでが給与費明細書、38ページが地方債に係る調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤徑子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） まず、4ページになります。下段のほうで、4ページから5ページにわたっているところで、まず5ページのほうに行きますと、子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,412万円というのが計上されてきておりまして、その節の下に行きまして、児童手当国庫負担金879万円というのが大きくなっていて、これは名称変え的にこれがなくなって、子どものための教育という感じで上乗せされて乗っかってきたのかなという気がしますけれども、そのような感じなのかなという、その内容的なものを1点お願いします。

それにあわせて、この4ページの節1障害者自立支援医療費国庫負担金というのは239万2,000円大幅に減額になってしまっていますけれども、この内容、大丈夫なんでしょうか。これにかわるものが何かあるんでしょうか。その点をお願いいたします。

それから、25ページに行きます。消防施設費の節18備品購入費644万7,000円、第4分団の備品購入費が

減額になっていますけれども、これは繰り越しではなくて減額なのでしょうか。644万7,000円、内容的にどのような減額であるのかお願いいたします。

そのすぐ下、災害対策で292万円減額になって1,805万円計上されていますけれども、皆野町地域防災計画改訂業務委託、この内容はいかがなものなのか。これに関しては、478万円が繰越明許になっているのもちょっと今確認しているのですけれども、その辺をあわせて内容的なものをよろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

まず、4ページから5ページにかけての、最初に4ページの民生費国庫負担金、障害者自立支援医療費国庫負担金239万2,000円の減額についてご説明申し上げます。これは、障害者支援に要する経費の国庫の負担分でございます。総額1億8,000万円ぐらいの中の調整をしまして、今年度の歳出見込みによりまして、歳出の調整によるものと、それに対する国庫負担の減でございます。支障はございません。

それから、下の5ページの款14国庫負担金、項2国庫補助金の民生費国庫負担金、子どものための……失礼いたしました。上のページでございます。民生費国庫負担金の節3子どものための教育・保育給付費国庫負担金、これも負担割合というものが決まっております。人数、年齢等によって国庫負担金が決まっておりますが、それを27年度最後に見込みまして調整をした結果の追加交付でございます。そのすぐ下の児童手当の国庫負担金とは全く別でございます。それぞれ調整による計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

25ページの款9消防費、項1消防費の消防施設費、18備品購入費、減額の644万7,000円の内訳でございますが、当初予算で4,797万6,000円を計上しておりました。それに対しまして額が確定したものが、4分団の普通積載車1,096万5,456円、同じく4分団、小型デッキバンの積載車647万8,164円、これに4分団と予算書はなっておりますが、1分団2部の水槽車、これが2,408万4,000円で確定をしております。これら合わせまして4,152万8,620円となりましたので、当初予算に比べて644万7,000円の減となったものでございます。

その下の下、皆野町地域防災計画改訂業務委託でございますが、これについては当初予算が9,861万480円という金額でございますが、防災計画の業務委託678万2,400円で確定をしております。このほかに委託料として、金崎ヘリポートの着陸に支障木がありましたので、その支障木の撤去が14万1,480円、それと同ヘリポートの除草作業1万2,894円等を合わせまして、確定額が693万7,774円でございますので、予算見積額に対しまして292万3,000円を減額したものでございます。

なお、地域防災計画の繰り越しの理由ですが、県が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を12月の末に指定をいたしました。この県が指定したものを計画、それからハザードマップに盛り込む必要がありますので、それに時間を要することから繰り越しをさせていただくものです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 最後のところで再質問いたします。そのほかは理解いたしました。

地域防災計画の中で、危険箇所を県が指定したという最後の答弁いただきましたけれども、あれが皆野町が秩父地域の中で、どうも最後のほうになってきているかなという感じを、各地域において説明会があ

ったりしましたので、その中でちょっと聞いたりもしておりますけれども、結局私の知る限りでは、皆野で行われた皆野地区の説明会、あれにはなかなかちょっと異論が出ていたような気がいたします。それと、三沢地区でも何か余り歓迎していなかったようで、それよりも道をどんどん進めてくれとかという意見なんかも出ていたなんていうこともちょっと耳に届いていますけれども、そんな中で地域防災計画は県が、住民の反対意見がある中で、結局県がああ形で進めてきているという形でしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

県が町と一緒に町民説明会を行いましたけれども、その形といいましょうか、そのときに説明したとおりの区域で指定をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうしますと、それが今度は正式に指定されたので、それを正式なものにするための作業を繰り越してやっていくという形になるかと思えますけれども、結局説明会というのは結構異論があったけれども、説明会を開いたという形で残念ながら終わってしまったのかなという感想を持たざるを得ないのですけれども、あのとき出た貴重な意見は検討される場があったのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんの再質問にお答えいたします。

基本的に変わりはございませんが、区域どりなどにつきまして、若干区域の地名等の名前の名称の変更と、区域の拡大が一部ございました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、そのようにこれで進むということになりますと、今度は危険区域、特に赤色区域にされた方が存在してくるわけで、その人に対する対策を考えていかなければならないのかなと。あのとき聞いていた範囲だと、赤色区域の人がどこかに、安全なところに移るための補助金的なものは残念ながらなかったような説明を聞いた覚えがあります。それで、ではそこにとどまるには一定の規格の砂防の施設みたいなのを、住宅の例えば裏がそのような危険な山であれば、砂防的な施設を自費で建設すればそこにとどまるのを認めて、再度の建築確認なんか提出されたときには、それをもとに建築確認が受け付けられるような話。建築確認要らない地域もありますけれども、建築が認められるというような感じの話を聞いていますけれども、それはあの時点においても大変非現実的な話で、そのような認められるような砂防的な施設が個人でできるものか。そんなの、どうも非現実的であるような気がするのですけれども、その点のところを今後検討していってもらわないといけないと思うのですけれども、それに関する考えはもう持っていらっしゃっていいような気がしますが、いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんのご質問にお答えいたします。

赤い区域、いわゆるレッドゾーンと言われていますが、土砂災害特別警戒区域に居住するための住宅を建てる場合においては、RC構造なりで土砂に対する建物の保護を図ることで建築ができるようになります。砂防施設、あるいは擁壁をつくるというものではございません。土砂の流下に伴って損傷する部分を補強して建築確認をとる形をとっております。全体的な砂防ですとか治山治水事業に係りましては、公の部分で工事を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） では、質問はなしで、3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのとき、やはりこういうものができたときに砂防的なものをつくってもらえるのですかという質問が出ていたと思います。そのとき、あっちこっちでこの赤地域があるので、とてもそのようなことはできませんと、県の方だか、そこはちょっと曖昧になってしまうのですが、答弁はそのような答弁があったのを記憶しています。ですから、確かにかなりの範囲で赤地域が発生してしまう。それに対して砂防的なものをつくる予算はないのだと。ああ、しょうがないなという感想で、それはお聞きしました。それで、個人の負担でそれに耐えるものをつくれと。

では、先ほど砂防と言っただけですが、土砂の災害に耐えるR C、鉄筋コンクリートの何かを用意するとなると、これは非現実的で多大な費用がかかるわけですから、そこに対するまず補助金が考えられてしかるべき。そうすると、さっき言いましたけれども、移転をするとなると、そのために移転をする、そういう人がやはり出てき得るわけですから、それに対して相当の補助金があるべきではないかという質問であります。その点よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 小杉修一議員さんのご質問にお答えいたします。

補助金については、制度的にはございますが、具体的なものがまだ整っていない段階だということで認識しております。それに加えて、土砂災害、土砂法と言われている法律につきましては、先ほど予算がないといいますが、ハード事業対策していきますと、そういう危険箇所の解消に200年から要すると、今言われている今日です。そのために、法の趣旨としますと、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を知っていただきまして、まずそこから生命、身体を守るために住民の方に周知していただきまして、自助していただくことを第一の目的としている法の趣旨にのっとり指定したものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） では、これで終わりにしてください。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） まとめます。そのようなことで、大変広範囲にわたるので、それに関しての砂防区域はとてつくり切れないという今の、100年、200年のことになってしまうというところは大変理解できて、それはだからしょうがないところかなと。であれば、この478万円繰り越しで、この正式な作成がおくれているのですから、おくれに間に合わせて、並行してその辺の対策をぜひ検討を用意していただき、これを町民に正式に発表、確定を発表する方向でいくべきだと思いますけれども、最後になります。この辺の考えをよろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 質問はもう終わっているから、要望だけにしてください。

○3番（小杉修一議員） はい。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。もう再質問も終わっているので、小杉さん自身の質問はなしでお願いします。

○3番（小杉修一議員） はい。そういうことで、とにかくこれを来年、繰越明許の部分完成してくるのかもしれないですが、逆にまだ時間があるので、今からでも何か対策立ててやらないといけないのではないかなと思って、では最後ですので、強く要望いたします。お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 1点だけお願いします。歳出の11ページ、上のほうの節13委託料2,470万円、みなハートイベント事業料なのですけれども、全員協議会で説明された中の基本目標の2というようなところでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 4番、宮前司議員さんの質問にお答えをいたします。

そのとおりでございます。全員協議会で説明をいたしました基本目標の2、出会いを応援するまち、この目標に沿った内容で、このイベント事業を今国に申請をしているところでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 理解しましたけれども、対象年齢等あったら教えてください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 対象年齢というのは特に設けておりません。若い世代の出会いということですから、場合によっては未成年ですとか、それらについては当然考えていく必要があるかと思いますが、幅広く若い年齢層に参加をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 5番です。

6ページの第2表、繰越明許費の、今宮前議員からちょっと質問が出ました地方創生加速化交付金を使って、みなハートイベント事業、それから農業費の切干し芋特産プロジェクト事業ということで、2,920万円が国からの支援金を使ってやるということですが、このハートイベント事業、今ちょっとお聞きしましたけれども、具体的にどういうことをやるかというのは、この事業をこれだけのお金を使ってやるということは、どこかにイベント事業をするところに委託をして、こういうことをしたらどうかという、そういうことを計画してもらうのですか。

それから、切干し芋については、今までもやっているシルバー人材センターのほうに、この450万円をそっくり上げて、さあやってくださいということやるのでしょうか。

それと、あと質問のページが13ページの一番下の町議会議員選挙について、関連して質問します。選挙事務にかかわっていただいた方には、大変お骨折りをいただきました。しかし、私これに関連して投票率について質問をしたいのですけれども、69.93%ということで、町の人から言っていただくと、低くなったねということをお聞きするのは大変聞かれます。投票率が低かったと。昔は80%を超えていたということなのですけれども、広報には投票所別の投票率というのは掲載されてはいたしましたが、年代別の投票率が集計されていなかった。それでお聞きしたいのですけれども、やはり年齢別という手作業になってしまったり、大変時間がかかるということでしたが、やはり今高齢化にもなっているし、これから18歳の選挙権も実現するわけなのですけれども、年齢別の投票率がわかれば町が打つ手、ある自治体なんかはバスを出して、午前と午後バスを出して投票所へ連れていってくれるなんていうところも、対策をとっているところもあるということをお聞きしましたが、ぜひその辺でこれから年齢別の集計もやっていただけるかどうか。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 5番、常山議員さんのご質問にお答えをいたします。

初めに、6ページ、第2表の繰越明許費にありますみなの手イベント事業、それから切干し芋特産品プロジェクト事業でございますが、これらについては国の予算が27年度で成立をしました。国が28年度に繰り越すために、町も同様に繰り越しをさせていただくものでございます。

みなの手イベント事業の内容につきましては、4つの項目を考えております。1つが、みなの手ポイント基盤づくり。これは、出会い、プロポーズの聖地というコンセプトのもとに、皆野町の町内にコーヒーを飲めるカフェですとか、告白ができるプロポーズポイントですとか、こういうようなものをつくりまして、若者が皆野町に来て、その手ポイントでカップルができて、それが移住をするというような仕組みといたしまして、出会いをサポートするための整備費、これが1,000万円。それから、情報発信の基盤整備といたしまして、町内のイベントや定住、住宅情報、それから子育ての情報等の発信を行うための基盤づくりに770万円。それから、出会いイベントの開催といたしまして、実際に皆野町に来ていただいて出会いを創出するためのイベントの開催費用100万円。それに、これらをコーディネートするものとして600万円。計2,470万円を予定をさせていただいております。

次に、切干し芋の特産プロジェクトでございますが、これは先ほど申し上げましたようにシルバー人材センターを中心にしてということでございます。切干し芋の地域のブランド化を図るために、専門家の助言ですとか指導をいただきまして、生産性の向上、それから品質の向上による差別化を図ることによってブランド化を進める、ブランドを確立するというもので、専門家の招致の経費として100万円、統一のパッケージの作成費を50万円見ております。それから、販路を拡大するために、専門家の助言、指導による販売手法、それから新規顧客の開拓などを行うための販路の拡大、このための講習会等を開催するための専門家の招致、これが200万円を予定をしております。それから、農業体験事業といたしまして、首都圏を中心に広く農業体験者を募りまして、切り干しづくりを体験させる農業体験事業として100万円を見込みまして、合わせて450万円でございます。

次に、歳出13ページの投票率の問題ですが、70%を切ったという確かに悪い結果になってしまいましたが、投票率を呼びかけるに当たりまして、当然町の広報ですとか、それから期日前投票等の利用とかを広報で掲載をしております。なお、投票日当日におきましては、防災行政無線を使っての投票の呼びかけ、それから投票が終わります8時前には30分置きに投票を呼びかけるなどのことを行いました。また、選挙管理委員会の委員さんには午前と午後に分かれまして、広報車を利用して各会場を回っていただき、選挙を呼びかけた次第でございます。ただ、残念ながら70%を切る結果に終わってしまったことはまことに残念だと思っております。

それから、年代別の投票率というお話でございますが、今ですと自動的に年代別を集計するシステムはございませんので、手作業になります。この手作業となりますと、すぐすぐには出すことは無理だというふうに考えております。いずれこれは機械化などをするなりして、これらについても年代別、投票所別の集計が速やかにとれるよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） みなの手イベントについてはわかりました。

それから、切干し芋、これはシルバーに補助金として渡すのではなく、町としてプロジェクトをつくって、その中で検討していく、そういうことでよろしいですね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） シルバーも加えて、町も当然加えて、先ほど申し上げました専門家の招致等の意見も聞いて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。

それから、投票率について、本当に年代別、それで機械で年代別までわかるようなのを導入するという事は、なかなか経費もかかって大変だと思いますが、やはり先ほども言いましたように、年齢別に投票率がわかれば打つ手がわかるのではないか、町として打つ手が出るのではないか。たくさんいろいろな広報に出したり、行政無線で流したり、いろいろ努力をしていただきましたけれども、こういう結果に終わってしまったわけですから、ぜひこれからも前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 2点ほどお伺いします。

6ページ、7ページにわたって総務費の中の情報セキュリティ強化対策事業1,648万7,000円、これ繰越明許ということなのでしょうけれども、それについて関連するのでしょうかけれども、7ページの情報セキュリティ強化対策事業というのが580万円の起債ということなのでしょうけれども、起債をするのに580万円の起債というのを新たにするのはですか。それとも、これからだんだん積み増していくというような形もあるので項目を起こしておくのかどうかわかりませんが、500万円をわざわざ起債までしてやる必要があるのか、法的にそういうふうになければならないのかをお伺いいたします。

それに関連して、11ページの款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算費の中の節13委託料、この中にもちょうど一番下にセキュリティ対策委託料587万1,000円、これを充当するののかもわかりませんが、580万円と何か金額が似ているなと思ってちょっと見たのですけれども、それについてお伺いをします。

それと、15ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節19負補交、一番下の年金生活者等支援臨時福祉給付金3,630万円、これの行き先をお伺いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、四方田議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、7ページ、第3表、地方債の補正に計上いたしました情報セキュリティ強化対策事業の580万円でございますが、これにつきましては事業費1,490万円、補助基準額1,160万円のうち、2分の1が補助金として580万円交付をされます。この補助裏として580万円を起債を起すわけですが、起債の充当率は100%、それから交付税措置が50%ある関係から、一般財源を充当してでなく、起債を借り入れて対策費に充てるといふものでございます。

歳出の11ページの節13セキュリティ対策委託料587万1,000円でございますが、これは先ほどの起債充当事業でございます580万円を充当して……失礼いたしました。しばらくお待ちください。13委託料のセキュリティ対策委託料につきましては、今使っております情報システム、これが基幹系とインターネット系を

一緒に使っておるものを分けて分離するための事業で587万1,000円を計上させていただいたものでございます。これについては、地方公共団体セキュリティ強化対策費補助金を充当して実施するものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 四方田実議員のご質問の15ページ、節19負担金、補助及び交付金の一番下、年金生活者等支援臨時福祉給付金についてお答えいたします。

これは年金生活者等となっておりますけれども、2本立ての給付が予定されております。まず、第1弾は低所得の高齢者向けの給付金、これは国において平成27年度の補正予算に計上されまして可決されまして、町もこの補正予算に計上いたしました。趣旨といたしますと、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者に対する景気底上げ効果をにらんでの給付、28年度前半の早い時期に給付を行うということで全国的に行われるものでございますが、皆野町といたしますと該当者1,210人を見込んでおります。1人3万円、これをなるべく早い時期にということでございますが、27年度中の執行は大変厳しいものがございまして、28年度に繰り越して、早い時期に給付をしまいたいというものでございます。

それと、国の予算がまだ審議中でございますけれども、28年度の国の当初予算に10月から低所得の障害年金、遺族基礎年金の受給者向けの給付金が予定されております。これにつきましては、まだ確定をしておりますので、町の分につきましては6月の補正予算で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 答弁漏れがございました。先ほどの質問で、歳出の11ページ、セキュリティ対策委託料587万1,000円は、先ほど第3表、地方債の補正の580万円が充当されるのかというお尋ねでございましたが、この11ページのセキュリティ対策委託料587万1,000円と、その上に計上させていただきました電算システム改修委託料881万4,000円、これが合わさったものが事業費になりますので、この2つの事業に対して580万円の起債を充当するものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかったのですが、ただ580万円がわざわざ起債までしてやらなくても、金額がある程度、今までちょっと私も思いつかないのだけれども、少額と言っていいのかどうか分からないですけれども、1,000万円以下のようなものでわざわざ起債をしてというようなことは、あったかどうか記憶にないのですけれども、それはそういう形なのでしょうね。そんなことを思いましたので、わざわざ起債をしなくてもいいのではないのかなという感じがしたので質問させていただきました。

あと、それはそれで、先ほど15ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金についてお尋ねしましたが、これは支給するのに、今年度になるのでしょうかけれども、人数が1,210人ということで3万円1人。これは申請によって支給するのですか。それとも行政側のほうから通知をすとか、所得の審査とか、そういうものはどういうふうになっていますか。支給の方法です。給付ですか、給付の方法がどういうふうな形になりますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） この同様な給付が、既に2回行われております。27年度の給付された基準日

が、27年の1月1日を基準日として給付をされましたが、その方に足されること、28年度1月1日で65歳に新たになられた方も足されますけれども、その人数が約1,210人と見込んでおります。これは対象者が既にわかっておりますので、その方に通知を出します。あくまでも今、四方田議員がおっしゃられたように申請に基づいてでございますので、返信用の封筒と、それから申請書を同封をいたしまして、封書で返信をしてもらい、その方に給付をします。あくまでも申請に基づいてということになろうと思います。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかりました。ただ、所得や何かも年金生活者の中でも、また変わったところで所得があったり、あくまでこれは年金生活者全部にやることですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今度のは、以前の2回については消費税の値上げによる差額のはね返りといえますか、そういった趣旨がありましたが、今度給付されるのは、いわゆるアベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に給付金を給付すると。賃金に関係のない高齢者に給付をするという趣旨であろうと思います。したがって、景気下支えということから、使ってくれと、早目に消費してくれということだろうと思いますが、そういった趣旨から所得は考慮しないということになろうかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ということは、所得をほかで収入を得ている人も、その辺は考えないで均等にやるのかなというようなことでもいいのかなと思うのですが、それでよろしかったら、これで終わります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 全員でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今の四方田議員の質問とも関係するのですが、5ページの項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、年金生活等支援臨時給付金国庫補助金の約4,026万円についてであります。担当課長の答弁で納得は、国の支給の目的なり、また平成28年度に繰り越す中で早い時期にということで、支給しろということが国のほうから指示をされているという答弁をされています。意見になるのですが、いずれにしても今日までの年金の改悪、またこの間の消費税増税等々によって高齢者の生活は一段と悪化をしてきております。そういった中で、当然賃金の上昇といえますか、賃上げが若干ここ2年ぐらいされていますけれども、そういった恩恵を受けない、そういった立場にある年金生活者。調査のたびに、毎月生活保護世帯数の調査においても、生活保護世帯数の約50%が高齢者の65歳以上の世帯だというふうに言われております。

そういったふうに、ますます年金生活者の状況が厳しくなっている中で、基本的な社会保障といえますか、年金の改革なり、そういったところに力を入れないで、本当に1回ぼっきりの3万円という支給で済む問題ではない、このようなことが言えるかと思えます。それも平成28年度の早い時期ということ、この夏の参議院選挙前に支給しろということで、この臨時給付金についてはいろいろな言い方がされています。私もこの間、この議会の中でも参議院選挙を前にしたばらまきであるということも申し上げてきました。ぜひこういった形での支給をするということでもありますから、それを断る理由もないわけですが、い

ずれにしましても生活できる年金制度の改善に国として積極的に取り組むよう要望させていただきたいというふうに思います。

それと、11ページになりますが、項1 総務管理費、目7 企画費、節19 補交の子育て世帯定住促進奨励補助金620万円の増額補正なのですが、今年度もう既にこれを含めると3回目の補正であるかというふうに思います。この補助金の総額予算は幾らになって、また既に平成27年度の申請等は打ち切っているかと思いますが、何件分が対象になっているのかお聞きしたいというふうに思います。

あわせて、同じく11ページなのですが、節11 備品購入費になりますが、職員用パソコン購入費、約258万円の減額です。このような減額した理由についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、19ページになりますが、一般会計当初予算の審議の中でも出されたのですが、労働費の関係で住宅リフォーム資金助成金との関係であります。今回、特に補正という形では載っていないのですが、いずれにしましても当初予算の審議の中でも出されておりましたように、昨年の秋口以降、この取り扱いについては中断してきているという経過があるかと思いますが、その後、今年度中に工事を実施した方もございます。その間の扱いについてどのように考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、23ページになります。項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節13 委託料の除雪事業委託料約291万円の増額補正ですが、当初予算との総額では約387万円になるかと思うのですが、これは全てことし1月18日の降雪に対する除雪事業委託料というふうに理解してよろしいのか。また、除雪業務委託契約を締結して除雪してもらっている路線については、現在19路線ということで答弁をされているのですが、それ以外に今回のような大雪の場合、町が業者を指定して除雪を行った路線も多々あるかと思いますが、それは何路線あったのか。それらも含んだ除雪事業の委託料になっているかと思いますが、業務委託契約している19路線を含めて、この除雪事業委託料に該当している総路線数。今回、恐らく1月18日の降雪に対する除雪ということで私は捉えているのですが、路線数はどのくらいなのかお聞きしたいと思います。

もう一点、最後になりますが、先ほど小杉修一議員の地域防災計画改訂業務委託料の関係で、総務課長のほうから、この当初予算については九千何百万円というふうに、たしか私はそのように聞こえたのですが、九百何万円の間違いではないかなと思いますので、再度訂正なりしていただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、11ページの子育て世帯定住促進奨励補助金620万円の内容でございますが、3回の補正をした後、全額については幾らかというご質問でございます。当初予算で1,000万円を計上させていただき、2号補正で1,000万円、3号補正で500万円、今回の4号補正で620万円を計上し、合計3,120万円が総額となっております。申請件数ですが、今までに32件ございます。その内訳を申し上げますと、子育て世帯が28件、新婚世帯が1件、転入者の件数が3件、これが内訳でございます。

次に、その下、備品購入費、パソコン購入費が258万5,000円減額となっておりますが、この理由は入札を実施した結果、安価に端末機を導入できたという理由と、当初20台、2号補正で30台を予定をいたしまして、これが1台当たり約9万2,700円で購入できたものでございます。

それと、防災計画の中で9,000万円という、歳出25ページの皆野町地域防災計画9,000万円とのことですが、986万1,480円が予算の見積額でございます。訂正をいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 11番、内海議員さんの住宅リフォーム助成事業の件でお答え申し上げます。

今年度中にこれからというお話ですが、窓口に見えた方も3名ほどいましたというお話をさせていただきましたけれども、その方のお名前を控えるとか、また今年度この補助金を年度内執行は完了しましたという通知を、町内小規模事業者さんのほうにお願いして周知をいたしました。中には町の補助金を打ち切るということで独自でやられた方も、確認はしておりませんが、そういった方もいた場合に、ここでまた今年度復活ということで調査をした場合に、かえって不公平感が出てしまうかと思っておりますので、今年度中については終了ということでしたと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員さんのご質問にお答えします。

23ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節13委託料、除雪事業委託料291万6,000円の増額の関係でございますが、こちらにつきまして全て1月17、18日の雪かきということでございますが、一部その後に降りました、1月下旬にありました1路線につきまして10センチ以上ということで、金沢地区で時間がふえております。ただ、今手元にその時間数はございません。申しわけございません。全ての時間につきましては193時間50分、当初の予算におきまして48時間計上してございます。その差額の分でございます。

また、先ほど来申し上げます自動に出動する路線が19路線でございまして、他の路線につきまして、今回17路線という形でとっておるのですが、17路線といいますが17地区と言ったほうがよろしいのでしょうか。具体的に申し上げますと、藤原地区などは途中で地区に行く間に林道藤原線が終わりまして、その後、町道になりますので、正確に枝葉のところまではしっかり押さえてはいたないのですが、17地区に出動してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 住宅リフォームの関係なのですが、こういったことで町長、よろしいのでしょうか。今年度の打ち切った以降の扱いについては、今後平成27年度中の補正を組んで対応していただくというようなことを議長のほうから申し入れがされているかと思っておりますが、今担当課長のほうから言われましたが、去年の秋口時点で打ち切ったことについては、逆に不公平が残ってしまうのではないかな。そういった業者を通じて見送ってくださいということで、それに応じて今年度中に工事をしなかったという方も確かにいらっしゃるかと思っておりますが、そうであってもやはりいろいろなそれまでの契約等の関係で、既に工事を実施している方もいらっしゃるわけですから、その辺の手当てについては補正が間に合うわけですから、ぜひその辺は担当のほうでも窓口に来た方とか、それ以外の方もあるかもわからないですが、その辺はちゃんと調査する中で対応することのほうが公平性を保つのではないかなというふうに思いますが、副町長なり町長、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お答えします。

先ほど担当の産業観光課長が答弁いたしましたが、このもとは住宅リフォーム資金助成事業実施要綱、内部的な取り決めでございますが、要綱がございます。それには、工事着手前に申請しなければならない

と。また、この助成については予算の範囲内という規定がございます。そういうことで、その時点において予算がいっぱいだということで、多分断ったのではなかろうかと思えます。そういうことで、今までの手続また対応については全く間違いはないと、要綱に基づいておるということでございます。

このリフォームの助成事業の要綱の目的でございますが、住宅の改善を促進して町民生活の向上を図るのだと。ひいては町内の小規模事業者の振興を図るということを目的にしております。ここの目的をよく照らし合わせて、さかのぼって申請についての一時的な特例的な運用をどうかということも含めて検討してまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 検討といっても、あと3月末まで何日もないわけですから、早い時期に結論を出して、この間、秋口以降工事を実施した方も、私も知っています。ぜひその辺を善処が図れるよう、早急に対応していただきたいというふうに要望させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。21ページの委託料の切り干し事業について、先ほど常山議員さんからいろいろ質問なされましたが、違った角度からご質問申し上げたいと思えます。

この切り干し事業について、昨年度の売り上げの実績はどの程度あったのかご質問いたします。

それと、今年度の切り干し事業の売り上げ目標はどの程度見ているのか。この2点とりあえず質問します。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、宮原議員さんの質問にお答えをいたします。

今いただきました質問の昨年の売り上げについては、今手持ちにデータがございませんので、至急調べさせていただきます。

売り上げ目標についても……

〔「じゃ、議長、休憩にしてください。午後やるように」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） そうですね。それでは、そういうふうにさせていただきます。

では、暫時休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時10分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（土屋良彦） 先ほどのリフォームの関係の質問に補足して説明申し上げますが、平成27年秋ごろに申請で、予算の関係上申請できなかったという方に対しては、特例的に該当するよう予算措置等を進めるようにいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 12番、宮原議員さんのご質問の歳出で申し上げまして21ページ、13委託料の中の切り干し関係でございます。売上高についてお答えいたします。

シルバー人材センターのほうに確認いたしまして、まず26年度といたしましては5カ所で販売いたしまして55万5,358円。続きまして、27年度につきましては、現在12カ所で販売をしているということで、3月14日現在174万3,075円。袋詰めのほうも、この二、三日で終了するというので、目標といたしましては4月に入っていきませんが、27年度250万円を超えたいというふうな話で、目標として確認いたしました。以上です。

〔「売り上げ目標」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） もう一回。

産業観光課長。

○産業観光課長（村田晴保） 売り上げの目標が、先ほど申し上げた、3月14日現在では174万3,075円。27年度袋詰めのほうも完了いたしますので、目標としては250万円を超えるところに目標として置いているということでございます。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○産業観光課長（村田晴保） 以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 売り上げが26年が55万円、27年度が174万円、今年度の目標が250万円と。それに対して、切り干しの昨年度の予算が多分出ていると思うのですが、それは幾らになっているか。それに、今回の補正の450万円プラスしますと、補助金や委託料のほう売り上げの何倍以上になるかと思えます。そこで、この事業について、補助金あるいは委託料等が売り上げの倍以上も出しているということに対して、これでははっきり言ってほかの事業等から要望、要請等があったときに非常に問題を残すというふうに考えますけれども、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、宮原議員さんの質問にお答えをいたします。

委託料450万円となっておりますが、これを全てシルバー人材センターへ委託を出すわけではございません。先ほど説明をさせていただきましたとおり、専門家の招致事業の委託として100万円、統一パッケージ等の作成費として50万円、販路の拡大のための専門家招致に要する委託料として200万円、都内に住む方を中心に体験させる農業体験事業として100万円、この合計450万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） どっちにしましても、売り上げが予算の半分程度しか売りに上がらない干し芋ですか、これをやること自体、どういう目的でこの事業を起したのか。それと、これからこの事業を監督なり指導していく場合に、先ほど200万円の販路拡大にも予算を投じるということですが、この販路拡大一つとっても、どこに販路を拡大してどういう指導を受けるのか、そういったものがはっきりしない以上、こういう事業はちょっと考えなければならぬのだと私は思いますが、どういうふうに考えますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

この販路の拡大については、専門家を招致いたしまして講習会を開く計画でございます。これが5年間の目標を持っておりまして、まず平成28年度の講習者数を20人と予定をしております。この20人から始まりまして、平成32年の3月、5年後には延べ50人までその講習参加者をふやして販路の拡大を図るものです。それから、農業の体験者数については、平成28年度の事業終了後には延べ20人を予定をし、5年後の32年の3月には体験者数を延べ100人まで計画をしております。それから、サツマイモの生産農家数、29年3月で5軒の生産者を、5年後の32年3月には10軒まで拡大をするという目標を持っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） こういった事業を、過去の町の事業を振り返っても、まずシメジの団体の失敗、次はウグイの失敗、最近では立沢の蜂屋のあんぼ柿の失敗と。こういった事業について、ほとんど成功した例は皆野町では一つもないと思います。そういった中で、やっぱりこういった事業も、別に利益が上がらなくてもいいけれども、せいぜい町から500万円補助して、補助金とは限りませんが、いろんな名目はあるようですけれども、こういった事業はやっぱり最低でも補助金、委託料等のせいぜい3倍や5倍の売り上げがある事業でなかったらやるべきではないと私は考えますけれども、要望して終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。



◎発言の訂正

〔議長、よろしいですか〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） ごめんなさい。済みません。

では、総務課長。

○総務課長（川田稔久） 5番、常山議員さんの質問の中で、加速化交付金の事業について、みなさんのハートイベント事業の説明をさせていただきました。その中でプロポーズポイントにつきましては、このハート事業につきましては平成28年度以降、町単独事業として実施をしていくものですので、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほど10番、四方田実議員から、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者のご質問をいただきまして、追加補足をさせていただきます。

65歳以上の方全てと申し上げましたが、27年度の臨時福祉給付金の対象者のうちということでございまして、低所得の高齢者向けの給付金、65歳以上の非課税世帯の対象者でございます。大変失礼いたしました。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） どうも先ほどの話聞いていたら、ちょっと疑問に思ったのだけれども、それでは俺ももらえるのかななんて喜んだところなのでございますけれども、わかりました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第23号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護給付金及び共同事業拠出金等が減額となったことから、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,842万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第23号 平成27年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、国保税や国庫支出金、療養給付費等交付金の見込み額、また保険給付費や介護納付金、共同事業拠出金等の見込み額を計上したものでございます。

予算書、水色の仕切りから後ろが予算の説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分589万8,000円、その下、節

2 滞納繰越分135万1,000円の追加でございます。

目2 退職被保険者等国民健康保険税、節1 現年課税分239万6,000円、節2 滞納繰越分6万5,000円を減額するものでございます。

下段の款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金、節1 現年度分333万9,000円、節3 後期高齢者支援金455万円の追加で、変更申請による計上でございます。

4 ページをお開きください。款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、節1 財政調整交付金547万6,000円、節2 後期高齢者支援金財政調整交付金447万8,000円の追加は、それぞれ変更申請による計上でございます。

款5 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金、節1 現年度分1,292万6,000円の減額は、交付額の決定による計上でございます。

5 ページをごらんください。款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金1,370万4,000円の減額、目2 保険財政共同安定化事業交付金2,429万6,000円の追加は、それぞれ交付額の決定による計上でございます。

款10繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金3,852万8,000円を減額し、その下、項2 基金繰入金、目1 支払基金繰入金を1,100万円追加するものでございます。

6 ページをお開きください。歳出でございますが、下段の款2 保険給付費、項1 療養諸費、目2 退職被保険者等療養給付費979万2,000円の減額は、退職被保険者数の減少によるものでございます。

7 ページをごらんください。項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費1,637万3,000円の追加は、高額医療の増加によるものでございます。

款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金253万円の減額、次のページをお開きください。款6 介護納付金659万3,000円の減額は、それぞれ交付額の決定によるものでございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金179万円の減額、目2 保険財政共同安定化事業拠出金228万2,000円の減額は、それぞれ拠出金額が決定したことによる減額でございます。

10ページ以降は、給与費明細書となっております。

簡単でございますが、以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第24号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等の必要見込み額の調整による国・県支出金などの補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額から3,781万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,461万5,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第24号 平成27年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金154万8,000円の減額は、介護サービス給付費等の動向によります交付予定額による減額でございます。

次の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は1,064万3,000円の減額でございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金は2,251万4,000円の減額でございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金311万円の減額でございます。

なお、これらの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、現時点における介護サービス給付費の見込みによりまして調整が行われるものでございまして、今回が最終的な交付決定額として補正を行うものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお開きください。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、目1一般管理費58万3,000円の追加計上は、人件費に係る補正が主なものでございます。

款2保険給付費をごらん願います。それぞれの介護サービスごとに項目分けがされておりますが、介護サービス給付費の実績を勘案した支出見込み額によります補正でございます。項1介護サービス等諸費は、要介護認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目1居宅介護サービス給付費は1,734万9,000円の減額、目3地域密着型介護サービス費は531万6,000円の追加、目5施設介護サービス費は3,129万6,000円の減額、目8居宅介護住宅改修費44万9,000円の追加、目9居宅介護サービス計画給付費は21万3,000円の追加の補正をそれぞれ行うものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けている方へのサービス給付費でございます。
目5介護予防福祉用具購入費12万3,000円の追加でございます。

目6介護予防住宅改修費96万円の追加でございます。

目7介護予防サービス計画給付費119万5,000円の追加でございます。

次に、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は269万3,000円の追加、目3特定入所者介護予防サービス費は1万4,000円の追加でございます。

以上、簡単ですが、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。1点だけちょっと確認でお尋ねいたします。

歳入の補正で支払基金交付金のところで、2ページの支払基金交付金2,251万4,000円減額となっておりますけれども、これによって基金残高は幾らになるか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それで、その基金残高の中から、今度新年度予算のほうに交付金として出すかと思うのですけれども、念のためそれをちょっとお伺いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） この歳入は、支払基金交付金とありますが、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。町で持っている介護給付費準備基金の基金とは別の内容でございます。基金繰り入れではございません。基金残高につきましては、当初予算で1月末現在でございますが、約2,200万円の基金残高でございます。よろしくお願いたします。

〔「今、2,200……」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行） 約2,200万円でございます。

〔「それしかないんだ、わかりました。結構です」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第25号 平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長(石木戸道也) 議案第25号 平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、後期高齢者医療広域連合納付金が減額となったことから、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,921万9,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(大澤径子議員) 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長(浅見幸弘) 議案第25号 平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、後期高齢者医療保険料の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主な補正内容でございます。

水色の仕切りから後ろが予算の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料896万2,000円の減額でございます。その下、目2普通徴収保険料574万9,000円の追加でございます。特別徴収と普通徴収を合わせますと321万3,000円の減額でございます。いずれも本年2月時点の調定額により見込んだものでございます。

中段の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金48万5,000円の減額、目2保険基盤安定繰入金14万円の増額は、それぞれ一般会計からの繰入金が決めたことによるものでございます。

下段の款5繰越金7万7,000円の増額は、前年度の繰越額が確定したことによるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金307万1,000円の減額は、保険料や事務費繰入金の減額により広域連合納付金を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長(大澤径子議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第26号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第26号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

- 総務課長（川田稔久） 議案第26号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について説明をいたします。

条例案の後に添付いたしました新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表をお開きください。規約を変更する内容につきましては、上段の別表第1、中段の別表第2の改正でございます。平成28年4月1日から、皆野・長瀬上下水道組合が共同処理している上水道事業について、秩父広域市町村圏組合に移管されることに伴い、「皆野・長瀬上下水道組合」が「皆野・長瀬下水道組合」に名称変更することによる改正と、同じく4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合が加入するため、「埼玉東部消防組合」の次に「草加八潮消防組合」を加えるものでございます。

条例案にお戻りください。条例案、附則でございますが、附則でこの条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、承認第1号以下を順次日程に追加し、ご審議をいただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時56分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。平成28年度与党税制改正大綱が平成27年12月16日に決定され、個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、その施行日が平成28年1月1日となることから、皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）につきまして、内容をご説明申し上げます。

議案2枚おめくりいただきまして、改正条文をごらんください。皆野町税条例等の一部を改正する条例（平成27年皆野町条例第12号）は、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日から施行することから、平成27年3月31日に専決をさせていただき、6月の定例会において承認をいただいたものでございます。

今回の条例改正は、平成27年12月16日に平成28年度与党税制改正大綱が決定されました。その際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。改正番号法の施行日が平成28年1月1日であることから、専決処分を行ったものでございます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。上段、第51条は、町民税の減免を規定しております。第2項では、申請書の記載事項を規定しており、個人番号、法人番号を記載することとしていたものを、個人番号は記載しないことと改めるものでございます。

中ごろ第139条の3は、特別土地保有税の減免を規定し、町民税と同様に個人番号、法人番号を記載するとしていましたが、個人番号は記載しないと改めるものでございます。

今回の見直しは、個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税者等の負担を軽減することを目的としております。

以上、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の新井義虎氏の任期が平成28年9月30日をもって満了することから、次期候補者として宮平裕夫氏を法務大臣に推薦したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定されました。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番、内海勝男議員の退席を求めます。

〔11番 内海勝男議員退席〕

○議長（大澤径子議員） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号 監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

内海勝男議員を選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

11番、内海勝男議員の復席を求めます。

〔11番 内海勝男議員復席〕

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員に申し上げます。

先ほど提案されました監査委員の選任につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたので、本席からご報告申し上げます。



◎同意第3号、同意第4号の説明、同意第3号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

同意第3号と同意第4号は、同じ固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますので、提案理由の説明については一括してお願いいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第3号及び同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の青木信之氏、山口秀一氏の任期が平成28年3月15日をもって満了することから、同意第3号では続けて青木信之氏を、また同意第4号では後任として山崎茂樹氏を選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

◇

◎同意第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

◇

◎同意第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、同意第5号 公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第5号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の豊田信二氏の任期が平成28年3月18日をもって満了することから、後任として浅見雅夫氏を選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。



◎同意第6号の説明、質疑、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第6号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員、新井エク代氏の任期が平成28年3月16日をもって満了することから、後任として野口桂子氏を任命したいので、同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に4番、宮前司議員、5番、常山知子議員、6番、若林光雄議員、以上3人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に4番、宮前司議員、5番、常山知子議員、6番、若林光雄議員、以上3人を指名いた

します。

念のため申し上げます。同意第6号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第6号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎同意第7号から同意第20号の説明、同意第7号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、同意第7号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

同意第7号から同意第20号までは、全て農業委員会委員の任命でありますので、提案理由の説明については一括してお願いいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第7号から同意第20号 農業委員会の委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の委員の任期が平成28年3月31日をもって満了することから、新たに門平喜良氏、大村茂氏、吉岡徳夫氏、齋藤三恵子氏、久保明弘氏、浅見寿太郎氏、黒沢文作氏、四方田忠則氏、若林治氏、高橋健一氏、門平眞一氏、山口明氏、葦原義人氏、長島徳治氏を任命したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第7号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。



◎同意第8号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、同意第8号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第8号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号は同意することに決定しました。



◎同意第9号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、同意第9号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第9号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号は同意することに決定しました。



◎同意第10号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第11、同意第10号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第10号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第11号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第12、同意第11号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第11号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

◇

◎同意第12号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第13、同意第12号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第12号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第13号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第14、同意第13号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第13号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第13号は同意することに決定しました。



◎同意第14号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第15、同意第14号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第14号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第14号は同意することに決定しました。



◎同意第15号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第16、同意第15号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第15号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号は同意することに決定しました。



◎同意第16号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第17、同意第16号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第16号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第16号は同意することに決定しました。



◎同意第17号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第18、同意第17号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第17号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第17号は同意することに決定いたしました。



◎同意第18号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第19、同意第18号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第18号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第18号は同意することに決定しました。



◎同意第19号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第20、同意第19号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第19号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第19号は同意することに決定しました。



◎同意第20号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第21、同意第20号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意第20号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第20号は同意することに決定いたしました。



◎請願の審査報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第22、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。
委員長から、本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。



◎平成27年請願第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 平成27年請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第2号については、平成27年12月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、新井達男議員。

8番、新井達男議員。

〔総務教育厚生常任委員長 新井達男議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 皆野町議会総務教育厚生常任委員会、前委員長、林豊。
請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定に

より報告します。

受付番号、平成27年請願第2号。

付託年月日、平成27年12月17日。

件名、平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願。

審査の結果、不採択。

委員会の意見、請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願の審査について、委員会を平成28年2月15日に招集し、各委員より意見を徴し協議した。

その結果、今回の請願は「不採択」とする。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 質疑のある方。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 委員会の意見ということでここに書かれているのですが、当時の委員長は現在この場にはおりませんが、不採択とした主な理由について、この委員会の主な理由についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） これは前委員長の判断ですけれども、とにかく私も、この件に関しましては国会で既に承認されていることでありまして、あえて地方議会でこれを否決するという事はないということで私は考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

本件は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願書の請願審査結果報告、不採択に対する反対討論を行います。

昨年の9月19日、憲法違反で戦争参加法案と言うべき安保関連法案が、自民、公明両党などの数の暴力によって強行成立しました。この法案に、国民の約6割が反対し、8割以上が法案説明は不十分との大きな世論がある中、国会内の数の力で踏みじった行為は民意を否定した暴挙であります。

そして、安倍首相は説明責任を果たすどころか、ことし1月22日の施政方針演説では、ネパールの巨大地震発生後の自衛隊医療部隊の派遣を取り上げまして、「世界のために汗を流す自衛隊に世界が称賛し、感謝し、そして頼りにしています。その自衛隊がこれまで以上に国際平和に力を尽くす平和安全法制は、世界から支持され、高く評価されています。戦争法案などの批判は、全く根拠のないレッテル張りであった」、このように開き直った演説を行っております。

自然災害からの復旧、復興、そして人道支援のための自衛隊の海外派遣を、私も否定するものではありません。しかし、集団的自衛権容認のもと、海外においてアメリカと一緒に武器や武力を行使し、自衛隊員が殺し殺される、そうした事態につながる海外派兵をひた隠しにし、平和安全保障法制と言いくるめる安倍総理であります。

また、安倍首相は集団的自衛権を認め、「安保法案が成立すれば抑止力につながり、戦争の危険を回避できる」、こう述べておりました。しかし、抑止力を強化するために、法案成立後、既に防衛装備庁が発足しておりますし、民間人の徴用につながる民間船員の予備自衛官化等を防衛省は進めております。2016年度の防衛費についても、初めて5兆円を超える予算案となっております。今でさえ世界で5本の指に入る日本の軍事力、その軍事力を抑止力の名のもとに、さらに軍備増強や軍需生産の拡大につなげることは目に見えております。

戦後70年間、日本が他国から侵略されることも、また攻撃されることも、そして戦闘行為によって自衛隊員が一人も殺すことも殺されることもなかったのは、さきの大戦においてアジアで2,000万人、日本人だけでも310万人のとうとい命が犠牲となり、この血で書かれ、不戦を誓った憲法第9条があったからであります。戦争と武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。その目的を達するために、軍隊、戦力は保持しない。国の交戦権は認めない。こうした不戦、非武装、戦争放棄をうたった憲法第9条が平和を守る力になってきたのです。

切れ目なく海外に派兵し、戦争に参加し、武力行使につながる平和安全保障関連法の廃止を求め、憲法第9条を守るための意見書の提出に賛成し、不採択とした請願審査報告に反対をいたします。議員各位のご理解とご賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 私は、先ほど言ったとおりですので、述べたとおりですので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 賛成ですよね。

○8番（新井達男議員） 済みません。先ほど述べたとおりですので、私は賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 次に、反対討論を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。総務教育厚生常任委員会において、平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願は不採択となりました。私は、この請願の紹介議員でもあります。委員会の不採択に対し、反対の討論を行います。

昨年9月19日に参議院で強行採決され、成立したこの平和安全保障関連法は、憲法9条が禁じている国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法に違反することは明らかです。この法律は、日本を守ることは全く関係なく、日本が攻撃されなくても、アメリカ軍を中心として、多国軍を支援する法律です。国会審議の段階で、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含む、

かつてない広範な人々から批判と反対の声が上がり、関連法が採決された後も、反対や廃止の声は大きく広がっています。世界の紛争地の現状を見ても、世界の歴史を見ても、紛争は武力では解決しません。自衛隊が武器を持ち、海外派兵することで平和は守れるでしょうか。安全は守れるでしょうか。殴ったら、さらに強く殴り返される、終わりのない憎悪が繰り返されるだけです。

日本は憲法のもと、戦後70年間武力を使わず、平和国家として信頼を得てきました。この信頼性を生かし、話し合いや仲介の先頭に立つことが、先進国の中で日本がやるべきことではないでしょうか。皆野町議会として、この関連法の廃止を求める意見書を本議会で採択していただき、国へ提出することを強く求めて私の発言を終わります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はございませんか。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 総務教育厚生常任委員会に付託され、その審査結果に反対ということは、議会全体で総務常任委員会にこの案件は付託されていたわけですが、その委ねた総務教育厚生委員会の結果でございます。その中でいろんな議論が、審議の中で議論もあったと思いますが、それが皆野町議会の考えだという結果が出ておりますので、この審査結果に不採択ということに賛成をいたします。

以上。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結いたします。

これより平成27年請願第2号を採決いたします。

採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、平成27年請願第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

◇

◎陳情の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第23、陳情の審査を行います。

本定例会に提出された陳情は1件で、お手元にご配付いたしました陳情文書表のとおりであります。

◇

◎陳情第1号の上程、報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第24、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第1号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、報告いたします。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第25、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第26、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第27、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたし

ました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤径子議員） 追加日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

- 議長（大澤径子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。
会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

- 議長（大澤径子議員） お諮りいたします。
本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

- 議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。
平成28年第1回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

臨時議長 宮原 睦夫

議長 大澤 径子

署名議員 大塚 鉄也

署名議員 林 太平